拓殖大学論集（317）　　ISSN 1344-6630

拓殖大學論集

政治・経済・法律研究

第 22 巻　第 2 号

2020 年 3 月

大石 高久 教授　退職記念号

論　文

マイダン革命後のウクライナの金融機関 ……高橋　智彦（ 1 ）

1880 年代における日本陸軍の対清情報活動
── 福島安正を中心として ── ……澤田　次郎（ 19 ）

ウィリアム・ペティの政治算術（4）
── ベーコン主義の経済科学 ── ……大倉　正雄（ 77 ）

モンゴル国における政治制度の特徴
── 議会選挙と大統領選挙の考察から ── ……小林　秀高（139）

環境訴訟における検証の意義 ……長島　光一（163）

研究ノート

満洲の開拓と拓殖大学 ……工　一仁（185）

資　料

中華人民共和国農村土地請負法（2018 年改正）および関連事項の紹介
── 農地「流通」の法から権利を切り出す「三権分置」の法へ ……長　友昭（197）

退職教員の挨拶・略歴・研究業績
退職の御挨拶に代えて ── 拓殖大学での 39 年 ── ……大石　高久（215）

拓殖大学 研究所紀要 投稿規則……（221）

「政治・経済・法律研究」執筆要領 ……（223）

拓殖大学政治経済研究所

政治・経済・法律研究　Vol. 22 No. 2, pp. 1–17　　March 2020

マイダン革命後のウクライナの金融機関

高　橋　智　彦

要　旨

ウクライナの金融機関は体制移行後に民族系，ロシア，EU 系の金融機関が各々展開していたが，世界金融危機で IMF の金融支援を受けるなど金融面の脆弱性があった。マイダン革命を経て，ロシアがクリミア半島を実効支配，一部東部地域が紛争地域化する中で，金融機関も混乱し，民族系大銀行などで再国有化が進み，外資系の進出環境の変わる中で，相対的な効率性の変化について実証分析を行った。

実証にあたっては包絡分析法（DEA）を用いた。具体的には入力を預金と預金以外の負債，出力は金利収入と手数料収入として規模に関して収穫可変的な VRS モデルも出力志向型を用いた。

結果は国有化銀行が国の支援を経て効率的となり，外資系銀行は 2 極化した。他の国内民間銀行は効率的なものも散見されるが，一般に低い効率値となった。銀行数は淘汰が進み，ハーフィンダール・ハーシュマン指数（HHI）で見ると若干寡占化が進んでいる。

オルガリヒ（財閥）が率いる銀行も再国有化され，シェアが伸びているが，再国有化銀行を今後に特定のオルガリヒに払い渡すようなことをしてはならない。政治的にも大統領と与党が変わり，従来のしがらみから解かれる良い機会であり，証券市場，証券業務の充実も含めた金融の改革を進めていくことが肝要である。

キーワード：ウクライナ，マイダン革命，再国有化銀行，外資系銀行，効率性

はじめに

旧ソ連のウクライナは 1991 年の独立後，ロシアと EU との距離を注意深く保っていたが，2004 年の EU の東方拡大後にオレンジ革命が起き，大幅に EU に接近した。その中で好景気となり，多くの案件に融資がなされ，外資系金融がそれをけん引した。その後のリーマン・ショックと親ロシアとされるヤヌコビッチ大統領の政権下でこの流れは一巡したが，2013〜14 年にマイダン革命が起きて，親 EU 的なポロシェンコ大統領の下での政権ができる中で，ロシアの干渉も続き，クリミア半島をロシアが占領し，欧米各国がロシア向け経済制裁を行う事態に至った。さらに東部でのロシアとの衝突の中で，一時的に外資系金融は消極的になった。しかし，その後の経済の回復と，一定の安定の中で，金融も為替レートや大型倒産がなくなったという点で落ち着いた感もある。2019 年の大統領選挙ではロシアとも対話する姿勢のゼレンスキー新大統領が

誕生した。その後のウクライナ関連ビジネスが注目される中で，ここではウクライナの近年の金融環境と金融機関を見ていく。

Ⅰ．当研究の背景について

ウクライナの金融は間接金融中心で体制移行国の中でも，欧州先進国から進出した銀行，同じ体制移行国のロシア，ハンガリーから進出した銀行，民族系の銀行が上位行に混在する。

旧ソビエト連邦時代の中央銀行が商業銀行機能も持つ単一銀行制度であるモノバンク，その後の中央銀行の下に貯蓄，開発，輸出入，為替などの専門銀行を持つ二層銀行制度から，民営化の過程でも当初は急速な外資導入の動きにはならなかった。これには政治体制が大きく影響した。他の多くの体制移行国で大統領の職権が制限される中で，ウクライナでは大統領は一院制の最高会議（ラーダ）の同意を経て，内閣形成の主導権を持ち，大きな権限を持つ（松嵜（2019））。歴代の大統領は大きく言って，91 年のクラフチェク大統領下の政権が親 EU 政策をとり，94 年から約 10 年の長期政権となったクチマ大統領下の政権は EU，ロシアとの距離のバランスを取り，2004 年のオレンジ革命を経て発足したユーシチェンコ政権下で EU との関係改善が見えた（東野（2019））。中央銀行家のユーシチェンコが首相，大統領となっていく中でオーストリア，イタリア，フランスの欧州先進国の外資系銀行が地元の有力銀行に出資する形で進出した。しがらみがなく洗練されたサービスを持つこれらの銀行により金融包摂がより良い形で進むことが期待された。この時期に銀行口座を作り，クレジットカードを得た人も多い。

ガスを巡りロシアとの関係には不安定なものがあり，不安要素であったが，2005-2008 年にかけて住宅ブームが進み，他の移行国と同じようにこれを外資系金融機関が促進したこともあり，金利の低い外貨建て住宅ローンなど，建設ブームを迎えた。

しかし，2008 年 9 月のリーマンブラザーズの経営破綻など一連の世界金融危機でウクライナも IMF の金融支援（SBA）164 億ドルの対象となった。

2010 年にヤヌコビッチが大統領となり，ロシアとのガス交渉がまとまり，経済は最悪期を免れたように見えたが，大統領の縁戚や新興財閥の所謂オルガリヒとの癒着への批判が根強くあった。

新興財閥や縁戚との癒着はクチマ大統領の時代からあったが，ヤヌコビッチ大統領の時代には著しかった。

その後，EU，ウクライナの連合協定が進展し，その批准を巡り，ロシア，EU のさや当てが強くなった。結果的に 2013 年 11 月に同政権が連合協定署名を棚上げにしようとしたことが騒動の契機となった。オレンジ革命の舞台ともなったマイダン広場は象徴的な意味を持つ場所で，年明けから人々がマイダン広場とつながる通りに溢れ，いわゆるマイダン革命と言われる動きへと発展していった（Wilson（2014））。2014 年 2 月には政権側と野党で協定を結び，ヤツェニク臨時

内閣下で 5 月に大統領選挙が行われることが決定された。この間，ヤヌコビッチはキエフを離れ，3 月にロシアがクリミア半島を併合するなど強硬姿勢で干渉し，2014 年 4 月 IMF はまたしても金融支援（SBA）170 億ドルを決定した。5 月の大統領選挙で過半数の票を集めたポロシェンコが大統領となると，こうした経緯もあり，対ロシア強硬姿勢をとり，EU との融和姿勢を示したが，ロシアはロシア語を話す人々が多い東部地域に干渉した，いわゆるドンバス地域などはロシアの軍事的干渉の中，安定しないままだった。

表 1　ウクライナ主要指標

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
GDP 成長率（%）	2.2	**−15.1**	4.1	5.5	0.2	**−0.0**	**−6.6**	**−9.8**	2.4	2.5	3.3
一人当 GDP（ドル）	3,945	2,557	2,983	3,590	3,873	3,969	3,054	2,125	2,200	2,656	2,963
インフレ率（%）	25.2	15.9	9.4	8.0	0.6	-0.3	12.1	48.7	13.9	14.4	10.9
失業率（%）	6.4	8.8	8.1	7.9	7.5	7.2	9.3	9.1	9.5	9.7	9.0
人口（万人）	4,596	4,578	4,560	4,545	4,537	4,525	4,276	4,259	4,242	4,222	4,205
外貨準備（億ドル）	315.4	265.1	345.8	317.9	245.5	204.2	75.3	133.0	155.4	188.1	208.2

（出所） IMF

こうした中で 2014 年の経済成長率は大幅マイナス成長となり，近隣のポーランドなどへの流出から人口も 250 万人程度が流出した。通貨に下落圧力がかかり，外貨準備が払底したことからドルペッグ制を維持できなくなり，通貨は下落，インフレ率が高騰した。また，人口減にもかかわらず，失業率は高止まった。東部に鉄鋼業など多くの産業基盤があることから，東部の政情不安は経済，金融に大きな痛手となった。2015 年にミンスクで一定の合意後も戦闘は縮小されたものの続いた。2015 年には IMF は 175 億ドルの EFF（拡大信用供与）を認めた。

産業活動が低迷し，通貨が急落する中で銀行システムも混乱した。多くの銀行がウクライナ国

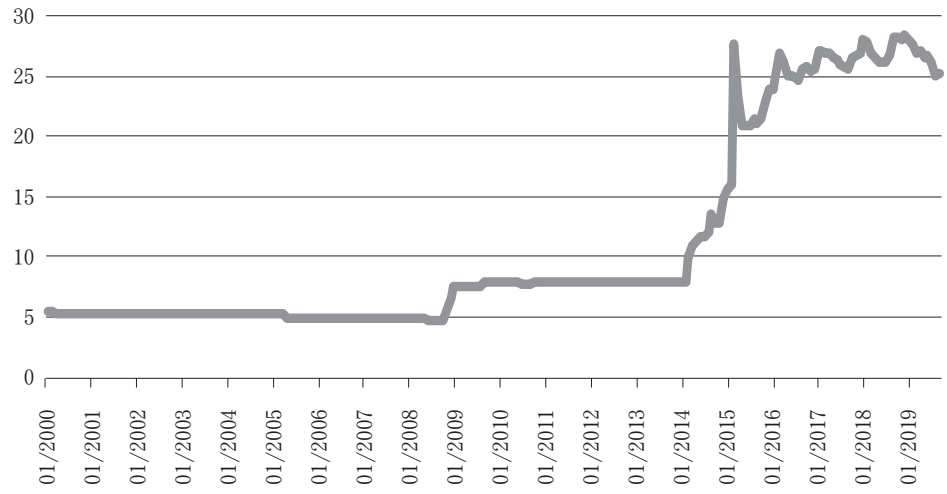

（出所） CDM NEXT

図 1　フリブナ対ドルレート

立銀行（中央銀行）が目安としている自己資本比率 5%を割り込み，総資産 4 位だったウクライナの実業家が経営していたデルタ銀行，同 11 位でセンターガス持ち株会社が大株主だったナドラ銀行など数行が経営破綻に追い込まれた。政府，中銀は 2015 年には大銀行のオシャド銀行，ウクライナ輸出入銀行，2016 年末には最大の銀行であるプリヴァト銀行を国有化し，主要銀行を国有化し，資本注入など強化を図った。このプリヴァト銀行は代表的なオルガリヒのコロモイスキーらが経営していた銀行であり，紛争のある東部へのエクスポージャーが大きかった。国有化をめぐり，憶測も多かった。国有化，資本注入などは過去の金融危機でも行われた措置であり，それによる競争環境の変化こそ当論文でも重視するところであるが，不良債権が巨額となり，欠損は資本を食い，資本不足額が巨額となった。資本不足額は IMF の試算で GDP 比 7%にもなった（IMF（2017））。資本注入や預金保証にはコストがかかり，国家再建の足かせとなった。

ウクライナでは直接金融は盛んでなく，ほとんどが銀行経由の間接金融となっている。ウクライナ証券取引所は世界金融危機後はモスクワ証券取引所の資本などが入ったが，運営は順調にいっていない。現状では銀行経由の資金調達ができなければ，事実上企業の資金調達は途絶えてしまう。Nedbalyuk（2018）は経済への証券取引所の重要な貢献を唱えている。経済の発展には証券市場の発展が不可欠であることを示し，先物や商品市場などとの相乗効果などを唱え，取引所の活性化を主張している。Kochnev（2019）では東部でのロシアとの戦火拡大がウクライナの株価に与える影響を 2 段階マルコフスイッチングモデルで実証している。戦況が良い場合に良い影響，戦況が悪い場合に悪い影響を与えるとして計測を行った。その結果，1%の戦闘回数など戦火の広がりは，ウクライナ証券取引所の PFTS インデックスに対して，戦況が悪い時には▲0.03%，戦況の良い時には＋0.04%の影響を与えるとした。これでいけば，概して戦況が不利なために証券取引に悪い影響を与えたと思われる。

ポロシェンコ大統領の政権は発足の経緯から過度に反ロシアの政策を取り，不安定要因ともなったが，その後期には経済は落ち着きつつあり，失業率もピークアウトし，成長はかろうじてプラスだった。国民の中にはロシアとの関係打開，東部の混乱収拾を望む観点から，反ロシア的な色彩が薄いゼレンスキーが 2019 年の大統領選挙に勝ち就任した。既に東部紛争地域などを巡り，ロシアとの対話が始まっている。戦況激化はこれまで海外への移民の増加という形での人口の減少をもたらし，成長の足かせとなっていた。ただし，移民の本国送金により第 2 次所得収支改善を通じての経常収支改善効果もある。EU, EBRD にも支援の動きがあり，他方，米国の大統領選挙絡みの疑惑に巻き込まれるなど同国を巡る諸勢力のさや当ては強まっている。

Ⅱ．関連研究

ウクライナの銀行を扱った先行研究にはウクライナの銀行のみを扱った研究と他の旧東欧体制移行国とともにウクライナの銀行を扱ったものがある。

早期にウクライナの銀行を扱ったものには規模の利益を検証した Mertens, Urga（2001），監督体制を考察した D'yakonova（2008）などがある。

東欧全体を扱いながらウクライナの銀行も分析した例では Gregorian, Manole（2002），Fries, Taci（2005）があり，どちらもウクライナの銀行の効率性は相対的に低いとした。

上記の研究は高橋（2015）でもより詳しく扱っている。

その後，近年のマイダン革命後前後のウクライナの銀行を巡る研究では次のものがある。Ahmad, Kots, Lyashenko（2015）では確率フロンティア手法（Stochastic Frontier Analysis, SFA[(1)] を用いて 2011–14 年のウクライナの銀行貸出の技術的効率性について実証し，銀行貸出能力をインターバンク等からの調達，預金，管理費用などで回帰し，効率性を計算した。また銀行貸出の実体経済への影響を重視している。

高橋（2015）ではマイダン革命の影響が出る直前の 2013 年のウクライナの資産上位行を対象に確率的フロンティア分析（SFA）と包絡分析法（Data Envelopment Analysis, DEA）を併用し，預金や預金以外の資金を用いて外資系と国内系の銀行の効率値を検証した。国内に様々な革新をもたらしてきた外資系も融資業務から入る金利収入をアウトプットとして計測した場合にはこの段階では効率性に優位性はないものの，さらに DEA を用いて手数料収入の入るニュービジネスをアウトプットに加えて考慮するとカードなど新しいビジネスを持ち込んだ外資が効率的とした。それ故に外資の撤退などが起きた場合の懸念を示していた。

Vasilyeva, Sysoyeva, Vysochyna（2016）では 2013–2015 年のデータで計算した Z スコアなども用いてウクライナの銀行システムの安定に影響を与える要素を実証分析で考察した。高い金利への感応度や薄い資本の中，外貨建て負債がシステムの安定にマイナスの影響を与えるとした。逆に総収入に占める金利利鞘は銀行システムにプラスの影響を与えるとしている。Sobolieva, Sobolev, Sobolieva（2017）では国有化の際にオシャド銀行とウクライナ輸出入銀行が内閣，プリヴァト銀行とウクルガス銀行が財務省に帰属することで，監督する側とされる側で利益相反が生じているとして，ウクライナでは政治エリートが対立する中で，利益相反が銀行経営に反映されることに懸念を示した。

Ⅲ．各種計測とデータ

銀行の効率性を測定するアプローチは労働や資本を入力としてバランスシートの両側の貸出や預金を出力とする生産アプローチと資金を調達して貸出を行う過程を入出力とした銀行仲介アプローチが二大アプローチとして用いられてきた。近年では銀行の業務とバランスシートの複雑化，複数出力の際の効率性を測定できる包絡分析法（DEA）の定着などを踏まえ，業務機能を勘案して入力に金利コストやその他のコストを入れ，出力に金利収入や非金利収入を選ぶオペレーティングアプローチ，入力にやはり金利コストやその他コスト，出力に貸出や預金を出力とする付加

価値アプローチなどがある。それぞれの状況によってアプローチが選択されてきた。新興国の銀行を扱う研究も増加したが，新興国の財務データは必ずしも良質ではなく，データ制約が厳しく，会計基準も統一されていないため，様々なアプローチ，あるいは混合アプローチの選択が考えられる。

どのアプローチを採用するのかはその国の事情，途上国の場合はデータ制約の状況にもよる。ウクライナの場合は従来はシンプルで預金を集め，貸出を行うために金融仲介アプローチが適用しやすかった。しかし，経済，社会の混乱の中で不良債権問題が大きくなり，貸出を行う与信コストが大きくなり，金利収益に加え，非金利収益の重要性が増加している。

ここでは近年の状況を見るためにマイダン革命のあった 2014 年末時点から 2018 年末時点でウクライナ中央銀行が提供するデータを用いた。データ制約も考え，入力は預金と預金以外の負債，出力はオペレーティングアプローチの要素を考え，金利収入と手数料収入として 2 入力 2 出力とした。出力を費用を差し引いた収益としなかったのは，不良債権による与信コストの影響が大きく影響するために，収益力を見るのに適さないとみたからである。計量ソフトはオーストラリアのニューイングランド大学の効率及び生産性センター（CEPA）の DEAP 2.1 を用いて計測を行った。

高橋（2015）では確率的フロンティア手法（SFA）と DEA を併用したが，その後生産物としての手数料などの非金利収入の役割が増しており，複数の生産物を想定した方がよいために，DEA を用いて経年の変化を見ることとした。SFA など統計的手法では誤差項の分布の設定，関数の形式などに設定の判断の余地があり，決定論的な手法では DEA のタイプの選択，入力志向型と出力志向型の選択などに判断の余地がある。また，規模に関して収穫を一定なモデル（CRS モデル）を選択するか，又は可変的なモデル（VRS モデル）を選択する手法がありどちらかを選ぶという問題もある。スラック基準モデルのように余剰を用いる分析（SBM モデル）など近年特に多様化している。ここではシンプルな VRS モデルを用いている。CRS モデルとしなかったのは極端に効率的な銀行の影響を受け過ぎないためと，国有化されたシェア 10%前後の銀行と他の銀行が規模が違い過ぎるためである。

計測では 2 入力 2 出力の出力志向型の DEA を用いた[(2)]。出力志向としたのは過去に高橋（2015）で生産関数と比較したことや，途上国では市場が急成長していく過程で入力削減以上に出力増加を目指す傾向が強い ── などの理由による。刀根（1993）や Coelli（1996），末吉（2001），Fried et al（2008）を参考に示すと，今，規模に関して収穫が可変的で一定の入力で最大の出力を生み出す時のモデルは下記のようになる。

入力データ行列 X（X は（m×n）型の行列），出力データ行列 Y（Y は（s×n）型の行列）とすると下記のようになる。

$$X = \begin{pmatrix} x_{11} & x_{12} & \cdots & x_{1n} \\ x_{21} & x_{22} & \cdots & x_{2n} \\ \cdot & \cdot & \cdots & \cdot \\ x_{m1} & x_{m2} & \cdots & x_{mn} \end{pmatrix} \qquad Y = \begin{pmatrix} y_{11} & y_{12} & \cdots & y_{1n} \\ y_{21} & y_{22} & \cdots & y_{2n} \\ \cdot & \cdot & \cdots & \cdot \\ y_{s1} & y_{s2} & \cdots & y_{sn} \end{pmatrix}$$

$$\begin{aligned} &\mathrm{Max}_{\Phi,\lambda} && \Phi && (1) \\ &\text{sub to} && -\Phi y_i + Y\boldsymbol{\lambda} \geqq 0 && (2) \\ &&& x_i - X\boldsymbol{\lambda} \geqq 0 && (3) \\ &&& \boldsymbol{e\lambda} = 1 && (4) \\ &&& \boldsymbol{\lambda} \geqq 0 && (5) \end{aligned}$$

ここで目的関数値 Φ の逆数が効率値となる。x_i は m 次元コスト投入量ベクトル，y_i は s 次元の出力量ベクトル，e は全ての要素が 1 である n 次元行ベクトル，λ は n 次元の非負ベクトルである。規模に関して収穫一定の場合は(4)式は $0 \leqq e\lambda \leqq \infty$ (4)′ となる。

CRS モデルと VRS モデルでは効率値はかなり異なる。図 2 で CRS モデルと VRS モデルの双方のフロンティア上にある B 銀行はどちらでも効率値は 1 になる。A 銀行，C 銀行は VRS のフロンティア上にあることから VRS モデルでは効率値が 1 となるが，CRS モデルでは効率的とはならず，1 未満となる。どちらのフロンティア上にもない D 銀行はどちらの場合でも非効率となり効率値は 1 未満となり VRS モデルでの効率値は CRS モデルでの効率値を上回る。入力面

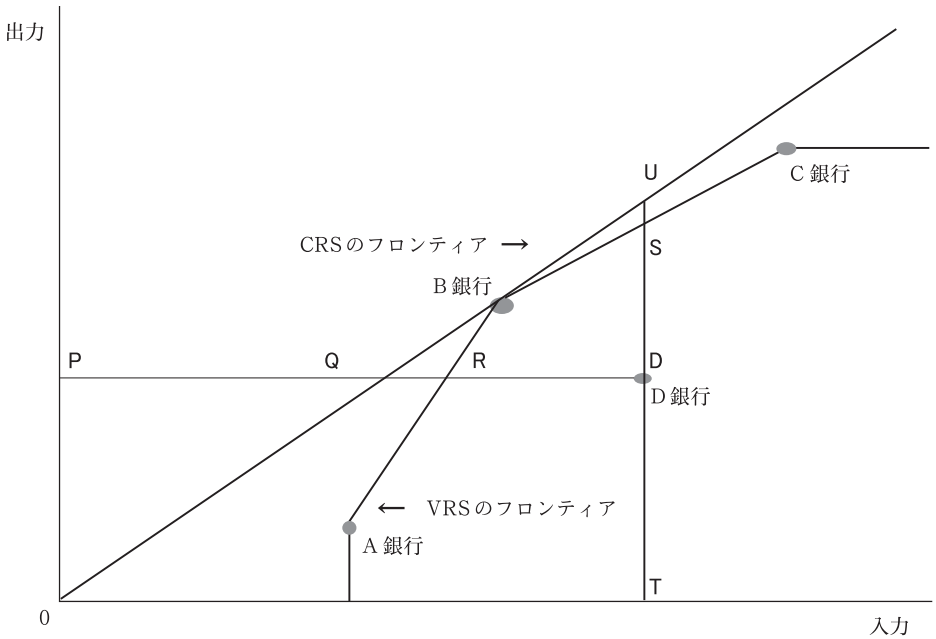

（出所） Cooper, Seiford, Tone（2007）より筆者作成。

図 2　1 入力 1 出力の CRS と VRS の際の効率性の概念図

を重視した時に CRS での効率性は図の PQ/PD，VRS モデルでの効率性は PR/PD となり，出力面を重視した時に CRS モデルでの効率性は TD/UT，VRS モデルでの効率値は TD/ST（Coelli（1996））と VRS モデルでの効率性の方が大きくなる。どちらを用いるのかは状況によるが，先述のように規模が異なり，極端に良い主体がある場合には CRS モデルでは一つを除いてほとんどの効率性が悪くなってしまう傾向がある[3]。繰り返しになるが，ウクライナの銀行の場合は規模がかなり異なり，金利収益は与信コストの問題があることから，非金利収入も拡大していかねばならず，出力ベースの VRS モデルを適用した。

DEA のここでの効率性は一般的に技術的効率性というもので，資源配分上の効率性を保証するものではなく，今ある技術を使って生産できる最大量に対しての割合を指す[4]。

データはウクライナ国立銀行（中央銀行）に年々の財務報告があった銀行で同中央銀行の際とで財務データが公表されているものの内，流動性を失ったものを除いて用いている。

2014 年が 158 行，2015 年が 109 行，2016 年が 93 行，2017 年 84 行，2018 年 77 行について VRS モデルの出力志向で全行について計算し（表 2 参照），その中で 2018 年の資産規模が上位 35 行に入った銀行の年々の効率値を表 3 に掲載している。

表 2　記述統計量

（単位：百万フリブナ）

		出　力		入　力	
		金利収入	手数料収入	預　金	負債（除預金）
	平均値	975	164	4,545	2,850
2014	最大値	29,185	3,912	141,338	52,337
	最小値	0	0	0	0
n＝158	標準偏差	2,943	479	13,771	8,076
	平均値	1,256	230	6,872	3,464
2015	最大値	32,256	6,043	178,121	66,733
	最小値	9	0	0	0
n＝109	標準偏差	3,887	698	21,284	11,188
	平均値	1,467	337	9,138	2,895
2016	最大値	33,079	10,968	180,945	71,273
	最小値	7	0	0	0
n＝93	標準偏差	4,312	1,226	26,260	9,904
	平均値	1,510	442	11,066	3,106
2017	最大値	23,036	14,609	208,589	67,970
	最小値	9	0	2	1
n＝84	標準偏差	3,742	1,695	30,455	10,204
	平均値	1,828	661	12,480	3,165
2018	最大値	30,769	19,590	224,951	73,236
	最小値	24	0	0	2
n＝77	標準偏差	4,532	2,362	33,401	10,505

（注）　最小値がしばしばゼロとなるのは経営が破たんしかけている時や国営化の途中に期末を迎えた銀行や小規模銀行があるため。計算上支障がある際には 0.001（千）フリブナとして処理。

Ⅳ．実証結果

計測結果はプリヴァト銀行など国有化された大銀行が，高い効率値となった。2019 年 1 月 1 日時点で資産上位 35 行の年々の効率値を遡及して掲載した。ここで 35 行としたのは以前にウクライナ国立銀行が銀行を 4 つのグループに分けていた時の第 1 グループと第 2 グループに仕分けられていた銀行数を目安にしたからである。実際には年々の財務情報が入り，流動性を維持している全銀行（表 2 の年々の n 行）について効率値を計算している。

ウクライナを代表するオルガリヒが所有していたプリヴァト銀行は国有化の前後ともに効率的となった。

かつて貯蓄銀行であったオシャド銀行は公的管理の中で 2017 年は効率的となったが，2018 年はやや効率値を下げた。ウクルガス銀行も同様の経緯となった。ウクライナ輸出入銀行は効率的とはならなかったが，全国の主要な都市に展開している店舗網もあり，期間中高い効率値で推移した。総じてこれら国有化銀行は資本注入などもあり，信用補完による調達コストの下落などもあり，高い効率値で推移した。

外資系銀行は結果が二極化した。

外資系銀行の効率値が注目されるのはマイダン革命前後の混乱を経て，投入した人的資本や店舗など実物資本に見合う利益が出なければ，撤退する可能性があるためである。

先述のように移行国に進出した欧米から入った外資は金融市場での資金調達に不可欠な信用を与え，その国に存在しなかったサービスをもたらしたとされている。また現下のウクライナで課題となっている不良債権処理のノウハウや今後必要な洗練されたコーポレート・ガバナンスのノウハウも持っている。従って西欧，米国から参入した銀行の効率値が注目された。またソビエト時代からのロシア資本の外資も紛争とポロシェンコ大統領時代の反ロシア戦略と欧米の対ロシア

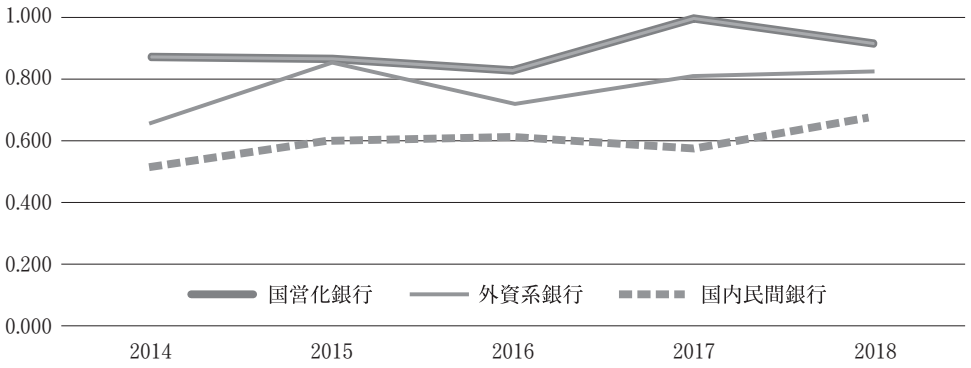

注 1　DEA モデルによる効率値に関する推計結果のまとめ。
注 2　国営化銀行とは 2018 年時点で国営化されていた主要 4 行の平均値。

図 3　資本別大規模銀行平均効率値

経済制裁の中でどうなっているかが注目された。欧米諸国の経済制裁はウクライナに進出しているズベルバンクなどロシアの国有銀行に対して行われた。

米国資本のシティバンクは高コストの負債減少から 2017, 2018 年は効率的となっている。

西欧系では以前よりオーストリアのライファイゼン銀行がライファイゼン・アヴァル銀行として進出しているが，概ね効率的となった。イタリアのウニクレジットはウクルソツ銀行に出資しているが，一時期効率的に展開できず，2018 年にようやく効率的となった。ドイツからはドイツ銀行が来ているが，一時期の苦戦から徐々に効率値が上がってきている。ドイツ資本の入ったプロクレジット銀行は外資系の平均をやや下回って推移している。フランスでは BNP パリバがウクルシブ銀行，またクレティ・アグリコールが展開してしているが，近年，効率値はあまりよくない。オランダの ING バンクウクライナもじり貧傾向となっている。ギリシャ資本のピレウス銀行も低迷したままである。総じて西欧先進国系資本はあまり相対的に効率的とはなっていない。外資の中で全体を押し上げているのは旧ソ連・東欧系の銀行である。

ハンガリーのトップバンクである OTP 銀行はブルガリアやバルカン半島など旧東欧圏に進出しているが，ウクライナにも進出している。一時，2014 年に非効率的となったものの，外貨建て住宅ローンが多かった展開を見直し，フリブナ下落を勘案してフリブナ建て住宅ローンに転換し，紛争地域の支店を減らし，法人向けローン比率を増加させるなどから（OTP GROUP (2017)），2015 年以降は効率的となっている。ポーランド資本のクレド銀行はなかなか効率的にならず，小さいながらもアイディア銀行は近年効率的となっている。

EBRD と EU は 2019 年 10 月にウクライナの中小企業に 1 億 2 千万ユーロの資金調達支援，7,000 億ユーロの現地通貨フリブナをライファイゼン・アヴァル銀行，プロクレジット銀行，OTP 銀行といった EU 系外資銀行が提供すると発表した。2018 年で OTP 銀行は効率的，ライファイゼン・アヴァルはほぼ効率的，プロクレジットは非効率的となっているが，EBRD と EU の支援は今後のこの 3 行の効率値への正の影響をもたらすと見られる。

外資でもロシアの銀行の事情はやや複雑である。元々ソビエト連邦時代からウクライナで展開していたこともあり，国有化された銀行に次ぐ資産規模上位に名を連ねるが，先述のようにズベルバンクなど欧米諸国のウクライナを巡るロシアへの制裁措置の対象になった銀行もあり，これらの銀行への一定期間以上のファイナンスを禁じるなど資金調達に影響が出た。また紛争地域はロシア語圏でもあるためにロシアの銀行が多くの店舗を展開している。反ロシア，愛国的な動きでこれらの銀行に対する反対勢力の軍事行動も懸念された。

そんな中でアルファ銀行は手数料収入を伸ばし 2017–2018 年に効率的，逆にズベル銀行は規模を縮小する中で 2015–2018 年と効率的となっている。プロムインベスト銀行は 2016 年まで効率的となったが，2017 年から金利収入減少から少し効率値が落ちた。全般に外資の中では効率的となっている。

国内資本で国有化されなかった銀行は総じて規模も小さく，効率性も劣るが，ドネツクに拠点

表 3　DEA 計測結果（効率値）

日本語表記	英語表記	2019 年初頭の資本	2014	2015	2016	2017	2018
プリヴァト銀行	PrivatBank	国有化	1	1	1	1	1
オシャド銀行	Oschadbank	国有化	1	0.996	0.72	1	0.893
ウクライナ輸出入銀行	Ukreksimbank	国有化	0.778	0.831	0.802	0.979	0.945
ウクルガス銀行	Ukrgazbank	国有化	0.714	0.633	0.795	1	0.814
ライファイゼン・アヴァル銀行	Raiffeisen Bank Aval	オーストリア	1	1	0.581	1	0.969
アルファ銀行	Alfa-Bank	ロシア	0.88	0.96	0.89	1	1
ズベル銀行（ロシア貯蓄銀行）	Sberbank	ロシア	0.975	1	1	1	1
第一ウクライナ国際銀行	FUIB	自国民間	0.572	1	0.745	1	1
ウクルシブ銀行	UkrSibbank	フランス	0.712	0.887	0.663	0.95	0.695
プロムインベスト銀行	Prominvestbank	ロシア	1	1	1	0.883	0.867
ウクルソツ銀行	Ukrsotsbank	イタリア	0.603	0.662	0.581	0.707	1
OTP 銀行（ハンガリー貯蓄銀行）	OTP Bank	ハンガリー	0.868	1	1	1	1
クレディ・アグリコール	Credit Agricole Bank	フランス	1	0.817	0.637	0.858	0.801
ピウデニー銀行	Pivdennyi	自国民間	0.574	0.653	0.593	0.619	0.623
シティバンク	Citibank	米国	0.309	0.924	0.746	1	1
プロクレジット銀行	ProCredit Bank	ドイツ	0.558	0.647	0.626	0.694	0.663
TAS 商業銀行	TAScombank	自国民間	0.563	0.557	0.538	0.806	0.726
クレド銀行	Kredobank	ポーランド	0.44	0.653	0.626	0.693	0.631
ドニエプロ信用銀行	Bank Credit Dnipro	自国民間	0.725	0.68	0.347	0.58	0.705
ING 銀行ウクライナ	ING Bank Ukraine	オランダ	0.459	0.903	0.703	0.718	0.631
メガ銀行	Megabank	自国民間	0.396	0.553	0.498	0.485	0.377
ユニバーサル銀行	Universal Bank	自国民間	0.394	0.393	0.759	0.539	0.784
国際投資銀行	IIB	自国民間	0.367	0.403	0.333	0.32	0.312
ボストック銀行	Bank Vostok	自国民間	0.446	0.53	0.48	0.55	0.514
A 銀行	A-Bank	自国民間	1	0.719	1	1	1
アイディア銀行	Idea Bank	ポーランド	0.895	1	0.896	1	1
産業銀行	Industrialbank	自国民間	0.503	0.539	0.464	0.466	1
海上輸送銀行	MTB BANK	自国民間	0.487	1	1	0.356	0.542
投資貯蓄銀行	Bank for Investments and Savings	自国民間	0.422	0.525	0.459	0.766	1
プラヴェックス銀行	Pravex-Bank	EBRD	0.536	0.854	0.609	0.396	0.676
ドイツ銀行	Deutsche Bank DBU	ドイツ	0.249	0.762	0.82	0.693	0.977
ピレウス銀行	Piraeus Bank	ギリシャ	0.233	0.449	0.351	0.36	0.342
グローバス銀行	Globus	自国民間	0.371	0.371	0.455	0.413	0.622
クリアリングハウス	Clearing House	自国民間	0.364	0.493	1	0.262	0.283
フォワード銀行	Forward Bank	ロシア	1	1	1	0.834	0.875

（注）　英語表記は中央銀行の表記による。

のある第一ウクライナ銀行は規模も大きく，手数料収入も伸び，効率的となった。規模の小さい銀行では A 銀行が収入が堅調なことからほぼ毎年効率的となった他，2018 年は産業銀行が金利収入増，投資貯蓄銀行も手数料収入増から効率的となった。

DEA で効率値が 1 にならなかった銀行が目指すべき目標となる銀行は一般に異なるが，目標となった銀行群を参照集合という。他の銀行の目標となった数では大規模銀行ではウクルソツ銀行が 15，プリヴァト銀行とズベル銀行が 12，やや規模の小さいところではアイディア銀行が 26，A 銀行が 20 といったところが多いところである。

なお，本推計のロバストチェックとして CRS モデルでも実証を行っているが，例えば 2018 年では資産シェア 0.1%台以下のところが効率的となり，資産上位行は効率的とされた銀行から距離があるために総じて CRS モデルの数値は低くなる。資産上位 35 位までの上位行で VRS モデルも CRS モデルも効率的となった銀行はない。しかし，上位 35 行の内，VRS モデルで効率的となった投資貯蓄銀行，産業銀行，A 銀行といった中堅行が CRS モデルの効率値の高いベスト 3 となり，VRS モデルの結果を裏付けている。

危機の中で一時国有化などもある中で銀行の集約は進んだのであろうか。多くの移行国でトップバンクが外資に買収され，寡占が進んでいたのに対して，ウクライナの銀行の資産の集中度は以前は高くはながった。ウクライナ中央銀行の統計を元に銀行資産の集中度を示すハーフィンダール・ハーシュマン・インデックス（HHI）をウクライナ国立銀行に業績報告があった年々の銀行について計算すると変化してきている。

ハーフィンダール・ハーシュマン・インデックス（HHI）とは集中度を表し，例えば 100%のシェアを持つ独占企業であれば $1\times100^2 = 10{,}000$ となる。1 を満点とする表示もある。各国の公正取引委員会などでも参考にしている数値で 1,000 を超えたあたりから寡占の目安にしている指数である。

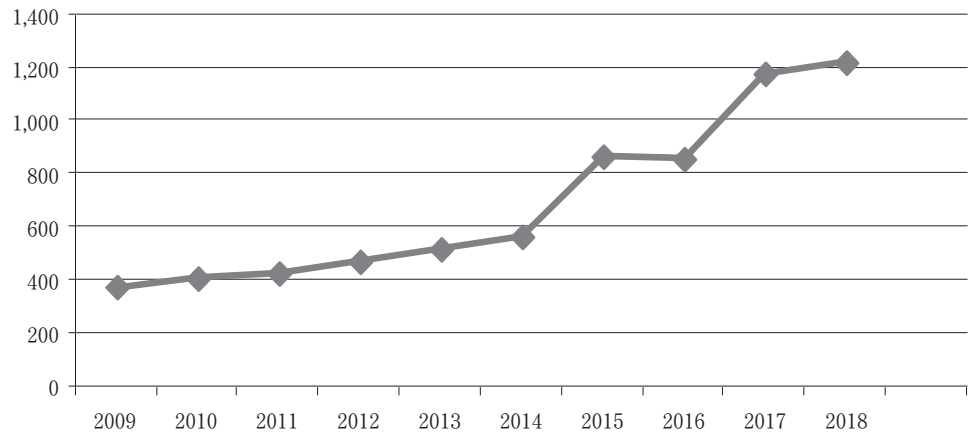

（出所） ウクライナ国立銀行に報告があった年々数値で筆者計算。

図 4　HHI

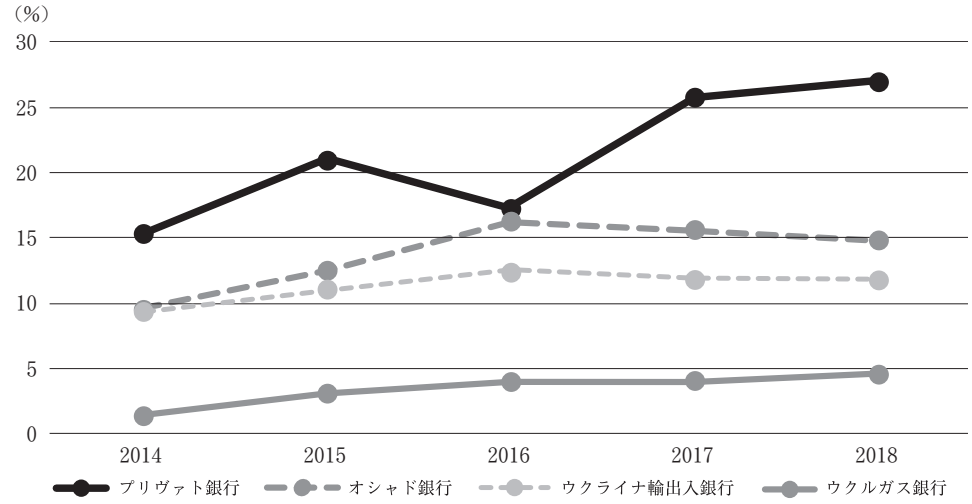

（注） シェア＝各行の総資産/中銀に報告のある銀行の内，流動性がある銀行の総資産。

図 5　国有化された銀行のシェアの推移

実際に算出するとマイダン革命後の 2015 年に数値が急上昇し，さらに 2017 年には緩やかな寡占の目安である 1,000 を超えた。

ウクライナ中央銀行発表の 2019 年 1 月 1 日時点での資料で計算すると資産シェアはプリヴァト銀行が 27.2%，オシャド銀行が 15.0%，ウクライナ輸出入銀行が 12.0%，ウクルガス銀行が 4.8%，国有化銀行のシェアは 59.0%にも達する。

市場の競争度が上昇する中で非効率な銀行から効率的な銀行にシェアが動くのは Demsetz（1973）などで説かれる効率性仮説，すなわちある企業が他よりも効率的だからそのシェアが高くなるという仮説の成立する時だが，ここでは国有化などで市場の競争が損なわれる中で国有化された銀行の効率値とシェアが上昇している。

既存研究との関係では Ahmad, Kots, Lyashenko（2015）にあるように貸出の実体経済への影響は重要であり，その結果である金利収入も出力とした計測では，担い手の効率値に変化もある。担い手の寡占化も進み，影響が懸念される。

Sobolieva, Sobolev, Sobolieva（2017）でも懸念していた国有化が続いており，利益相反の懸念もある中で当面は国有化されたままで推移しそうである。大型銀行の再民営化に欠かせない証券市場の整備も行わなければならない。

おわりに

ウクライナはマイダン革命により，EU により近づいたかと思われたが，ロシアのクリミア半島占拠で軍事・交通の重要拠点を制御できなくなり，さらにドンバス紛争で東部の工業地帯も制御不能となり，経済規模は縮小し，金融機関も苦境に陥った。一部大手金融機関の破綻を受け，

撤退する外資もある中で当局は金融機関の整理統合を進め，大手銀行のいくつかは国有化された。

計測結果などからは先述のように資本注入により信用が増し，調達コストが下がり，利鞘が大きくなり，不良債権への引き当て余力が増すなど，収益性が増加した国有化された銀行が相対的に効率的となり，シェアも拡大している。これは効率性仮説が成立したというより，整理淘汰の中で国有化された銀行が，様々な支援措置を得て相対的に有利となったことによる。

市場の競争度が低まる中で効率性仮説が成立しているわけでもなく，国有化銀行のシェアは上昇している。問題は今後だが，シェアの拡大した銀行を特定のオルガリヒなどに払い渡すようなことは市場活性化や透明化に欠かせないコーポレート・ガバナンスの観点からもしてはならない。融資関係の透明化こそが今後の市場健全化に必要である。

幸い，政治経済ともに新しい局面を迎えつつあり，証券市場，証券業務の充実も含めた金融の改革を進めていくことが肝要である。

謝辞

当論文は拓殖大学政治経済研究所の研究助成（2019 年度）を受けている。

取材に訪問したキエフ国立貿易経済大学（KNUTE）の皆様の協力に感謝したい。

《注》

（1） SFA に関してはトランス・ログ関数などもよく用いられるが，高橋（2015）では下式のように簡単なコブ・ダグラス生産関数を用いて生産フロンティアを推計し，フロンティアと各主体の数値との距離から非効率性を推計した。

$$\ln(I_i) = \alpha_0 + \alpha_1 \ln(D_i) + \alpha_2 \ln(O_i) + (v_i - u_i) \qquad (*)$$

I_i ；i 銀行の金利収入
D_i；i 銀行の個人，法人の顧客からの預金
O_i；i 銀行の D_i 以外の負債
v_i ；誤差項～N (O, σ_v^2)，半正規分布に従う
u_i ；非効率性～N (O, σ_u^2)，半正規分布に従う。

効率値は $\exp(-u_i)$ となり，v_i と u_i は互いに無相関。
また　$0 \leqq \exp(-u_i) \leqq 1$　となる。
DEAP と同じ CEPA が提供する Frontier 4.1 では Coelli（1996）などに基づき計算にあたり多段階の最尤法が用いられている。

（*）式において　$\sigma^2 = \sigma_v^2 + \sigma_u^2$
$\gamma = \sigma_u / \sigma_v$

（*）式の係数 α と σ^2 の推計値を最小二乗法で γ の尤度関数を求め，最尤法で効率値を計算している。

（2） DEA とは Data Envelopment Analysis の略。パラメータは入力データに未知の入力ウェイトを

かけた仮想的入力で出力データに未知の出力ウェイトをかけた仮想的出力を除した比率を最大にするように決まる。

対象となっている主体（Decision Making Unit：意思決定主体）i の活動を DMU_i として入力を x 出力を y とすると，例えば簡単な規模に関して規模に関して収穫一定のモデルの 2 入力 2 出力の問題では次のようになる。

$$\text{仮想的入力} = w_1 x_1^i + w_2 x_2^i$$
$$\text{仮想的出力} = u_1 y_1^i + u_2 y_2^i$$

この時

$$\text{Max} \quad (u_1 y_1^i + u_2 y_2^i)/(w_1 x_1^i + w_2 x_2^i)$$
$$\text{Subject to} \quad (u_1 y_1^i + u_2 y_2^i)/(w_1 x_1^i + w_2 x_2^i) \leqq 1$$

となるようにウェイト係数の u_1，u_2 あるいは w_1，w_2 が決まる。なおこれらウェイトは非負である。

入力を所与として出力を最大化する出力志向型のモデルと出力を一定に入力を最小化する入力志向モデルに分かれる。

（3） DEA の表記には双対問題や余剰分を補って書く表記も多い。開発者の頭文字を組み合わせて CRS モデルを CCR モデル，VRS モデルを BCC モデルと表記するものも多い。近年のオペレーションズ・リサーチの発展により DEA は余剰を用いるものや時間経過によってフロンティアが変化していくもの，ネットワークを考慮したものなど多様化，高度化している。他方，経済学系論文で用いられるものは回帰分析や多期間のものを考慮したものはあるものの，経済学的言語での説明可能性の問題などからか，判別分析で二段階推計をするモデルなどで補いながらも基本的にはこの VRS モデルや CRS モデルなど比較的初期のモデルが多い（近年のモデルの詳細は例えば Cooper, Seiford, Tone (2007)）。

（4） 技術的効率性は技術的要素に基づいて計算される効率性で 2 入力 1 出力モデルで説明すると C 点の技術的効率性は OB/OC となり，資源配分の上で効率的なのは効率的フロンティアと等費用線が交わる D 点となる。資源配分も考慮した費用効率性は D 点を通る等費用線と OC が交わる点 A を用いて OA/OC となる（Farrell（1957），刀根（1993））。費用効率性は一般に技術的効率性よりも小さく，経営の巧拙を表すマネジメント効率性は費用効率性を技術的効率性で除したもので OA/OB となる（刀根（1993））。

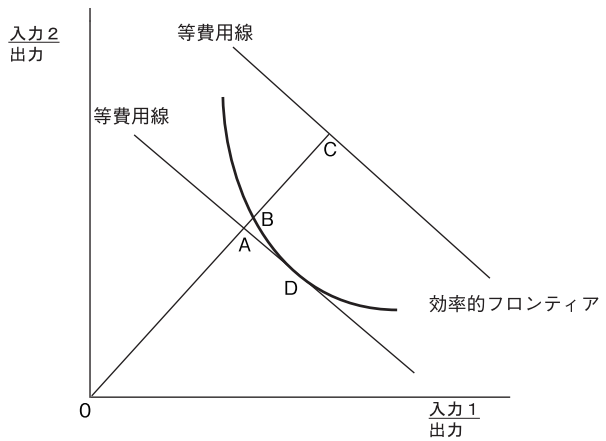

参考文献

Ahmad, A. M., Kots, P. G., Lyashenko, V.V., "Bank Lending Efficiency in the Real Sector of the Economy of Ukraine within the Period of 2011 to 2014 Years", Modern Economy 2015. 6, pp. 1209–1218.

Aigner, D. J., Knox Lovell, C. A., Schmidt, P., "Formulation and Estimation of Stochastic Frontier Produnction Function Models," Journal of Econometrics, 6, pp. 21–37 (1977).

Bank of Ukraine, "Annual Report on The Activity of Banking Supervison of Ukraine" (2007).

Barisitz, S., "Banking Transformation1980–2006 in Central and Eastern Europe — From Communism to Capitalism", South-Eastern Europe Journal of Economics, 2 pp. 161–180 (2009).

Coelli, T. J., "A Guide to Frontier Version 4.1" CEPA Working Papers, No. 7/96, 1996.

Cooper, W. W., Seiford, L. M., Tone, K., "Data Envelopment Analysis" Second Edition, Springer, 2007.

Demsetz, H., "Industry Structure, Market Rivalry, and Public Policy", Journal of Law and Economics, Vol. 16, No. 1. pp. 1–9 (1973).

D'yakonova, I., "Institutional organization of banking supervision: lessons for Ukraine", Banks and bank Systems, Volume 3, Issue 1, pp. 33–38 (2008).

Farrell, M. J., "The Measurement of Productive Efficiency." Journal of the Royal Statistical Society, Series A, Part III, pp. 253–281 (1957).

Fried, H. O., Knox Lovell, C. A,, Schmidt, S. S., "The Measurement of Productive Efficiency and Productivity Growth" OXFORD (2008).

Grigorian, D. A., Manole, V., "Determinants of Commercial Bank Performance in Transition: An Application of Data Envelopment Analysis" World Bank Policy Research Working Paper 2850 (2002).

Havrylchyk. O., Jurzyk E., "Inherited or Earned Preformance of Foreign Banks in Central and Eastern Europe", IMF Working Paper (2010).

IMF, "UKRAINE Staff report for the 2016 Article IV Consultation and Third Review under the extended fund facility and requests for rephasting of access and financing assurances review", 2017.

Kochnev, A., "The Two Faces of Animal Spirits: The Impact of War on the Stock Market in Ukraine" Wiiw paper (2019).

Marton K., McCarthy, "From State to Foreign Ownership: The Banking Sector in Eastern and Central Europe", Global Economy Journal (2008).

Mertens, A., Urga, G., "Efficiency, scale and scope economies in the Ukrainian banking sector in 1998", Emerging Market Review 2 (2001), pp. 292–308.

Magyar Nemzeti Bank, "Financial Stability Report" MAY 2014.

Nedbalyuk, O., "Infrastructure of exchange trade in Ukraine", Herald of Kyiv National University of Trade and Economics, No. 6, pp. 28–42 (2018).

Oenb "FINANCIAL STABILITY REPORT 27" (2014).

Oenb "FINANCIAL STABILITY REPORT 33" (2017).

OTP Group, "Investor Presentation based on 2Q 2017"

Petracco, C., Schweiger, H., "The impact of armed conflict on firms' performance and perceptions", European Bank for Reconstruction and Development Working Paper No. 152 (2012).

Soboliev, V. M., Sobolieva, O. P., "The Modern Banking System of Ukraine:Effectiveness of the Institutional Design", Business Inform Journal, No. 2, 2017, pp. 237–241.

Vasilyeva, T., Sysoyeva, L., Vysochyna, A., "Formalization of factors that are affecting stability of

Ukraine Banking System", Virtus interpress vol. 6, Issue 4, Fall (2016).
Wilson, A., "Ukraine Crisis — What in means for the west", Yale (2014).
Wozniewska G., "Methods of measureing the efficiency of commercial banks: An example of Polish banks" vilniaus universiteto leidykla Ekonomika 2008, 8 vol. 4 pp. 8–11 (2008).
末吉俊幸「DEA ── 経営効率分析法 ──」朝倉書店（2001）
高橋智彦「欧州の金融危機国の銀行の展開について ── ウクライナのケース ──」拓殖大学論集政治・経済・法律研究，第 17 巻，第 2 号，2015，1–20（2015）.
刀根薫「経営効率性の測定と改善 ── 包絡分析法 DEA による ──」日科技連（1993）.
東野篤子「EU の対ウクライナ政策 ── 近隣諸国政策の成立からゼレンスキー政権まで ──」ユーラシア研究所「ロシア・ユーラシアの経済と社会」2019 年 8 月号，14–27.
松嵜英也「ウクライナの連立合意 ── 最高ラーダの多数派を巡る支持基盤の分析 ──」ユーラシア研究所「ロシア・ユーラシアの経済と社会」2019 年 8 月号，2–13.

（原稿受付　2019 年 11 月 5 日）

政治・経済・法律研究　Vol. 22 No. 2, pp. 19–76　　March 2020

1880年代における日本陸軍の対清情報活動

── 福島安正を中心として ──

澤　田　次　郎

要　旨

本稿は1880年代における参謀本部の対清情報活動の実態を，福島安正中尉（のち大尉）を主軸に据えて考察するものである。そこでは主に以下の3点を検証した。

第一に軍事関連施設の偵察である。まず福島は北京から内モンゴルを，ついで杉山直矢少佐とともに，①上海―南京，②煙台―天津を旅行し，兵要地誌調査を行った。

第二に清国社会の観察である。杉山と福島はそうした過程で農民，商人から官吏に至るまで，さまざまな人々に接触し，自国と清国の違いを実感した。

第三に北京での清国軍のデータ収集である。公使館付武官となった福島は，清国軍の最新データを収集することに努め，重要文書を入手して大量の資料を日本にもたらした。

以上の三つの段階をふまえて，また他の派遣将校たちの情報収集と合わせて，日本陸軍は日清戦争の約10年前から清国軍の全体像をほぼつかむようになっていたのではないかと考えられる。

キーワード：陸軍，参謀本部，情報，諜報，インテリジェンス，清国，福島安正，杉山直矢，隣邦兵備略

目　次

はじめに
1　情報収集活動の実例
　⑴　内モンゴル行
　⑵　沿岸偵察旅行
2　清国社会の実態観察
3　清国軍の全体像把握
おわりに

はじめに

周知のように1880年代は，清国を中心とする東アジアの伝統的秩序が再編を余儀なくされて変質し，やがて欧米列強を中心とする近代世界に飲み込まれていく過渡期としてゆるがせにできない時期にあたる。対外関係において伝統的な朝貢・冊封関係と近代的な外交関係の2つのシステムを併存させるようになっていた清朝政府は，相次いで外からの挑戦（ロシアのイリ地方占領，

日本の台湾出兵と琉球処分，フランスのベトナム保護国化，英領インドのビルマ併合）を受け，とくに朝鮮については壬午軍乱，甲申政変を経て関与を強めたものの，日清戦争によってこの最後の朝貢国を失い，中華世界は事実上消滅することになる(1)。

そうした過程で日本政府の対清・対朝鮮政策に強い衝撃を与えたのが，壬午軍乱であった。1882（明治 15）年 7 月，朝鮮の漢城（現ソウル）において守旧的な興宣大院君一派が煽動する旧式軍隊兵士が反乱を起こし，開化政策を進める閔氏政権の高官を殺害したほか，同政権を支援する日本公使館が襲撃され，花房義質公使は脱出帰国を余儀なくされた。この異変に対して日清両国は軍艦を派遣し，清国が軍事力を背景に反乱を鎮定すると，閔氏政権は日本から離れ，清国に接近するようになる。壬午軍乱が発生した当初，日本政府は事件処理に楽観的であったが，清が直ちに兵船を送るという機敏な対応を見せ，強い介入意志を表明したことに大きな衝撃を受け，一種の恐慌状態に陥った。8 月に入って事件処理をめぐり清との対立の恐れが生じると，政府は対清開戦を決意するに至り，厳しい緊縮財政方針の下にあるにもかかわらず，清に備えるための軍備拡張方針が決定された。この恐慌状態はその後終息することになるが，翌 1883 年より日本は本格的な軍備拡張を開始する(2)。

関誠氏の優れた研究『日清開戦前夜における日本のインテリジェンス』が明らかにしているように，壬午軍乱は日本政府に強い影響を及ぼすとともに，その情報活動の転換点となった。すなわち同事変によって日本の情報関係者や政府指導者層の間で情報体制の貧弱が問題視され，その強化が模索されるようになる。そうした中で比較的早く成果を出したのは，外務省，海軍に先駆け，すでに台湾出兵前後の時期（1873–74, 明治 6–7 年）より組織レベルでの対外情報活動に着手していた陸軍であり，その中心的人物であったのは福島安正（1852–1919 年）であった(3)。壬午軍乱前後の時期，福島は以下のような形で 3 度，清国を訪れている(4)。

【第 1 回】 1879（明治 12）年 8 月 15 日東京出発～同年 12 月 25 日帰国（26–27 歳）

- 上海，天津経由で北京着（初の渡清）。さらに内モンゴルのドロンノール（多倫諾爾）を旅行。北京から同じルートで帰朝。

【第 2 回】 1882（明治 15）年 9 月 26 日東京出発～1884 年 11 月 13 日帰国（29–32 歳）

- 上海より南京に至り，さらに海路煙台(5) に上陸，海岸近くを陸行し天津に出て，82 年 11 月 22 日に北京着。
- 83 年 6 月 2 日，在清国公使館付武官に任命される。
- 84 年 10 月 5 日北京出発，天津から煙台，牛荘（営口），上海を経て帰朝。

【第 3 回】 1885（明治 18）年 2 月 28 日東京出発～4 月 28 日帰国（32 歳）

- 甲申事変処理のための日清交渉で伊藤博文全権に随行。3 月 15 日天津，19 日北京着，4 月

18 日天津条約締結，翌 19 日全権にしたがい天津出発。

このうち第 1 回目と 2 回目の清国滞在の目的が，参謀本部の命による情報活動にあったことは明らかである。1 回目については島貫重節氏の『福島安正と単騎シベリヤ横断』が福島のたどった大まかなルートを紹介しており，現地の古着を身にまとって偽変した彼が，薬の行商人となって北京城内外を歩き回りつつ兵備状況を探っていたこと，さらに隊商一行の中に加わり，内モンゴルのドロンノールを訪ね，張家口を回り，北京への帰路，万里の長城（八達嶺長城と居庸関）を検分したことを記している(6)。しかし 2 回目の上海―南京，煙台―天津の視察については，島貫氏も福島が山東省の各地を廻ったと指摘する程度にとどまっており，その内容はほとんど明らかにされていない(7)。

また 2 回目の旅行を終え，そのまま北京に残留し，公使館付武官となった福島が清国軍の現況を調査した『清国兵制類聚』全 65 巻を編纂する上で，兵部衙門の関係者を誘惑し，下請け作業をさせていたことを島貫氏の著書が詳しく記している。それによると福島は，兵部衙門の呉上尉（大尉）なる人物と親しくなり，同人に「清国軍の現状を知るための新式調査方法を作り出せば，君は進級して多額の給料を得ることができるだろう」と誘惑した。呉上尉はその誘いに乗り，兵部衙門の一室をあてがわれた福島は呉とその部下に調査の手法を指導し，結局 11 名の官吏を指揮して清国軍の現況に関する調査書の編集作業を進めた。同時に各地方の出先機関から寄せられる定期報告の正確度をチェックすべく各地の関係者を訪ねて点検して廻り，そうして集めたデータをもとに『清国兵制類聚』を完成させ，山県有朋参謀本部長を感嘆させたという(8)。ただし今回筆者が別の資料にあたったところ，当時の福島の活動について別様の情報収集，編集作業の状況が浮かび上がってきた。

なお先述の関氏の研究は，公使館付武官に任命された福島が清国官吏を買収して内部文書を入手し，『清国兵制類聚』『清国神機営沿革誌』(9) など膨大な情報資料を作成した上で，「清国ノ兵制ヲ詳悉スルヲ得タリ」との実感を得たことに着目する。さらに 1884 年の帰国後，福島が『隣邦兵備略』第 3 版（1889 年）を編纂し，その際に清国陸軍の質的側面と量的側面の両面からいって清国は強国とはいえないと判断し，その結果，内政の腐敗した清国が強国化する可能性はないと考え，日清提携論を否定したこと，またその福島による清国停滞論を軍制改革の中核をになう桂太郎少将（総務局長）や川上操六少将（参謀本部次長）が受容していた可能性が高いことを指摘している(10)。

このように関氏は北京駐在武官時および帰国後の福島の清国軍分析に着目し，それが陸軍指導部の情勢判断につながっていったのではないかという大きな流れを提示する。ただし同研究では，福島の調査旅行と北京でのデータ編纂作業の実態，ならびにそうした過程で彼の情報活動がいかに深化していったかという点については触れられていない。

以上のように壬午軍乱前後の時期の福島，ひいては参謀本部の情報活動については，まだ明ら

かにされていない面，さらに検討を加えるべき余地が残されている。そこで本稿では，1880 年代の陸軍参謀本部の対清情報活動の実態を，そのキーパーソンである福島を主軸としながら，さらに踏み込んで検証してみたい。とくに明らかにしたいのは，彼が現地で具体的にどのような活動を行っていたか，それがいかなる形で次の動きにつながっていったのか，また陸軍全体にどういった成果をもたらしたのかという一連のプロセスである。インテリジェンスの基本がヒューミントであるとするならば，その内容をできるだけ明確な形であぶり出すことが本稿のねらいである。

ただし先行研究が明らかにしているように，対清情報収集の先兵となったのは福島だけではない。1880 年から 88 年にかけて福島以外で清国に駐在した将校は，少なく見積もっても 37 人にのぼる。平均して 1 年に最低でも 12 人が同国内で活動していたことになる(11)。したがって福島はあくまで参謀本部が清国の要所に派遣した将校の中の 1 人であって，同本部の組織的な情報活動の一端を担う存在にすぎなかったと見ることもできる。しかしながら，そうした中でとくに重要な役割と責任を課せられていたのは，やはり在北京公使館付武官であった福島大尉，ならびに在上海領事官付として他の派遣士官を監督していた管理将校の島弘毅大尉であったといえよう。いうまでもなく北京の福島は清朝政府の政治情報にもっともアクセスしやすく，上海の島は各地から集められる情報を日本に送るハブとしての役目を果たしていた。

また当時の福島は階級でいえば下級将校（歩兵中尉ないし大尉）にすぎず，まだ 30 歳前後の若さであった。しかし清国に送り込まれた将校のほとんどが少尉から大尉までの尉官であり，彼らが集めた情報を東京の参謀本部管西局で受け取る 1 人の杉山直矢は少佐であった。そうした多くの若い士官が参謀本部の耳目となっていたが，とりわけ福島は渡清前に参謀本部管西局員をつとめるかたわら山県有朋参謀本部長の伝令使として重用されるなど，早くから山県に目をかけられ，それから 20 数年後には参謀本部の第二部長，次長として陸軍の諜報工作を指揮するようになる。それゆえこの時期の彼の考え方や経験，判断を考察することによって，明治末期ひいてはそれ以降の日本陸軍の情報戦略の原点ないしは原型をさぐる手がかりをつかめるのではないかと考えられる。そうした問題意識にもとづきながら，以下考察を進めていきたい。

1　情報収集活動の実例

⑴　内モンゴル行

本章では清国に派遣された福島がどのような情報活動を行っていたのか，その具体的な実例を見ていきたい。1879（明治 12）年 8 月，参謀本部管西局員であった福島中尉ははじめて清に派遣され，8 月末から 12 月後半まで約 4 ヶ月にわたって同国に滞在する。その際に北京の北方，約 400 km 弱に位置する内モンゴルのドロンノールを訪れるが．この旅行を企てたのは 9 月下旬，北京においてであった。防寒用の旅装（蒲団，毛布，羊皮，外套，靴，風帽など）を整えた福島

は，騾車（ラバが引く車）1 輛と御者 1 名，従者 1 名を雇い，自身はモンゴル牧馬の市場で購入した白馬にまたがり，北京崇文門内の旅店を出発したという。諜報に従事する者がひときわ目立つ白馬に乗るというのは通常考え難いが，実際にそうであったのか，あるいはわざと作り言を述べているのか，そのあたりは判断がつきかねる。以下その旅程で判明している部分を掲げる(12)。

【往路：北京からドロンノールまで】

10月 5 日　北京：午前 11 時 30 分に崇文門内の旅店を出発，東直門外に宿泊
6 日　東直門外→孫河を渡る→牛郎山（行程 80 里，1 清里＝約 0.5 km として約 40 km）
7 日　牛郎山→（20 km）白河を渡る→密雲駅→朝都庄（45 km）
8 日　朝都庄→石厘城→新開嶺，潮河を越える→古北口（30 km）
9 日　古北口に滞留，見学
10日　古北口→二塞→十八盤嶺，偏嶺を越える→鞍匠屯（40 km）
11日　鞍匠屯→（10 km 余）興州河の渓谷に入る→興州→二間房→波羅脳嶺を越える→波羅脳（25 km，風雨と山谷の困難から行程進まず）
12日　波羅脳→興州河の渓谷に沿って進む→豊寧県→牛圃子（47.5 km）
13日　牛圃子→神庙嶺を越える→郭家屯で昼食→灤河を渡る→官地
14日　官地→燕窩嶺を越える→再び灤河を渡る→溝門
15日　溝門→水泉嶺を越える→（21 km）水泉→（27.5 km）額爾屯河を渡る→17 時ドロンノール着
＊以上，合計 770 里/385 km

【帰路：ドロンノールから張家口まで】

10月19日　ドロンノール出発→哈叭邱（45 km）
20日　哈叭邱→上都河駅（40 km）
21日　上都河駅→（20 km）→黒土凹で昼食→（22.5 km）→張麻井
22日　張麻井→（降雪のため道に迷い大きく迂回，本来距離 20 km）→二道凹
23日　二道凹→非房で昼食→白庙子灘（32.5 km）
24日　白庙子灘→（20 km）→十把泰で昼食→（25 km）→内モンゴルの境界線を越える→半坦
25日　半坦→（3.5〜4 km「道路最モ険悪」）→（19〜19.5 km「渓谷最モ狭隘ニシテ両崖頗ル険絶」）→張家口の関門→正午 12：00 張家口の興隆客店に投宿
＊以上，合計約 500 里/250 km，当初 5 日予定のところ，途中降雪のため 7 日となる。
＊その後，張家口から北京に戻るまでは記録が見当たらない状況である。

以上のように福島は，まず北京からドロンノールに北上し，ドロンノールに実質3日間滞在したあと，南西の張家口に下ったうえで北京に帰還した。上記に細かく記したように，彼は1日40km前後のペースで進み，町村間の移動距離を里単位で記録している。これはのちにも触れるように，彼が乗っている馬ないしは騾車の平均歩数，平均速度をもとに推定して割り出したものであろう。この旅程を通じて福島はコンパスで方位を測りながら距離データをとり，ルート図ひいては手描き原図を作製していた可能性もあるが，それについては確定はできない。

旅行の過程で彼が注目したのは，当然ながらまず軍事関連施設であり，ついで町の規模と繁栄の度合いである。また地理上の形勢，道路・河川の状況や道中目印となるものなども押さえている。たとえば北京北東部の密雲県城については「明時〔代〕ノ修築ニシテ周回大約十五里，城門六ヲ通シ，官兵此ニ駐防ス。人口概子五千，貿易稍ヤ繁盛ナリ」としている(13)。また密雲県北東の古北口は万里の長城のふもとにあり，長城の内外を行き来する関門，要害の地として知られ，福島はあえてそこに丸1日滞在し，諸所を観察している。それによると，この古北口は外から京師に牧畜を売りに来る者，天津から熱河，ドロンノール以北に磚茶を運搬する者が通過するため「常ニ最モ繁栄ノ地」であり，「軍務衙門及理事衙門アリ。官兵若干，亦此ニ屯ス」，「長城ハ悉ク煉瓦ヲ以テ之ヲ建築ス。其高サ二三十尺，底寛十五六尺，頂寛十三四尺，前後ニ銃眼ヲ穿チ，所々ニ城櫓ヲ設ク。城櫓ヨリスルニ非ラサレハ壁上ニ登ル能ハス」と目測や歩測によって長城城壁の規模を明らかにしている。またドロンノールに関しては「人口概子二万余，内蒙古中最モ繁盛ノ一都ニシテ貿易甚タ盛ナリ」として主な輸出入品をあげ，この町は独石口，張家口とともに口北三庁と称し，関外の要訣である，「市中ハ街路狭隘ニシテ甚タ清潔ナラス，殊ニ東南市街ト接スルノ地ハ死者ヲ埋葬スルノ所ニシテ，棺櫃道ニ横リ，臭気実ニ禁スヘカラス。又此地，都テ牛馬ノ乾糞ヲ以テ薪炭ニ代用スルカ故ニ，毎朝車輛ニ稠載シテ運搬シ来ル者，続々列ヲ為ス」とその生活感を伝えている。

以上のような地誌・軍事・商業・社会情報は参謀本部に蓄積されていったと考えられる。しかしこの調査旅行は決してたやすいものではなく，ドロンノールに向かって北上するにしたがい激しい風に飛ばされる砂礫が顔面に当たり，10月というのに水際には薄氷が張って「激冷骨ニ透」るという状況となった。さらにドロンノールから張家口に下る際は明け方の気温が－7℃程度で，日中も氷点を上回ることがなく，凍った河の上をラバと車を切り離して慎重に渡らなければならなかった。さらに雪も降り，あまりの寒さに車上でじっとしていることに堪えられなくなった福島は，ほとんど外に出て歩いた。まだ厳冬の寒さ（－10～－30℃）にはほど遠かったとはいえ，福島ははじめての渡清で内モンゴルの厳しい気候の洗礼を受けることになった。このときの体験はのちの単騎シベリア横断の際に，何らかの形で生かされることになったはずである。

また彼を悩ませたのは毎晩宿泊する旅店の不便さであった。部屋は「頗ル不潔」で，室内の床に坑という小穴があり，防寒のためそこで煤炭または獣糞を焚いて土床を熱する仕組みになっていたが，煙筒がないため臭い煙が全室に充満して悩みの種となった。しかもどの旅店にも便所が

ないため室外で排泄を行わなければならず，そこに豚が群がり集まって煩に堪えないという有様であった。そのほかにも寒暖の差が激しいのでおのずと携帯する品数が多くなり，少なくとも騾車一輌は雇わなければならず，その車もスプリングがきいていないため小石に乗るだけで「激動甚タシ」く，悪路の場合は「身体車傍ニ撃衝シ，其困苦実ニ名状スヘカラス」という状況であった。また通貨の両替も一苦労であり，銀貨はいずれも不定形，粗造の銀塊で，鉛や土石を混ぜてあるものもあり，「老練ノ従者ヲ使役スルニ非ンハ屡々為メニ欺カル丶事アルヘシ」と福島は注意を促している。

しかし苦あれば楽ありで，ドロンノールにたどり着く直前まで 9 日間にわたって渓谷の中を進み続けたのち，ようやく視界が開けて水泉嶺の高所から見たものは「以北渺々たる蒙古ノ高原ニシテ，一望際ナク，僅ニ眼ニ觸ル丶者ハ牧養牛馬ノ群ニ過キス」という雄大な風景であった。「心頗ル快ヲ覚ヘ」ドロンノールまでの残りの 30 km 弱は足取りも軽く，知らず知らずのうちに通り過ぎてしまったという。

先に見たように福島は，万里の長城のふもとの古北口のような戦略上の要衝に着目し，重点的な調査を行ったが，のちの諜報工作活動を考えると，それ以外に見逃すことのできない点がいくつかある。それは第一にチベット仏教との出会いである。ドロンノールは彙宗寺（別名 匯宗寺），善因寺の二大ラマ廟をもち，内モンゴル最大のチベット仏教の聖地として発展してきた町である。福島は彙宗寺を次のように紹介している。「蒙古地方庫倫ニ次ク所ノ大伽藍ニシテ，信徒大約七百余名，内高僧ト称シ黄衣ヲ穿ツ者一百八十余名，又主領ヲ大喇嘛ト称ス。常ニ之ヲ西蔵ニ迎フ。其他概子蒙古人ニシテ清国ノ言語ヲ解スル者稀ナリ。市中ノ居民ハ概子回教ヲ尊信シテ喇嘛教ニ帰スル者ナシ。サレハ該宗ハ単ニ蒙古ノ宗教ト云フヘシ。彙宗寺ノ本堂ハ二層ノ建築ニシテ，楼下ハ大約方十八間，朱髹ノ〔朱い漆を塗った〕円柱四十八本，僧徒大約三百名ヲ坐スヘキノ位置ヲ設ク。聖書ハ都テ西蔵字ヲ用ユ。楼上長サ十一間，幅七間余，数十ノ仏像ヲ羅列ス。堂ノ前面ニ皷楼及鐘楼アリ。又長キ円柱二本ヲ植立シ，其陰ヲ以テ読経ノ時間ヲ示ス。毎歳九月二十七日ヲ以テ大祭ヲ行フ。僧都仮面ヲ被リ，数百列ヲ為シテ市中ヲ徘徊ス」。ドロンノールの描写のうち半分近くのスペースがこの彙宗寺に割かれている。それは同寺院がもともとこの町の中心的存在であるだけでなく，福島の個人的興味を強く引いたからであろう。北京で彼はすでに雍和宮に代表されるチベット仏教寺院を見ていたかもしれないが，内モンゴルにおいてもラマ教が有力で，無視できないものであることを実感したと考えられる。

第二に押さえておきたいのは，モンゴル人との接触である。内モンゴルで現地の人々に接した福島は，彼らを高く評価しなかった。モンゴル人は牛羊の肉を主食とし，牛乳を入れた磚茶，高粱酒を好み，野菜の味はほとんど知らないだけでなくそれを見たことがない者が多いとし，「終身沐浴ヲ為サス，衣服ノ如キハ嘗テ之ヲ洗ハス，故ニ身体最モ不潔ニシテ，臭気鼻ヲ貫キ，蟻虱群ヲ為ス，恰モ草野ノ馬ニ於ルカ如シ。然レトモ体格健強，容貌勇壮ニシテ，自ラ支那人ト別種ヲ為スト雖トモ，此辺居住ノ蒙古人ハ支那人ト接スル日已ニ久シキヲ以テ，漸ク其弊習ニ浸潤シ，

今日ニ至リテハ固有ノ勇気ト志操ヲ失ヒ，又支那人ノ猾智ナキヲ以テ，蒙古人〔満洲人の誤りか〕ニモ支那人ニモ及ハサル一種下等ノ人民トナレリ」としている。しかしモンゴル人を自分の目で見た体験は，清帝国に対する彼の視野をさらに押し広げたのではないかと考えられる。

第三にイスラーム教徒との遭遇である。旅店の主人にはイスラーム教を信奉する者もおり，そうした店は入口に「回回」の文字を掲げていたが，福島が雇った御者も回教徒で，麦粉と冷水を持ち歩き，回回店に宿泊しない場合は麦粉に冷水を加えて飢渇をしのいでいた。回教徒の主人に豚肉の有無を問うようなことがあれば，色をなし，黙して答えないことがあるが，「之ヲ他教ノ土人ニ比スレハ更ニ大ニ純良ナリ」と述べているところから見て，福島は回族，回教徒に悪くない印象を受けていたようである。

第四に馬賊の存在を意識するようになったことである。北京を出発して 9 日目，溝門に宿泊した福島は，その周辺に馬賊が出没することを知った。旅人の中には自衛のため，刀，鎗，火縄銃などを携帯している者もおり，実際に賊に襲われて財貨を奪われた者が路傍に仮葬されているのも見た。ロシアとの戦いにあたって福島らがこの馬賊を利用することを考えるのは，それから 25 年後のことである。

以上のように福島は内モンゴル行を通じて，チベット仏教寺院を見学し，モンゴル人や回族と接触し，馬賊の存在を比較的身近に感じ取った。つまり漢人以外の民族も含めた清国の多様性を認識したわけである。もちろんそれらの知識は北京でも得られないことはないが，やはり北京を出て，現地でそれを体感したことは，清国をはじめて訪れたばかりの若き日の彼の心に，何らかの種をまいたのではないかと考えられる。

⑵ 沿岸偵察旅行

ルートと調査の目的

1882（明治 15）年 7 月，福島中尉は 2 回目の清国派遣の命を受けた。今回は杉山直矢少佐を同伴した 2 人 1 組での調査旅行であった。しかしその直後に壬午軍乱が勃発したため，杉山と福島は急遽朝鮮への出張を命じられ，翌 8 月から約 1 ヶ月の調査にあたる。一旦日本に脱出した花房公使が護衛兵二中隊とともに再び仁川に入る際，杉山，福島の 2 名（管西局）と瀬戸口重雄大尉，伊藤祐義中尉，菊地節蔵中尉，磯林真三中尉（このあと在朝鮮公使館付初代武官，甲申政変時に殺害される）の 4 名（管東局）がこれに付けられ，以後「地理実査其他探偵」を行った(14)。先に引用した福島自筆の履歴書にも「仁川京城間ノ測量ニ従事」したとある。

帰国して残務整理を終えた杉山と福島は，9 月 27 日から 11 月 22 日までの実質 2 ヶ月弱，予定されていた清国沿岸部の調査旅行を実施した。ルートは大まかにいって，①上海→南京→上海，②上海→煙台→天津→北京の 2 つに分けられる。このうち上海・南京間の往復，上海から煙台までは河川または海路を利用し，煙台から北京までは陸路を行くという形をとった。さらにそのあと杉山のみ再び南下して，③北京→天津→上海→寧波→上海→福州→厦門→汕頭→香港→広州→

香港→横浜という経路をたどっている。以上の日程とルートをさらに詳しく記すならば以下のようになる。内モンゴル行の際と同様，杉山と福島は町村間の距離を歩測しているが，ここではその数値は省略し，代わりに彼らが概算した宿泊町村の戸数を記載しておく(15)。

【1882・明治15年】

① 上海―南京

9月27日　横浜出航
29日　神戸
10月1日　馬関（現・下関）
4日　黄浦江（上海市街下流）に入る
5日　上海，江南機器製造総局（以下，江南製造局と略称）見学
7日　上海出航（以下，南京に向けて汽船で長江を遡る）→鎮江
9日　鎮江→南京
10日　金陵機器局見学
11日　南京出航
12日　上海到着
15日　上海出航（以下海路）

② 煙台―北京

17日　煙台着（「ビーチユ・ホテル」に滞在）
20日　煙台発（以下陸路）→崗崙村（40戸）
21日　崗崙村→登州府（現・山東省蓬莱市）
24日　登州府→黄県城→龍口港（200～300戸）
25日　龍口港→黄山館（10余戸）
26日　黄山館→平里店（400余戸）
27日　平里店→莱州府→沙河（1,000余戸）（現・山東省莱州市沙河鎮）
28日　沙河→新河（約300戸）
29日　新河→寒亭（1,000余戸）
30日　寒亭→濰県→朱劉店（20余戸）
31日　強風暴雨のため出発できず
11月1日　朱劉店→譚家坊（200戸許）
2日　譚家坊→青州府（現・山東省青州市）
3日　青州府→淄河，臨淄県城→呈羔（30余戸）
4日　呈羔→楽安県城→崔家廟（「人烟粗薄ノ寒村」）

5日　崔家廟→新店→蒲台城（現・山東省浜州市）

6日　蒲台城→（黄河を渡る）→北鎮→浜州城→雙眼井（「一寒村」）

7日　旅店主に騙され，雙眼井に滞留

8日　雙眼井→（洪水のため村外から小舟に乗る）→水落坡（「寒村」）

9日　水落坡→海豊県城（「城内人烟頗ル疎薄」）

10日　海豊県城→慶雲県城→王樹

11日　王樹→塩山県城→滄州

12日　滄州→興済→王家営

13日　王家営→静海県

14日　静海県→（大雪のため午後早めに止宿）→梁王庄

15日　梁王庄→天津（紫竹林租界のグループ・ホテルに滞在）

16日　日本領事館で島村久副領事に面会し，天津機器局東局の見学照会を依頼

17日　天津機器局東局の見学につき謝絶を示唆する回答を受ける

19日　北京から帰朝の途についた前北京公使館付武官の梶山鼎介少佐と面会

20日　天津→蔡村

21日　蔡村→張家湾

22日　張家湾→北京到着（日本公使館滞在）

③　北京―香港（杉山少佐のみ）

11月23日　北京滞在，城内外と円明園などを見学（～26日）

27日　公使館出発

28日　運河船中泊

29日　天津（グループ・ホテル滞在）

12月2日　天津出航

3日　煙台（碇泊のみ，上陸せず）

5日　上海

7日　寧波

9日　寧波出航

10日　上海

15日　上海出航

16日　福州

19日　福州出航

21日　厦門（碇泊のみ，上陸せず）

22日　汕頭

23日　香港
26日　香港→広州

【1883・明治16年】
1月2日　広州→香港
4日　香港出航
10日　横浜到着

くり返しになるが，以上の行程からわかるように，この旅行は清国の沿岸地帯を視察するもので，①上海と南京，②煙台から天津にいたる地域，③上海より南部の地域（寧波から香港・広州まで）の3つの局面を対象としている。

それではこの旅行を通じて，杉山と福島は何を主眼に情報を収集したのであろうか。ここで情報将校を送り出すにあたっての参謀本部の方針を頭に入れておきたい。それはおおむね次のようなものであった(16)。まずマクロ（戦略）レベルでは「凡〔ソ〕偵察ハ其国ノ地理風俗ヲ詳カニシ，政教ニ因ル所ヲ明カニシ，推テ以テ兵制強弱貧富ノ勢ヲ攄（ママ）リ，万緒仔細ニ考究シテ，一朝或ハ盟破レ好絶ユルニ方リ，我軍隊ノ為ニ実際至良ノ便ヲ与ヘン事ヲ予メ計画スルニアリ」。つまり清の国情全般を調べ，その上で軍事力の強弱を推しはかり，有事に備えるというのである。観察対象としては「地形風土」「運輸ノ便否」「糧食薪炭」「被服陣営」（軍隊の被服装具，宿営露営のための品物や原料の産地）「兵制及諸製造所」があげられる（「清国派出将校心得」）。つぎにミクロ（戦術，作戦）レベルでは「支那ニ於テ交戦ス可キ地ト方略トヲ撰定ス可シ」。すなわち「我兵上陸ノ地」，「上陸シタル後ハ本拠トス可キ営所」を選び，「首路ヲ管轄スル城堡或ハ要害」「大河ニ架スル永久橋梁ヲ管轄スル城堡」「山脈ヲ踰ヘテ通過スル敵軍ヲ防遏ス可キ城堡」「要港ニ在テ海面ヲ管轄スル城堡」は「戦略上ノ要地」であるため，看過してはならないとする（「清国派出将校兵略上偵察心得」）。

加えて次のことに注意すべきだという。清国での偵察にあたる者は「努メテ着実ヲ旨トシ」，荒唐無稽な他者の意見に頼らず，「躬（み）自ラ実地ヲ徴シテ以テ支那現時ノ形勢ヲ精覈（せいかく）ニ〔詳しく明らかに〕考究」すべきであって，「苟モ軽忽ニ流レテ粗放ナルハ最モ戒ル所ナリ」（「清国派出将校心得」）。また別の言い方をすると，ある国の軍政上，はじめからそれを軽視するときは取るべきものがあっても捨てて顧みず，それに心酔するときは弊害があっても指摘することができなくなる。「宜ク虚心平気，以テ偏見ヲ除クヘシ」。清国軍隊の編制は旧来の兵法と欧米の法が混じっており，いまだに紀律が整然としていない。しかし清国政府が取捨折衷を行う中で，あるいは二三の宜しきを得るものがあるだろうし，それは兵制だけでなく制度文物も同様である。寸も長きところあり，尺も短きところあり（いかなるものにも一長一短がある）。「探偵上，寧ロ彼ノ短ヲ拾ワンヨリ彼ノ長ニ着目スルトキハ，則チ却テ我ニ裨益アル浅尠ナラス。万一軽視シテ唾棄スル

如キアラハ僻見ヲ免レサルノミナラス，将ニ大害之ヨリ萌サスニ至ラン。其地ニ往クモノ，宜ク心誠目撃シ，努メテ其要領ヲ得ル事ニ注意ス可シ」（「清国派出将校兵略上偵察心得」）。

要するに，先入観や憶測，偏見を排除して虚心坦懐に清国の政治・社会状況の全体をつかみ，とくに軍事戦略上の要衝をおさえよというのである。派遣将校はいずれもこれを読んだ上で現地に向かったと考えられるが，実際，杉山と福島もそれを実践し，後述するように清と戦争になった場合を想定しながら各地域をめぐり，その兵備状況を探っている。

それとともに見逃すことができないのは，煙台から天津にいたる陸路の測量と地図作製である。これより 4 年前の 1878（明治 11）年に参謀本部が独立・誕生して以降，多くの将校が清国に派遣されてきたが，その重要任務の一つは地理情報の収集であった。山東省に関しては，1880 年に山根武亮少尉が「山東省武定府及徳州ヨリ天津及北京ニ至ル圖」を作製していた(17)。また 81 年より酒匂景信中尉が煙台から莱州，膠州を経て山東半島を南下しつつ西進し，江蘇省宿遷県まで測量を行った上で，82 年 3 月に旅行図「従山東省煙台経黄縣莱州膠州安邱縣沂州等至江蘇省宿遷縣漁溝路上圖」を完成させていた(18)。しかしながら煙台の西方，莱州から徳州を経由しないで天津に向かう沿岸に近いルートについては，参謀本部はまだ多くの情報をもたず，そのうちとくにまだ製図がなされていない地域について杉山と福島に調査を命じたものと考えられる。

当時，清国への派遣将校が測量を行う場合，他者の目に触れることを避けるため，本格的な器具による作業は行わず，遊標つきコンパス（今日のブラントンコンパス程度のもの）で方位をはかり，距離は移動時間あるいは彼らが乗っている馬車や轎（駕籠）の平均歩数，平均速度をもとに推定するという簡易なトラバース測量を基本にしていた。その上で移動を終えた夜に整理を行い，図画に描いたという(19)。杉山，福島の手法もこれと同様であっただろう。

煙台から出発するにあたり，彼らは在芝罘（煙台）日本領事館の名誉領事代理ジョージ・F・マクレーン（George F. Mclean）の周旋により，清国人の従者 1 名，馬夫 2 名とラバ 6 頭を雇い入れ，「軸子」（シャンザス）と呼ばれる一種の駕籠に乗った。写真 1 に見るように，軸子は乾燥したコーリャンの茎を床に敷き，その上を蓆でドーム型に覆い，前面のみを開けたものである。それを据え付けた台座の前と後をそれぞれラバの鞍に載せるというわけで，写真 2 のようにラバとラバの縦列の間に軸子が空中に浮いたように連結される形となる。轎（駕籠）の担い手を人間からラバに代えた，一種の幌馬車のようなものであった。写真 1 では幌の天井が低く描かれているが，実際には写真 2 に見るように中に人が座れる程度の高さがあり，杉山と福島は少しでも居心地をよくするため，その床に毛布を敷き，行李 2, 3 個を幌の後方に入れて背もたれとし，小刀で幌の左右に破窓を開けて横の景色も見えるようにした。彼らは連日おおむね朝 8 時から夕方 5 時まで（途中昼食休憩あり）40 km 前後の距離を，首に鈴をつけたラバの軸子に揺られながら旅をつづける。

窮屈な旅ではあったが，この方法は地理情報の収集に大きく役立ったと考えられる。2 人は幌の中に座っているだけでよいので，寒風や歩行で体力を消耗することなく，周囲の観察に専念す

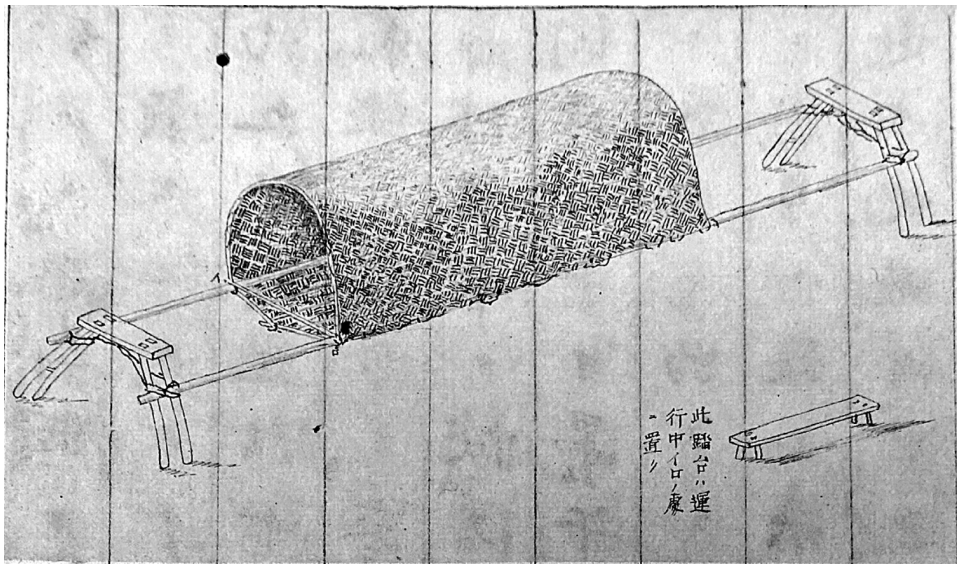

写真 1　軸子（『支那沿岸紀行』第 2 編，1882 年 10 月 19 日）

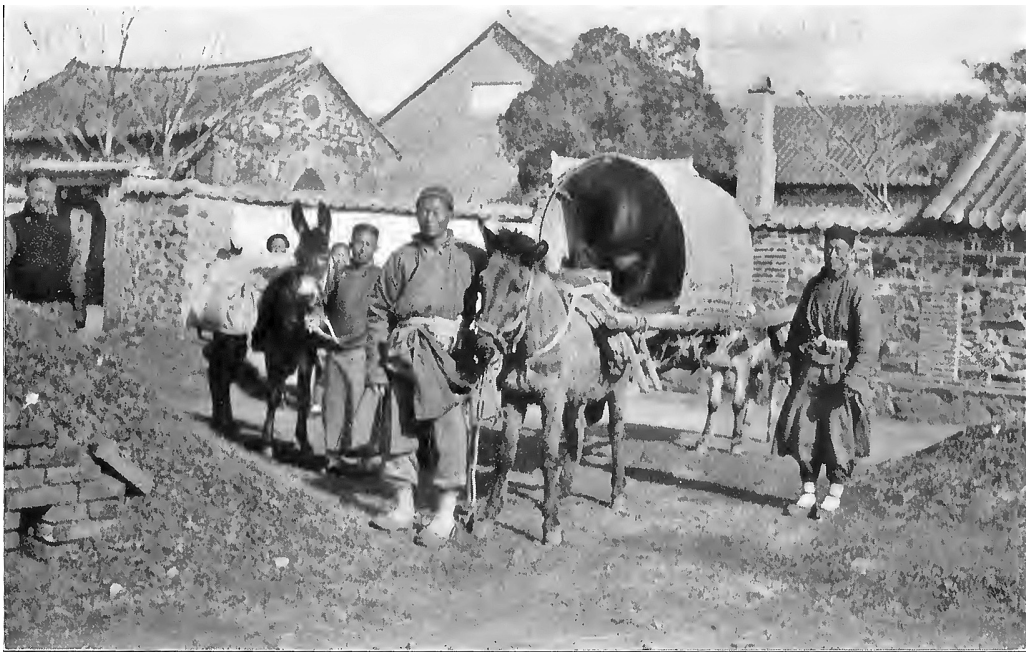

写真 2　軸子（Charlotte E. Hawes, *New Thrills in Old China,* New York: George H. Doran, 1913, between p. 40 and p. 41.）

ることができた。しかもラバは昼の休憩時間以外はまったく休むことがなく，1 分間に平均 80 m で歩くため，「旅行中地図ヲ製シ紀行ヲ草スルニ頗ル便ナリ」であった[20]。彼らはラバの平均速度をもとに町や村，集落間の距離を里（清里）単位で記録している。『支那沿岸紀行』第 1 編に記載された凡例では，1 里（清里）＝約 500 m〔実際には 576–8 m〕としているので，本稿もそれにしたがうこととする。また目測によるしかない場合，たとえば道幅や川幅は米突（メート

ル），山・丘・城郭の高さは尺単位で記している。たとえば報告書では次のような記述がたびたび現れる[21]。

朱橋駅ハ新城店ヲ距ル二十里ノ地ニ位シ，朱橋河ノ左岸ニ濆シ，周囲繞壁，人家六百，銭舗質店客桟雑商アリ。近郷売買ノ市場トナシ，黄山舘以西第三ノ駅站ニシテ，又站中ノ鏘々タルモノナリ。

是ヨリ地勢少シク高ク，亦平坦曠濶ノ沃野ニシテ，最モ騎兵ノ駆逐ニ便利ノ地タリ。西行約七里許，一小村ヲ経テ，更ニ約十八里許ノ処，一小沙河ヲ渉リ幾クモナク，又一流 河幅約二百米突，流水幅三十米突，深サ十珊知ニ過キス ヲ超ヘテ一里許，平里店ニ達ス。此地，亦村落遠近ニ散布シ，楊柳各村ニ鬱々タリ。

こうして集めたデータをもとに手描きの原図が作られたことは間違いないと考えられる。『支那沿岸紀行』第 1 編の序文には「路上図」を附すという断り書きがなされており，報告書とあわせて地図も管西局に提出されていたことがわかる。しかし残念ながら，拓殖大学文京図書館所蔵の資料群にはそれが含まれていない。『附録 煙津沿道地誌』の本文には以下のような山東省，直隷省内の原図が付けられていたことが明示されている。

第 2 号路上図　龍口港ならびに近傍
第 1 号路上図　青州府→楽安県（約 50 km）
第 1 号路上図　楽安県→蒲台県（約 57.5 km）
第 3 号路上図　水落坡→海豊県（約 27.5 km）
第 3 号路上図　海豊県→慶雲県（約 21 km）〔以上，山東省〕
第 4 号路上図　塩山県→滄州故城（約 25 km）〔直隷省〕

第 1 号から 4 号まで総計 180 km 以上となるが，経路は連続しているわけではなく，ところどころ中断している。それは「既ニ多ク前者ノ製図アルヲ以テ之ニ接続スル部分ノミヲ調製セシカ故ナリ」という理由からであった[22]。ここから逆に下記のルートはすでに地図ができあがっていたことがわかる。すなわち，煙台→龍口港，龍口港近傍→青州府，蒲台県→水落坡，慶雲県→塩山県，滄州故城→天津である。それをたどってみると，先にあげた山根武亮少尉，酒匂景信中尉以外の先人もこの作業に従事していたのではないかということが推察できる。対清戦争を想定する場合，山東半島は遼東半島と並んで渤海を封鎖し，上陸作戦を展開する上で重要な戦略拠点となるから，同地周辺における日本陸軍の兵要地誌調査は早くから進んでいたことがうかがえる。杉山と福島はその一翼を担い，まだ着手されていない部分の原図を作製するという使命を帯びていたわけである。

以上見てきたように，杉山，福島は，主として清国沿岸地帯の兵備状況をさぐること，および煙台から天津間の原図の空白部分を埋めることという，主に 2 つの任務を遂行するため派遣されたといえる。地図作製については上で述べたので，以下彼らの軍事調査について見ていきたい。その際に予備知識として，清末の清国陸軍の概要をあらかじめ頭に入れておく必要がある。当時の同軍は，①八旗（満洲王朝子飼いの近衛軍団），②緑営（旧明朝の遺兵を整理改編したもの），③勇営（八旗，緑営が形骸化する中で在郷の紳士階級が組織した軍）の 3 つに大別できる。以下その概略を記しておく[23]。

① 八旗

兵力約 20 万人とされ，明朝を滅ぼした清朝譜代の満洲人部隊が中核で，のちモンゴル人，漢人も加わり，満洲八旗，蒙古八旗，漢軍八旗があった。北京の皇帝と宮城を警護する近衛兵にあたるのが**禁旅八旗**である。皇帝のお膝元である直隷省にはそのほかに幾輔駐防も置かれた。さらに直隷省以外の諸省・地域の戦略要点にはそれぞれ集中的に**駐防八旗**が配置された。しかし八旗は太平に慣れ，金を出して人に当番を代わってもらうのが普遍的になるなど軍紀が弛緩し，本来の戦闘力を失っていった。その一方で人口増加や物価高騰により旗兵の生活は困窮し，亡くなった兵士の名の下に 1 人の寡婦をつけ，その寡婦が 100 歳まで生きたことにして，別の者が給米を受け取るといったケースが生じた。捻軍の反乱が生じ，北京，直隷省の安全が脅かされると，清朝は 1862 年に禁旅八旗の各営より精鋭な兵を引き抜いて**神機営**を新設し，西洋式訓練を施した。北京朝廷直属の武力として，当初 1 万人であった神機営は増員の結果，2 万名近くまでになり，のちには北清事変で 8 ヶ国連合軍と戦うことになる。

② 緑営（緑旗）

兵力約 60 万人とされ，旧明朝の遺兵を整理再編したもので，各省の督撫（総督，巡撫）が指揮をとった。もともと軍隊というよりも警察的な性格が強く，地域の治安維持を任務としていた。漢人軍隊の強大化を恐れる清朝は，緑営を各府州県，城市郷村に警察の屯所のような形で極度に分散して配置し，それを全国の要点に集中配備された駐防八旗が監視統制する形をとった。指揮系統も細分化され，大軍を集中させることが難しく，合同演習を行うことも不可能であった。ただし三藩の乱（1673-81 年）から軍事的任務に起用されるようになり，以後，実戦において八旗に代わる清朝の基幹戦力となった。他方，八旗はそれによって自らの消耗を極力避け，兵力の温存をはかった。しかし緑営の警察隊としての基本的性質はその後も維持された。なお緑営では将校が兵隊に支給される給米の上前をはね，実在しない旧兵（退役兵など）を兵丁冊籍から削除せずにその銀両を着服するなどの因習があった。軍営中，定員の過半が幽霊兵で占められ，真の年籍の者が 1 人もいなかったという例さえあり，そうした場合，在営兵は実在しない旧兵の姓名を名乗らされていた。毎年春秋の定期的な査察は形骸化し，定員を満たすために替え玉兵士，とき

には路傍の人を駆り集めてその場しのぎを行った。そうした背景には上官の欲得だけでなく行財政の構造的問題もあり，緑営の運営に必要な経常費を州県の官庁が支出しないため，各将官が兵隊の給米を差し引くことによってその埋め合わせをするといった事情もあった。しかしそうした因習が緑営の軍紀退廃をもたらした。また緑営兵は貨幣経済の発展による物価高騰で生活が苦しく，副業に浮身をやつし，訓練もままならない状態であった。さらに緑営は機械的に員数を揃えるだけで人材技量を問わなかったので，貧農だけでなく無頼，遊民などが数多く入り込んでいた。

以上のように緑営は軍隊として事実上，有名無実の存在になっていた。そこで清朝政府は自強政策の一環として，禁旅八旗に神機営を新設したように，緑営においても精兵を選抜して再訓練を施した**練軍**を組織した。まず 1863 年，直隷練軍の編成が始まり，1870 年代には直隷総督・李鴻章の下で西洋式小銃の配備，洋式操練による強化がはかられた。直隷練軍の編成は全国的に知られるようになり，それを模倣して 1865 年から 95 年までの間に，浙江，湖南，福建，江蘇，広東，山西，山東，河南，甘粛などで，次々と練軍が組織され，戦略的要衝に配置された。しかしながら練軍は実効性のある軍隊とはなり得なかった。軍の編成は統一性を欠き，兵隊は他地域への遠征を嫌がり，洋式操法を部分的に導入してはいたものの，直隷練軍を除く大部分は旧式の刀矛，抬槍（大型の火縄銃）を武器としていた。上官による兵士の給米や銀両の横領，兵隊の遊惰も相変わらずで，各省の武官の間では無能の兵を淘汰していくことに隠然たる抵抗があり，それが抜本的に実行されることはなかった。結局，練軍は後述する勇営の補助的役割の域を出ない存在であった。

③　勇営（防軍）

勇軍，勇兵など様々な言い方があるが，本稿では勇営の名称で統一する。かねてから清国には郷土自衛の組織として，団練（武装自警団），郷勇（団練の構成員，土着の義勇兵。勇営と同義語として用いられることもある）があり，内乱または外敵にあたってその時々に応じて集められていた。太平天国の乱（1851–64 年）という未曽有の危機にあたって，清朝の正規軍である八旗，緑営はこれを鎮圧することができず，それに代わって郷紳が郷土防衛の義勇軍，傭兵隊である勇営を組織するようになった。代表的なのは，曾国藩の湘軍（湘勇），李鴻章の淮軍（淮勇），左宗棠の楚軍（楚勇）である。これは従来の団練や郷勇を糾合し，同郷の地縁・血縁関係で結ばれた集団を核とし，農村の潜在・顕在の失業者を金銭で集め，部隊に編成した軍隊であった。団練は郷土の防衛を行うだけであるが，勇営は各地を転戦することに大きな違いがあった。北京政府はそれらの軍隊を清朝軍として公認し，諸乱を平定した後，勇営の多くは戦略上の要地に駐留し，その地の防衛に任ずるいわゆる防軍に再編された。

とくに勇営の代表格である李鴻章の**淮軍**は，李の出身地である安徽省の土豪的・宗族的団練を基幹として構成されたが，彼が江蘇巡撫時代に押さえることに成功した上海，江南デルタ地帯の官紳との結びつきがもたらす豊かな財源をもとに，西洋式小銃と大砲を中心とする装備訓練の改

革をもっとも進め，太平天国の乱と捻軍の乱を鎮圧する主力となり，清朝を支える最強の軍隊となった。それとともに李鴻章は，直隷総督兼北洋通商大臣に任命され，清末最大の実力者となり，やがて北洋艦隊を建設する。壬午軍乱，甲申政変に出動し，日清戦争を戦った主力も彼の私兵的性格の濃厚な淮軍，および北洋艦隊であり，この戦いの内実が「日李戦争」であったかもしれないといわれる所以である。淮軍は同郷の関係が絡み合うだけに団結という点では強みをもっていたが，そうした前近代的な紐帯は平時においては逆に軍紀弛緩の要因ともなった。傭兵として応じた農民は給料の一部を上官からかすめ取られ，最後は裸同然での現地除隊か，せいぜいのところ 4 ヶ月分の涙金で追い返されたという。彼らから搾り上げられた金は軍幹部の家産を増やし，兵士たちは故郷の家族を養うどころか，自分が行きていくのがやっとという境遇に追い詰められた。八旗や緑営では略奪や暴行が絶えなかったが，勇営も同様で，他地域に行くと民間への略奪行為によって治安を乱し，地元の団練や住民と衝突した。

上海・南京間の偵察

以上のような清国陸軍の概要をふまえた上で，まず第 1 の局面として上海―南京間の偵察を見ていくことにする。上海の呉淞口に船が入ってまず杉山と福島が注目したのは左岸の砲台である。砲台は正面に 11 門，北面に 4 門，合計 15 門の巨砲を備え，砲台外面は黒色に塗装され，遠望すると鉄板の被覆かと疑うようなものであった。ただし砲台内の状況はすでに別の将校が詳しく報告済みであったため，2 人の記述も簡単なものにとどまっている。

しかしそのあとも軍事関連施設は漏らさず注意された。船が上海市内を流れる黄浦江に入ると，彼らは陸軍将校とはいえ艦船の知識も一通り持ち合わせており，黄浦江の口内に停泊する軍艦 4 隻のうち 1 艘は昨年横浜に来た旗艦・馭遠，残りは形質が等しく近年イギリスで造られた龍驤，虎威，飛霆，策電のうちの 3 隻であるとすぐに判断した。そのほかに木造の古い砲船があったが，滑腔砲〔砲身の内側に旋条がない砲〕4 門を搭載していることが認められた[24]。さらに黄浦江を市街地に向けて遡ると，軍艦 2 隻，および修理中の艦船 2 隻があり，後者は靖遠，海安で，靖遠はヴァヴァシュール砲 5 門（うち 1 門は大きく 17 サンチ）を搭載しているが，艦体は木製で腐朽が甚だしく修理しても実用に適さないだろう，また海安は修理を加えることがしばしばであると観察する[25]。

上海でとくに重要な見どころとなるのは江南製造局である。江南製造局は金陵機器局（南京），天津機器局（天津）とならぶ清国屈指の三大軍需工場の一つであり，洋務運動の一環として李鴻章により 1865 年に操業を開始し，西洋人の監督の下，機械，大砲，砲弾，小火器，弾薬，火薬などの近代的兵器を製造していた。1878 年に試射に成功した 6 インチ口径の新型 60 ポンド砲はその全過程を清国人の職工が製造し，西洋の大砲に匹敵するといわれ，80 年に 7 インチ口径 120 ポンド砲，81 年には 7 インチ口径 150 ポンド砲まで生産されるようになった。いずれも前装式で，施条がなされ，錬鉄で造られた砲身をもつアームストロング砲を基礎としており，それに合

わせた新しい砲弾工場も建設されていた。また同じく 81 年に電気的に爆発させる水雷のための工場ができあがり，翌 82 年には輸入ライフル銃のための新型弾薬，モーゼル式の弾薬筒の生産も開始した。江南製造局から配給された武器・弾薬の大部分は南洋大臣の管轄する艦船や部隊に送られ，83 年の清仏戦争にも使用された[26]。

杉山と福島は在上海日本領事館の呉碩・事務代理の紹介状をもって江南製造局を訪れた。局内の 4 つの工場を見学した 2 人は，船廠（ドック・軍艦用の機械を生産）でその工法を目の当たりにして「小器械ハ素ヨリ気鑵ヲモ製造スルト云ヒ，其基摸甚盛大ナリキ」と驚いた。また砲廠では完成した 120 ポンド砲のアームストロング砲を実見したほか，そこに隣接して新築された別棟の内部で蒸気機関の基礎工事などが行われているのを見て「最モ壮観ヲ極ム」と感銘を受けている。そのほかに銃廠ではレミントン銃が 1 日平均 12 挺つくられ，1 挺あたり約 12 両で南京，天津に送られることを知った。弾子廠については，イギリスより輸入した軍艦用 24 トンのアームストロング砲弾が数百個，倉庫に貯蔵されており，これは 13 インチ（33 cm）の鉄板を貫くものだとしてやはり強い印象を受けている。それ以外に水雷と火薬を製造する支局が黄浦江のやや上流にあったが，これは外国人の見学が許されなかった[27]。

しかし江南製造局は表向きとは裏腹に，さまざまな問題を抱えていた。質の面では，新しい大砲やレミントン銃といっても 19 世紀の急速な技術発展の中でそれらはすでに時代遅れとなっており，また量の面では，翌年にはじまる清仏戦争で清国軍の需要を満たすほどの生産力には至らなかった。費用の面からいうと，莫大な財源（主に海関の関税収入）をもちながら，国内の炭鉱業・鉄鋼業の未発達などにより海外から割高の原料・材料を輸入しなければならず，加えて外国人技術者への高額給料の支払いがその財政力を奪い取った。しかも製造局の当局者は湖南閥で固められ，総辮など幹部による縁故主義，恣意的な人事による人員過剰，購買手続きの不正，公金横領などによって，1880 年代から 90 年代初めにかけて悪弊がもっとも広範にはびこっていた。また後述する南京の金陵機器局と同様に，地理上，外国海軍の攻撃や封鎖に弱いという戦略的な弱点をもっていた。もともと国内の反乱を鎮圧する部隊への供給を優先して建設されため，対外戦への配慮が薄かったのである[28]。こうした裏面について杉山と福島がどこまで認識していたかは定かではない。

上海から汽船に乗った 2 人は長江をさかのぼり，南京に向かった。船上とくに注目したのは右岸に見える十里山の砲台，兵営である。砲台は約 9 つあり，ここが長江の鎖鑰（外敵の侵入を防ぐ要所）であるので，まさしく「守備甚タ厳ナリ」といった状況であった。ただし砲台は屋根で覆われているため，船上から識別するのは難しかった[29]。

つづいて鎮江でいったん船を下りた 2 人はまず西側の銀台山，ついで東側の北固山に登った。大きな町に入ると，まず小高い丘に登って全体像をつかむというのが彼らのよく取る手法であった。鎮江はアヘン戦争の際イギリス軍が，太平天国の乱のとき太平軍が占領して糧米ルートを断ち，南京に圧力をかけた地であるだけに，防備が厳しく施されていることが感じられた。たとえ

ば内城の東隅に駐屯する八旗兵はいわれている1,000人より少ないが，長江に浮かぶ島・焦山，左岸の象山，右岸の都天廟に砲台が築かれ，勇営二営が分割して守備にあたり，上海からのぼってくる船舶はその3つの高台からの砲撃を免れない。「実ニ天険ノ要害ニシテ，金陵〔南京の古名〕ノ鎖鑰ハ鎮江ニアリ，鎮江ノ鎖鑰ハ焦山峡ニ在リト云フヘシ」というのである(30)。

鎮江から再び乗船して南京に到着した杉山と福島は，まず初日に兵営を外から見て回った。事前に得ていた情報では，南京には勇営の新字軍6営，新湘軍2営，慶字軍12営，合計20営・1万人が駐屯しているはずであった。しかし実際に検分してみると，下関近傍に5営，雨花台に2営，朝暘門外に2営，上元県庁の側傍に1営，合計10営であり，予想の半分しかないことがわかった。滞在期間が短いため本当の総数を探知する時間がないが，駐防八旗を除いて6,000より少なからず，1万より多からずというのが2人のとりあえず得た概算であった(31)。

彼らにとって貴重であったのは，運河に近い兵営の練兵場で兵隊の操練を見たことである。兵士の数は約500名で，その4分の3は洋銃，4分の1は長鎗を所持しており，太鼓とラッパにしたがいながら三面の方陣をつくってその中に鎗隊が入り，適宜前方を押し開いて鎗隊が前進するというものであった。杉山，福島は「銃隊ノ蜜〔密〕集運動，進退能ク整頓セリ。盖〔蓋〕シ清西折衷ノ操法ナリ」と評価している(32)。

それ以外に南京で見落とせないのは金陵機器局であった。江南製造局と同様，洋務運動の一環として李鴻章が1865年に創立した金陵機器局は，1880年代の初めに大砲，水雷，外国式の小火器，マスケット銃，砲架，砲弾，雷管，ガトリング砲，ノルデンフェルト式1インチ4連装機砲を製造していた。製品は南洋，北洋の防衛軍および沿河の守備軍に供給されていたが，収入は少なく，生産は限られ，諸経費は江南製造局よりもはるかに高くつき，1879年に外国人教習が引き揚げたのち，時代遅れとなったマスケット銃とガトリング砲が同時に生産されていた。人件費と行政費の高さが生産資金を消耗させるという点も江南製造所と似ていた。ただし福島らの南京訪問後，火薬生産に力が入れられるようになり，拡張充実された金陵火薬局が黒色火薬を淮軍と両江諸省の防衛軍に安定して供給できるようになった(33)。

南京での2日目，杉山と福島は雨花台に上って市内を一望したあと，その麓にあった金陵機器局を訪ねた。彼らが紹介状もなくいきなり中に入ろうとするのを見て守衛が制止した。すると2人に付き添っていた保甲局の下級役人が「彼等局内ヲ見ルモ亦何ヲカ知ラン」（彼らは局内を見ても何もわからないだろう）と耳打ちしたため，守衛は一行が入構するのを認めた。このときただ耳打ちするだけでなく，同時に袖の下を使った可能性もあろう。同行の保甲局の役人は杉山，福島のいわば手下となっていたのだが，それについては次章で述べる。かくして難なく構内に入ると，工場全体では主として大砲，ついで弾丸，さらに機械の順で生産が行われていた。砲廠を回ってみると，ガトリング砲とミトライユース砲が多く，とくに李鴻章の要請によるミトライユース砲がしきりに製造されていた。そのほかに口径34サンチのクルップ砲の「摸造」があったが，撃鉄の機関に少し折衷を加えており，「奇ナリト雖モ亦実用ニ適ス」，長江水師の砲船に使用する

ものだろうかとの印象を得た。またアームストロング砲もあったが，大口径のものは見当たらなかった。弾廠においては以上の大砲にあわせて大小の砲弾が製造されており，倉庫の中を見る限りではアームストロング，ガトリング，ミトライユース弾がもっとも多く，またアームストロング弾はおおむね 12 ポンド以下のものであった(34)。

金陵機器局の見学を終えると，杉山と福島は南京城の中心であった宮殿跡（明故宮）周辺も見学している。南京城は明の初代皇帝・朱元璋が築いたもので，1644 年の李自成の乱によって首都北京が陥落して明が滅んだのち，副都南京で明朝の官僚と皇族が明の再興をめざして南明政権を樹立した。しかし 1645 年に清の大軍の攻撃によって南京城は陥落する。2 人はその史跡を歩きながら往時をしのんだ。とくに清軍が突入した西華門両傍の城壁の崩れ方がひどく，ひとしお感慨深いものがあった。「懐古ノ情自ラ惻然タリ。嗚呼，僅ニ一握ノ内城ニ籠リテ清国全州ノ大軍ニ抗シ，前後左右砲銃ノ縦射ヲ被ルト雖トモ敢テ降ラス，斃テ後ニ止ミタルハ実ニ壮ンタリト云フベシ」。最後まで抗戦した明朝遺臣の「斃れて後已む」の姿は見事だというのである(35)。

以上，南京での偵察は実質わずか 2 日間で行われた。兵営の数をもとに八旗以外の兵力数を概算したこと，金陵機器局の内部を見学できたことが，杉山と福島にとって大きな収穫であったといえよう。3 日目の朝，2 人は運河から長江に至る通船を雇ったが，そのとき 200 人余りの勇営の砲兵がやはり運河を通って帰営するのに出くわした。士官が点呼をとり，下士官が兵を率いて船を乗り降りする有様は「規律正粛，混雑ナシ。又以テ平日ノ軍紀ヲ想像スルニ足ル」ものであった(36)。

長江河畔に設けられた待合所は雑踏をきわめ，アヘンの煙と臭いが鼻をついた。上海に下る汽船に乗り込んだ 2 人は出航後，右岸の烏龍山の下に，往路は夜間のため見えなかった半角面堡の砲台 2 基を確認した。彼らは双眼鏡を所持していたから，それで確かめたのであろう。屋根で覆われているため種類は定かではないが，砲台の 1 つは砲 8 門，もう 1 つは 6 門を備えていた。またこの烏龍山の上と，相対する左岸にそれぞれ兵営が築かれていることも視認できた。彼らのもつ情報では兵営は 4 つのはずであったが，それが半減しており，烏龍山が鎮江方面から南京に上ってくる敵を阻止する第一の要衝であるだけにこの点が不可解であった(37)。

煙台・天津間の偵察

つづいて第 2 の局面，煙台―天津間の偵察を見ていくことにする。上海から汽船で煙台に移動した杉山少佐と福島中尉は，すでに述べたようにそれまで空白であった区間の地図作製に加えて，軍事状況の調査を進めていった。

あらかじめ述べておくと，彼らは清国人を偽装して同地域に潜入したというわけではなかった。たえず護照（旅行許可証）を持ち歩き，必要なときにはそれを地方官吏に提示しており，外見からいって周囲の者から外国人であることは明らかであった。そのため臨淄県城を訪れたときは，異国人を珍しがる多数の人々によって取り囲まれ，「頗ル煩ヲ極ム」といった状況に陥った(38)。

まず煙台の防備体制の調査について見てみたい。交通の盛んな芝罘（煙台）港には汽船，軍艦 17，8 隻，民間船約 100 隻が碇泊しており，イギリス艦隊と清国北洋水師のスループ威遠の姿もあった。上陸すると海防練軍の兵営があり，約 500 の兵が駐屯しているほか，西側の西江山にも海防練軍の兵が分遣され，砲台（砲門約 10）を守備していた。しかし杉山，福島が観察したところ，砲台は海港の後端にあるため，港内を制することは可能であっても，港口を制御して上陸する敵兵を防ぐことが難しいことがわかった。また近隣に金狗塞という戸数 40〜50 の村落があり，さらにその近くに東門という眼下に煙台市街を眺めることができる場所があって，2 人はここが「攻守必争ノ要地」であるとし，もし敵が金狗塞を根拠地にすれば煙台を一日でも支えることができないだろうと結論づけた(39)。

このように彼らの偵察旅行はつねに戦争を想定したものであった。2 人は煙台市内で海防練軍が隊列を組んで行進している様も見ている。写真 3 に見るように，それは砲兵・砲車（各砲 5 名）・令旗を翻す営官馬・楽隊（約 20 名）・鎗隊（約 20 名）・歩兵 8 小隊（1 小隊 20–40 名）・鎗隊の順で進み，合計 420–30 名の人数であった。楽隊はイギリス式の太鼓とラッパ，鎗隊は長さ 3 間（5.45 m）の長鎗，歩兵は銃剣付き野戦銃をもち，イギリス式の操法を基本としてそこに清国の旧式を折衷したものであることが見て取れた。大砲は紅ラシャで覆われていたため，その性質を見極めることはできなかったが，砲車その他の形状はフランスの四斤山砲に似ていた。兵の制服は鵞色の絨絽（厚い毛織物）に黒絨の縁を付し，胸に「新軍」，背中に「山東海防練軍」の文字を記していた。

写真 3　山東海防練軍の隊列（『支那沿岸紀行』第 2 編，1882 年 10 月 20 日）

また煙台を出発して登州府に行く間に，崗嵛村の近郊で道路の修繕を行う勇営の兵士たちにも遭遇した。しかしその態度は悪くなく，「数十群ヲ為シ，路傍ニ蟻集スト雖トモ，毫モ例ノ罵詈軽侮ノ状ナク，唯々道ヲ譲リテ通行ヲ妨ケサリシ」というものだった(40)。

登州府は府庁，蓬莱県庁，登州鎮標衙門がある大きな町で，陸海の軍隊が駐屯して

いた。水城の中に緑営1営があり，表向きは水師であったが，軍艦をもたず，事実上の陸兵であった。その東辺海浜に練兵場があったが，杉山，福島は運よく総兵官（地方軍を総轄する武官）の検閲日にぶつかり，水師兵の操練をひそかに観察することができた。その内容は1営（1大隊）を4小隊に分け，さらに1小隊を2つの半小隊（24人程度）にし，全体を営官が，小隊を小隊長が指揮するというものであった。「大隊ノ柔軟演習ヲ見ルニ，進退挙動一体ノ如ク，本邦ノ兵ト大差ナシ」で，わずかに運動を間違える者には士官，下士官が「直ニ鞭撻シテ之ヲ懲」した。その操法はイギリス式に似ており，ラッパの響きが演習の終わりを告げると，3隊は右に分かれて2列横隊となり，他の1隊は左で叉銃の形をとり，そこから銃をとってまた2列横隊となり，前者と相対して肩銃の姿勢をとった。鼓手，ラッパ手，銃隊が右側につき，整列が終了すると，馬にまたがった総兵官が中央を過ぎ，兵は捧げ銃をもって応える。しかし総兵官は答礼をなさず，紅色の営旗を翻し，従者に長柄の傘を捧げさせながら意気揚々と退出した。これは2人からすると「未タ全ク古風ヲ脱セサルナリ」との感を免れなかった。総兵官が去ると，兵はすべて側面縦隊となり，銃隊を前にして隊列を乱さず水城に入っていった[41]。全体から受けた印象は，秩序正しく，正確に運動しているというものであったといえよう。

登州府についで止宿した龍口港では，その「形勢ヲ実査スル」のが任務であった。龍口は人家がわずかに200–300戸であったが，400–500人搭乗可能の清国船が数十隻繋泊する港であることから，水深はさほど浅くなく，近くの島には汽船の碇泊も可能であることが想定できた。ただし暴風を遮る地物が乏しいため，「良港ト称スルニ足ラス」，しかし「山東北岸芝罘以西ノ良港ナリ」というのが2人の評定であった[42]。煙台（芝罘）とともに，戦時の上陸地点を想定した実査であったのだろう。

つづいて莱州府は軍隊の駐屯はないものの，済南の東門にあたり，やはり要所として見逃すことのできない町であった。府城を見て回った杉山と福島は，城が谷間に位置しているため，攻者に利あり，守者に害ありと結論づけている。また掖水（現在の南陽河）の左岸にある福路山に登り，府城を一望することも怠らなかった[43]。次の濰県でも県城を探査し，城壁の建築が甚だ堅牢であることを確認している[44]。

青州府では表向き名勝を回るとの名目で案内者を雇って市内を巡ったが，重点個所はやはり城郭であった。青州府城の城壁は外面を煉瓦で覆っており，その質は非常によく，壊れたところもない大変堅牢なものであった。城内に兵は駐屯しておらず，門外から西北1 kmに北城があり，そこに副都統を置き，駐防八旗1,800余名が駐屯していた[45]。また楽安県城を訪れた際には，西門の側傍から城壁に登り，歩測によって東西約800 m，南北約1,000 mであることを知り，壁がほとんど直立しているので門の傍ら以外から上ることは不可能であることを確認した。壁の外側には修復が加えられていたが，内側は被覆の煉瓦がことごとく崩れ落ち，「崩敗既ニ極マリ」という状態であった[46]。さらに蒲台城の訪問時も，双眼鏡を携えて南門の側傍から城壁に登って歩測を行い，壁上にある胸牆（敵弾を防ぐため胸の高さに築いた防御壁）が非常に簡略なもので

あることを確かめた。また同地北端の黄河に面したところに蒲関練軍 200 人が駐屯して渡し場を守備していることも視認した[47]。いずれも攻城戦を想定しての視察であったことがわかる。写真 4 はその周辺の風景を描いたスケッチである。

黄河を越えた 2 人は雙眼井なる村に着き，そこから洪水の惨状を目のあたりにしながら旅を進める。ラバが泥にはまって軸子が横転したため福島が転落するというエピソードもあった。しかしそれを見た土地の人々は「集観シテ快ト為シ，一人ノ来リ助クル者ナシ」といった有様であった[48]。そこから先の塩山県城は壁が崩れ，すっかり衰退しており，城内も人気が乏しかった。滄州も以前は駐防八旗が置かれていたが，城壁は壊れ，兵の駐屯はなかった[49]。

しかし滄州からさらに進んで興済にいたると，遠目から見れば城郭かと見間違えるような勇営の兵営が 13 も林立していた。ここは渤海湾に面した大沽が攻撃されたときに対応する後背拠点であり，兵営には土塁がめぐらされ，所々に哨所があって歩哨が常駐していた。杉山と福島は 13 営中の 1 営の中で密集運動が行われているさま，営外の射的場で訓練がなされている様子を遠くから観察している。射的場の的は鉄製の長方形で，上下に 3 つの円形黒点が画かれており，命中すると声があがって，鼓が打たれ，旗が振られた。もっとも遠い的標は約 1,500 m あったが，実際に行われていたのは 100 m の近距離であり，それにもかかわらず，命中する者は大変まれであったという。遠望のため銃の種類はわからなかったが，みな銃口から弾を装填する旧式のものであった。ちなみに射的場から北に向かう道路は兵士たちが新たにつくったもので，横幅 10 m，両側に広さ 4 m，深さ 90 cm ほどの濠を備え，その「規摸壮大，未タ清国ニ見サル所ノ者〔物〕」であった[50]。

天津に入った杉山と福島は軍事偵察，地図作製は行っていない。すでに他の情報将校が記した

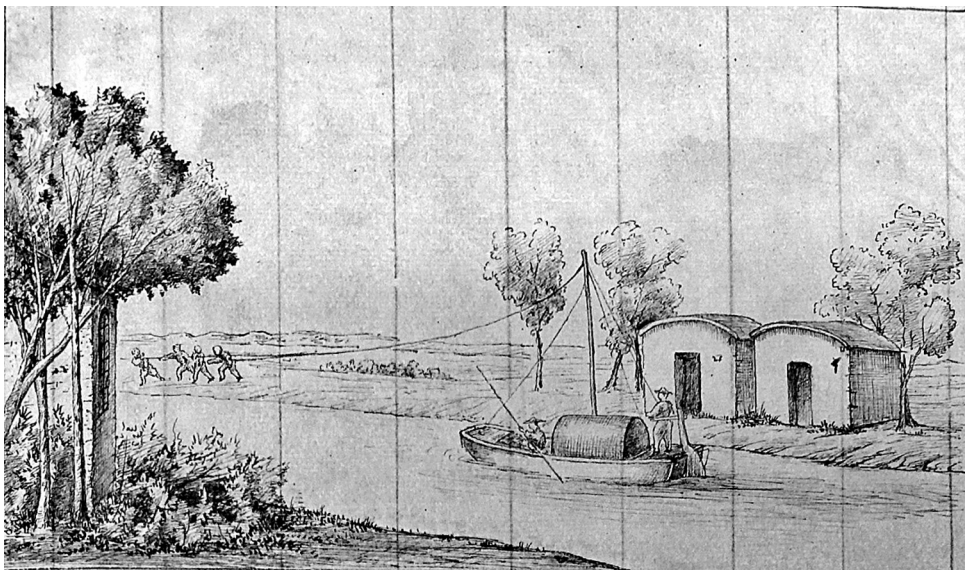

写真 4 「黄河下流ヨリ舩ヲ曳ヒテ蒲関ニ至ルノ図」（『支那沿岸紀行』第 2 編，1882 年 11 月 6 日）

紀行地誌，管西局の地図があったからである。それ以外に天津で見落とすことができないのは江南製造局についで清国第二の規模をもつ天津機器局であった。1867 年に設立された天津機器局は，賈家沽道の東局と海光寺の西局があり，東局の方が規模と重要性において西局よりはるかに勝っていた。東局は火薬製造工場，硝酸・硫酸処理施設，雷管製造機，木工動力機，金属工作機械を完備する一方，西局は規模が小さく，鋳鉄工場と大砲鋳造工場から成っていた。天津機器局は李鴻章の指導下に火薬と弾薬の生産に重点を置き，1875 年にいたってその生産量はまったく見事なものとなり，火薬，雷管，小火器用弾薬，砲弾，水雷などを製造し，それらの軍需品は北洋の海防貯蔵庫，直隷や山東に駐屯する淮軍，練軍の部隊，防衛のため他省に移動させられた軍隊，熱河，チャハル（察哈爾），奉天，吉林，黒竜江の諸省へ絶えず配給された。人件費は増大しつづけたが，1876 年から 79 年にいたるまで現存する収入と技術的な状況の割に，総力を尽くして生産を行い，1880 年以後，李鴻章はさらに生産の拡大と収入の増大，技術の改善を試み，81 年から 82 年にかけては辺境防衛のための軍需生産を支援していた(51)。

天津機器局は西局よりも東局の方が重要であることを杉山と福島は知っていたと考えられ，天津に入ったとき夕方にさしかかろうとしていたこともあろうが，西局の北側を素通りして，そのまま中心地に入っている(52)。しかし東局については天津入りした翌日，日本領事館で島村久副領事に見学の照会を依頼した。ところがさらにその翌日，当局から見学は認められない旨を示唆する回答を受け取った。そこには「機器製造各局ハ中国官員等ト雖モ故無クシテ前往観看スルヲ得ズ」とあった。杉山と福島は「陽ニハ謝絶ノ言語ヲ以テセサルモ，陰ニハ言ヲ設ケテ忌避スル者ノ如クシテ，遂ニ果サス」と記している(53)。

天津で 2 人は前北京公使館付武官で日本への帰国途上にあった梶山鼎介少佐が天津に到着予定と聞いて，「諸事ヲ談合」するため同地での滞在を延長し，梶山少佐が到着すると「諸事ヲ規定」し終えた(54)。このとき 3 人の間で情報に関する意見交換がなされるとともに，北京に留まることになる福島と梶山とで引き継ぎが行われたと推察される。会談後，杉山と福島は北京に向けて出立し，同地の日本公使館に入り，2 名共同の偵察旅行は終了した。

南清沿岸の偵察

その後，杉山少佐のみ天津，煙台経由で南清地域の沿岸を視察するが，それについて簡単に述べておくと，その目的もやはり砲台，兵営を中心とした清国の防備施設の検分であった。

上海から寧波に渡航した杉山は，寧波の甬江に入るとすぐに砲台を観察し，3 ヶ所の砲台が敵艦に十字砲火を浴びせられるようになっている点に注目している。杉山の特徴は現場を見ながら実戦のシミュレーションを試みることで，寧波では攻撃側がまず舟浜島を攻略し，表向きは甬江口を攻撃したのち，対岸渡舟に便利な地点を探し，金鶏砲台の側面および背後を襲撃すれば，この天然の要害は抜き難いものではないとしている。また甬江をさかのぼった寧波の波止場に砲艦の恵済と元凱が碇泊していることも確認した。上陸後，府城で歩測を行いながら城壁の具合を確

かめ，練軍の練兵場を見学するなど，その行動パターンはそれまでと同様である[55]。

福州では海岸から市街地に向かう閩江上の砲台とその数を船上からチェックして攻撃側から見た第 1，第 2，第 3 関門を把握した上で，馬尾港の福州船政局を観察するためその周辺を小舟で回っている。この福州船政局は，江南製造局，金陵機器局，天津機器局とならんで洋務運動の成果を示すものであり，清国屈指の造船所として知られていた。さらに杉山は上陸して府城を中心とする地形をおさえ，「当城ヲ襲撃スルニハ南面ヨリ難クシテ東北及西面ヨリ易シトス」との結論を引き出している[56]。この馬尾港はそれから 1 年 8 ヶ月後，清仏戦争の馬江海戦の舞台となり，福州船政局，福建水師と諸砲台はフランス極東艦隊によって壊滅することになる。

次に汕頭では，市街東方の突出部に砲台（砲数 15）があり，新築かつ堅牢な円形閉鎖砲台であることを視認した[57]。香港では北岸の砲台 3，南岸（香港島）の砲台 2 が海峡の東口と西口を制する形になっていることを確かめ，各砲台が簡単な構造で数も少ないのは，香港防御のメインは水雷であって，砲台はこの水雷を守るために設けてあるからだろうと推測している[58]。

最後に広州の砲台偵察はもっとも入念に行われた。虎門砲台 3 ヶ所のうち虎門と横当は改築され，「基模広大ニシテ頗ル堅牢」であり，両所に勇営の兵営が設けられていた。さらに杉山は三浦自孝中尉，杉島〔名前不詳〕中尉とともに小舟で盤石島に渡り，同島にある 4 つの砲台を直接探査している。第 1 に保安砲台は砲門 8，大砲は清国製で口径約 8 サンチ，砲台内に哨舎があり勇営の番卒 10 余名が配置され，指揮官室内にはゲベール銃 8 挺が並んでいるのを見た。第 2 に鎮南砲台は砲門 20，花崗岩を積み重ねた上に土塁を設け，甚だ堅牢であるが，その中に入ることはできなかった。しかしあとで永固砲台の衛兵に聞いたところ，そこと同型の 20 サンチのクルップ砲を用いていることがわかった。第 3 に綏定砲台は正面に砲門 8，両側に 18，旧式の円形砲台の前面に新式の半円形を増築し，聞けば砲門の周囲に鉄板を挿入してあるということであった。砲台内に兵営あり，100 余名が駐屯していた。第 4 に永固砲台は砲門 5，外面が少し荒れていたが，内部は「頗ル清潔ニシテ且整頓セリ」という状況であった[59]。このように杉山は遠目で砲台を眺めるだけでなく，そこを直接訪れ，保安砲台にいたっては内部の指揮官室まで覗き込んでいる。清仏戦争前の当時，清国軍側の警戒がいかに手薄であったかがうかがえる。

以上，本章では福島の内モンゴル旅行，杉山と福島による①上海―南京，②煙台―天津，および③杉山単独による南清沿岸地域の偵察旅行をたどった。そこでいえるのは，第 1 に彼らの目的が測量と地図作製だけでなく，全体を通じて対清戦争を想定した兵要地誌調査にあったということである。2 人は限られた短い日数の中で精力的に動き回り，各地の港湾，兵営，砲台，城郭の状態をチェックし，すでに得ていた情報との照合も行いながら，その状況を記録している。単に機械的に見て回るのではなく，実戦を想定しての観察であって，煙台と龍口港は上陸地点として考慮され，前者は港内を見下ろす金狗塞と東門を占領することが肝要であり，後者は不足点をもつがそれなりの良港であるとされた。杉山はこのシミュレーションが得意であったようで，寧波

や福州でもその攻略方法を思案している。また兵士の隊列や操練，射撃訓練を見たことは，清国兵の実力をさぐる2人にとって重要な手がかりになったと考えられる。さらに陸戦，攻城戦を考えて主要な城郭はかならず視察の対象となり，歩測によってその規模を測定したほか，とくに外壁の強度がチェックされた。いずれもその地に腰を落ち着けた定点観測ではないため，必ずしも精密な観察ではなかったが，ルート上の清国軍の防備体制は概括的にほぼ把握されたといえよう。

第2に江南製造局，金陵機器局の2つを見学し，その内部に入って生産状況を目撃したことである。これによって生産規模がどの程度のものか，いかなる武器の生産に重点が置かれているかという点が具体的に捕捉された。天津機器局東局の見学がかなわなかったことは2人にとって失敗であり，清国側にとっては成功であったといえる。天津機器局東局は火薬と弾薬の生産に力点を置き，清国軍に広範囲に供給を行っていたため，その軍事力を測る上で重要な見どころであった。その視察が実現しなかったことは彼らの偵察旅行の中で最大の痛手であったといえるだろう。ここを視察すれば清の三大軍需工場のいずれも押さえたことになるので，彼らに大きな自信を与えていたはずである。ただしそのような点があったにしても，彼らは所期の目的をおおむね果たしたといえるであろう。

第3に彼らのものを見る姿勢であるが，主観的な感情を抑制し，事実をありのままに捉えるよう心がけながら記録を行っている様がうかがえる。しいて思い入れが見られる個所をあげるとすれば，南京城西華門の城壁を見て明朝遺臣の最後に思いをいたし，「斃れて後已む」という日本的価値観から感慨を催したところくらいのものであろう。

第4に，これは第3と重なることであるが，軍事関連の視察において，当時の日本人に通有であった近代化に乗り遅れがちな清国人に対する侮蔑心が見られないことである。むしろすでに見たように，江南製造局を見学した際には，船廠の「基摸甚盛大ナリキ」とし，蒸気機関の基礎工事は「最モ壮観ヲ極ム」としている。上海から鎮江に向かう途中の十里山砲台の守備は「甚タ厳」であり，鎮江の砲台も3ヶ所から攻め手を挟撃できる「実ニ天険ノ要害」であると見られた。南京で目撃した兵隊の操練，密集運動は「能ク整頓」されており，金陵機器局で見たクルップ砲は「摸造」とはいえ「亦実用ニ適ス」ものと判断された。南京を去るとき，運河の乗船場で遭遇した200人余りの勇営の砲兵は「規律正粛，混雑ナシ。又以テ平日ノ軍紀ヲ想像スルニ足ル」ものであった。登州府の緑営兵の操練は「進退挙動一体ノ如ク，本邦ノ兵ト大差ナシ」とされた。広州で杉山が見た虎門砲台は「基模広大ニシテ頗ル堅牢」であり，永固砲台の内部は「頗ル清潔ニシテ且整頓セリ」といった状況であった。そこには清国の軍兵を不当に侮るような偏見は見られない。杉山と福島は先にあげた「清国派出将校心得」「清国派出将校兵略上偵察心得」に示された参謀本部の方針，すなわち先入観や憶測，偏見を排除して虚心に清国の状況を観察せよ，いかなるものにも一長一短があるのだから，彼の短を拾うよりも彼の長に着目せよという命題を忠実に実行していたことがわかる。

ちなみにイメージ論，対外認識論の観点からいうと，当時の日本人の中国認識には，中国古典

を通じて長年にわたって形成されてきた中国への敬意，ならびに旧習に固執して自己改革が容易に進まない中国に対する侮蔑感というアンビバレントな感情が併存していた。どの研究者も表現に若干の違いがあるにせよ，「固陋の国という軽侮の感情」と「古代聖人の母国という畏敬の感情」[60]，「同時代の中国への否定観」と「古典世界の中国への肯定観」[61]，「蔑視の対象」と「規範の鑑」[62] といった日本人の対中イメージの二面性を指摘している。また外交論の観点からいうと，明治維新後から 1884 年までの間，藩閥勢力，民間ともに日本が東アジアの中で早くから近代化に着手したことに対する優越意識を定着させ，壬午軍乱の頃から清国の軍事力が強化され，日本に拮抗する程度になるが，日本は制度の近代化や国民精神の面で自信をもっており，清国に対し軍事力を中心とした近代化の面でも依然として優越意識を有していた[63]。杉山と福島が日本人全般に流れるそうしたアンビバレンスや優越意識から超越していたとはいえないであろう。明朝遺臣の最後に敬意を払うのは古典的世界の中国への敬意の表れであるともいえようし，後述するように在北京公使館付武官時代の福島は管西局員の杉山にあてた信書の中で，清国人を「豚尾」「豚児」と侮蔑的に呼ぶことがあった。福島が躊躇なくそうした語を用いるということは，それを受け取る杉山の側にも同じような感情が共有されていたと見てよいだろう[64]。

ただしここで問題となるのは，そうした心情が情報活動にどの程度まで影響を及ぼし，その足枷となっていたかどうかという点である。再言すれば，杉山と福島の報告書には清国軍を甘く見ているようなところはなく，かといってそれを誇大に恐れることもなく，むしろその有様を客観的，冷静に眺めていた。本章を終えるにあたって，その点を押さえておきたい。

2　清国社会の実態観察

前章では杉山，福島が調査旅行を通じて清国の軍事関連施設をいかに観察していたかという点を中心に検証を行った。しかしながらどこの国でもそうであるが，軍隊を底辺から支えるのは結局その社会であり，構成員である大衆である。つまりモノではなくヒトということになる。杉山，福島は清の社会と人々をどのように観察していたのであろうか。本章ではこの点を見てみたい。

彼らが上海に着いてまず感じたことは街の不衛生であった。市街の西南部・上海県城（滬城）に入った 2 人は次のような風景を見た。「城内人烟稠密，街路狭隘，糞汁潴流シ，臭気鼻ヲ衝キ，壁外濠ヲ繞ラシ江水ヲ引ク。濠中汚穢ヲ投シ，犬猫ノ死体亦タ水上ニ浮フ。其不潔名状スヘカラス。然ルニ桶ヲ担荷スル者，汚物間ノ水ヲ汲テ陸続城内ニ入ル。聞ク飲用ニ供スルカ為ナリト。驚歎ニ堪ヘサルナリ[65]」。これによると，城内は人々で隙間なく込み合っている。街路は狭く，路上には糞尿が水たまりをつくって流れ，臭気が鼻を衝く。城壁の外に壕をめぐらし，川の水を引いているが，その中に汚穢（汚れているもの，または糞尿）を投じ，犬や猫の死骸が水面に浮いている。その不潔は言葉で表現し難い。ところが桶をかついだ者がこの汚物間の水を汲んで，次々と城内に入っていく。聞いたところでは飲用に供するためという。驚嘆に堪えないというの

である。2人が見たところ，そうした有様は多少の差はあっても上海だけではなかった。煙台では街が「甚タ整頓セス」，住民が居住するところは「街衢狭隘，最モ不潔ヲ極ム」といった状況で，出立時，「不潔雑踏の市街」を過ぎて郊外に出て，ようやく新鮮な空気を呼吸したという(66)。

宿泊する旅店も毎回，不衛生であった。南京の宿は最初提示された料金を半額まで値切って泊まることになったが，その部屋は三面壁で，一方に小さな破窓があり，土間に踏台を置いてその上に木板を並べて寝台としていた。「四壁天井，大〔太〕古ノ塵ヲ積ミ，空気ノ揺動ニ従テ散落ス。殊ニ光線微ニシテ，昼猶ホ暗ク，恰モ獄舎ノ摸様ヲ為セリ(67)」。山東省登州府の旅館は，店内に馬糞が窓戸の半ばまで堆積していたため室内が暗く，「其不潔能ク筆紙ノ尽ス所ニ非ルナリ(68)」といった有様であった。僻村である呈羔では農家が兼業で営んでいる宿に泊まったが，「土床，大〔太〕古ノ塵穢ヲ積ミ，床上数十年来ノ破蓆ヲ佈キ，戸口三尺ノ板戸一片ヲ附シ微カニ光線ヲ取ルノミ。臭気鼻ヲ撞キ，不潔名状ニ堪ヘス」。そこでやむを得ず軸子を戸内に入れ，その中に身を入れて寝たほどであった(69)。2人は町でも村でも毎日そうした旅店に泊まっており，西洋人が宿泊する煙台の「ビーチユ・ホテル」と天津のグループ・ホテルにおいてのみ快適な眠りにつくことができた。

次に感じたことは民衆の貧困である。煙台から天津に向かう途上で通過する村々はいずれも貧しい暮らしぶりを示していた。山間の寒村・朱劉店の民宿の場合，主人が外国からはるばるやって来た2人に惻隠の情を催し，夕食に黄米（もちアワ）の水飯（粥）を出してもてなしてくれた。しかしそれは日本では「乞丐〔乞食〕ノ徒モ之ヲ甘食セサル」ようなものであったという。旅を続けてこうした食事に慣れていた彼らは，そのような味でも可であるとしたが，その土地に住むほかの住民の状況も推測するに足りると記している。この旅店では夜に寒さがますます厳しくなり，持参の毛布2枚をもってしてもほとんど眠りにつくことができなかった(70)。また同じく寒村の雙眼井の民宿では，主人が自分の居室を貸してくれ，主人自身は土の上にコウリャンの茎を敷き，薄い蒲団をかけて寝ていた。しかし提供してもらった居室自体，2人からすれば「不潔モ亦甚シ」といった具合で，主人は雑穀の粉を湯に混ぜたような，あるいは蕎麦のようなものを食べ，「頗ル簡易ノ生活」をしていた(71)。

杉山と福島はそうした山東省の庶民たちを軽蔑したわけではない。2人に付きしたがった馬夫2名は，旅の初日こそ，約束の時間に大幅に遅れて顰蹙をかったが，その翌日には寒風の中，山坂を上下して歩き続け，「馬夫ノ健捷ナルモ亦賞スベシ」と感心された(72)。また七十里舗という農村の人々については「質朴ニシテ能ク農ヲ勉ム」けれども「雑穀尚ホ口ヲ糊スルニ足ラス」として，むしろ同情的であり，「山東質直ノ気風」を肯定的にとらえている(73)。下魏家という村の民宿も農家が副業で営み「建築粗悪ニシテ不潔甚シ」であったが，食後に主人（または知り合った土地の住民）から子女が病気であるが薬に乏しいことを聞かされると，携帯していた家庭薬の千金丹を分け与えて慰めている(74)。そのほかにも雙眼井を出て，洪水の惨状の中を小舟で進んだ彼らは，あたかも湖水の中に点々と浮かぶ島のようになってしまった諸集落をながめながら，

「到処如斯惨状ヲ極ムト雖トモ，一ニ地方官ノ保護アルコトナク，恬トシテ之ヲ顧ミサル者ノ如ク，実ニ惨中ノ惨ト云フヘシ」として罹災者に同情する反面，人々を救おうとしない地方官のあり方に疑問を呈している(75)。洪水の爪痕を目の当たりにした2人がさらに歩を進めると，沿道でたまに通り過ぎる旅行者はおおむね鎗や刀を携えており，それは盗族から身を護るためであった。治安が悪く，当局の取り締まりが及ばないということで，「以テ地方ノ景勢ヲ想像スルニ足ル」と2人は書き留めている(76)。

これまで見たように杉山と福島が接触した一般の清国人たちはいずれも貧しい者ばかりであった。一方，そうした中で彼らが閉口したのは，あくまで金銭を追求する人々である。南京に汽船が到着すると，そのまわりに運河を行き来する小舟が群がり集まり，我先にと乗客を求めて争った。そのすきをついて盗みを働く者がいるので2人は注意しつつ，とりあえず船代を要求額の半分まで下げることに成功して小舟に移乗した。しばらく運河を進み，舟を下りると，舟子が2人の袖にまとわりついて酒銭を請い，そこへ役夫が群がり集まり，荷物を運ぼうと争った。「頗ル雑沓，煩ニ堪ヘス」と2人は嘆いたが，旅先ではこうした修羅場がことあるごとに展開された。宿屋まで荷物を運んだ役夫が料金以外に酒銭を求めてまくしたて，与えないとその場を去ろうとしないため，「腕，為メニ震フコト屡々ナリシ」，すなわち腕力を用いざるを得なかった(77)。

南京では外国人の宿泊を受けつける旅館がごくわずかしかなく，日本人がよく泊まる「万源」に止宿した。しかしそこは「人情礼義ヲ解セス，惟タ金銭ヲ貪ルヲ主義トス」る旅店であり，値引き交渉の結果，通されたのは「獄舎」のような部屋であった。この土地の決まりで，店の主人が2人の護照をもって役所に届け出ると，しばらくして保甲局より属吏2名が来て，杉山と福島の挙動を始終監視した。2人は南京市内を外国人が歩き回ることは不自由であると聞いていたため驚かず，清国人は「奪ヘトモ厭サルノ人情」であるとして試みにわずかばかりの貨幣を与えたところ，以後この保甲局の下僚2名は自分の任務をほとんど忘却し，聞かないのに言い，問わないのに答え，ただ杉山と福島の歓心のみを求めることに努めるようになった。つまり当局の監視者が賄賂によって逆に手下同然となったのである。「故ニ却テ便利ヲ得ルコト少ナカラス。亦タ与シ易キノミ」と2人は記している。保甲局の役人は「恰モ雇ヒタル嚮導ノ如ク」市内を案内し，杉山と福島は彼らによって「百般ノ便利ヲ得タ」。すでに紹介したように江南製造局に入れたのは，まさしくこの役人たちの迎合的助力のおかげであった。「惟タ金銭ヲ貪ルヲ主義トス」清国人に会うごとに彼らは辟易したが，場合によっては金によって転ばせ，諜報に役立てることができたわけである。2人が長江の乗船場から上海に向けて出航するとき下僚の1名が見送ったが，昼食代として洋銀1ドルを与えられた彼は「欣喜シテ去」っていった(78)。

山東省の沙河駅では次のようなことがあった。前日から風雨がやまず，馬夫がしきりに宿屋に滞在することを望んだので，やむをえず晴れるのを待った。昼過ぎ，雨が収まったので，急ぎ出発しようとすると，旅店主が法外な額を請求した。2人に付き添ってきた清国人の従者がその非を責めたが，店主は聞こうとしない。そこで福島が護照を取り出して，「汝の政府は私にこの書

を与えた。地方の人民で不法をなす者がいれば地方官に訴え，地方官は相当の処分を行い，外国人の通行を妨げないことを証するものだ。汝がいま 10 両を要するならばこれを与えよう。100 両を要するならばこれも与えよう。私はその当否を知らない，それを決めるのは地方官である。私は地方官に問うから，汝は受取証書を出すべきである」。この脅しに店主は「大ニ懼レ」，ひそかに従者に請い，相応の料金を受け取った。「是レ雨後ノ一興」にして，また「官吏ノ圧制ト人民ノ無学ヲ見ルノ一徴トス」と福島は報告書に記している(79)。

宿泊代や食費をめぐって争うのはこの日だけでなく，毎朝毎昼つねにそうであった。店主はまず法外の値を要求するので，その対応は蘇州出身の唐という名の従者にまかせた。彼は少し英語を理解するので杉山と福島にとっては便利な存在であったが，清国北部の言語は十分理解できないため，山東省の住民との応答では非常に不便であったという。しかし店主と争うことが彼の「長技」（特技）であり，身体が肥大し，言葉遣いが荒くれており，年齢も年かさのため，「圧制頗ル行ハレ大ニ経済上ノ利益ヲ為シタリ」。相手に圧力をかけて言い負かすことができたというのである。口角泡を飛ばしてやり合うときに「慓悍」な者が勝ちを制するというわけで，旅行で従者を選ぶときはこのことを参考とすべしと 2 人は報告している(80)。

ところがそれだけではすまないこともあった。山東省濰河で渡舟に乗ろうとしたとき，舟子が杉山，福島の周りに群がり集まって争った。2 人が料金を聞くと，やはり法外な値段を要求した。その不当を責めるや，舟子たちは「前後左右ニ群リ，罵詈百出，最モ無礼ヲ極ム」，そこで 2 人はピストルを抜いて「汝等無礼をなす，余これを試さん」と威嚇し，ようやく金額が定まり，対岸に渡ることができた(81)。寒村の雙眼井でも舟子があぶく銭を取ろうとしたため，護照を出して脅し，料金を下げさせた。しかし 2 人が宿泊していた旅店の主人が一行を延泊させてさらに宿代を取ろうと舟子と共謀し，翌朝の約束時間にわざと舟子が来なかったため，杉山と福島は出発できなくなってしまった。彼らの計略を見抜いたもののどうすることもできず，2 人は仕方なく「怒ヲ呑テ」延泊せざるを得なかった。ところが皮肉なことにその日は無類の好天気であり，2 人は旅店の庭前でピストルを試し撃ちして欝情を慰めた(82)。

しかし悪いこともあれば良いこともあった。翌日出発する段になって旅店主がまたしても過剰な金額を請求してきたため，従者の唐がその不法を責め，両者は互いに争って屈せず，その騒ぎを聞いた村内の人々が集まって来た。村民は 10 有余名に達し，みな従者に味方して「喋々吩々」，激しく店主を詰った。この衆圧に押された店主は値段を下げ，黙ってしまい，問題は落着した。「実ニ欝後ノ一笑ニシテ，亦人情風俗ノ一班ヲ知ルニ足ル」と 2 人は記している(83)。

以上のような体験をくり返すことによって，杉山と福島は彼らの言葉を用いていえば，不潔雑踏の市街，金銭を貪るを主義とする旅店主や舟子たち，すこぶる簡易の生活をしている質朴な農民たち，金でたちまち態度を翻す下役人，災害に苦しむ人々の保護を顧みない地方官，当局の取り締まりが及ばない地方，しかしそれでいて官吏を恐れる無学な人民といった清国社会の有様を心に刻んでいったと考えられる。煙台から 13 日をかけて譚家坊に到着したとき 2 人は，いまだ

に青州に達することができない，汽車であればわずか 16, 7 時間で行けるのにと嘆いている。「文化ノ深浅，人民ノ福否，懸隔モ亦甚シト云フヘシ(84)」。近代化を進める日本とくらべて文化の深度，人民の幸福度があまりにも違うというのが彼らの偽らざる実感であった。

このように杉山と福島は清国での経験を通じて「公共の福祉を考えず，私益に走る官吏」と「それをいたずらに恐れる事大的な庶民」から成る「乱雑で無秩序な社会」という清国認識を深めていった。そして，こうした社会の上に成り立っている清国軍隊は，たとえ堅牢な砲台，近代的な軍需工場と兵器をもっていても，果たしてそれをきちんと運用できるのであろうかという疑問を抱いたはずである。杉山と福島が蒲台城での滞在を終え，黄河を越えようとした際，渡し場は土地の住民でごったがえしていた。このときそこを守備する蒲関練軍の兵 1 名がやって来たので，2 人は日本の錦画 2, 3 枚と巻煙草を与えた。周りにいた群衆がその兵士にからみついてその半分を奪い取ってしまったものの，この賄賂は効果てきめんで兵隊は意外な贈り物に喜び，2 人が雇っていた馬夫を手助けしたほか，渡し舟の周旋まで行った。もって「軍紀ノ如何亦想像スルニ足ル」と 2 人は記している(85)。この兵士も杉山と福島が考える清国社会の体現者であった。

上記のように杉山と福島は賄賂の一種として現金だけでなく，錦画を用意していた。清国には日本の錦絵のような細密美麗な木版画がなく，ことに汽車が轟走し，桜花が燦爛たる絵などはみな喜んで賞玩するのだという。それが欲しいために自ら情報提供をしてくる者も現れた。その情報とは寒村である水落坡の戸数，人口，銭舗（金融機関），良田，牛，ロバ，ラバの数を示すものであったが，同村の人口を「民人万口」としており，「実ニ抱腹ニ堪ヘタリ」と杉山と福島は笑わざるを得なかった。「土人ノ言フ所ロ斯ノ如ク信用シ難キコト常ニ多シ」というのである(86)。

清国での滞在が長くなるほど，清国軍の軍紀が弛緩していることが明らかになっていった。南清旅行の際，寧波で練軍の大教場（練兵場）を見学した杉山は，それが大教場といいながら東西 220-230 メートル，南北 200 メートル程度の小さなものであり，しかも場内いちめんに米と麦が干してあるのを見た。つまりそこは練兵場でありながら農家の乾燥場を兼ねていたのである(87)。当時の清国では当然といってよいごくありふれた風景にすぎなかったが，杉山は日本ではあり得ないと思ったであろうことは容易に想像がつく。杉山と福島は軍事面についてはあくまで客観的な報告書を作成することに専念し，個人的な感情を示すことはほとんどなかったが，心の中では清国軍隊もその社会を反映して決して精強でシステマティックなものではないと感じていたであろう。その点は調査旅行を終え，北京に残留することになった福島の残した記録を見ればより一層明らかとなる。

以上，本章では杉山と福島が清国の社会と人々をどのように観察していたかという点を検証した。彼らは清国旅行を通じて，生活するのに手一杯で教育に無縁の農民たち，利益を追い求めることに性急な商売人たちに接するとともに，官民間の懸隔や分裂をかいま見ることにより，同国の国情が近代的な国民軍を組織，運営するのにうまく適合しないであろうことを感じ取った。若き日の福島にとって，このように清国を自らの肌でじかに感じ取る日々をくり返したということ

は，非常に重要な経験であったと考えられる。それは書物を読んだだけではわからない生の清国および清国人の姿に迫るということであった。そうしたフィールドワークの体験は彼をして机上の空論から遠ざけ，あくまで現場での実地調査を重んじる次の段階へと進ませることになる。偵察旅行を終えた福島は北京においてその情報活動をいかに深化させていったのであろうか。次章ではその点を考察してみたい。

3　清国軍の全体像把握

前章で見たように 2 ヶ月弱にわたる沿岸旅行を終えた福島は，1882（明治 15）年 11 月 22 日，北京に入った。以後，1884（明治 17）年 10 月 5 日に同地を出発するまでの約 2 年間，北京に滞留することになる。北京での福島は仕事に熱中し，妻に「此頃ニテハ一層勉励，常ニ一昼夜二十四時間ニテハ事不足，百時間ヲモホシキ思ヲ致居候」，午後やや疲れると 1 時間ほど馬に乗って北京城外に出，新鮮な空気を吸っていると書き送っている(88)。

それでは北京で彼はどのような情報活動を行っていたのであろうか。渡清直前に福島は，北京の日本公使館付武官が不在のため，山東省以北に駐在する将校の管理を行うよう命じられていた(89)。そこで彼はこの任務を行うとともに，北京を中心とした諜報ネットワークを構築することに取りかかる。

北京に来て福島が驚いたのは，前任者の梶山鼎介少佐（1880 年 3 月から 82 年 7 月まで公使館付武官）がこのネットワーク作りをほとんど行っていなかったことであった。福島はかねてから「北京ハ暗夜同様ニテ何モ不分土地ナリ」と聞いていたが，現地に来てみるとそれは「全クノ大間違」であり，暗夜同様であるというのは，実は「当時事ニ任スル者之不注意怠慢」に由来するものであることがわかった。そこで北京に残ってから公使館付武官に任官するまでの半年余りは，前任者の蓄積がないため，「只タ不充分之手足ヲ得ル為メノミニ費ヤシタ」，つまり自分の手となり足となる協力者，エージェントの確保から始めなければならなかったのである(90)。そのためには「苦心シ，少シク計画相立テ，随分高価之種」を蒔いたというから，金銭を用いて清国人を買収したのであろう(91)。のちに触れる巡補営（北京城外城を警備する漢人部隊）左営の書記もその一人であった。また彼は，清朝皇帝の近衛兵である禁旅八旗の 1 つであり，洋鎗（西洋式小銃）など銃砲を専門的に訓練する火器営（北京城内の内火器営と城外の外火器営がある）のうち，外火器営の火薬局の建物配置図を写し取っているが(92)，これもそうした協力者を得てのことであろうか。

こうして「種まき」によって諜報ネットワークを築いていった福島であるが，今後もし梶山少佐にそれを引き渡せば，たとえ自分がどれほどの精神をもって注意を述べても恐らく馬耳念仏になってしまうだろう，「一朝ノ不注意，怠慢アラハ忽チ根モ葉モナキ様相成候ハンカト，夫ノミ遺憾々々々々ニ堪ヘス」という。そのため自分が帰国するまでは後任者の派遣を見合わせてほし

い，「適当之人物」〔インテリジェンスのセンスがある人間〕は事に臨んでどれほど焦っても急に得られるものではない，「徐々正々手段ヲ広メ，徐々正々人物ヲ養ヒ，数年之後ニ至テ始テ完全スルヲ得ベキモノナラン」と管西局の杉山に訴えている。後任者の人選が行われる間，必要な事件については〔自分が作り出した〕「使役隊」から直ちに報告されるように手配しておくから大丈夫である，何卒ご一考をと福島は嘆願した(93)。管西局ではこの願いを聞き入れたのであろう，彼の帰国後，在北京武官の後継者はすぐに決定されず，梶山が再任することもなかった。

再び現地での福島の活動を見ると，彼は管理将校として数名の派遣士官を取りまとめながら現地に溶け込もうとした。福島とその下にいる将校たちは「書生」に偽装して市中に潜伏し，情報収集にあたるかたわら現地の教師 3 名を雇って中国語を学んだ。「一同戒心ニ戒心ヲ加ヘ，口ニ書生ト称シテ，衣食什器六人之真似ヲ致シ，自ラ禍ヲ招ク様之儀ハ殊ニ注意シ，名実相違ハザルヲ外見トシ，実益ヲ得ルヲ主意ト仕候」。当時北京にいたのは福島大尉（1883 年 2 月に進級）と同様にその前年の 82 年に現地入りしたばかりの小田新太郎中尉，倉辻明俊（靖二郎）中尉，牧野留五郎中尉であり，ここでいう「一同」も彼らではないかと推測される。やがて小田は鎮江，倉辻は満洲，牧野は煙台に散っていくが(94)，それまでの間，福島の下で書生のふりをして語学力の向上に努めていたのであろう。以前，そうした派遣将校が教師を招いて分不相応な饗応をし，疑いを招いたことがあったため，彼らはそのようなことはせず，「何事モ貧乏ラシク」演出し，教師側から「近来ニ至リ全ク異種類之真書生ナルベシ」といわれるようになっていた。日本公使館の外交官の中には北京到着時のままのみすぼらしい体裁の派遣将校たちを疎んじる者もいたが，それに反発を感じる福島は余計に自己の意志を固めていた(95)。

1883 年 6 月 2 日付で公使館付武官に任命されると，当然のことながら福島は各国外交官，武官との社交の場に出なければならなくなった。とくに新年の交際は忙しく，84 年 1 月はイギリス，フランス，ロシア，スペイン公使主催の夜会，晩餐会が 7 回，2 月はイギリス，フランス，ロシアのほかに榎本武揚公使夫人主催の晩餐夜会（榎本自身は不在中）も含めて 5 回の招待があった。そうした経験がない福島は，はじめは東京に出たばかりの「田舎漢」が二汁五菜〔日本料理の正式な膳立て，本膳料理〕の案内を受けたのと同然で「甚タ困却」したが，間もなくマナーも覚え，「安心」して臨めるようになったという(96)。

そうした役目を果たす一方で，福島は情報活動を推し進めた。それは 2 つの局面から見ることができる。第 1 に清国情勢の考察と報告であり，第 2 に清国軍のデータ収集である。まず第 1 について述べると，1884 年 6 月，安南（ベトナム）の保護国化を進めるフランスとその宗主権を主張する清との間で清仏戦争がはじまった。7 月，フランス極東艦隊は福州の閩江を封鎖して清側に圧力を加え，8 月 23 日には馬江海戦が起こり，仏艦隊の福州砲撃によって福州船政局と福建水師が壊滅した。馬江海戦前の緊張が高まっていたころ，福島はイギリス公使館書記官から，清は「無謀ノ戦端ヲ開クカ如キ事ハ決シテ之アルマシト信ス」，またフランスも「陽ニハ威権ヲ示スニセヨ……弥々ノ場合ニ至ラハ仲裁ニ局ヲ結ブニ至ルベキカト愚考仕候」との情報を得，そ

れを山県に報告した[97]。さらに福島はそうした情報をもとに「清法事件モ次第ニ切迫之模様ニ候得共，互ニ虚勢之張合ナレバ，尚ホ如何形勢之変スルモ計ラレス，矢張リ十中八九和局ト推察仕候」と杉山に伝えた[98]。しかしその直後に馬江海戦が起こり，福島の予測ははずれることになった。これは情勢判断に失敗したケースである。他方，福州駐在の小沢豁郎中尉はそれ以前から「福州砲撃ハ旦夕ニ在リ」として在上海の管理将校・島弘毅大尉に，仏軍の参謀部に入って戦いが始まれば戦況をこの目で確かめたいと強く希望していた[99]。しかし島は「君ノ心ニ感スル所ハ切迫ナルヘシト雖モ，全局ヲ明ニ見レバ概シテ左程切迫ナラス」と判断し，小沢の独断的な要求に対しても批判的であった[100]。北京の福島や上海の島から見れば仏艦隊の福州砲撃は可能性が低いと考えられたが，現地にいる小沢からすれば破局は間近であると感じられ，その通りになったわけである。

時にそうした判断の誤りもあったにせよ，福島は北京の清国軍の兵営や演習を見学してその実力がどの程度のものかをさぐっていた。禁旅八旗の神機営諸隊の春季演習を見学した際は，「昨年春季ヨリ一ヶ年間，更ニ秋毫ノ進歩ヲ見ス。陣式，都テ昨年ニ同シ」としている[101]。その後，福島は清仏戦争に連動して北京でも神機営をはじめとする八旗，および緑営の合計 6,000 人が進発準備の命令を受けたことを報告している。しかしながら北京において清国軍の内情をつかむようになっていた福島は，表面的な数字に幻惑されなかった。まず彼は「六千人中三千八百人ハ皆ナ火縄銃ノ兵ナリ。如何ニ事情ニ疎キニセヨ，欧洲ノ強国ニ対スルニ火縄銃ノ兵ヲ加フルハ，余リ奇ナリト云フベシ」と指摘する。さらに 6,000 人のうち半数を占める緑営の巡補五営三成隊 3,000 人はもともと選抜された部隊であったが，長い年月の間に弊害を重ねるようになっていた。部隊の上級者は緝補〔罪人を捕えること，治安維持〕や宿直などの業務に兵を兼用することによって部隊全体の人員を削減する一方で，実際には存在しない「空名ノ数」を増やし，その分の食糧をことごとく士官の間で分配しているという有様であった。「故ニ此次三千ノ進発ニ際シテハ非常ノ困難ヲ生スルノミナラス，且ツ此三千モ其額ニ満タス。現今貧民等ヲ招募シ，補欠中ナリ」。また下級者の中には 1 人で 2, 3 名の姓名を設けて，2, 3 ヶ所の銭粮を受領している者もおり，たとえば 1 人で八旗の護軍営と驍騎営，緑営の巡補営の兵隊を兼ねるといった具合であった。「上下衆弊ノ余，竟ニ此ニ至リシヲ以テ，亦タ法ノ咎ムベキナシ」，これが軍隊の現状だというのである[102]。

さらにつづいて，そうした部隊に弾薬が支給され，行営営務処（出征本営）が設置されたことを知ると福島は，「抑モ是ノ如キ兵ヲ駆テ戦場ニ出サントス。真カ戯カ実ニ解セサルノ甚シキモノトス。……北京額護十五万人中，攻守ノ用ニ堪ユベキモノ僅ニ数千ニ過キザルナリ」とし，加えて第 2 次出兵を想定して 1,000 人の練軍増設が決定されると，その員数を埋めるためには「一千ノ貧民無頼」を集めざるを得ないだろうとした。また北京で 5,000 人の兵を動かすには 1, 2 ヶ月分として 20 万余両が必要になるというが，前年，黄河の水害のため神機営は数 10 万両の貯えのうち 30 万両を支出し，戸部〔財政担当の中央行政官庁〕の銀庫も甚だ困難な状況にあるとし

て，財政面からいっても清国軍が表向きほどの動員ができないことを予測した(103)。

以上はその地に腰を降ろしてじっくりと観察しなければわからないような内情である。北京における福島の情報活動が単に対象の表面をなでるのではなく，相当の深みに入りつつあったことを示すものであるといってよいであろう。

一方，上海駐在の島弘毅も，清国兵は人数が多数であるが，その多くは新たに募った勇営の兵隊で「不熟練ハ固ヨリ不規則」であり，欧米の兵といえども 1 年目は訓練，2 年目からようやく射撃に熟するところを，急に「新募無頼漢」に精巧な銃器をもたせて使用できるのであろうか。ところが清朝政府の頼むところは八旗，緑営ではなく，このにわか募集の勇営兵なのだとしている(104)。香港駐在の島村干雄中尉は馬江海戦後の福州の状況をつかみ，「支那の遺兵，此頃集て強盗をなし，住民及居留地の差別なく乱暴候」と報告している(105)。また荒尾精（義行）中尉も清国から帰国した際の復命書（1889 年）の中で，清の「軍隊の腐敗其極に達す」としているが，そうした荒尾の認識は福島のそれと一致するものであった(106)。

このように現地にあった者は口をそろえて清国軍隊の腐敗を報告しているが，こうした点は現代の研究者も指摘しているところで，彼らの観察の多くはほぼ正確であったと考えられる。先行研究が述べているように，もともと明朝を征服した満洲人を中核とする八旗は，大平に慣れ，祖先とあまりにかけ離れた世代となっていった。近衛兵である禁旅八旗のうち，北京城の内城を警備する歩軍営は，外城と城外を担当する緑営の巡捕営とともに，北京の治安警備にあたる歩軍統領衙門の一環を構成したが，日清戦争直前の 1894 年には同衙門の「退廃が極まり」，歩軍営と巡補営はともに欠員が多く，北京の治安警備に事欠く状況であった。そのため日本との戦端が開かれると，慌てて増員をはかった(107)。

明末の遺兵を整理改編したことにはじまる漢人からなる緑営については，兵士の多くが生計維持のため副業（農業や商業）に従事し，籍だけ営に置いているケースが相当数あり，現実に在営して演習に参加する兵は少なく，動員ともなれば遅滞をきわめた。また将官が機械的に員数をそろえるだけで事足れりとしていたため，市井遊惰の無頼者が入り込み，彼らは盗賊追補の任務を利用して，盗賊より賄賂をとって見逃し，逆に盗賊の名を借りて村民を脅迫したほか，兵隊はアヘン窟や賭場に集まるのを事とした。このような状態の緑営から精兵を選び出して再編成，再訓練したのが練軍であったが，この練軍も依然として緑営の悪弊を受け継いでおり，兵卒は演習による離郷を好まず在地に留まり，他所での演習には人を雇って代行させ，遠征の場合はそうした雇い人も動員を拒んだため，「乞食や窮民」を代理兵として雇わざるを得なかった。すなわち「兵は一人だが，人はその間三回変った」という有様であった。最強とされる直隷練軍ですら，軍としての統一性を欠き，編成も新旧混在で，兵隊の多くは家を恋しがって遠方に赴くことを忌避した(108)。

また太平天国の乱以後，正規軍の八旗，緑営に代わって活躍するようになった勇営においても同じような体質が基本的に継承され，勇営兵濫造の結果，悪質の者が好んで入営し，街中に紛れ

込んで盗みを働くなど，勇営は「無頼遊民の拠点」となっていた。八旗と緑営が弱体化した結果，上記の練軍と勇営が日清戦争まで清朝の中枢軍隊であり，日本の参謀本部も清国軍隊の中で有効なものはこの 2 つに限られると見ていた(109)。実際，壬午軍乱，甲申政変，日清戦争に出動したのが李鴻章が率いる勇営の淮軍であったことは既に述べたが，そうした中枢軍隊でも，よくいわれる「好鉄不打釘，好人不当兵」（良い鉄は釘にならず，良い人は兵にならない）の状態を免れなかった。

福島ら派遣将校が観察対象とした清国軍隊は，現実において以上のような様相を呈していた。そうした清国軍の状況を報告する一方で，福島は安南をめぐる清とフランスの対立が深まる中，「当国之無力無智ニハ益々驚入候(110)」との思いを深めていった。自ら基隆を攻撃しておきながら清に賠償を求めるといったフランスの態度を見た福島は，これでは「万国公法ハ無用之具文」にすぎない，このような世界では「腕力ニ非レバ虎狼横行ヲ制服（ママ）シ国威之伸張ヲ企望ス可ラス」，自分は明治 13 年に『隣邦兵備略』第 1 版を編纂した際の主意を回想し，「講武練兵之要益之急務ナル事」を深く脳底に貫徹したと山県に書き送っている。フランスに侮られる清を見て，軍事力の強化を痛感したというのである。さらに馬江海戦の直前，清朝政府が事態をコントロールできないままフランスとの和平交渉のやり取りを各国に発表すると，「実ニ清国之無気無力ナルヲ自ラ天下ニ公示シタルニ異ナラス。到底為ス事能ハサルヲ証明シタルモノニテ，隣邦之情実，遺憾ニ覚候」とした(111)。もはや清は西洋列強の進出を防ぐ機能を果たすことができなくなっているというのである。

このような見方は福島だけでなく，福州の小沢豁郎は「実ニ今日の形勢ニ支那人の無気無力ナルハ申迄も無之候得共，外ナカラ切歯之事ニ御座候。嗟呼，四百州無人カト被存候」と嘆き(112)，上海の島は「清仏之悶着モ……福建ニ於テ破裂致シ，清兵之敗亡恰カモ約束ノ如ク，実ニ気之毒ノ次第ニ御坐候」と嘆じた(113)。彼らも福島と同様に，清が列強の進出を防ぐ盾となることは無理であるという実感を深めていたと考えられる。馬江海戦で清は完全な敗北を喫したが，清仏戦争を通じて戦いに敗れ続けたわけではなく，フランス側の失態もあった。しかし安南をめぐる清仏間の緊張と戦争を通じて福島の心は清から離れていき，杉山に次のように述べている。

> ……〔清は〕過般大層ラシク山西北寧ヲ侵サハ，直に開戦ニ及フ云々，空威ヲ示シ候節モ片腹痛ク存居候処，果シテイザト云フ場合ニ相成候ハ，志真面目ヲ顕シ，一挙一動貴意之如ク，児戯ニ類セザルハナシ。併シ支那流先生之，支那人ハ耐忍力アリト云フハ究メテ此辺之事ナルベシ。本邦之有志者，亜洲之衰運ヲ輓回センニハ，東洋論ヲ以テ支那ト聯合セザル可ラスト切論スルハ至極最之事ニテ，頗ル高尚之議論ナレトモ，餘リ高尚過キテ時宜ニ適セス。豚児ニ東洋論ヲ説クハ，恰モ小児ニ左伝ノ講義デモスルガ如シ。何デモ二百十日ノ一大段落ヲ経過セシ以上ニ非レハ決シテ齢スルニ足ラス。又恐ルヽニ足ラザルナリ。又此度之事件ニ付急ニ百姓乞丐等ヲ招集シ，練勇トカ何字軍トカ立派ナ名ヲ付テ意気揚々タルハ馬鹿ラシク

モアリ，又気之毒ニモアリ。既ニ是等児戯ニ類スル挙動之為メ，随分地方人民之油ヲ吸ヒ取リタルコトト奉存候[114]。

信念の欠如，児戯に等しい対応を見る限り，清と連合するのはとても無理である。二百十日の試練を受けて目覚めない限り，清は日本と並び立つことはできず，また恐れるに足らないというのである。このように福島は，とくに清仏危機を通じて日清提携不可能を痛感したと考えられるが，陸軍指導層も同様であった可能性が考えられよう。

在北京公使館付武官として福島が行った情報活動のうち，第1の清国情勢の考察と報告について見てきた。つづいて第2の清国軍のデータ収集について述べる。それまで福島は山県参謀本部長の指令で清国軍の兵力数を明らかにした『隣邦兵備略』第1版・全1冊（1880年11月）と第2版・全4巻+付図（1882年8月）を編纂していた。しかし第1版は3週間，第2版は2ケ月間というごく短い期間に作成したもので，本人も納得のいかない部分が多かった。特に問題であるのは，第2版のデータが清の嘉慶年間（1796-1820年）のもので，最新のものとはほど遠い点にあった[115]。そこで北京での福島にとってそれまでの『隣邦兵備略』をリニューアルした第3版をつくることが大きな課題であり，そのためのデータ収集が不可欠の任務となった[116]。

この資料収集は，最初の手掛かりをつかんだ1883年12月から帰国のため北京を出発する前日の84年10月4日までの10ヶ月間にわたった。作業開始から3ヶ月半後，ある程度のめどがついた福島は，次のように杉山に書き送っている。昨年来種々苦心し，昨年12月12日，手掛かりを求めてより110日目の一昨日夜，「シナ十八ショウノレングン并ニリョクエイノ数，昨年ノ調査ニ係ルモノヲ得タリ。ゼンコク ユウヘイノ数モ本月中ニハ十中八九目的ヲ達スル積ニ御坐候」。この110日間には新しく聞くものがすこぶる多く，「自身ナガラ冷汗ニ堪ヘザリシ事」もあったが，「事業之目途モ確ト相定候」。また別冊の兵制類聚は40巻にて全備の目的であるが，もし帰国命令が早めに出れば事業上，支障をきたすので，それを懸念している[117]。このように福島は「手掛リ」を求めて試行錯誤した結果，ある時点からすみやかに情報を入手できるようになった。『隣邦兵備略』第3版の別冊となる『清国兵制類聚』も完備するつもりであると伝えている。

上記でいう「手掛リ」が重要文書にアクセスできる清国当局の協力者であり，福島がそうした人物を抱き込んで公文書を集めたことは知られている[118]。彼はそのようにして文書を丸ごと入手してしまうことを「生擒にする」と呼んだ。つづけて杉山に送られた書簡には次のようにある。「本月〔四月〕十四日マテニ毎省之総スウ丈ケハ生擒仕候。」それから一歩を進めて，小分けに着手していくが，淮軍については「大タン之サク略ヲ試ミ」ているものの必らずとは申し上げかね，各省駐防八旗は昨冬に各地から差し出された原簿が手に入ったが，その多くは間違いなので，これから「生擒之積リニ御坐候」。さらに各省より送られた一年間の金額の詳細もわかる運びとなった。以上の三難件はこの1ヶ月で決まるだろう。帰国まで「実ニ日一日ト相迫リ，事業ハ尚ホ眼前山積シ，此頃ニテハ自分ナカラ幾ト狂セントスル様相覚候」とその忙しさを伝えている[119]。

すでに彼のもとには7月に帰朝するよう内示が伝えられていたため[120]，タイムリミットが意識されるようになっていた。しかし福島は任期をわずかばかり延長するよう求めたようである。

さらにつづく手紙には，4月末に直隷，安徽の分を得，昨夜は黒竜江の分を入手し，「ドーヤラコーヤラ守備能ク全コク（イリー，東サンセイハ除ク）之分ヲ握候」とし，今やほとんど「勝敗結局之場」となったが，「弾薬之不足」から投ずべき機会を誤って再び得難き勝利を失うようになっては実に遺憾であるから，予備の7，8ヶ月分の資産〔賄賂のための資金〕を送ってほしいと杉山に頼んでいる[121]。また未入手のイリ，東三省の分はすでに「生擒」にして久しい巡補営左営の書記から確保する予定であったが，彼が病気になったため停滞し，「実ニジレツタシ。併シ十中八九間違ヒナシ」と待たざるを得なかった[122]。

ちなみにこの買収工作は福島だけで行ったのではなかった。やはり日本の陸軍将校と考えられる「林氏」なる人物が協力し，「同人之射的モ追々命中之場合ト相成，本月上旬，東キヽ局ノ分ハ〔光緒〕八年分ト九年春季之分ヲ握」ったと福島を喜ばせた。この「林氏」が「使役」していたのは，「グンカイキキヨク」1名，「鎮タイエイ書キ」1名，「シホ役所書キ」1名，「通常ノ教シ」1名，「東キヽキヨク内」1名，「ヘイエイ内」1名，「海ホー支ヲーキョクノ文カンガシカ（マヽ）」1名の合計7名であった。福島は他の派遣将校と比較してこの「林氏」を「殊ニ成業著シキ」人物として高く評価していた[123]。

8月に福島は帰国の辞令を受け取り，作業も一層切迫した。「本月十九日，廿五日，三十日之三次ニ生擒スルノ約ニテ，既ニ前二回ハ入手セリ。」三次目も「三十日ニ得レバ三十一日中ニ書写シ終リ，九月一日ニハ必ス起身之心組ニ御坐候[124]」。これを見ると，捕獲した文書はそのまま所有するのではなく，筆写していたことがわかる。ここで彼は9月1日には必ず北京を出発するとしているが，結局それでは間に合わず，1ヶ月延長して出立の前日までこれに取り組み，10月5日に慌ただしく帰国の途についた。

以上のように福島は清国当局の文書を手に入れ，筆写することに熱中した。妻にあてた書簡には，「眼前之事業ハ尚ホ山ヲ為シ，日夜之勉強モ常ニ不足ヲ覚候」，「幾ト事業ニ追ハレテ目カ廻ル程ナリ」との文言がくり返されている[125]。あるいは，自分は少しの時間も空費せず，非常の困苦艱難を積んで国家に対する産物「五十巻三千余枚之書物」〔『清国兵制類聚』〕を著述編集してきた。そのために使った紙数は1万3,000余枚で，月平均650枚の割合である。このように追々目的に達するようになったのは身体の健康と「持前之強情」があったからだ。「安正ニシテ若シ強情ナカリセハ，此成業ハ迚モ覚束ナシ。常ニクソーニテノ熱血胸中ニ充満セシ為メナリ」と書き送っている[126]。それほどの執念を込めて編纂した『清国兵制類聚』とはどのような内容であったのだろうか。全65巻という大部のため詳しく紹介することはできないが，以下に掲げた各巻のタイトルによってその中身をうかがうことができるであろう。参考までに福島がその巻を完成させた日付も記しておいた[127]。

『清国兵制類聚』総目次

巻之1	清国兵制類聚総目〔全巻の総目次〕	
2	驍騎営摘要雑件	1884年 3月28日成
3	旗纛号衣	8月10日
4	神機営総理衙門 歩軍営新設技勇兵	6月21日
5	巡補営	6月 8日
6	神機営各隊点験馬匹器械細冊第一	6月 3日
7	神機営各隊点験馬匹器械細冊第二	6月10日
8	神機営要領十二件	1883年12月 1日
9	八漢排槍隊日記〔光緒9年4月1日～5月28日〕	11月25日
10	八漢排槍隊日記〔光緒9年6月1日～9月20日〕	11月25日
11	神機営営務処 班上弁事摘要	1884年 4月 4日
12	神機営営務処 班上弁事摘要並賞号簿	7月19日
13	神機営馬歩隊 火葯核銷細冊	4月13日
14	光緒九年七月分 神機営三款総冊摘要	1883年12月15日
15	光緒八年春季 神機営野営日報	1884年 7月18日
16	神機営陣図図説	1883年12月23日
17	光緒九年二月分 神機営三款総冊馬隊	12月29日
18	光緒九年二月分 神機営三款総冊歩隊	12月29日
19	神機営陣図五種	1884年 1月29日
20	神機営陣図五種	2月17日
21	旗営三処官兵数目	3月18日
22	旗営五処軍器数目細冊	3月23日
23	旗営七処軍器数目細冊	4月15日
24	巡捕左営餉鞘報告〔光緒8, 9年分〕	3月20日
25	光緒九年 各省進京餉銀数目	5月29日
26	朝暘門輸入豚数〔光緒8年8月～9年7月〕	5月31日
27	京外奏議抜萃〔光緒9年1～4月〕	7月13日
28	京外奏議抜萃〔光緒9年5～8月〕	7月14日
29	京外奏議抜萃〔光緒9年9～12月〕	7月13日
30	京外奏議抜萃〔光緒10年1～5月〕	7月21日
31	緑営諸標練軍営兵数目	5月 1日

第1直隷省　第2山西省　第3陝西省　第4甘粛省　第5四川省
第6雲南省　第7貴州省　第8広東省　第9広西省　第10福建省

第 11 浙江省　第 12 江蘇省　第 13 安徽省　第 14 江西省　第 15 湖北省
第 16 湖南省　第 17 河南省　第 18 山東省

32　各省練軍　8月 1日
直隷練軍　安徽練軍　江南練軍　江西練軍　山東練軍　河南練軍
広東練軍 湖北練軍　福建練軍　広西練軍　盛京練軍　貴州練軍
山西練軍　湖南練軍　浙江練軍

33　各省営勇（防勇）数目　5月 7日
淮軍各営　直隷各営　甘粛各営　広東各営　福建各営　台湾各営
船政輪船　浙江各営　江南各営　安徽各営　清淮各営　江西各営

34　営勇追補　7月 9日
湖北之部　台湾之部　浙江之部　清淮之部　江西之部　江南之部
河南之部　山東之部　盛京営勇　吉林営勇　新疆営勇　盛京各営清冊
吉林営勇清冊　関外兵勇数目

35　駐防八旗　6月 4日
盛京駐防　吉林駐防　黒竜江駐防　畿輔〔＝直隷省〕駐防　察哈爾駐防
山西駐防　陝西駐防　甘粛駐防　四川駐防　広東駐防
福建駐防　浙江駐防　江蘇駐防　湖北駐防　河南駐防
山東駐防

36　駐防八旗 配置現額　7月11日
盛京駐防　吉林駐防　黒竜江駐防　直隷駐防

37　駐防八旗 配置現額　7月12日
山西駐防　狭西〔陝西〕駐防　甘粛駐防　四川駐防　広東駐防
福建駐防　浙江駐防　江南駐防　湖北駐防　河南駐防　山東駐防

38　各省練軍営勇〔防勇〕要件　8月26日

39　雑録　5月22日

40　雑録　4月27日

41　神機営各隊名簿〔光緒 9 年 12 月〕〔所属，階級，氏名，年齢〕　7月 5日

42　神機営各隊名簿〔光緒 10 年 1 月〕　7月16日

43　神機営各隊名簿〔光緒 9 年 12 月〕　7月30日

44　神機営各隊名簿〔光緒 10 年 1 月〕　8月 5日

45　神機営各隊名簿〔光緒 9 年 12 月 19 日〕　8月10日

46　神機営各隊名簿〔光緒 9 年 12 月〕　8月19日

47　神機営各隊名簿〔日付なし〕　8月24日

48　神機営各隊名簿〔光緒 9 年 12 月〕　8月 6日

49　黒竜江〔省〕練軍花名冊〔花名冊＝名簿の意〕〔光緒 10 年 1 月 1 日〕　8月26日
50　各省八旗駐防造報清冊〔光緒 2, 6, 7 年，主に 6 年〕　9月 2日
51　各省兵勇報告 甘粛之部〔光緒 9 年甘粛新疆総糧台関内勇数夏季報〕　9月22日
52　各省兵勇報告 湖北之部〔光緒 8 または 9 年湖北善後総局兵勇冬季報〕　9月22日
53　各省兵勇報告 両江之部　9月22日
　光緒 9 年金陵防営支応総局兵勇春季報
　光緒 9 年江南蘇松太道各営哨勇春季報
　光緒 9 年太湖水師支応所哨勇戦船春季報
　光緒 9 年淮揚水師支応所哨勇戦船春季報
　光緒 9 年徐防支応所各営哨勇春季報
　光緒 9 年安徽巡撫練軍勇丁秋季報
　光緒 9 年総理江西善後総局兵勇春季報
54　各省兵勇報告 福建之部〔光緒 9 年夏季報〕　9月23日
55　各省兵勇報告 河南/浙江/広東之部〔光緒 9 年春/夏/夏季報〕　9月22日
56　各省兵勇報告 直隷之部〔光緒 9 年秋または夏季報〕　9月22日
57　各省兵勇報告 天津五営之部〔五営＝中・前・後・左・右営〕〔光緒 9 年秋季報〕　9月22日
58　各省兵勇報告 大沽六営之部〔六営＝前右・中右・後右・前左・中左・後左営〕〔光緒 9 年秋季報〕　9月22日
59　各省兵勇報告 督撫奏議〔光緒 10 年春〕　10月 4日
60　各省兵勇報告 甘粛関内〔光緒 9 年〕　10月 4日
　甘粛新疆総粮台造具 光緒九年分関外駐防馬歩各営旗寔存弁勇数目駐防処所地址清冊
61　各省兵勇報告 甘粛関外〔光緒 9 年秋〕　10月 4日
　甘粛新疆総粮台造具 光緒十年春季分関内馬歩各営旗寔存弁勇数目駐防処所清冊
62　各省兵勇報告 金陵〔光緒 9 年秋〕　10月 4日
63　各省兵勇報告 湖北，浙江〔光緒 9 年秋冬両季〕　10月 4日
64　各省兵勇報告 福建〔光緒 9 年冬，10 年春〕　10月 4日
65　各省兵勇報告 盛京 淮軍 山東 広東〔光緒 9, 10 年〕　10月 4日

この全 65 巻にわたる『清国兵制類聚』は，光緒 8 年から 10 年（1882〜1884 年，明治 15〜17 年）における清国軍各種部隊の主に人数を記した中国語の公文書をまとめたものである。福島が「生擒」にしたものを筆写，整理したものと考えられよう。ここから清国軍の兵力数を割り出す

ことが可能となるが，正規軍の八旗，緑営に代わって清国軍の中核となり，とくに重要な役割を果たしていた勇営の兵数については巻之 59「督撫奏議」に以下のように示されている。

直隷	光緒 9 年 6 月止	3,286
淮軍	光緒 9 年秋季分	22,571
山東	光緒 9 年 12 月止	7,443
山西	光緒 6 年奏報	5,700 余（又光緒 9 年奏添馬勇四五百名未報清冊）
江蘇	光緒 9 年秋季分	水陸 31,233
安徽	光緒 9 年 12 月止	5,566
福建	光緒 9 年冬季分	9,843
台湾	光緒 9 年春季分	6,558
浙江	光緒 9 年秋季分	10,668
江西	光緒 9 年冬季分	7,078
湖南	光緒 9 年奏報	11,119
湖北	光緒 9 年秋季分	11,279
広東	光緒 9 年冬季分	21,307
広西	光緒 5 年奏報	29,536
陝西	光緒 9 年分	13,288
四川	光緒 9 年咨報	11,755
船政大臣	光緒 9 年冬季分	826
甘粛	光緒 9 年冬季分	13,293
河南	光緒 9 年冊報	12,751
雲南	同治 12 年〔1873 年〕底開単案門	42,700
清淮	光緒 9 年 6 月止	3,708
貴州	光緒 6 年奏報改補兵額別無另招勇営	
	合計	282,008

さらにこの『清国兵制類聚』で着目する必要があるのは，ただ清国軍の資料を並べただけでなく，部分的（巻之 4, 5, 39, 40）に福島が日本語のコメントを付し，清国軍隊の実態を説明している点である。たとえば禁旅八旗の 1 つ，歩軍営に新設された技勇兵については次のように解説される。新旧の技勇兵は支給される餉銀に区別はないが，粮米には多寡があり，古い技勇兵は毎季 5 石 2 斗，新しい技勇兵は毎季 3 石 2 斗である。ただしこれは表面上の規則であって，実際はそれに大いに反し，数多くの「弊害」がある。自分〔福島〕がこの粮米を実見したところ，「粒ニ虫穴トナリタル変色ノ腐敗米」でしかも泥土が混ざり，「鳥獣ト雖トモ尚ホ避テ喰ハサル」よ

うなものであった。兵隊は米を受け取る引換券の米票を安い値段で売却せざるを得ず，その米票を買い上げるのは他でもない将校である。また演練を行わないので火薬を用いることもなく，たまった粗悪な火薬を将校が市中に売却して利益を分け合っている。春季と秋季の演習では弾丸が支給されるが，それは有名無実で，発射する弾丸はいくばくも無く，残ったものを熔解して鉛板にし，市中に売却してやはり将校がその利益を分け合っている(128)。

また同じく禁旅八旗の内火器営の秋季演習を見学した福島は，次のような光景を目撃したという。演練が始まる直前，翼長の点呼は「頗ル厳」であったが，隊列は「頗ル混雑ヲ極メ」，互いに人員を都合しあい，1 人の隊長の下に 10 名の兵がいるべきところを 11 名いて，かえって問い質され，甚だしきに至っては後ろの方にいた馬夫を呼んで，それに制服を着せてごまかそうとする者もいた。「廃弛モ既ニ此極ニ至ル，実ニ驚クニ堪タリ」。終了時の点呼も無秩序で，制服を脱いで勝手に帰ってしまう者も多く，そうした部下のふるまいを将校たちも気にかけていなかったという(129)。

さらに福島によると，北京城外城を警備する漢人部隊の巡補営では，馬兵の官馬の生存期限を 5 年とし，この期限内に馬が亡くなれば本人が賠償し，その後で死ねば 9 両が支給されることになっている。そこで 5 年の期限が来ると馬が死んだと詐報し，新馬購入代 9 両を受け取るのが常となっている。ただし手数料を払わないといけないので，巡補営の左営では本人の受領金はわずかとなるが，中営では他人の名をかたって偽報し，受領銀すべてを副将以下の官吏で分配している。また巡補営〔の左営か〕の人数は原設 1,600 名のところ実際には練軍を含めて 1,080 名で，残りの 500 余名は名簿にあるだけで実在しない。しかもこの 1,080 名も，巡捕の任務を練軍にやらせ，平常服務の兵数を減らしているため，実際は練軍 480 名を含めて 600 余名で，残りはやはり実在しない。つまり架空の合計 1,000 名の銭粮は営内大小の官吏が分配している。巡補営五営の状況はいずれもおおむねそのようなもので，五営あわせて 1 万の兵は練軍以外ほとんど有名無実である(130)。

以上のように福島はコメントしているが，そこに見られるように，彼は北京で実際に歩軍営，内火器営，護軍営の状況を自分の目で確認し，巡補営の内部事情にも通じていた。つまり『清国兵制類聚』は，表向きの文書からは見えてこない裏面の事情にも注意を促す資料集であった。

福島が情報収集の過程で入手した文書で，そのほかにも見ておきたいものがある。それは兵力数ではなく，武器の数を記した資料である。たとえば『金陵機器製造局造呈』とタイトルが付けられた文書は，南京の金陵機器局作成の報告書と考えられるが，そこには光緒 5〜6（1878〜79）年に同局で製造された西洋式小銃，大砲，砲弾，水雷などの数が種類ごとに詳細にリストアップされている(131)。また『広東報銷総局造報善後第三案調派旗営官兵習』には，光緒 9（1883）年の福建軍の各部隊や福州砲台の兵力数に加え，同軍の小銃，ならびに各種大砲，砲弾の種類と数が記載されている(132)。

さらに日本にとって重要となる淮軍が所持する兵器については，光緒 8（1882）年の『淮軍報

総局造呈』が，大砲については「2 ポンド熟鉄後進過山砲 4，クルップ 2 ポンド後膛来福鋼 1，六個半生的密達両ポンド後膛過山砲 8，3 ポンド単身銅開花砲 5……」，作弾については「2 ポンド過山砲色鉛作弾 765 個，2 ポンド寔心鉄弾 200 個，2 ポンド後膛来福開花子 7,600 個，2 ポンド後膛包鉛来福開花 3,000……」といった調子で，そのほかの雷管，水雷にいたるまで延々と種類ごとの数をあげていく(133)。これによって日本側は淮軍のもっている兵器の種類と数をほとんどすべて把握したのではないかと考えられる。このように福島は『清国兵制類聚』として整理された資料に加えて，さまざまなデータを貪欲に収集していた。

以上のような過程をふまえて帰国後の福島はさらに整理を進め，情報を取捨選択した結果，1889（明治 22）年 3 月に『隣邦兵備略』第 3 版が刊行された。同書のもっとも重要な点は，最新データにもとづいて各省・地域ごとに清国の陸軍兵力数を割り出していると考えられることである(134)。以下の表を参照されたい。

表 『隣邦兵備略』に示された清国軍兵数

	八 旗	緑 営	練 軍	勇 営	蒙古兵	遊牧兵	回 兵	番兵（西蔵）	江 兵	海 兵	合 計
第 1 版	310,933	618,627		51,300	100,782						1,081,642
第 2 版	266,827	598,019	12,000	97,750	99,239	18,584	1,636	3,162	13,242	8,280	1,118,739
第 3 版	250,076				101,487			3,162	11,987（長江水師）		

（『隣邦兵備略』第 1〜3 版より作成）

註 1：ちなみに福島自筆「隣邦兵備略第三版次序卑見」（執筆年月日記載なし，「福島関係文書」50）は，八旗 30 万，蒙古兵 10 万のほかに，緑営 47 万，勇営・練軍 30 余万，合計 110 余万人としてその概数を提示している。また近年フランスと戦い，軍制改革の必要を深く感じた清国では兵備拡張をはかり，とくに勇営・練軍，海軍の進歩が著しいと指摘して日本側の戒慎を促すとともに，新型の銃器をもち，攻守の用をなすのは勇営・練軍だけであるとし，営内の弊害・腐敗もあげて，そうした清国軍のプラス面，マイナス面の双方を相対照してはじめてその実力を推究できるとしている。この序文は『隣邦兵備略』第 3 版には掲載されていない。

註 2：日清戦争に際して日本陸軍は対清作戦計画の基礎として，勇営・練軍を 40 余万人と想定した。しかし戦後の精査では約 35 万人（349,700 人）であることが判明した。また戦時中の清国陸軍総数は約 98 万人であった（『明治廿七八年日清戦史』第 1 巻，参謀本部，1904 年 8 月，57 頁および巻末付録第 3 表）。

ここで明らかなように第 1 版から第 2 版に改編された際，遊牧兵，回兵，チベットの番兵，河川や海を守備する兵が付け加えられ，より詳しい内容になっている。しかし第 3 版になると，そうした点は同様であるが，肝心な緑営，練軍，勇営の兵数が示されていない。これはどういうことなのであろうか。

これまでたびたび触れてきたように，八旗，緑営が退廃化する中，清国軍の中核となったのは，禁旅八旗に新設された神機営，緑営の精兵を選抜した練軍，在郷の紳士階級が組織した勇営であった。ところが第 3 版においては，第 2 版の本文中にあった神機営の項目が削られ，その兵数もあげられなくなっている。さらに第 3 版のうち第 5 巻は他巻の内容と全体のバランスからいって，ほぼ間違いなく緑営と練軍，勇営の説明にあてられているはずであるが，国立国会図書館（デジタルコレクションで閲覧化），防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室（安岡昭男氏旧蔵書），天理大学附属天理図書館（福島家旧蔵書）のいずれにおいても，『隣邦兵備略』はこの第 5 巻だけが欠号になっているのである。そのため現時点では，上掲表の緑営，練軍，勇兵の兵数は埋め

られない状況となっている。

それでは『隣邦兵備略』を作成するための資料を集成した『清国兵制類聚』からこの数値を拾えないかというと，こちらも天理図書館所蔵の同書を見ると，以下だけが欠号になっている。

巻之 31　緑営諸標練軍営兵数目
　　32　各省練軍
　　33　各省営勇（防勇）数目
　　34　営勇追補
　　38　各省練軍営勇〔防勇〕要件

つまり『清国兵制類聚』（旧福島家蔵書）においても『隣邦兵備略』第 3 版と歩調を合わせるかのように，練軍と勇営の数を記載した巻のみが欠号となっている。これは偶然の一致であろうか。

ここで推理できるのは，それはたまたま生じたものというよりも，参謀本部と福島が意図的にそれらの巻を部外の人間に見せないようにしたのではないかということである。参謀本部にとって，（神機営とともに）練軍，勇営の兵数はもっとも重要な情報であり，その最新データをつかんだということは清国側に漏らしてはならない最高機密といってよいものであったと考えられる。そのため『隣邦兵備略』第 3 版の第 5 巻と『清国兵制類聚』の該当巻は参謀本部の金庫の中に収められ，部外者の閲覧を禁じたのではないだろうか。

ただし勇営の兵数については，先に記したように『清国兵制類聚』の巻之 59「督撫奏議」にもあがっており，その総数は 28 万 2,008 人であった。もっともこの数字が本当に正しいものであるかどうかは断定できない。誤った数字のため，金庫に収めなかった可能性もあるからである。しかしながら『清国兵制類聚』巻之 31「緑営諸標練軍営兵数目」，巻之 33「各省営勇（防勇）数目」のタイトルが如実に示しているように，福島が練軍，勇営の兵数を割り出していたことはほぼ間違いないであろう。

以上のように福島は清国軍全体の最新兵数を提示することに成功したと考えられる。しかしこれまで述べてきたように，同国軍隊の場合，数値だけからはその実力を判断できないところがあった。福島はその点も考慮して，以下のような補足説明を行うことを忘れない。たとえば禁旅八旗については次のようにある(135)。

- 将校の俸給……日本の大佐に相当する参領の半年の俸給は，日本でいえば 62 円 40 銭，粮米 12 石 7 斗 5 升，米折銀 7 円 40 銭余でこれらを合計しても日本の少佐の 1 ヶ月の俸給に満たない。そうした経済的苦境から弊害が生じ，賄賂が横行するのを避けられない。

- 兵隊の俸給……驍騎営の兵は月額で日本の 1 円 80 銭にすぎない。しかも銀両は秤量の際に所轄官吏が幾分かを貪るため，実際は 1 円 60〜70 銭となる。生計を立てるのが苦しいため兵隊は賤業苦役に汲々と従事し，報国の精神は沮喪して兵の何たるかを知らない状況である。

- 粮米の受領……兵隊が年 4 回支給される粮米は，下級役人がわざと水と土を加えて腐敗させ，兵が米票を売却せざるを得ないようにする。その米票によって商人は上米を受け取り，市中で販売して数倍の利益を得，所管の大小官吏に分配するのが常となっている。

- 兵力の実際……各営では神機営をのぞいて，選抜された練軍ですら旧式兵器を用い，古来の陣法で演習を行っており，彼らは今では「無用ノ兵」となり，この積弱を改めて精錬した軍隊に変えるのは一大難事である。

また北京以外の八旗については，京師に直属する直隷省でも精練の兵は見られず，古来勇敢で知られた吉林省，黒竜江省では訓練・器械がまったく旧套を脱しておらず，各省の駐防八旗も全体的に「積弱積衰ノ兵」となっており，結局全国 30 万の八旗は「実ニ無用ノ兵ニシテ徒ニ歳出ノ一大部分ヲ浪費スルノミ」と福島は判定した。

こうした説明は『隣邦兵備略』第 1 版と第 2 版には見られないものである。第 1, 2 版は清国軍の兵力数をあげるだけに終始し，その実態にまで踏み込んで解説するということはなかった。しかし第 3 版では，現地で調査経験を積んだ福島が，数値の裏側にあるものをあぶり出し，そこにメスを入れている点に特徴がある。

なお『隣邦兵備略』第 3 版の刊行は先に述べたように 1889 年 3 月である。しかしこのとき福島は在ベルリン日本公使館で武官をつとめており，日本にいなかった。そこで同書はもっと早い段階でその原型ないし草稿が出来上がっていたのではないかと考えらえる。これまで見てきたように，福島は 1883 年から 84 年にかけて膨大なデータを収集したが，その時点では文書を捕獲して筆写するのが精一杯で，そこから数字を抽出して仔細に検討を加えるところまでは行かなかったと考えられよう。そこで 84 年 11 月に帰国してから 2 年半後のドイツへの出立までの間にそれを進めたのであろうが，86 年には半年間のインド調査旅行があったためそれどころではなく，やはり帰朝して間もない 1885 年に残務整理もかねてとくに集中的にデータの集約と考察分析を行ったと見るのが自然ではないかと思われる。

恐らくこの 1885 年に福島は『隣邦兵備略』第 3 版の原型となるべきものをつかみ，その結果，参謀本部は清国陸軍の最新の兵数とその実態の両面，すなわち同軍の全体像をほぼ把握することに成功したのではないかと考えられる。参謀本部は対清戦争のシミュレーション上，様々な選択肢を考えることが可能になったわけであり，相当の自信を得たであろう。先学が指摘するように，

陸軍の情報体制はその翌年の 1886 年より清国からロシアに移行し始めた(136)。時期からいって，福島が清国軍に関する大量のデータを持ち帰って考察を進めたことが，この対露シフトの開始に相当の影響を及ぼしているのではないだろうか(137)。そうした流れに沿って，福島自身も同年インドに派遣されてイギリスの対露防備を観察し，87 年には武官としてドイツに派遣され，ヨーロッパにおけるロシアの南下が同国の東漸に関係することに鑑み，89 年秋から 90 年初めにかけてバルカン半島を視察するなど，対露情報体制の再構築が進められることになる(138)。

参謀本部と福島の視野は，ロシアの動向を念頭に置きながら，東アジアからインド，ヨーロッパへと広がっていったのである。北京での福島の情報活動とその所産は，そうした意味で日本にとって新たな変化をもたらす 1 つの有力な要因になったのではないかと考えられる。

おわりに

本稿では 1880 年代における参謀本部の対清情報活動の実態を，福島安正中尉（のち大尉）を主軸に据えて検証した。結論として以下の点を指摘することができる。

第一に軍事関連施設の偵察である。最初の渡清時，福島は北京にとどまるだけでなく,その外に出て，内モンゴルのドロンノールに向かう途中，万里の長城のふもとにある戦略上の要衝・古北口を重点的に観察するなど，北京から北の防備状況を確認した。それだけではく，内モンゴルではチベット仏教寺院を見学し，モンゴル人や回族と接触し，馬賊の存在を比較的身近に感じ取った。つまり清国の多様性を認識して視野を広げた。

また 2 度目の渡清時は杉山直矢少佐とともに，①上海―南京，②煙台―天津で兵要地誌調査を行い，そのあとで杉山のみ単独で南清沿岸地域を検分した。彼らは対清戦争を想定して各地の港湾，兵営，砲台，城郭の状態をチェックし，清国側の防備体制を確認するだけでなく，江南製造局と金陵機器局の内部に入って生産状況を確かめた。そうした際，2 人は参謀本部の方針，すなわち先入観や偏見を排除して虚心に清国の状況を観察せよ，相手の短所よりも長所に着目せよという命題を遵守した。

第二に清国社会の観察である。杉山と福島は彼らの言葉にしたがっていえば，不潔雑踏の市街，金銭を貪る旅店主や舟子たち，そうした中で簡易の生活をする質朴な農民たち，金で態度を翻す下役人，災害に苦しむ人々の保護を顧みない地方官，当局の取り締まりが及ばない地方，しかしそれでいて官吏を恐れる無学な人民といった清国社会の実態を目撃していった。近代化を進める日本とくらべて文化の深度，人民の幸福度があまりにも違うというのが彼らの偽らざる実感であった。

第三に北京での清国軍のデータ収集である。上記のような実地のフィールドワークを通じて清国社会の実態に肌で触れ，モノ（兵器）とヒト（兵器を運用する人々を輩出する人間社会）の両面からそれを体感したことは，若き福島にとって大きな体験であった。そのような経験をふまえ

て北京に約2年間とどまった彼は，管理将校として諜報ネットワークの構築を開始し，公使館付武官に就任したのちは清国の情勢を報告するとともに，『隣邦兵備略』第2版をリニューアルするため，清国軍の最新データを収集することに力を注いだ。その際彼は，有能な部下の協力を得ながら，重要文書にアクセスできる軍事関連の当局者に「弾薬」（賄賂）を撃ち込み，公文書を次々と「生擒」にした。それとともに北京の清国軍を自分の目で見ることによって，表面的な数値だけでなく裏側に隠された内情も合わせ見ることができるようになっていた。捕獲した文書を総合して『清国兵制類聚』全65巻をまとめていった福島は，帰国翌年の1885年には集めたデータから清国軍の兵数を抽出し，『隣邦兵備略』第3版の原型となるような清国軍の全体像をほぼつかむことに成功したのではないかと考えられる。それが要因の一つとなって，日本陸軍は86年に情報体制を対清から対ロシアにシフトし始めたのではないか。要するに日本陸軍は，清国については日清戦争の約10年前から「敵を知り，己を知る」体制に入ったということである。

日本にとってその情報活動は大きな目的を達成したといってよいが，細かく見ると，のちの現場に見られるような問題がすでにこのころから生じていた。その点を見ておくと，第一に日本側のカウンターインテリジェンス（防諜）には不備があった可能性がある。北京の福島，上海の島をはじめとする各地の派遣将校が送った書簡には，福島の場合は時に封蠟を施すことがあったにせよ，開封されれば相応の機密が漏れるようなものが多かった。それらには福島や島に加えて，青木宣純（広東），池田信（香港，鎮江），伊集院兼雄（漢口），小沢豁郎（福州），小田新太郎（漢口），神尾光臣（天津），木村宣明（上海），小泉正保（香港），柴山尚則（漢口，上海，厦門），島村干雄（香港），花坂円（天津），広瀬次郎（広東），松島克己（広東），丸子方（江南・湖南・広西から汕頭に移動），三浦自孝（広西），山根武亮（上海，福州などを移動），あるいは場所は特定できないが，麻利澗義，斎藤幹，牧野留五郎，美代清濯といった将校たちの動向が実名で記されている。そのころ新たに「濁音入改正暗号一号，二号」といったものも導入されており(139)，以上の信書とは別の正式な報告書には暗号が用いられていたのであろうが，今日の目から見ると書簡開封に対する警戒が薄いような印象を受ける。しかしそれらは手渡しで日本に運ばれていたのかもしれず，この点は引き続き検討してみたい。

第二にやはり防諜と関連するが，清朝当局による監視である。牛荘（営口）駐在の倉辻明俊は吉林調査旅行中，許可外の寧波塔地域に偽名の清国人に変装して潜入し，捕縛された。ただし日清間の交渉の結果，日本側に引き渡され，在上海日本総領事の領事裁判で罰金10円のみの判決を受けた(140)。この事件は派遣将校たちを驚かせ，福島は倉辻の身を案じつつ，今回の事件によって吉林，黒竜江地域の調査を当分休業せざるを得ず，実に遺憾この上ないと残念がり，東京でも杉山が「頗ル懸念ナルハ……製図日記等，差押ヘラレタルニハ無之哉」と心配した(141)。また福島は倉辻が天津に護送され，清朝政府，直隷総督の注目を浴びる可能性が出たことを懸念し，「長ク豚尾ニ注目セラルヽハ決シテ得策ニ無之」，ひとまず上海に移して世間の様子を見合わせた方がよいと提案している(142)。その後，管西局から分駐将校に一層の注意を促す指令が下された

が[143]，漢口では役人が伊集院兼雄の下を訪ねて同地滞在の理由を詮索し，福州でも武官が小沢豁郎を訪ねてチェックを行い，広州でも青木宣純がフランスのスパイであると疑われ，逮捕されることを一時覚悟するなど，とくに清仏戦争と関連して各地で警戒が厳しくなっていた[144]。彼らはとりあえず管西局からの指示通り注意を強化する以外に，特別な対策をもたなかったようである。

第三に上司と部下との関係である。在北京公使の榎本武揚が一時帰国した後，臨時代理公使をつとめた吉田二郎書記官は官僚的な人物であったらしく，福島を悩ませた。吉田氏は風に柳という流儀で果断決行に乏しく，玉石を見分ける見識がないので，公使館には無恥卑劣の奴輩が出没するようになったという。公使館内は「規則ノ奴隷」となり，しかも倉辻の事件について外務省・在天津領事・総理衙門間のやり取りが福島にはまったく知らされず，相談もされなかった。「榎本公使帰朝後，益々歎息」，「榎本公使帰朝後ハ探偵之問題上ニモ多少之不便ヲ覚候」と福島はくり返し杉山に愚痴をこぼしたが，その後，榎本が復帰し，公使館の状況はやや改められた[145]。このように上司に問題が認められる場合もあれば，逆に部下に問題がある場合もあった。小沢豁郎は福州で民間の「志士」と「福州組」なるグループをつくり，清国で革命を起こそうとするなど独断で政治的な動きに走り，後年の「支那通」の予兆をなすような人物であった[146]。小沢はそのほかにも馬江海戦に先立ち，フランス軍の参謀部に入って戦況を見届けたいとやはり独断的に熱望して聞かず，上海の島を困らせた。島から自制を促された小沢は「何等之罵詈，一兵卒ニ向ヒテモ尚言フニ忍ビサル語アリ」と一時は興奮したが，山根武亮大尉からも「叱ラレ」てやがて落ち着いた[147]。小沢は，清仏戦争をめぐって日本への接近をもくろむフランスから便宜を受け，福州砲台の図面を写し取らせてもらうなどの成果をあげたが，その感情過多で情緒的な性格は情報将校としてマイナスに働く面も少なくなかった[148]。

最後に，陸軍の情報活動自体が以上のような問題をはらみながらも，若き日の福島が成果を示し，それをスプリングボードとしてやがて参謀本部の情報工作の中核を担うようになっていった理由を考えてみたい。第一にあげられるのは，生来のセンスである。嗅覚，直観を働かせて協力者を確保し，偵察旅行で場数を踏んだ買収を実地に応用し，情報が向こうから集まる体制をつくった。しかもそうした中で現地調査（フィールドワーク）と情報の整理編纂（デスクワーク）の双方を実践した。もともと彼は官立の開成学校，大学南校で2年間学んだ（最後は退学）秀才であったが，こうしたことは学校で学べることではなく，やはり才能のなせるわざであろう。島弘毅をはじめとして福島よりも清国滞在が長い将校が何人もいたが，福島のような異能の持主はほかにいなかった。

第二に良き上司に恵まれたことである。とくに山県参謀本部長にその才能を見抜かれたことが大きかった。長州閥と縁が深いとはいえない松本藩出身で，司法省の文官から横滑りで陸軍に入った彼を重用した山県は慧眼であったといってよい。また先学が着目しているように，北京駐在公使の榎本との間に見られるインテリジェンスのセンスを共有する者同士の親密な関係においても

それが見られよう[149]。また杉山とは二ヶ月にわたって沿岸旅行をともにしたが，これだけの期間寝食をともにすればお互いのあらも見え，仲たがいの原因が生じることもあり得ようが，その後，福島から杉山に送られた書簡を見る限り，両者の関係は円満で，福島は杉山にたびたび愚痴をこぼすなど，この上司と信頼関係にあったことがうかがえる。個性的なタイプの福島ではあるが，基本的に周囲との人間関係は良好であったのだろう。

第三に，これは福島自身の口から語ってもらうのがふさわしい。「安正ニシテ若シ強情ナカリセハ，此成業ハ迚モ覚束ナシ。常ニクソーニテノ熱血胸中ニ充満セシ為メナリ」。強情すなわち意志である。彼の意志の強さが，参謀本部の情報活動の勝利をもたらす有力な一因になったといっては過言であろうか。

《注》

（1） とくに茂木敏夫『変容する近代東アジアの国際秩序』（山川出版社，2007 年 1 版 7 刷）を参照した。

（2） 高橋秀直『日清戦争への道』（東京創元社，1996 年再版），34-40，12 頁。

（3） 関誠『日清開戦前夜における日本のインテリジェンス ── 明治前期の軍事情報活動と外交政策 ──』（ミネルヴァ書房，2016 年），25，127，136 頁。同書は 1870 年代後半から日清戦争開戦までの日本の軍事情報活動の全体像とその主要関係者の対外認識を明らかにするもので，膨大な一次資料を丹念に読み解き，陸軍，海軍，外務省の情報関係者の言動を精緻に検証するだけでなく，それらが政府の対外政策にどのように関係していたかという点にまで踏み込んで考察を行っている。実証性，視野の広さ，体系性のいずれにおいても従来の研究から大きく飛躍した画期的な論考であり，明治前期における日本のインテリジェンス活動を理解する上での出発点となるきわめて重要な成果である。また同書の出版前に発表された関「日清戦争以前の日本陸軍参謀本部の情報活動と軍事的対外認識」『国際政治』第 154 号，2008 年 12 月も参考になる。

なお明治期から昭和期に至るまでの日本の対清（対中）情報活動の流れを巨視的にとらえるという点では，日本よりも中国の方が研究は進んでおり，単行本に限っていえば，たとえば以下のような著述がある。鍾鶴鳴『日本侵華之間諜史』（華中図書公司，1938 年），王振坤，張穎『日特禍華史 ── 日本帝国主義侵華謀略情報活動史実 ──』第 1 巻（北京：群衆出版社，1988 年），逢復主編『侵華日軍間諜特務活動記実』（北京：北京出版社，1993 年），戚其章『甲午日諜秘史』（天津：天津古籍出版社，2004 年），戚厚杰主編『日諜在中国（1895～1945）』（石家庄：河北人民出版社，2009 年），許金生『近代日本対華軍事諜報体系研究 ── 1868-1937 ──』（上海：復旦大学出版社，2015 年）など。ただし日清開戦前の明治前中期については関氏の論考ほど精度が高いものは見あたらない。

（4） 福島安正自筆「慶応元年ヨリ明治四十年ニ至ル履歴」，国立国会図書館憲政資料室所蔵「福島安正関係文書」（以下「福島関係文書」と略称）92。これまで福島の経歴については，太田阿山編『福島将軍遺績』（東亜協会，1941 年 6 月，大空社復刻版，1997 年）巻末の年譜があるが，それを大幅に補う有用な資料である。

（5） 山東省の煙台は芝罘の古称でも知られるが，本稿では特別な場合を除き煙台で統一することとする。

（6） 島貫重節『福島安正と単騎シベリヤ横断』上（原書房，1979 年）67-73 頁。福島が隊商に加わってドロンノールに向かったというのは，後述のように誤りである可能性がある。同書は福島の嗣子・四郎氏をはじめとする福島家関係の人々から全資料の提供を受けて執筆されたもので，それまで知られていなかった福島の情報活動の様相を大きく浮かび上がらせた大変貴重な労作である。ただし一般向けの書籍であるため細かい脚注が付されておらず，出典がはっきりしない個所が少なくない点が惜しまれる。同書は高く評価されるべき良書であることを十分認めつつ，福島の言動をより正確に理解するため，再検証が必要な部分があると考える。

（7） 同上，80 頁。同書は，福島が天津上陸後に山東省の各地を廻ったとしているが，実際には山東省沿岸を北上してから天津に到着している。また篠原昌人『陸軍大将福島安正と情報戦略』（芙蓉書房出版，2002 年），牛越国昭（李国昭）『対外軍用秘密地図のための潜入盗測〔第一篇〕── 外邦測量・村上手帳の研究 ──』（同時代社，2009 年）も 2 回目の旅行の内容については具体的に述べていない。

（8） 島貫『福島安正と単騎シベリヤ横断』上，85–87 頁。

（9）『清国兵制類聚』については後述する。『清国神機営沿革誌』は，清朝皇帝を守る近衛軍・禁旅八旗の中に新設されたエリート部隊というべき神機営について，同治元年の設立から同 6 年まで（1862〜1867 年）の組織上の変遷とあらましを記したものである（福島安正自筆『清国神機営沿革誌』1883 年 7 月 17 日起草，天理大学附属天理図書館所蔵，081–イ 27–15）。なお『清国兵制類聚』『清国神機営沿革誌』など北京で福島が作成した各種資料が天理図書館に保管されていることは，島貫『福島安正と単騎シベリヤ横断』上，92–93 頁が紹介している。

(10) 関『日清開戦前夜における日本のインテリジェンス』119, 127–28, 135 頁。

(11) 村上勝彦「隣邦軍事密偵と兵要地誌」陸軍参謀本部編，村上勝彦解題『朝鮮地誌略』1（龍溪書舎，1981 年）の折込図「清国駐在参謀将校一覧」を参照のこと。同論考はそうした数多くの駐在将校の動向を追っており，上記折込図と合わせて大いに参考となる。それ以外に同様の派遣将校を扱った論稿として，佐藤三郎「日清戦争以前における日中両国の相互国情偵察について ── 近代日中交渉史上の一齣として ──」『軍事史学』第 1 号，1965 年 5 月（のち佐藤『近代日中交渉史の研究』吉川弘文館，1984 年に収録），小林一美「明治期日本参謀本部の対外情報活動 ── 日清・義和団・日露三大戦争に向けて ──」滕維藻，王仲犖，奥崎裕司，小林一美編『東アジア世界史探究』（汲古書院，1986 年）所収（のち小林『義和団戦争と明治国家』汲古書院，2008 年増補版に収録），六角恒廣『中国語教育史稿拾遺』（不二出版，2002 年）所収の第 2 章「陸軍参謀組織と中国語」，山室信一「文化相渉活動としての軍事調査と植民地経営」『人文学報』第 91 号，2004 年 12 月などがある。さらに佐藤守男『情報戦争と参謀本部 ── 日露戦争と辛亥革命 ──』（芙蓉書房出版，2011 年）の第 1 章は，福島を含む情報将校の源流と系譜・人的連続性（薩摩系と佐賀系），ならびにその制度化の過程を検証し，参謀本部の情報収集組織の基礎が川上操六によって確立された点を指摘するなど多くの示唆に富む。この佐藤氏の研究はどちらかというと明治後期に重点を置いており，同前期を対象とする関氏の著作と合わせて，明治日本のインテリジェンスを理解する上での起点となる必読文献である。

(12) この旅行についてはすべて福島安正述「多倫諾爾紀行」「多倫諾爾紀行第二回」『東京地学協会報告』2 巻 9 号（発行年月不明），3 巻 4 号（1881 年 12 月）を参照・引用した。福島が 1881 年 2 月 26 日，9 月 24 日の 2 度に分けて東京地学協会で行った講演記録である。いずれも，ゆまに書房，1990 年発行の復刻版を利用した。なお『東京地学協会報告』（のち『地学雑誌』）には情報将校の紀行が数多く掲載されているが，記事タイトルを検索するには『東京地学協会報告 地学雑誌 総目録』（東京地学協会，1981 年），あるいは公益社団法人東京地学協会ウェブサイトの「講演会」欄中にアップされている「例会開催報告」（1879〜1966 年）が便利である。また同協会と情報将校の関係に関しては安岡昭男「初期の東京地学協会と軍人」『政治経済史学』第 400 号，1999 年 12 月が，協会の組織と性格については石田龍次郎「『東京地学協会報告』（明治 12–30 年）── 明治前半の日本地理学史資料として ──」一橋大学研究年報『社会学研究』第 10 号，1969 年 3 月（一橋大学機関リポジトリからダウンロード可能，のち石田『日本における近代地理学の成立』大明堂，1984 年に同文収録）が参考となる。

(13) 引用にあたっては，読みやすさを考慮して原文に適宜句読点を補った。また漢字の旧字体は新字体に，合略仮名は通常のカタカナや漢字に改めた。以下同様。

(14) 西村榮雄『堀江芳介壬午軍乱日記』（みずのわ出版，2018 年），12–13, 21 頁。

(15) 杉山直矢，福島安正『支那沿岸紀行』第 1, 2 編，『清国沿岸紀行附録 煙津沿道地誌』，杉山直矢『支那沿岸紀行』第 3 編。このうち第 1 編のみ明治 16〔1883〕年 5 月の日付が記載されている。いずれも拓殖大学文京図書館所蔵。

ここで上記の資料を紹介しておくと，この調査報告書『支那沿岸紀行』は第1編（79頁），第2編（127頁），『清国沿岸紀行附録 煙津沿道地誌』（以下『附録 煙津沿道地誌』と略称）（109頁），第3編（二分割，合わせて97頁）の4点から成り，合計412頁におよぶものである。そのうち第1, 2編はいずれも和紙罫紙を用い，杉山，福島の連名で記されており，第1編は横浜出航から上海・南京まで，第2編は上海から煙台を経て北京までの状況を日ごとに記録している。スケッチもいくつか挿入されており，第1編巻末に「各国東洋艦隊略表」，第2編巻末に「沿道各地物価表」が付されている。また『附録 煙津沿道地誌』は同じく和紙罫紙を用い，第2編の中でとくに煙台から天津までの陸路に焦点をしぼり，その状況を整理した地誌資料で，のちに同じ地域を訪れる者のガイドブックにもなるよう配慮されているが，実質的な内容は第2編の記述と大きく変わらない。以上の第1編，第2編，『附録 煙津沿道地誌』は端正な文字で丁寧に清書されており，参謀本部管西局に提出した原本の控えとして保管されていたものではないかと考えられる。

さらに第3編は杉山のみの氏名が記され，北京で福島と別れた杉山が単身で水（海）路，北京，天津から煙台経由で上海にもどり，そこから沿岸中南部（寧波，福州，広州，香港）を廻った分が叙述されている。用紙は第1編，第2編，「附録 煙津沿道地誌」よりやや小さい和紙の参謀本部用箋を用い，二分割して綴じられている。削除や加筆など推敲の跡が目立ち，管西局に提出した報告書の草稿ではないかと推察される。保存状態は他に比して芳しくなく，所々虫損が見られるが，ほとんどの文字は判読が可能である。杉山自筆と考えられるこの第3編はそれ以外のものと筆跡はもとより，文言や表現に違いが見られるため，第1, 2編は福島が作成した可能性が高い。ただし第1編の弁言（序文）は編者を代表して杉山名で書かれている。その序文によると，この『支那沿岸紀行』は全3編を通じて，地理・兵備・雑事など「苟モ見聞ニ係ル者〔物〕ハ網羅シテ之ヲ遺サス皆ナ逐日記入」したものであり，他日の兵要地誌編纂の参考に供することを想定していた。

なお拓殖大学文京図書館所蔵の『支那沿岸紀行』の資料群の一つとして，そのほかに「清国戍兵ノ表」と題した16頁の綴り（参謀本部用箋）がある。これは香港の守備兵の状況を記したものであるが，赤沢良斎訳とあり，同地を訪れた杉山自身が観察・記録したものではない。その綴りには「天津港小銅銭ノ算法」「1882年5月4日 広東広西ノ総督及ヒ広東ノ海関ニ属スル軍艦ノ表」と題した罫紙，一覧表も挟みこまれており，いずれも偵察旅行に関連したメモ，参考資料であることがわかる。

(16) 「清国派出将校心得」「清国派出将校兵略上偵察心得」『参謀本部歴史草案』二（1879年）（復刻版『参謀本部歴史草案』第1巻「参謀本部歴史草案」一〜三 明治4年〜13年，ゆまに書房，2001年）所収，144–163頁。

(17) 小林茂，渡辺理絵，山近久美子「中国大陸における初期外邦測量の展開と日清戦争」90頁，小林基，藤山友治「表目録1-1 アメリカ議会図書館蔵 初期外邦測量原図 中国大陸の部」222–23頁，いずれも小林茂編『近代日本の海外地理情報収集と初期外邦図』（大阪大学出版会，2017年）所収。

(18) 山近久美子，渡辺理絵，小林茂「広開土王碑文を将来した酒匂景信の中国大陸における活動 ── アメリカ議会図書館蔵の手描き外邦図を手がかりに ──」小林編，同上所収，172–73頁。

(19) 小林，渡辺，山近「中国大陸における初期外邦測量の展開と日清戦争」87–88頁。当時の陸軍将校の中国大陸における偵察と測量については，小林茂『外邦図 ── 帝国日本のアジア地図 ──』（中公新書，2011年）も合わせて参照のこと。

(20) 『支那沿岸紀行』第1編，1882年10月20日。

(21) 『附録 煙津沿道地誌』の表紙を含めて33頁目，朱橋駅の項。

(22) 同上，表紙を含め23, 63, 71, 86, 90, 96枚目，および 2枚目（凡例）。

(23) ①から③について，以下の文献を参照もしくは引用した。楢木野宣「清代の緑旗兵 ── 三藩の乱を中心として ──」『群馬大学紀要 人文科学編』第2巻，1953年3月，小野信爾「李鴻章の登場 ── 淮軍の成立をめぐって ──」『東洋史研究』16巻2号，1957年9月，小野信爾「淮軍の基本的性格をめぐって ── 清末農民戦争の一側面 ──」『歴史学研究』第245号，1960年9月，波多野善大『中国近代軍閥の研究』（河出書房新社，1973年），佐々木寛「清朝の軍隊と兵変の背景」『社会文化史学』第

9 号，1973 年 7 月，坂野正高『近代中国政治外交史 ── ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで ──』（東京大学出版会，1973 年），佐々木寛「緑営軍と勇軍」『木村正雄先生退官記念 東洋史論集』（木村正雄先生退官記念事業会 東洋史論集編集委員会発行，汲古書院発売，1976 年）所収，佐々木寛「洋務と練兵」『中嶋敏先生古稀記念論集』上巻（中嶋敏先生古稀記念事業会発行，汲古書院発売，1980 年）所収，佐々木寛「練軍について」岡本敬二先生退官記念論集刊行会編『アジア諸民族における社会と文化 ── 岡本敬二先生退官記念論集 ──』（国書刊行会，1984 年）所収，大谷敏夫『清代政治思想史研究』（汲古書院，1991 年），河内良弘「辛亥革命前後の満族社会の変化について」研究代表者・河内編『清朝治下の民族問題と国際関係』（平成 2 年度科学研究費補助金 総合研究(A) 研究成果報告書，1991 年 3 月）所収，菊池秀明「太平天国における私的結合と地方武装集団」『歴史学研究』第 880 号，2011 年 6 月，岡本隆司『李鴻章 ── 東アジアの近代 ──』（岩波新書，2011 年），根無新太郎「1860 年代における神機営について ── 清末の北京朝廷と地方督撫に関する一考察 ──」『史林』98 巻 4 号，2015 年 7 月，澁谷由里『〈軍〉の中国史』（講談社現代新書，2017 年），根無新太郎「1860 年代，清朝中央による首都防衛構想について ── 直隷練軍試論を兼ねて ──」『東洋学報』99 巻 4 号，2018 年 3 月。

(24) 『支那沿岸紀行』第 1 編，1882 年 10 月 4 日。
(25) 同上，10 月 5 日。
(26) トーマス・L・ケネディ著，細見和弘訳『中国軍事工業の近代化 ── 太平天国の乱から日清戦争まで ──』（昭和堂，2013 年），138–40 頁。原書は，Thomas L. Kennedy, *The Arms of Kiangnan: Modernization in the Chinese Ordnance Industry*, 1860–1895（Boulder, Colorado: Westview Press, 1978）.
(27) 『支那沿岸紀行』第 1 編，1882 年 10 月 5 日。
(28) ケネディ『中国軍事工業の近代化』139–43, 165–66, 199 頁。細見和弘訳「トーマス・ケネディ著『李鴻章と江南製造局（1860–1895）』」『立命館経済学』59 巻 1 号，2010 年 5 月，107 頁。
(29) 『支那沿岸紀行』第 1 編，1882 年 10 月 7 日。
(30) 同上，10 月 8 日。
(31) 同上，10 月 9–10 日。
(32) 同上，10 月 9 日。
(33) ケネディ『中国軍事工業の近代化』144–46, 178–79 頁。
(34) 『支那沿岸紀行』第 1 編，1882 年 10 月 10 日。
(35) 同上。
(36) 同上，10 月 11 日。
(37) 同上。
(38) 杉山，福島『支那沿岸紀行』第 2 編，1882 年 11 月 3 日。
(39) 同上，10 月 18 日。
(40) 同上。
(41) 同上，10 月 23 日。
(42) 同上，10 月 24–25 日。
(43) 同上，10 月 27 日。
(44) 同上，10 月 30 日。
(45) 同上，11 月 2 日。
(46) 同上，11 月 4 日。
(47) 同上，11 月 5 日。
(48) 同上，11 月 9 日。
(49) 同上，11 月 11 日。
(50) 同上，11 月 12 日。

(51) ケネディ『中国軍事工業の近代化』64, 89–90, 93, 147–48, 150 頁。
(52) 『支那沿岸紀行』第 2 編，1882 年 11 月 15 日。
(53) 同上，15–16 日。16 日の個所に翌 17 日に謝絶の回答を受けたことが記されている。
(54) 同上，16 日の個所に 19 日の会合が記されている。
(55) 杉山直矢『支那沿岸旅行』第 3 編，1882 年 12 月 7–8 日。
(56) 同上，12 月 16–18 日。
(57) 同上，12 月 22 日。
(58) 同上，12 月 24 日。
(59) 同上，12 月 26, 29 日。
(60) 松本三之介『近代日本の中国認識 ── 徳川期儒学から東亜協同体論まで ──』（以文社，2011 年）。
(61) 金山泰志『明治期日本における民衆の中国観 ── 教科書・雑誌・地方新聞・講談・演劇に注目して ──』（芙蓉書房出版，2014 年）。
(62) 中山隆博「教養としての中国 ── 規範の鑑と蔑視の対象の間で ──」岩波講座 日本の思想 第 3 巻『内と外 ── 対外観と自己像の形成 ──』（岩波書店，2014 年）所収。
(63) 伊藤之雄「日清戦前の中国・朝鮮認識の形成と外交論」古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』（緑蔭書房，1996 年）所収，155–56 頁。
(64) 豚尾は弁髪（pigtail）をもじった清国人に対する当時の蔑称。先行研究によると，明治初期に清国を旅行した日本人の間では，中国人がヨーロッパ文明に対して非常に拒否的であって，自己変革をしようとしないという面を書くものが多く，日本が国民国家を形成していくにつれて，その日本の国民国家をモデルにして中国を批判する，あるいは見るということが共通して強くなった。たとえば 1884 年に同国を訪れた尾崎行雄が示したように，中国人には国家観念，公共観念が欠如しており，彼らは徹底して個人主義，利己主義をとり，私利ばかりを追求しているという見方が一つの共通したタイプとして表れるようになっていった（小島晋治『近代日中関係史断章』岩波現代文庫，2008 年，96–101 頁）。そうした当時の日本人の中国観を概観するには，楊棟梁主編，劉岳兵著『近代以来日本的中国観』第 3 巻（1840–1895）（南京：江蘇人民出版社，2012 年）が便利である。他方，日本の近代化に着目していた李鴻章のような人物は別として，清国人は「蕞爾たる〔非常に小さい〕小国」「倭人は矮小，土地は澆薄」などの表現を用いて日本を弱小国視しがちであった。清国政界では，日本との間に戦争が起こった場合は，国土面積・人口・経済力・兵力その他あらゆる面からいって，清の勝利ははじめから疑う余地がないとする観測が一般的であり，そうした見方は民間でも盛んで，日本軍の素質は劣等である，日本軍の指揮官は近代戦術をわきまえない，日本の艦船は本土の防備だけでも不足であり，いわんや何ぞ大国と争うことができようか，日本国民の素質は知能低劣で，一朝一夕に改善するのは難しいといった日本軽視と楽観的予測が流れていた（佐藤三郎「日清戦争と中国」『軍事史学』4 巻 4 号，1969 年 2 月，6–7 頁）。
(65) 『支那沿岸紀行』第 1 編，10 月 5 日。
(66) 同・第 2 編，10 月 18, 20 日。
(67) 同・第 1 編，10 月 9 日。
(68) 同・第 2 編，10 月 21 日。
(69) 同上，11 月 3 日。
(70) 同上，10 月 31 日。
(71) 同上，11 月 6 日。
(72) 同上，10 月 20–21 日。
(73) 同上，10 月 21 日，11 月 4 日。
(74) 同上，10 月 23 日。
(75) 同上，11 月 9 日。
(76) 同上，11 月 11 日

(77) 同・第 1 編，10 月 9 日。
(78) 同上，10 月 9–11 日。
(79) 同・第 2 編，10 月 28 日。護照を見せて脅すだけはなく，本当に地方官に訴え出たこともあった。登州府の旅店は先に触れたように店内に「馬糞堆積」，「其不潔能ク筆紙ノ尽ス所ニ非ルナリ」といった状態であったため，福島が馬夫 1 人を連れてほかの宿屋を探しに行った。手ごろで大きな旅店が見つかったが，店主が宿泊を拒んだため，福島は県庁に行ってその不礼を唱え，案内を要請した。そこで属吏 2 名が福島とともに旅店に赴くと，店主は「依々諾々一句ノ言ナシ」であった。このように官を恐れるのは圧制が甚だしいからだと福島は書いている。その後，別の属官が来て宿に入った 2 人の護照を検視して帰っていった（同上，10 月 21 日）。
(80) 同上，10 月 28 日。
(81) 同上，10 月 29 日。
(82) 同上，11 月 6–7 日。
(83) 同上，11 月 8 日。
(84) 同上，11 月 1 日。
(85) 同上，11 月 6 日
(86) 同上，11 月 8 日。
(87) 杉山「支那沿岸紀行」第 3 編，12 月 8 日。
(88) 1883 年 11 月 13 日付，福島安正より福島貞子夫人宛，「福島関係文書」40。
(89) 福島安正自筆「慶應元年ヨリ明治四十年ニ至ル履歴」。
(90) 1884 年 3 月 12 日付，福島安正より杉山直矢宛，国立国会図書館憲政資料室所蔵・憲政資料室収集文書「杉山直矢関係資料」（以下「杉山資料」と略称）348–13。
(91) 同上。そのほかにも福島は，妻に依頼して油画，錦画を送ってもらっていた（1883 年 11 月 13 日付，福島より貞子夫人宛，「福島関係文書」40）。それらも相手方を懐柔するために用いたのであろう。
(92) 小林，藤山「表目録 1–1 アメリカ議会図書館蔵 初期外邦測量原図 中国大陸の部」224 頁。この図はアメリカ議会図書館（Libraray of Congress）のウェブサイトで「Seizan Gaikakiei Kayaku-kyoku zu」と入力すれば，画面上で閲覧が可能である。
(93) 1884 年 3 月 12 日付，福島より杉山宛，「杉山資料」348–13。
(94) 東亜同文会編『対支回顧録』下巻（原書房，1968 年），260, 307, 261 頁。
(95) 1883 年 5 月 10 日付，福島より杉山宛，「杉山資料」348–2。
(96) 1884 年 2 月 25 日付，福島より貞子夫人宛，「福島関係文書」30。
(97) 1884 年 7 月 14 日付，福島安正より山県有朋参謀本部長宛，「参謀本部特別報告」（天理大学附属天理図書館所蔵，081–イ 27–18）第 53 号。
(98) 1884 年 8 月 12 日付，福島安正より杉山直矢宛，国立国会図書館憲政資料室所蔵・憲政資料室収集文書「参謀本部管西局報告書類（杉山直矢関係資料）」（以下「管西局杉山資料」と略称）1481–50。
(99) 1884 年 7 月 30 日付，八郎〔沢八郎，小沢豁郎の偽名〕より杉山宛，「杉山資料」348–38。
(100) 1884 年 8 月 7 日付，八郎〔小沢〕より島弘毅宛書簡に記された島の書き込み，「杉山資料」348–43。
(101) 1884 年 3 月 12 日付，福島より山県参謀本部長宛，JACAR（アジア歴史資料センター）：Ref. C11081204900, 川村伯爵より還納書類 16「情報，調査（朝鮮）」（防衛省防衛研究所）。
(102) 1884 年 7 月 14 日付，福島より山県宛，「参謀本部特別報告」第 53 号。
(103) 1884 年 7 月 21 日付，福島より山県宛，「参謀本部特別報告」第 56 号。本註と前註の個所は，註(11)の小林「明治期日本参謀本部の対外情報活動」399–400 頁ですでに紹介されているが，より正確な引用と出典表記を期した。
(104) 1884 年 1 月 22 日付，島より杉山宛，「杉山資料」348–6。
(105) 1884 年 9 月 1 日付，島村干雄より杉山宛，「管西局杉山資料」1481–56。
(106) 関『日清開戦前夜における日本のインテリジェンス』169–175 頁。関氏は情報活動を統括する参謀

本部第二局長の小川又次，福島，荒尾の対清認識を比較し，1886 年末前後に彼らの認識と政策論はほぼ共通し，福島が到達した清国衰退論的な対清認識が小川や荒尾といった参謀本部の主要情報関係者にも受け継がれ，確認されていったとする（176 頁）。この個所も含めて，同書は多くの重要な指摘と示唆に富んでいる。

(107) 渡辺修「清代の歩軍統領衙門について」『史苑』41 巻 1 号，1981 年 4 月，3, 21, 27–28 頁。

(108) 前掲，註(23)の佐々木寛「緑営軍と勇軍」348–55 頁，同「練軍について」381, 397 頁。そのほかの研究者も清国軍の上下腐敗と劣化をあげ，それが清国社会全体の構造の反映であったこと，また装備の標準化の欠如，指揮官が基本的な戦略戦術，武器の使用に無知であることがその大きな弱点であったことを指摘している。Ralph L. Powell, *The Rise of Chinese Military Power 1895–1912* (Port Washington, NY: Kennikat Press, 1972), 17–19, 39, 49–50.

(109) 佐々木寛「緑営軍と勇軍」352–53, 同「練軍について」396 頁。

(110) 1884 年 1 月 17 日付，福島より杉山宛，「管西局杉山資料」1481–13。

(111) 1884 年 8 月 19 日付，福島より山県宛，「参謀本部特別報告」第 60 号。

(112) 1884 年 3 月 13 日付，八郎〔小沢〕より杉山宛，「管西局杉山資料」1481–17。

(113) 1884 年 8 月 26 日付，島より杉山宛，「管西局杉山資料」1481–54。

(114) 1884 年 2 月 25 日付，福島より杉山宛，「杉山資料」348–63。

(115) 福島安正編『隣邦兵備略』第 2 版，第 1 巻（明治 15 年 8 月，陸軍文庫），1 丁。同第 3 版，第 1 巻（明治 22 年 3 月，参謀本部），4–5 丁。

(116) 『隣邦兵備略』については，安岡昭男「『隣邦兵備略』と山県有朋」『法政大学文学部紀要』第 12 号，1967 年 3 月（のち安岡『明治前期大陸政策史の研究』法政大学出版局，1998 年に収録）を参照のこと。

(117) 1884 年 4 月 2 日付，福島より杉山宛，「管西局杉山資料」1481–26。

(118) 島貫『福島安正と単騎シベリヤ横断』上，85–87 頁。先に触れたように同書は，福島が兵部衙門の将校・呉上尉とその部下たちを使っていたとする。

(119) 1884 年 4 月 22 日付，福島より杉山宛，「杉山資料」348–16。

(120) 1884 年 2 月 25 日付，福島より貞子夫人宛，「福島関係文書」30。

(121) 1884 年 5 月 12 日付，福島より杉山宛，「杉山資料」348–17。

(122) 1884 年 7 月 10 日付，福島より杉山宛，「管西局杉山資料」1481–45。

(123) 1884 年 5 月 20 日，6 月 4 日付，福島より杉山宛，「杉山資料」348–20, 348–23。現時点において林がだれであるかを特定はできないが，そのほかに彼の管理下にあった牧野留五郎中尉を牧氏，東靖民（倉辻明俊中尉の変名）を東氏と表記しているので，林氏も林田などの苗字を略している可能性がある。

(124) 1884 年 8 月 27 日付，福島より杉山宛，「管西局杉山資料」1481–55。

(125) 1884 年 2 月 25 日，4 月 8 日付，福島より貞子夫人宛，「福島関係文書」30, 32。

(126) 1884 年 4 月 16 日，7 月 8 日付，福島より貞子夫人宛，「福島関係文書」33, 37。

(127) 福島安正編『清国兵制類聚』（天理大学附属天理図書館所蔵，081–イ 27–11）。全 65 巻であるが，天理図書館では巻之 31 から 34 と巻之 38 の合計 5 冊が欠号となっている。

(128) 同上，巻之 4, 36–38, 43 丁。

(129) 同上，巻之 40, 10–11 丁。そのほかに，やはり禁旅八旗の護軍営も「軍紀錯乱」しており，調練中，隊列外で喫煙，談笑している者もいた。福島が彼らに話しかけると，常に飢渇している者がどうして演練などに心を集中できるのかと答えたという。護軍営では武器の手入れも行われておらず，兵器は腐蝕し，とくに抬槍（大型火縄銃）は「一塊ノ朽木」のようであった（同上，巻之 39, 35 丁）。

(130) 同上，巻之 5, 10, 42 丁。

(131) 『金陵機器製造局造呈』（天理大学附属天理図書館所蔵，081–イ 27–14）。

(132) 『広東報銷総局造報善後第三案調派旗営官兵習』（天理大学附属天理図書館所蔵，081–イ 27–20）。

(133)『准軍報総局造呈』(天理大学附属天理図書館所蔵，081-イ27-13)。

(134) 福島安正編『隣邦兵備略』第3版，全6巻＋付図1巻（1889年3月，参謀本部)。

(135)『隣邦兵備略』第3版，第1巻4丁，第2巻28-30，47丁，第3巻3，13，17丁。

(136) 関『日清開戦前夜における日本のインテリジェンス』第3章第1節を参照のこと。

(137) もちろん福島以外の派遣将校たちが現地で地道に集めた地図情報や兵要地誌のデータも見逃すことができない。たとえば『清国直隷沿道指鍼』(1887年3月，首都大学東京図書館本館・松本文庫（図書の部）所蔵）と題した活字印刷文献がある。これは木村宣明大尉の記した凡例によると，福島がインドから持ち帰った該国指鍼〔指針〕の体裁にならい，清国駐在将校の作成した地図ならびに紀行をもとに編纂したものであり，参謀本部の保管資料の1つであったと考えられる。形式は北京を含む直隷省の主要道路を番号1〜239に区分し，その特徴を表にデータベース化した便覧である。道路ごとに以下の事項が簡潔に記載されている。すなわち各駅間の距離，地形の特徴，河川名，橋梁の状況（石橋，土橋，木橋か，渡し船か，徒渉可能か)，道路の状況，土質，雨天時の状態，騎砲兵の運動可能性，車輛通過の是非，砲台・城郭の状況，飲用可能の水場とその水質，農産物や牛馬の飼育状況，食糧・軍需品徴発が可能の地点，村落の貧富度，町の商況，富農・豪商の有無，水運，運河，渡し場，渡し船の大きさと積載量（たとえば「野砲二門或ハ兵一百名ヲ載スルヲ得ル」）などである。直隷省以外についてもそうした便覧が作成されていたかどうかは不明であるが，同資料から派遣将校がいかに詳細かつ多量のデータを集めていたか，その一端をうかがうことができる。このように参謀本部では福島の編纂したもの以外にもさまざまな情報が蓄積されていた。

(138) 関『日清開戦前夜における日本のインテリジェンス』第3章第1節を参照のこと。

(139) 1884年3月12日，4月22日付，福島より杉山宛，「杉山資料」348-13，16。

(140) 関『日清開戦前夜における日本のインテリジェンス』120頁。

(141) 1884年6月17日付，福島より杉山宛，およびそれに書き込まれた杉山のコメント，「杉山資料」348-25。

(142) 1884年8月13日付，福島より杉山宛，「杉山資料」348-35。同年7月8日付，福島より杉山宛，「管西局杉山資料」1481-43。また福島は，倉辻が捕縛された一因が外務省から派遣された曽根俊虎（海軍大尉)，町田実一，東次郎，清水元一郎の不用意な情報活動が清国当局の警戒を刺激したことにあった（関，前掲書120-21頁）ため，この4人に対して強い怒りを感じており，彼らが「一個之虚名ヲ貪リ，大体之利害ヲ顧ミサルノ所業ヨリ招キシ害毒不少，実ニ憤激ニ堪ヘス」と記している。さらに倉辻を天津に護送する際に，曽根がやはり天津に来るという話を聞き，「実ニ不都合千万ト云フベシ」と怒りを増幅させた（1884年7月1日付，福島より杉山宛，「杉山資料」348-28)。

(143) 1884年11月2日付，島村干雄より杉山宛，「管西局杉山資料」1481-65。

(144) 1884年11月26日付，島より杉山宛，「管西局杉山資料」1481-71，同年9月9日付，八郎〔小沢〕より杉山宛，1885年2月14日付，島村干雄より杉山宛，「杉山資料」348-48，67。

(145) 1884年6月17日，7月1日，8月13日付，福島より杉山宛，「杉山資料」348-25，28，35。1884年9月9日付，福島より杉山宛，「管西局杉山資料」1481-57。

(146) 戸部良一『日本陸軍と中国 ──「支那通」にみる夢と蹉跌 ──』(講談社，2005年第7刷)，25-26頁。

(147) 1884年8月7日付，八郎〔小沢〕より島宛，および書面に記された島の書き込み，8月23日，9月9日付，八郎〔小沢〕より杉山宛，「杉山資料」348-43，45，48。

(148) 小沢については，田中正俊「清仏戦争と日本人の中国観」『思想』第512号，1967年2月（のち田中著，『田中正俊歴史論集』編集委員会編『田中正俊歴史論集』汲古書院，2004年に収録)，安岡昭男「小沢豁郎と清仏戦争・清国観」『政治経済史学』第500号，2008年4月を参照のこと。小沢には『清仏戦争見聞録』『碧蹄蹂躙記』(どちらも1891年5月，豊島鉄太郎発行）などの著書，訳書があり，前二書には清国軍の腐敗，弱体が記されているが，やはりエモーショナルな表現が散見される。

(149) 島貫『福島安正と単騎シベリヤ横断』上，80-89頁，関『日清開戦前夜における日本のインテリジェ

ンス』108–110 頁を参照のこと。ちなみに関氏が同書 109 頁で紹介している芝罘（煙台）周辺の軍備を報じた福島から榎本宛の書簡は，1884 年に福島が駐在武官の任を終えて帰国する途中に書き送ったものである。「慶応元年ヨリ明治四十年ニ至ル履歴」に，このとき天津から芝罘，牛荘に寄港し，倉辻の事情を詳細探究したとの旨が記されている。

付　記

本稿の作成にあたっては，平成 30 年度・拓殖大学政治経済研究所研究助成金を活用させて頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

（原稿受付　2019 年 11 月 8 日）

政治・経済・法律研究　Vol. 22 No. 2, pp. 77–138　　March 2020

ウィリアム・ペティの政治算術（4）

── ベーコン主義の経済科学 ──

大　倉　正　雄

要　旨

ウィリアム・ペティ（William Petty, 1623–87）の主著『政治算術』（*Political Arithmetick*, 1690）は，「政治算術」にもとづいて三列強の国力・経済力を分析した書物である。第1・第3章において，オランダ・フランスの国力・経済力を比較分析し，国力・経済力の大きさを決める究極的要因は，領土・人口ではなく交易であるという結論を導き出している。第4章以降においては，先行する諸章での分析結果を踏まえて，イギリスの国力・経済力を分析している。そこでは，人口は国力・経済力の究極的要因ではないけれども，国民総数に占める「余剰利得者」の割合は重要な要因である，という結論を引き出している。第5・第7・第8章では，他の諸章での算術的分析による結果を踏まえて，イギリスの国力・経済力を強化する政策を提案している。第7章では税制改革案が掲げられている。それは，フランス国王ルイ十四世によるオランダ侵略戦争を目の当たりにして掲げられた，政治力・軍事力を強化する提案である。第8章で示された，雇用の拡大による交易の奨励策は，最も重要な提案である。ここでは，海外交易を重視するオランダ型の経済システムにもとづいて，国力・経済力の強化が図られている。さらに第4章の余論では，「理性的な提案」というよりは，「夢か空想」にすぎないという提案が示されている。イギリスの後進地域（アイルランド，スコットランド・ハイランズ）の全住民を，その先進地域（イングランドなど）に移入させるという提案である。この提案も実際には，算術的分析を踏まえて示された国力・経済力の強化策であり，必ずしも単なる夢想ではない。

『政治算術』は実践的な政策論議を主眼としており，経済科学の理論体系を構築することを目的にして書かれた書物ではない。ところがこの書物では，ベーコン主義の実験哲学を継受しながら，「政治算術」という経済分析方法が考案されている。その算術にもとづいて経済的・社会的事象が分析され，その分析結果を踏まえて政策が提案されている。このような科学的な分析方法を踏まえて編まれた書物は，経済学史のうえにおいて当の『政治算術』が最初である。このような理由により，方法論の観点から，この書物には経済科学の形成の兆しが見られるといえるのである。

キーワード：国力・経済力，領土・人口，海外交易，ルイ十四世の戦争，オランダ型の経済システム

目　次

はじめに
第1章　政治算術の解釈
第2章　ベーコンの帰納法哲学

第 3 章　政治算術の帰納法
第 4 章　ジョン・グラントの原初的人口統計学（以上，305/第 19 巻 2 号，掲載）
第 5 章『賢者』の政治算術
第 6 章『賢者』の史的背景
第 7 章『賢者』の戦費調達論（以上，309/第 20 巻 2 号，掲載）
第 8 章『政治算術』の経済科学
第 9 章『政治算術』の国力・経済力分析 ── オランダ ──
第10章『政治算術』の国力・経済力分析 ── フランス ──（以上，313/第 21 巻第 2 号，掲載）
第11章『政治算術』の国力・経済力分析 ── イギリス (i) ──
第12章『政治算術』の国力・経済力分析 ── イギリス (ii) ──
第13章『政治算術』の政治・経済構想 ── 現実主義的提案 ──
第14章『政治算術』の政治・経済構想 ── ユートピア的理想 ──
第15章　政治算術の再解釈と再評価
むすび

第 11 章　『政治算術』の国力・経済力分析 ── イギリス (i) ──

ペティは『政治算術』第 1・第 3 章で，オランダ・フランスの国力・経済力の比較分析をおこなった。彼は引き続き，残余のすべての諸章（第 4〜第 10 章）において，イギリスの国力・経済力についての算術的分析を展開している。このイギリスの分析は，これまでのオランダ・フランスの分析よりも多面的な視点から綿密に展開されていて，内容が豊富である。しかもここでは，経済的・社会的諸事象を分析するだけではなく，その分析によって得られた結論を踏まえて，国力・経済力を強化するための提案が幾つか掲げられている。むろん，この第 4 章以降でのイギリスの分析は，先行する諸章での分析と有機的な繋がりを保っている。それはイギリスの国力・経済力をフランスのそれと対照する比較分析として展開されている。その分析にさいしては，オランダの経済システムが分析的枠組みとして用いられている。双方のライバル国に対する姿勢も，これまでと変わらない。小国オランダの興隆は賞讃に，大国フランスのそれは脅威に値する事象であった。第 4 章以降でのイギリス・フランスの比較分析には，大国に対する脅威の念が，その背後に潜んでいる。『政治算術』が執筆され始めた頃，イギリスはフランスの同盟国として第三次オランダ戦争（Third Dutch War, 1672–78）を闘っていた。ところがこの国は 1674 年に，議会の決定によりこの対オランダ戦争から離脱し，フランスとの友好的な関係を絶つと同時に，プロテスタント教国オランダと敵対する，従来の外交姿勢を改める意向を表明した。『政治算術』におけるオランダとフランスの国力・経済力を巡る政策論議には，このような緊迫した国際情勢の変化が少なからぬ影響を与えている。

第 4 章のタイトルは，「イギリス国王の国民と領土は，富（Wealth）と力（Strength）の点で，自然的にはフランスの富と力とほぼ同じくらいに相当なものである」(1)，というものである。ここでは，イギリスの国力・経済力についての分析が政治算術にもとづいて，フランスの分析と

比較対照しながら展開されている。当のタイトルは，両国の経済的・社会的諸事象を算術的に分析把握することを通じて，導き出された結論である。そのような分析把握を踏まえて提起された一般的命題である。したがってここでは，イギリス・フランスの国力・経済力の比較分析を通じて，このような結論が導き出されるまでの作業の過程が示されている。当の命題が真であることを論証する分析的作業がおこなわれている。

イギリスの国力・経済力の分析は，フランスのそれとの比較分析として展開されている。その前半においては，「国民」（＝人口／People）と「領土」（Territories）という2項目に着目し，両国におけるそれらの大きさを比較対照するという作業を通じて，その分析が展開されている。そこで，第4章の前半で展開された当の2項目についての分析から，領土→人口という順序で見ていきたい。

まず，ペティはイギリスとフランスにおける領土の大きさを算定している。E・チェンバレンの『イングランドの現在の状態』[2] によれば，イングランドとフランスとにおける領土の大きさの割合は30対82である。そうであるとすれば，イングランドの領土とスコットランド・アイルランドの領土とを合計したものの大きさは，ほぼフランスの領土と同じ大きさである。イギリス国王は，アメリカ・西インド諸島・アジア・アフリカに広大な植民地を領有している。ところが，フランス国王も多くの広大な植民地を世界の各地に領有している。そのために，本国と植民地とにおける領土を合計したものの規模は，フランスの方がイギリスよりも大きい。しかしながら，すでにオランダ・フランスの比較分析をつうじて明らかにされたように，領土の規模それ自体は，国力・経済力の大きさを決定する要因ではない。フランスが領土の規模において，イギリスやオランダよりも優位を占めているとしても，そのことは即座には，国力・経済力においてもそのような状態であるということを意味しない。領土（土地）は有効に使用されて初めて，国力・経済力を強化する要因となるからである。ところがフランスもイギリスも，その領土の広さに見合っただけの規模の人口を擁していない。そのために現在では，双方とも国力・経済力を強化する要因となるほど十分に領土を活用していない[3]。要するに，どちらの国においても領土は，その規模と比べて人口が相対的に少ないために，実際のところ国力・経済力を高める要因になっていないのである。こうして，「イギリス国王の領土がフランス国王のそれよりも少し小さいとしても，双方の領土は人口過剰ではないから，その相違は検討の中心問題にとって重要ではない」[4]，といえるのである。いずれにせよ，国力・経済力に関し，「領土の点では，フランス国王は［イギリス国王に対して］ほとんど優位を占めていない」[5]，という結論が導き出される。

次に彼は，イギリスとフランスにおける人口の状態について分析している。N・ブゾーニュの『フランスの現在の状態』[6] によれば，フランスには2万7,000の教区がある。また，この国の教会と聖職者の状態について専門的に調査した信頼できる，或る著書によれば，そのあらゆる教区には平均して500人以上の人々はいない。したがって，フランスには総数で約1,350万人（＝2万7,000教区×500人）の国民がいる。これに対し，イングランド・スコットランド・アイルラ

ンド，およびこれらに隣接する島々には，総数 950 万人の人々がいる。炉税・人頭税・内国消費税に関する統計的資料を参考にして，および，プロテスタント教会にはカトリック教会におけるよりも，各教区に多くの人々がいるという事実を踏まえて，計算することにより，このような数値が算出される。また，約 15 万人が居住しているニューイングランドを含む，この国のすべての諸植民地には，総数 50 万人の人々がいる。したがって，イギリス国王は〈全世界の至る所で〉（*ubivis Terrarum Orbis*）総数約 1,000 万人の国民（＝本国 950 万人＋植民地 50 万人）を統治している。ところが，フランス国王は本国だけで，それよりも多い約 1,350 万人の国民を支配している。そのために，確かにイギリスは領土の広さだけではなく，「臣民の数」においてもフランスに劣っている。

すでに明らかにしたように，人口それ自体は領土と同様に，国力・経済力の大きさや状態を知らせるバロメーターではない。したがって，或る国における国民総数（人口）を算定しても，そのことにより直接的に，その国の国力・経済力の大きさを知ることはできない。ところが，この点に関する事柄はさほど単純ではない。確かに人口は国力・経済力の究極的要因ではない。けれども，国力・経済力の大きさを知るためには，人口を算定する必要がある。「各君主に属する臣民の数（number of Subjects）を知ることは，ひじょうに重要である」[7]。ただしそのためには，ただ国民総数を算定するだけではなく，さらに「余剰利得」（Superlucration）の観点から，国民総数を構成する職業別人口を算定する必要がある。「富と力を問題にするときには，［臣民の数だけではなく］さらに何人の臣民が支出するよりも多く獲得しているか，支出するよりも少なく獲得しているか，という点を検討することが重要である」[8]。すなわち，国民総数のうち，何パーセントの人々が支出（消費）するよりも多くのものを獲得して，余剰利得を生み出しているのか，ということを分析把握する必要がある。より具体的には，国民総数のうちのどれ程の数が，余剰利得を生み出す職業に就いているのか，ということを把握する必要がある。というのは，支出するよりも多くのものを獲得する「余剰利得者」（Superlucrators）が，国民総数に占める割合が高いほど国力・経済力は大きいといえるからである。したがって，たとえ人口が多くても，余剰利得者の占める割合が少なければ，その国の国力・経済力は比較的小さい ── その逆は，逆である ── ということになるのである。

ペティは以上のような考えを基本に据えて，イギリスとフランスにおける職業別人口構成（聖職者が国民総数に占める割合）を分析している。その詳細は，次のとおりである。聖職者（Religious Persons）は余剰利得を生み出さない人々（≠余剰利得者）である。その聖職者はイギリスには 2 万人はいないけれども，フランスには約 27 万人もいる。すなわち，このカトリック教国には余剰利得を生み出さない聖職者が，イギリスよりも約 25 万人も多くいる。このフランスにおける 25 万人の聖職者は，それぞれ 1 日当たり平均 18 ペンスを支出している。その 18 ペンスは，1 人の労働者（labouring man）が稼いでいる，1 日当たりの生計費（6 ペンス）の 3 倍である。このことは余剰利得の観点から見れば，フランスにおける 25 万人も多い聖職者は，

この国の人口をイギリスよりも75万人（＝25万人×3）だけ減らしていることを意味する。すなわち，フランスにおいては，国民総数は比較的多いけれども，聖職者（≠余剰利得者）がその総数に占める割合が高いから，国力・経済力はさほど大きくないということを意味している。ところが，イギリスにおいては聖職者の数が圧倒的に少ないから，その分だけ余剰利得者が多く，国民総数が少ない割には国力・経済力は大きいといえる。こうして，フランスは国力・経済力に関し，領土だけではなく人口の点でも，イギリスに対してさほど優位を占めていない，という結論が導き出されるのである。

それだけではない。ペティによれば，人口と国力との関係は，立地条件（国土の形状）によっても影響を受ける。すなわち，或る国が島であるか大陸であるかによって，人口の規模が国力（政治力・軍事力）に与える影響の度合いは異なる。たとえ人口が比較的少なくても，島国においては，領土の「防御可能性」（Defencibleness）が高いから，人口が少ない割には国力は大きい。大陸においては，防御が容易ではないから，その逆である。「10人の人々は島において，13人の人々が大陸で防御するのと同じくらい防御する，と仮定する」[9]。その場合には，「10人の人々は，力（Strength）の点において，13人の人々と同じくらい効果的である」[10]。そうであるとすれば，島国であるイギリスは防衛の点で，人口が少ない割には有利である。フランスはイギリスよりも多くの人口を擁するけれども，大陸の国であるから，人口が多い割には国力は小さい。いずれにせよ，立地条件の観点から分析しても，フランスの国力は，人口が多い割にはイギリスにさほど優っていない，という結論が得られるのである。

ペティが第4章の前半で，イギリス・フランスにおける国力・経済力の比較分析を，領土と人口という項目に関して展開しているところは，以上のとおりである。この比較分析について，3点ほど指摘しておきたい。

第1。ペティは第1・第3章におけるオランダ・フランスの比較分析で，領土と人口は国力・経済力の大きさを決定する要因ではない，ということを明らかにした。彼は第4章のイギリス・フランスの比較分析でも，この立場を基本的に貫いている。ところがここでは，もっと多面的な角度から綿密に分析を進めて，前章では示されなかった重要な点を明らかにしている。すなわち，領土と人口それ自体は確かに国力・経済力を決定する要因ではないけれども，適切な条件が整えられるならば，そのような要因になりうるという点である。その詳細は，こうである。領土・人口の規模は，確かに直接的には国力・経済力の大きさを決める要因ではない。しかしながら領土（土地）は，その規模に相応した数にまで増加した人口（国民）によって，有効に活用されるならば，その国の国力・経済力を高める要因となる。また人口は，その総数のなかに占める余剰利得者の割合が高められるならば，その割合に応じて同じような要因となる。このようなやや複雑で屈折している因果的な関係が，領土・人口と国力・経済力との間に在することが明らかである。そうであるとすれば，領土・人口それ自体は直接的に国力・経済力の大きさを決定する要因ではないけれども，それを強化するための不可欠な要因である，という結論が得られる。広大な領土

と多数の人口とを有して，国民のなかに余剰利得者の占める割合が高い国が，大きな国力・経済力を獲得する可能性を秘めている，ということになるからである。

第 2。ペティはここで，立地条件が人口と国力との関係に影響を与えることを明らかにしている。国が島である場合には，人口が少なくても国力は比較的大きく，大陸である場合には，その逆であるというのである。ここでは，人口と国力（防衛力）との，経済力を媒介しない直接的な関係が問題になっている。この点は，これまでの他の分析とは異なる。それだけではない。ここでは，人口それ自体が国力の大きさを決定する要因であるということが，分析の前提に置かれている。この点は，これまでの分析結果と異なるどころか相反する。その詳細はこうである。この分析では，人口は何らかの条件が整えられなくても，それ自体が国力の大きさを決定する要因となることが分析の暗黙の前提にされている。換言すれば，人口は，島国という条件が整えられなければ，国力の大きさを決める要因にはならないという考えは，抱かれていない。確かに，防衛が容易でない大陸の国においては，人口が多い割には国力（防衛力）は小さいかも知れない。しかしながらその場合においても，人口が無条件に国力の大きさを決定する要因であることには，島国における場合と変わりがない。ところが，これまでの他の分析においては，人口は一定の条件整えられなければ，国力・経済力の大きさを決定する要因にはならない，という結果が示されていた。すなわち人口は，余剰利得者を比較的高い割合で含んでいなければ，国力・経済力に影響を与える要因にはならない，ということが示されていた。したがって，ここでの分析は，これまでの分析による結論とは，齟齬をきたしているといえる。人口それ自体は無条件には，国力・経済力の要因にはならなという，第 1 章以降の基本命題と矛盾しているといわねばならない。

第 3。ペティは「余剰利得」・「余剰利得者」の概念を用いて，人口と国力・経済力との間に幾分か複雑な因果関係があることを明らかにしている。彼は余剰利得者を「消費（支出）するよりも多く獲得する」者であると定義し，そのような職業の人々が国民総数のなかに占める割合が高い（低い）ほど，国力・経済力が大きく（小さく）なる，と述べている。また，余剰利得者の対極に位置する，余剰利得を生み出さない職種の人々として聖職者を挙げている。このペティの議論は，スミスが『国富論』の「序文および本書の構想」で展開している，「有用労働」（useful labour）・「有用で生産的な労働者」（useful and productive labourers）を巡る議論を彷彿とさせる。スミスはここで，「労働の年々の供給が豊富であるか稀少であるかは，有用労働に年々携わる人々の数と，携わらない人々の数との割合による」[(11)]，と述べている。すなわち，有用で生産的な労働者が人々のなかに占める割合が高い（低い）ほど，その社会の人々は労働生産物をより豊富に（より僅かに）供給される，というのである。この場合，スミスの「有用で生産的な労働者」は，ペティの「余剰利得者」を継受した概念であるかのような印象を受ける。また双方における，これらの概念をそれぞれ軸にして展開された議論は，確かに骨組みがよく似ている。しかしながら，双方の議論は内容が同じではない。ペティの「余剰利得者」は，スミスの「有用で生産的な労働者」と同義の概念ではないからである。スミスは『国富論』第 2 編・第 3 章で，

「有用で生産的な労働者」を「生産的労働者」（productive labourer）という簡潔な名称に変えたうえで，この概念を「投下された対象の価値を増加させる」[12] 労働をおこなう人と定義している。また，このような労働者とは対照的に，新たな価値（＝剰余価値）を生み出さない種類の労働をおこなう人を「不生産的労働者」と呼んでいる。ところが，ペティの「余剰利得」・「余剰利得者」は実際のところ定義が曖昧で，その意味は明確ではない。『賢者』には，次のような叙述が見られる。「300 万人の労働者の各々は，1 日当たり約 12 ペンスを稼いで 7 購買年数であるから，138 ポンドに値する。この場合，彼の最低限の生活資料を越える余剰利得は勘定に入れられていない」[13]。また『政治算術』には，次のような叙述が見られる。「フランスの貧民は……イギリスにおけるよりも低い賃金を得ている。……しかも彼らの食料は……イギリスにおけるよりも高い。そのことが確かであれば，イギリスにおいてはフランスにおけるよりも，より多くの余剰利得があるかも知れない」[14]。これらの叙述を通じて当の二つの概念を検討するならば，それらが意味するところは概ね明らかである。余剰利得とは，各人における収入（稼ぎ高）から支出（生計費）を差し引いた残りの部分（金額）のことである。また余剰利得者とは，そのような余剰部分を得ている人，「消費するよりも多く［の収入を］獲得している人」のことである，といえるであろう。そうであるとすれば，聖職者が余剰利得者とは対極にある人と理解されているのは，彼らが余剰利得者に課した租税（十分の一税）によって生計費を獲得している職種の人々だからである，と解釈できる。いずれにせよ少なくとも，ペティの余剰利得が「剰余価値」を，余剰利得者がスミスの生産的労働者（＝余剰価値を生み出す職種の人）を意味しているのではないことは，確かである。

ところが，余剰利得の概念は，ペティが 1662 年頃に執筆した草稿「交易とその拡大とについての解明」（“An Explication of Trade and its Increase”）── 以下，「交易の解明」と略称 ──において，すでに見られる。この草稿では，余剰利得は「富裕」（wealth）の概念と重ね合わせながら，もう少し内容が豊富な概念として用いられている。すなわち，富裕を「自分自身が使用できるよりも，多くの商品を持っている［状態の］こと」[15] であると定義し，そのような富裕の状態を余剰利得がある状態のことであると述べている。また，余剰利得をこのような富裕の実相を表わす概念として用いながら，「人々と交易が増大したとしても，余剰利得が生み出されなければ，富裕は増大しない」[16] と述べている。すなわち，富裕は実質的には財貨の絶対量にではなく，絶対的に必要な財貨の消費量を超過する，その余剰部分の大きさに存する，というのである。このような言説を通じて，「交易の解明」における余剰利得は，富裕の実質的内容をなす，財貨の必要量を超過する余剰部分の意味である，といえる。要するにここでは，余剰利得が『政治算術』におけるように収入と支出の視点からではなく，生産と消費の視点から把握されているのである。いずれにせよ，ペティの余剰利得（者）が，スミスの有用労働や生産的労働者とは性質の異なる概念であることは，ここでも明らかである。

ペティは第 1・第 3 章におけるオランダ・フランスの比較分析で，領土と人口ではなく，立地

条件・交易（海外貿易）・政策（宗教的寛容政策）が国力・経済力の大きさを決定する要因であるということを，明らかにした。彼は第4章の後半では，この分析的結論にもとづいてイギリス・フランスの比較分析をおこなっている。ところが，このイギリス・フランスの比較分析はオランダ・フランスの分析とは異なり，ほぼ全面的に交易（トレイド）だけに焦点を当てておこなわれている。立地条件は交易との関わりで，ほんの僅かだけ分析されているにすぎない。宗教的寛容政策は全く触れられていない(17)。このことはいうまでもなく，交易が国力・経済力の要因として最も重要であると理解されている，ということを意味している。分析の主要な対象とされている交易は，より詳細には「外国貿易」（Foreign Trade）である。ここでは第1・第3章におけるように，とくに「海運業」には焦点が当てられていない。けれども，対象が海外貿易であることには変わりがない(18)。

第4章の比較分析は，すでに先行する諸章で分析された外国貿易を主な対象としているけれども，これまでよりももっと広い視野に立って精力的に展開されている。ペティはその分析の冒頭あたりで，当の比較分析が外国貿易に焦点を当てておこなわれるべき理由に触れて，次のように述べている。「あらゆる国の富（*Wealth* of every Nation）は，金・銀・宝石・その他の普遍的富（*Universal Wealth*）をほとんど持ち込まない，普通の肉・飲み物・衣服などを扱う国内貿易には存しない。それは主に，その国が全商業世界との外国貿易において有する割り前（シェア）に存する」(19)，と。この叙述の意味を把握することから，イギリス・フランスの比較分析を検討したい。この叙述はあまりに簡潔で，それが意味するところはさほど明瞭ではないけれども，次のように解釈できると思える。(i)金・銀・宝石はどこにおいても，誰によっても，いつまでも富であると認められる「普遍的富」である。ところが，肉・飲み物・衣服などはそのような特質をもたない普通の（ordinary）富にすぎない。(ii)どのような国においても，その富裕は究極的には，普遍的富である金・銀・宝石を国内に蓄積することに存する。(iii)金・銀・宝石を国内に埋蔵しない国が，普遍的富を獲得する主要な手段は，外国貿易を措いて他には存しない。(iv)普遍的富は，外国貿易を促進し，海外における市場占有率を高めることを通じて，獲得される。(v)普遍的富は，国内交易を拡大しても獲得されない。(vi)国力・経済力の真の強化は，普遍的富である金・銀・宝石を国内に蓄積することによって成就される。この言説は約言すれば，重金主義的色彩を帯びた重商主義的貿易政策論であるといえる。いずれにせよ，ペティが国力・経済力の分析にさいして，外国貿易を重視している理由は，明らかであろう。第4章におけるイギリス・フランスの比較分析は，このような重商主義的見解を軸に据えて展開されている。この叙述に続けて，彼は次のように述べている。「われわれは，イギリス国王の臣民1人当たりが，フランスの臣民よりも大きな割り前を有しているのかどうか，ということについて，検討しなければならない」(20)，と。このようにして彼は実際のところ，海外市場においてイギリスがフランスと比較して，どれ程のシェアを占めているのか，という点に関心を寄せて分析を進めている。このような第4章における「交易」に焦点を絞った比較分析は，狭い紙幅に圧縮して展開されているけれども，内容は多岐に及んでいて豊富である。その詳細を見ていきたい。

まず，船員・船舶・海岸線（立地条件）などの項目に着目しながら，複雑多岐に及ぶ算術的分析を展開している。その概要は，次のとおりである。外国貿易の発達を促す条件は，イギリスにおいてフランスよりも十分に整えらている。その理由は，こうである。(i)イングランド・スコットランド・アイルランドなどイギリス国王の領土には，4万人以上の船員（Seamen）がいる。しかし，フランスには1万人以上はいない。また，(ii)イギリスには，約450万ポンドの価値がある60万トンの船舶がある。その船舶の建造と修繕には，年間800万ポンドの賃金が支払われている多数の職人（Artisans）が雇用されているが，その数はフランスの4倍である。さらに，(iii)イングランド・スコットランド・アイルランド，およびこれらの諸地域に隣接する諸島の海岸線は，合計して約3,800マイルである。したがって，イギリスは周囲の長さが3,800マイルで，幅が約24マイルの長方形ないし平行四辺形の形をした陸地であると考えることができる。イギリスのあらゆる地域は，平均して海からたったの12マイルしか離れていないからである。これに対し，フランスは約1,000マイルの海岸線を包含しているにすぎない。したがって，その全地域は平均して海岸から約65マイルも離れている。しかもこの国においては，イギリスと比較して港の数が少ない。そのために，実際には海から75マイルほど離れているに等しい。イギリスはこのような自然的環境の利点により，大きな嵩張る外国の産物や製造品を，フランスにおけるよりもかなり安く国民に供給している。

次に，イギリスの外国貿易（輸出入）の状態をフランスのそれと比較しながら分析している。さらに，その分析把握を踏まえて，イギリスが全世界の海外貿易のなかに有する市場占有率を算定している。この分析的作業は，(i)ヨーロッパ世界における海外交易の規模（貿易商人の人数，取引諸商品の価値の大きさ）についての算定→(ii)イギリスにおける外国貿易の状態の概観→(iii)フランスにおける外国貿易の状態の概観→(iv)分析的結論という順序で，それなりに系統立てて進められている。そこで，この両国における外国貿易の比較分析の詳細を，その展開の順序に沿って見ていきたい。

(i)　イギリスおよびオランダを相手に商取引（コマース）をおこなっている人々は，世界に8,000万人以上はいない。また，双方が貿易活動をおこなっていないところで，直接・間接的に活動をおこなっているヨーロッパ人はいない。したがって，「全商業的世界ないし全貿易世界」（whole *Commercial World, or World of Trade*）は，約8,000万人の人々からなっている。これらの貿易商人の間で毎年交換されている諸商品の価値の総計は，4,500万ポンドを越えていない，と推定される。

(ii)　イギリスにおける外国貿易の状態（年間／単位ポンド）は，次のとおりである。

［A］　輸出商品の価値の総計……570万
　　イングランドの羊毛製品／イングランド・スコットランド・アイルランドのストッキング，帽子，敷物：500万
　　鉛，錫，石炭：50万
　　衣服，家財：20万

［B］ スペインから獲得される金銀……6万
［C］ 輸入商品の価値の総計……412万
＊フランスから……ワイン，ブランデー，紙，衣服，家具：120万
＊アメリカから……80万
南方地域の砂糖，インジゴ，タバコ，綿花，カカオ：60万
ニューイングランド，北方地域の魚，桶板，帆柱，ビーバー：20万
＊東インドから（再輸出される）……硝石，胡椒，キャラコ，ダイアモンド，薬剤，絹：80万
＊アフリカから（アメリカ植民地への輸入）……奴隷：2万
＊アイルランドから……羊毛，バター，獣皮，獣脂，鰊，ニシイワシ，タイセイヨウサケ：80万
＊スコットランド，アイルランドから……石炭，塩，亜麻布，紡ぎ糸，鰊，ニシイワシ，タイセイヨウサケ，リネンの衣服，リネンの織糸：50万
［D］ イギリス船舶による貨物輸送料……150万

(iii) フランスからイギリスに輸出される「諸商品の価値は，1年当たり120万ポンド以上ではない」[21]。「フランスがイギリス以外の全世界に輸出しているすべての物の価値は，その3〜4倍以上ではない」[22]。「そのために，フランスはイギリスが輸出しているものの価値の $\frac{1}{2}$ 以上を輸出していない」[23]。

(iv) 以上の分析から次のような結論が導き出される。まず，イギリスの貿易状態を分析把握した，(ii)の［A］［B］［C］［D］の総計は，1,018万ポンドである。次に，全商業的世界における取引商品の価値の総計は，4,500万ポンドである。したがって，イギリスの貿易が当の世界において占める割合（＝市場占有率）は，約23%（＝1,018万÷4,500万）である。また，イギリスが輸出している商品価値の大きさは，フランスの2倍である。ところが，「フランスはイギリスよりも多くの国民を持っているから…イングランドなどの国民は1人当たりでは，フランスの国民よりも3倍大きい外国貿易を持っている」[24]。

ペティが第4章の後半で，イギリス・フランスにおける国力・経済力の比較分析を，交易（外国貿易）に焦点を当てて展開しているところは，以上のとおりである。この後半での比較分析について，2点ほど指摘しておきたい。

第1。ここでの分析では，外国貿易の発達を促す条件が，フランスよりもイギリスにおいて十分に整えられていることが，明らかにされている。また，イギリスは海外市場においてフランスよりも大きなシェアを占めていることが，明らかにされている。しかしながら，ここでおこなわれているのは，きわめて大まかな推定値を用いた，「当て推量」にもとづく算術的分析である。そのような粗雑な分析によって，イギリスが海外交易に占める割合が約 $\frac{2}{9}$（23%）であることが，算定されている。この数値は，この国が三列強の一角をなしていたことを考えれば，意外と小さい。それは大まかにながらも，オランダが圧倒的なシェアを占めていたことを裏付けているといえる。ところがこの分析での関心は，もっぱら大国フランスとの比較に向けられている。その比較分析によれば，フランスにおける外国貿易の規模はイギリスよりも小さい。したがって，このライバル国が海外交易において有する市場占有率も，イギリスよりは小さい。しかしながら，フランスの外国貿易についての算術的分析は，イギリスの貿易についての分析にもまして著しく粗

雑であるばかりか，出鱈目でもあるとさえいえる。その分析によれば，フランスはイギリスが輸出している商品の$\frac{1}{2}$以上の価値があるそれを，輸出していない。しかし，どのように計算しても，それが誤りでない限り，このような数値は得られない。イギリスにおける輸出商品の価値は，570万ポンドである。これに対し，フランスにおけるその価値は，総計480万〜600万ポンド（＝120万ポンド［イギリスへの輸出］＋360万〜480万ポンド［イギリス以外の地域への輸出］）であり，イギリスの価値の$\frac{1}{2}$（＝285万ポンド）をはるかに超過している。『政治算術』には，これ以外にも，単純な計算の誤りではないかと思える箇所が，幾つか見られる。この書物が，著者自身による校正を経ることなく刊行された遺著であることを考慮すれば，初歩的な誤りが見られるとしても不思議ではない。恐らく当該箇所も，このような事情によって訂正されなかった誤りではないかと思える。

第2。スミスは『国富論』で重商主義政策とそれを擁護した理論・思想とを全面的に批判している。その批判論の内容は複雑多岐に及んでいるけれども，根本的な事柄だけを要約すれば，次のようになる。まず重商主義においては，金銀（貴金属貨幣）が富と同一視され，金銀を国内に豊富に保有する国が富裕な国である，と理解されている。次に，金銀＝富は一般的には順調貿易差額（輸出超過）を通じてのみ獲得できるという考えにもとづいて，貿易活動を規制する政策が奨励されている。このような金銀即富という観念とそれにもとづく貿易統制策とは誤りである。S・ホランダーは，このようなスミスによって退けられた，「富と貴金属との同一視」，「順調貿易差額によってのみ獲得されうる貴金属」という観念，「国富と硬貨［＝貴金属貨幣］の蓄えとの間に，きわめて密接な繋がりを見出す」という姿勢を，「重商主義者に特有の先入観」と呼んでいる。そして，スミスによって克服の対象とされた，このような先入観を抱いていた人物の代表格としてペティの名を挙げている(25)。ホランダーによれば，ペティは「富の蓄積に相応しい特質が，とりわけ貴金属にある」と考えたがために，そのような先入観に捕らわれたのであった。ホランダーが指摘しているように，『政治算術』における国力・経済力の要因として外国貿易を重視する言説には，スミスによって退けられた重商主義的「先入観」が，その根底に潜んでいるように思えるかも知れない。しかしながら，この問題を巡っては，もっと綿密に検討する必要がある。

『政治算術』第1章には，次のような叙述が見られる。「貿易による重要な究極の効果は，富全般（Wealth at large）ではなく，とりわけ金・銀・宝石の豊富［をもたらすこと］である。それらは腐敗しやすくも，他の財貨のように変わりやすくもない，いつでもどこでも富である。ところが，ワイン・穀物・鶏肉・牛豚肉などは，たんに〈今ここで〉（*hic & nunc*）富であるにすぎない。そのために，そのような財貨の増加と，国に金・銀・宝石などを蓄積するような貿易の継続とが，とりわけ有益である」(26)。この叙述は，これまで幾人かの学史家によって注目され引用されてきた(27)。これは簡潔ではあるけれども含蓄が深くて，容易に理解がつかない叙述である。けれども，それが意味するところは，第4章の「普遍的富」についての叙述と重ね合わせて吟味

するならば，次のように解釈できるであろう。(i)富（Wealth）には，普通の富と普遍的な富との二種類がある。(ii)ワイン・穀物・鶏肉・牛豚肉・衣服などの財貨は，富である。しかしながら，そのような財は，「今ここで富であるにすぎない」普通の富である。(iii)金・銀・宝石は食物や衣服とは異なり，「腐敗しやすくも……変わりやすくもない」財貨である。だから，金・銀・宝石は「いつでもどこでも」価値が変わらない「普遍的富」である。(iv)こうして富裕は，普通の富である財の増加と，普遍的富である金・銀・宝石の蓄積とを通じて実現される。(v)ただし，普遍的富である金・銀・宝石のような財貨は，外国貿易によってのみ獲得される。

第 1 章の「富」についての叙述は，第 4 章の叙述と見比べることを通じて，このように解釈できる。そうであるとすれば，ペティの「富」観は，この解釈を踏まえて，もう少し幅広い見地から吟味されることにより，次のように理解されるであろう。

第 1 に，ペティは金銀を「普遍的富」と捉えている。しかしその理由は，金銀を唯一の富であると考えているからではない。彼によれば，「富全般」の大部分は，食物や衣服のような一般的な財貨によって構成されている。これらの財貨は，腐敗などによって価値が変化する，普通の富である。これに対し金銀は，価値が不変である，特異な性質の財貨であり，普遍的な富である。しかしながら彼は，普遍的富である金銀だけが富であると考えているわけではない。

第 2 に，彼は金銀（貴金属貨幣）を重視している。しかしながら，金銀を富と同一視する，金銀即富という観念にもとづいて，それを重視しているのではない。彼によれば，金銀は「いつでもどこでも」価値が変わらない性質の財貨である。金銀は，価値が時間的にも空間的にも普遍的な財貨である。金銀はそのような特異な性質の財貨であることから，他の財貨には見られない特異な有用性（使用価値）を持っている。それは食物や衣服が果たすことのできない，有益な役割を担うことができる。まず金銀は，価値が時間を超越して永続的である。そのために，富を末永く保管する手段（蓄蔵貨幣）として役立つ。マルクスが指摘しているように，「ギリシアやローマでは，余剰のいつでも確実な，いつでも利用できる形態として国有の蓄蔵貨幣（Staatsshätze）をつくることが政策になっている」[28]。また金銀は，広大な空間に広がってその価値を維持する。そのために，海外交易における流通手段（世界貨幣）として役立つ。この海外交易における役割はとりわけ重要である。G・N・クラークが指摘しているように，「金銀は［17 世紀においては］依然として，主要な，ほとんど唯一の国際的な交換手段であった」[29] からである。ペティはこのような理由により，金銀を重視していると理解できる。その限りにおいて，彼は重金主義者（bullionist）であるといえるかも知れない。しかしながら彼は，金銀即富という素朴な観念に憑かれて，それを重視しているのではない。A・ロンカリアが指摘しているように，「［ペティにおいて］金・銀・宝石は，耐久性，交換手段・価値蓄蔵としての役割という理由により，他の財貨よりも優っていると見なされた」[30] のであった。H・シャハトは，「一国の富はただ貨幣のうちにだけある，あるいは貴金属の所有にのみあるということは，わが［重商主義の］著作家の誰によってもかつて主張されていない」[31] と指摘している。このシャハトの言説は，金銀を「普遍

的富」と呼んで重視した，ペティについても当て嵌まる。

第3に，彼は金銀（貴金属貨幣）を獲得するための手段として，外国貿易を重視している。しかしながら，貿易統制策による順調貿易差額の確保を通じて，金銀を獲得すべきであるとは，考えていない。彼によって示された，イギリスにおける外国貿易の状態についての概観によれば，イングランドの貿易差額は，314万ポンド（＝[A]＋[B]＋[D]－[C]）の黒字である。また，イギリスの貿易差額は，444万ポンド（＝314万ポンド＋130万ポンド［アイルランド・スコットランドからの輸入総額］）の黒字である。しかも，この黒字は，東インドから輸入された商品が，再輸出される割合に応じて，さらに増額されるであろう。ところが彼は，外国貿易の状態を分析するにさいして，貿易差額の状態には関心を向けていない。その数値の算定は，おこなわれていない。彼が関心を寄せているのは，輸入であれ輸出であれ再輸出であれ，あらゆる形態の貿易の規模である。彼が重視しているのは，イギリスが他のライバル国と比較して，どれ程の大きさの海外貿易を支配しているのか，どれ程の割合を海外市場において占めているのか，という点である。彼は外国貿易の状態を分析するにさいして，オランダの開放的経済システムを念頭に置いている。国力・経済力の強化を図るのに，このオランダ型の経済システムが相応しいと考えているからである。したがって彼によれば，海外貿易はおおよそどのような形態や状態のものであれ，その規模を拡大することが望ましい，ということになる。また，そうであるとすれば，次のような結論が導き出される。貿易の拡大を抑制するような性質の政策は，基本的に望ましくない。貿易差額の黒字を確保するために，輸出超過を人為的にもたらそうとする貿易統制策は，不都合である。確かに『政治算術』には，貿易統制策を積極的に論難する言説は見られない。しかしながら彼が，順調貿易差額の確保を通じて，金額を獲得すべきであるという考えを抱いていないことは，確かである。要するに彼は，海運業の発達を促進して，海外貿易の拡大をもたらすならば，自ずから貴金属貨幣が海外から国内に流入してくるであろう，という見解を抱いているのである。マルクスは『経済学批判』において，「ペティは黄金欲（Goldgier）を，一国民を刺激して産業の発展と世界市場の征服とに駆り立てる強力な衝動であると讃美した」(32)，と述べている。この叙述を全面的に退けることは，できないかも知れない。しかしながら，局部を過度に強調した戯画のようなこの叙述には，違和感を覚えないではおれない。

（1） Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 284. 邦訳，95頁。
（2） この書物については，本稿，第9章・注（3）を顧みよ。
（3） この点に関し，「イギリスとフランスの君主は，最も有効に使用するところよりも多くの土地を所有している」（*Ibid*., p. 285. 邦訳，96頁），とペティは述べている。
（4） *Ibid*., p. 290. 邦訳，106頁。
（5） *Ibid*. 邦訳，同上。
（6） この書物については，本稿，第9章・注（8）を顧みよ。
（7） *Ibid*., op. cit., p. 291. 邦訳，108頁。
（8） *Ibid*. 邦訳，同上。

（9） *Ibid*., p. 292. 邦訳，109 頁。
（10） *Ibid*. 邦訳，同上。
（11） Smith, *Wealth of Nations*, op. cit., Vol. I, p. 11. 邦訳（1），20 頁。
（12） *Ibid*., Vol. I, p. 330. 邦訳（2），109 頁。
（13） Petty, *Verbum Sapienti*, op. cit., p. 108. 邦訳，176 頁。傍点は引用者。
（14） Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p.294. 邦訳，113 頁。傍点は引用者。
（15） William Petty, “An Explication of Trade and its Increase”, in Marquis of Lansdowne ed., *The Petty Papers: Some Unpulished Writings of Sir William Petty*, London, 1927, rpt. Routledge/Themmes Press, 1997, Vol. I, p. 210. 草稿「交易の解明」の「余剰利得」については，大倉正雄「初期ウィリアム・ペティの社会・経済構想」（『拓殖大学論集』289・295・301，2013–16 年，掲載，第 7 章）；稲村勲「重商主義時代における経済学の胎動」（竹本洋・大森郁夫編著『重商主義再考』日本経済評論社，2002 年，所収），参照。
（16） Ibid., p. 214. 傍点は引用者。
（17） その理由は恐らく，結論（→フランスにおいて宗教的寛容政策を窺うことは全くできない）が自明であるからではないか，と思える。
（18） ペティは草稿「交易の解明」では，「交易」を「商品を作り，集め，分配し，交換することである」（Ibid., p. 120），と定義している。このことは経済的事象を巡る彼の関心が，『政治算術』において国内生産から海外貿易に移ったことを示唆している。
（19） Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 295. 邦訳，115 頁。
（20） *Ibid*. 邦訳，同上。
（21） *Ibid*., p. 297. 邦訳，117 頁。
（22） *Ibid*. 邦訳，同上。
（23） *Ibid*. 邦訳，同上。
（24） *Ibid*. 邦訳，同上。
（25） Cf. Samuel Hollander, *The Economics of Adam Smith*, Toronto and Buffalo: Univ. of Tronto Press, 1973, p. 52. サミュエル・ホランダー（小林昇監修／大野忠男・岡田純一・加藤一夫・斎藤謹造・杉山忠平訳）『アダム・スミスの経済学』東洋経済新報社，1976 年，75 頁。
（26） Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 259–60. 邦訳，50 頁。なお，草稿「交易の解明」には，次のような叙述が見られる。「最善の富の増加は，金・銀・宝石などの余剰利得［→追加による利得］である。それらは腐敗しにくいし，それらの価値は時間と場所が変化したことが原因で生じたものではない。それらは永続的で普遍的な富（perpetuall and universall wealth）であると，間違いなくいえる」（Petty, “Explication of Trade”, op. cit., p. 214）。
（27） Cf. Marx, *Kritik der Politischen Oekonomie*, a. a. O., S. 107［邦訳，109 頁］; Hannah R. Sewall, *The Theory of Value before Adam Smith*, New York: Macmillan, 1901, rpt. New York: Augustus M. Kelley, 1971, p. 71［シューアル（加藤一夫訳）『価値論史 ── アダム・スミス以前 ── 』未来社，1972 年， 91 頁］; BR. Suviranta, *The Theory of Trade in England: A Study in Mercantilis*m, Helsingfors, 1923, rpt. New York: Augustus M. Kelley, 1967, p. 52; Jacob Vine, *Studies in the Theory of International Trade*, New York: Harper & Brothers, 1937, rpt. New York: Augustus M. Kelley, 1975, p. 28［ジェイコブ・ヴァイナー（中澤進一訳）『国際貿易の理論』勁草書房，2010 年，29–30 頁］. 小林昇『経済学の形成時代』未來社，1961 年，201 頁；渡辺輝雄『創設者の経済学』未来社，1961 年（『渡辺輝雄経済学史著作集』第 1 巻，日本経済評論社，2000 年，所収），35–36 頁。なお H・R・シューアルによれば，ペティは「農夫よりも船員を称揚している限りにおいて重商主義者である」（Sewall, *op. cit*., p. 71）。
（28） Marx, *Kritik der Politischen Oekonomie*, a. a. O., S. 105. 邦訳，106 頁。
（29） G. N. Clark, *The Seventeenth Century*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1929, p. 27.

（30） Alessandro Roncaglia, *A Brief History of Economic Thought*, Cambrigde: Cambridge Univ. Press, 2017, p. 32

（31） Hjalmar Schacht, *Der theoretische Gehalt des englischen Merkantilismus*, Frnakfurt am Main: Sauer & Auvermann, 1968, S. 99. シャハト（川鍋正敏訳）『イギリス重商主義理論小史』未来社，1963年，202–3頁。

（32） Marx, *Kritik der Politischen Oekonomie*, a. a. O., S. 40. 邦訳，39頁。またM・ベーアによれば，「ペティは財宝と貿易差額説とに関して，重商主義者の影響から逃れることができなかった。しかし…自由主義的見解への移行に携わった経済学者」であった。しかし，このベーアの叙述を通じては，経済政策思想におけるペティの立場は明確ではない。Cf. M. Beer, *Early British Economics from the XIIIth to the Middle of the XVIIIth Century*, London: George Allen & Unwin, 1938, rpt. New York: Augustus M. Kelley, 1967, p. 171.

第12章　『政治算術』の国力・経済力分析 ── イギリス (ii) ──

ペティは『政治算術』の後半（第5〜第10章）において，イギリスの国力・経済力を算術的に分析している。第4章でのフランスの国力・経済力との比較分析を引き継ぎながらも，ここではイギリスの国力・経済力だけに対象を限定して，多面的な角度から詳細に分析している。それだけではない。本書の後半においては，国力・経済力をただ分析するだけではなく，さらにその分析を踏まえて，国力・経済力を改善して強化するための改革案を提示している。このようにしてここでは，イギリスにおける国力・経済力の大きさと状態についての考察が，本腰を据えながら，大きな紙幅を割いて念入りにおこなわれている，といえる。ところがその考察は，体系的に秩序を整えて，整然と展開されているというわけではない。国力・経済力を分析し，その分析による結論を踏まえて改革案を提示するという，至当な順序に沿って，作業が規則的に進められているわけではない。分析は，主に第6・第9・第10章で，また提案は，第5・第7・第8章でおこなわれている。すなわち，分析と提案とが乱雑に入り交じりながら，論理的整合性を無視して，無規律に論究が進められている。そこで以下においては，諸章の形式的な順序ではなく，その内容に従って検討を進めたい。まず，国力・経済力の分析がおこなわれた諸章を，次に改革案が掲げられた箇所を，順次に検討していきたい。

ペティは後半の三つの章で，イギリスの国力・経済力を集中的に分析している。ところが彼は，この諸章での分析を，同じ角度から満遍なく均一に展開しているわけではない。この国における国力・経済力の大きさと状態を，幾つかの異なる角度から多面的に分析している。すなわち，第6章では国力・経済力の史的分析を，第9・第10章ではその現状分析を展開している。しかも，第9章では貨幣量に，第10章では資本量にそれぞれ焦点を絞って，綿密に分析を進めている。そこでまず，第6章の史的分析から見ていきたい。

第6章のタイトルは，「イギリスの力と富は過去40年間に増大した」というものである。すなわち，チャールズ一世の治世（1625〜49年）から，ペティが本書を執筆していた頃（1671〜76

年）に至るまでのほぼ半世紀間に，この国の国力・経済力は増大したというテーゼである。本章では，この命題が真であることを論証する作業が，政治算術を駆使しながらおこなわれている。その詳細は，次のとおりである。

イギリスの「力と富」は，領土（土地・河川）・人口・家屋・船舶・外国貿易・貨幣・国王収入の諸項目について分析することにより，過去 40 年間に増大したことが明らかである。(i)国王の支配下にある領土が拡大した。ニューイングランド・ヴァージニア・バルバドス・ジャマイカ・タンジール・ボンベイのような諸植民地が，彼の領土に加えれたからである。しかも，その新たな領土は荒野の状態から沃野に改良された。(ii)イングランド・スコットランド・アイルランドの土地が改良された。すなわち，沼地の乾燥，乾燥した土地の灌漑，森林・共同地（＝放牧地）の改良により，以前に不毛であった土地がイガマメやクローバーを産出している。果物と野菜類が品種改良されて，繁殖している。(iii)これらの諸地域の幾つかの河川が航行可能になった。そのために，40 年前よりも多くの食料と物資が産出されるようになった。(iv)イングランド・スコットランド・アイルランドの住民は過去 40 年間に，疫病と戦争（Sword）によって総数約 30 万人もが死亡した。それにもかかわらず，その人口はその間に 200 万人も増加した。「死亡表」（Bills of Mortality）にもとづく観察によれば，出産による通常の人口増加は，200 年間で 1,000 万人に達している。したがって 40 年間では，200 万人（＝1,000 万人×$\frac{1}{5}$）も増加したことが推定されるのである。その主な原因は，「子供を産まない女性が僅かであるか，まったくいない」[(1)] からである。(v)家屋の価値がロンドンにおいて，40 年前の 2 倍に増加した。この増加傾向は，ニューカースル・ヤーマス・ノリッジ・エクセター・ポーツマス・カウズ・ダブリン・キンセイル・ロンドンデリー・コールレーンにおいても見られる。(vi)船舶の価値が増加した。とくに海軍においては，船舶（軍艦）の価値は 40 年前に比べて 3〜4 倍も増加した。また，ロンドンからニューカースルへ通う石炭を運搬する船舶（商船）は，40 年前には 2 万トン以下であったが，現在では約 8 万トンである。(vii)外国貿易が拡大した。とくにギニア貿易とアメリカ貿易の規模は，40 年前には取るに足らなかったけれども，現在では 1 年当たり 4 万トン以上の船舶が，そこで雇用されている。また，輸出入貿易への関税からの収入は，40 年前には現在の $\frac{1}{3}$ であったので，貿易は 3 倍に増加したといえる。(viii)貨幣量が増加した。50 年前に 10%，40 年前に 8%であった利子が，現在は 6%であることから，そのようにいえるのである。この利子率の下落傾向は，貨幣量の増加が原因で生じた自然的な帰結だからである。(ix)国王収入がほぼ 3 倍に増加した。租税を支払っている資力（means）が増加したことが，その原因である。

この第 6 章における史的分析について，少しばかりコメントしておきたい。ここでは過去 40 年間における国力・経済力の変動を把握するために，領土・人口・家屋・船舶・外国貿易・貨幣・国王収入の諸項目が分析されている。またその分析によって，この国における国力・経済力がその間に増大したという結論が，導き出されている。しかしながら，この考察には釈然としない点がある。この史的分析が，先行する諸章で展開された比較分析と論理的整合性を保っているとは，

思えないからである。その詳細はこうである。第1・第3章におけるオランダ・フランスの比較分析では，国力・経済力の究極的要因は交易であり，領土・人口は決してそのような要因ではないことが示された。また，第4章におけるイギリス・フランスの比較分析では，条件が整えば領土・人口が国力・経済力の要因となる可能性があるけれども，依然として交易が重要な要因であることが示された。ところが，第6章の史的分析では様子が異なっている。そこでは領土・人口が交易とともに国力・経済力の要因であることを前提にして，分析が展開されているからである。まず，国力・経済力の変動を把握するために，領土・人口の項目が交易に関する諸項目（船舶・外国貿易・貨幣）とともに選択され，分析されている。また，領土の拡大と人口の増加とが，交易の発達とともに，国力・経済力の増大の原因になったことが，明らかにされている。こうして第6章では，前半の比較分析において国力・経済力の要因ではなかった領土・人口が，そのような要因として捉えられ，分析されている。つまり，第1章の比較分析で導き出された結論が，ここでは覆されている。このような理由により，前半での比較分析は，後半での史的分析と齟齬を来している，といわねばならないであろう。

ところが，この問題はもう少し厄介である。ペティは『政治算術』よりもほぼ10年前に執筆した『賢者』においてすでに，領土・人口を経済力の要因として分析しているからである。彼はこのパンフレットで「この王国の富についての計算」をおこなっているが，その「富」（＝経済力）の「計算」（＝算術的分析）にさいして，領土・人口を他の（交易に関する）諸項目とともに，経済力（ひいては国力）の要因として分析しているからである。そうであるとすれば，『政治算術』の前半での比較分析は，『賢者』における経済力の分析とも齟齬を生じている，といわねばならない。こうして判然としないけれども，結局のところペティにおいて，領土・人口は国力・経済力の分析にさいして，さほど重要ではないとしても，全面的には無視できない項目（国力・経済力の要因）として捉えられている，といえるのである。

次にペティは第9・第10章では，イギリスの国力・経済力についての現状分析をおこなっている。ところが，彼はすでに第4章で，フランスの状態と比較しながら，イギリスの国力・経済力についての現状分析を展開している。そこで彼は第9・第10章では，第4章とは幾分か性質が異なる現状分析をおこなっている。ここでは，いっそう現実的な視点から，国力・経済力の究極的要因である交易だけに関心を集中し，その拡大を促進するのに不可欠な貨幣と資本（の数量・価値の大きさ）について，分析している。その内容について，それぞれ見ておきたい。

第9章のタイトルは，「この国の交易（トレイド）を推進するに十分な貨幣がある」というものである。したがってここでは，この分析的結論（命題）が導き出されるまでの，過程が明らかにされている。その詳細は，次のとおりである。イングランドでは1660年の王政復古以降，「王位簒奪の時代」（共和政の時代，1649〜60年）に鋳造された貨幣を回収して，新たに貨幣が鋳造された。ところが，その新しい貨幣は，その後頻繁に改鋳された。しかもその改鋳にさいして，旧貨（1649年よりも前に鋳造された貨幣）と混合された。そのために現在（1671〜76年）では，

新しく鋳造された貨幣（新鋳貨）は旧貨との見分けがつかなくなっている。それはともかく，1660 年以降に新しく鋳造された貨幣は約 80 万ポンドで，その金額は旧貨を合わせた貨幣価値総額の約 $\frac{1}{7}$ であった。したがって，現在流通している貨幣の総価値は 560 万ポンド（＝80 万ポンド×7）である，と算定される。ところが，この国には流通貨幣以外に，退蔵貨幣（hoarded mony）が 40 万ポンドほどある。したがって，現在イングランド（ウェールズを含む）が保有している貨幣の価値総額は，約 600 万ポンドであると推定される。その内訳は，次のように整理して示される。

［A］ 流通貨幣……560 万ポンド

共和政の時代に造られて，王政復古期に改鋳された貨幣：80 万ポンド（$\frac{1}{7}$）

当の時代よりも以前に造られた旧貨：480 万ポンド（$\frac{6}{7}$）

（1670 年の時点では，双方は混合されている）

［B］ 退蔵貨幣……40 万ポンド

「この約 600 万ポンドは，イングランドの交易を推進するのに十分である」[2]。そのように結論することができる理由は，こうである。(i)イングランド（ウェールズを含む）の人口は 600 万人である。この 600 万人の人々は 1 年間に 1 人当たり 7 ポンドを支出している。したがって，この地域の人々による支出総額は 4,200 万ポンド（＝7 ポンド×600 万）であり，その支出額は 1 週間当たりでは約 80 万ポンド（＝4,200 万ポンド÷52 週）である。そうであるとすれば，600 万人の人々が生計費（生活資料を獲得するための経費）支出するのに必要な貨幣は，100 万ポンドあれば十分である。すなわち，「100 万ポンドよりも少ない貨幣が，企図された目的に応じる」[3] ことができる，という結論が得られる。というのは，人々は一般に 1 週間単位で生計費の支払いをおこなっており，貨幣は 1 週間の周期で流通している，と考えられるからである。(ii)また，イングランドにおける地代総額は，1 年当たり 800 万ポンドである。この地代（土地の賃貸料）の支払いは，半年に 1 回おこなわれている。したがって，地代の支払いに必要な貨幣は，400 万ポンドあれば十分である。(iii)さらに，この国における家賃（家屋の賃貸料）の総額は，1 年当たり 400 万ポンドである。その支払いは，1 年間に 4 回おこなわれている。したがって，その支払いには 100 万ポンドがあれば十分である。こうして，(i)生計費の支払いには 100 万ポンド，(ii)地代には 400 万ポンド，(iii)家賃には 100 万ポンドの貨幣が必要であるということになる。要するに，イングランドにおける交易（＝交換・流通）を推進するには，現在保有されている総額 600 万ポンドの貨幣があれば十分である，という結論が導き出されるのである。なおイングランドと同様に，それ以外のイギリスの「諸領土［＝スコットランド・アイルランド］が，交易を推進するための同様の手段を持っていることは，疑いない」[4]。

第 10 章のタイトルは，「イギリス国王の臣民は，全商業的世界の交易（トレイド）を推進するのに適切で好都合な資本（Stock）を持っている」というものである。したがってこの最終章では，この命題が真であることを証明する算術的分析が展開されている。この第 10 章のテーマは，第 9 章のそ

れと対をなしている。前章では，イングランド国内における交易を推進するための貨幣が十分にあるのか否かということが，その課題であった。本章では，海外貿易を推進するための資本が十分にあるのか否か，ということが解明されるべき点である。前章では「〔国内の〕交易のいっそうの奨励のために，業務を運営するための貨幣が……十分にあるということを示した。そこで次には……全商業的世界の交易を推進するための，適切で好都合な資本がないのかどうかということについて，考察しなければならない」[5]。ペティは冒頭でこのように前置きして，本章での考察を始めている。このテーマは難題であるけれども，その考察の内容は前章と同様に，きわめて素朴ですこぶる単純である。その詳細は，次のとおりである。

全商業的世界のあらゆる地域から毎年輸出されている諸商品は，総額4,500万ポンドがあれば，そのすべてが購入される。また，そのすべての商品の輸送に雇用されているすべての船舶の総価値は，1,500万ポンド以上ではない。したがって，「6,000万ポンド［＝4,500万ポンド＋1,500万ポンド］があれば，当の全交易は推進される」[6]。全商業的世界の交易は，1年当たり最大限6,000万ポンドあれば，十分に推進される。

ところが実際には，世界における海外交易のすべてを推進するのに，6,000万ポンドもの金額は必要ではない。その半分の金額（3,000万ポンド）よりも少ない資本があれば，十分にその目的に応じることができる。なぜなら，商品生産者（growers of Commodities）は全般的に，自分が生産した商品を貿易商人（Merchants）や仲買人（Factors）に掛売り（trust）しているからである。すなわち，海外交易は一般的に現金ではなく，信用売買にもとづいて営まれているからである。また，全商業的世界の交易を推進するのに，2,000万ポンドかそれよりも幾分か多い金額が不足しいている場合には，対応策がある。その第1は，「イングランドの全領土の$\frac{1}{6}$ないし$\frac{1}{7}$以上ではない，2,000万ポンドの価値がある土地を，銀行に預け入れること（inbanking）」[7]である。土地を銀行（＝土地担保銀行）に預け入れ，その土地を担保にして銀行券を発行することである。この対応策を実施するには，むろん地主の協力が必要である。ところが，彼らの賛同を得ることは困難ではない。というのは，「大部分の地主と幾人かの貴族は，彼らの若い方の息子［＝次男以下の息子］に商売をさせているので，商人の数を増やすように，交易の規模を拡大して，資本を拡大することが妥当であると考える」[8]に相違ないからである。第2は，「金銀（Gold and Silver）を得るために，土地を外国人に売ること」[9]である。すなわち，この国の土地を外国人に売却して，交易を推進するための資本を獲得する，という方策である。この対応策は，この国における海外貿易の奨励と拡大にとってきわめて有益である。なぜなら，「土地を外国人に売ることは，貨幣と人々との双方［の数］を増加させ，その結果として交易を拡大させる」[10]ことになるからである。すなわち，海外から商業資本として用いられる貨幣を獲得するだけではなく，幾人かの人々から農業や牧畜業に用いられる土地を手放させて，彼らを海外交易に関わる業務に向かわせるからである。

こうして，全商業的世界の交易を推進するには，実際のところ6,000万ポンドの半分位に相当

する資本（3,000 万ポンド）があれば，十分であることが明らかである。また，交易の推進に要する資本が 2,000 万ポンド位不足している場合には，土地を銀行に預け入れるか，外国人に売却して，その不足金額を工面することが可能である。いずれにせよ，このような分析的結果にもとづき，イギリスは「全商業的世界の交易を推進するのに適切で好都合な資本を持っている」という結論を得ることができる。換言すれば，「全商業的世界における全世界の交易を手に入れることは，イギリスの臣民にとって不可能ではない，いやひじょうに実行可能な事柄である」[11]，といえるのである。

ペティが『政治算術』を執筆した王政復古期は，イギリスの海外貿易が急速に発達し始めた時期であった。この海外貿易はその後も順調に発達して，この国が名誉革命を迎えて九年戦争に突入する 1689 年まで持続的に成長した。18 世紀には度重なる戦争が原因で，その貿易はしばしば成長の勢いを削がれた。けれども，その活動が全面的に活力を失うようなことはなかった。そのために，この国の海外貿易は，アメリカ植民地が独立を宣言した 18 世紀 70 年代に至るまでのほぼ一世紀間，休止することもなく着実に発達し続けた。R・デーヴィスはこのような 17 世紀 60 年代〜18 世紀 70 年代の期間にイギリスにおいて見られた，海外交易の著しく画期的な発達拡大を，18 世紀後半に始動したもう一つの経済における「革命」と対比しながら，「商業革命」（Commercial Revolution）と呼んでいる。ペティがイギリスの国力・経済力を分析したのは，このデーヴィスのいう海外貿易における「革命」が生起し始めた頃においてであった。ペティは，イギリスの海外交易が華々しく発達し始めた時期を背景にして，この国が世界における商業的至上権を握る可能性を秘めていると言明したのである。

王政復古期に始動した「革命」は，海外交易における量的変化だけではなく，質的変化をも遂げた。すなわち 1660 年代以降，新たな活動領域が急速に開拓され，輸入品が著しく多様化された。16 世紀においては，この国の貿易活動はほとんどがヨーロッパ大陸との取引で，輸出品は大部分が毛織物であった。ところが 1600 年頃から，新大陸とアジアからさまざまな商品が輸入され，その多くが再輸出されるという，新たな形態の貿易が徐々に形成されるようになった。このような海外貿易における形態の変化は，ピューリタン革命後に顕著に見られるようになり，1660 年以降に急速に加速された。アメリカ大陸のヴァージニアとメリーランドからタバコが，西インド諸島から砂糖が輸入され，その少なからぬ部分が再輸出された。また，東インドから綿織物（キャラコ）と中国産の絹が輸入され，かなりの部分が新世界の植民地とヨーロッパ諸国に再輸出された。つまり，当の「革命」は，再輸出貿易の劇的な発達の実現だったのである[12]。

ペティは，このような内容の「革命」を背景にして，国力・経済力の分析をおこなった。したがって，彼によるイギリス経済力の分析把握には，この「革命」（＝再輸出貿易の拡大）を迎えて隆盛を極めつつあった，当時の海外貿易の様相を窺うことができる。第 4 章で示された「外国貿易の状態の概観」には，海外貿易が地球規模で拡大して，アメリカ大陸・西インド諸島・東インド・アフリカから種々様々な諸商品がイギリスに輸入されている様相が，数値で記されている。

これらのうち，東インドからの輸入品（胡椒・綿織物（キャラコ）・絹）は，再輸出貿易されていたことが明記されている。また，他の諸地域からの輸入品も，多くの部分が再輸出されていた。それらの諸商品の価値の総計（162万ポンド＝アメリカ大陸・西インド諸島80万ポンド＋東インド80万ポンド＋アフリカ2万ポンド）は，フランスから輸入された諸商品の価値のそれ（120万ポンド）よりも大きい。また，その総計（162万ポンド）が，全地域（スコットランド・アイルランドを除く）からの輸入総額（280万ポンド）に占める割合は，約60%にも及んでいる。

また，第9・第10章における現状分析は，眼前の海外貿易が再輸出貿易の形態を整えていることを前提にして，展開されているといえる。換言すれば，その現状分析は，開放的な経済システムを分析的枠組みに用いて展開されているといえる。その詳細は，こうである。第9章では貨幣に，第10章では資本に，それぞれ焦点を絞って分析がおこなわれている。その貨幣は，生計費・地代・家賃などの経費を支払うための手段として用いられる，交換手段としての貨幣である。その資本は，海外貿易において輸出入商品を売買するのに用いられる商業資本である。すなわち，流通過程（海外取引）において，販売（輸出）するために商品を購買（輸入）して譲渡利潤を抽出する，資本としての機能を担う貨幣である。こうして第9・第10章において，分析の焦点が当てられているのは，交換手段および商業資本としての機能を担う貨幣である。ところが，貨幣にはこれ以外に，それが担うべきもっと重要な役割がある。生産過程（農・工業部門）において，生産手段と労働力とを結合することによって剰余価値を創造する，産業資本である。いうまでもなく，資本制的経済システムの社会において貨幣が重要性を帯びるのは，それが産業資本としての機能を果たすことを通じてである。ところが第9・第10章に，この産業資本への認識は窺えない。

第4章の「外国貿易の状態の概観」によれば，主要な輸出商品はイングランド産の羊毛製品である。その価値額は，他の繊維製品（ストッキング・帽子・敷物）のそれと合わせて500万ポンドであり，国産品の輸出総額（570万ポンド）の約88%をも占めている。この羊毛製品のような国産の製造品の生産を促進して継続するには，産業資本として機能する貨幣が必要である。ところが第9・第10章の現状分析において，そのような貨幣（産業資本）への論及は見られない。また，この国が輸入と再輸出だけではなく直接の輸出をも促して，海外貿易を継続するためには，国内の輸出産業の発達を促進する必要がある。この国の主要な輸出品である羊毛製品を生産する，毛織物工業を振興することが不可欠である。とことが，当の現状分析には，そのような認識は窺えない。その理由は，いうまでもない。ペティが念頭に置いて重視していた海外貿易は，もっぱら再輸出の形態のそれであったからである。国内産業（農・工業）の発達を促す形態の貿易は，彼の視野には収められていなかったからである。彼は『政治算術』の最終章の末尾で，「国王の臣民の状態は，不平のある人々の目論みによって悪い状態にされている程に，悪い状態にはない」[13]，と述べている。彼の時代は，海外交易における「革命」の開始期であった。したがって確かに，外国貿易が急速に拡大し，それと関連する諸産業も発達して，この国の経済力は高まっていた。

しかしながら，その「革命」により，国民が全般的に富裕になるという状態を生み出すことは，実際のところ困難であった。その「革命」とは，再輸出の形態の外国貿易の急速な発達であり，そのような再輸出貿易の拡大は，国内産業（農・工業）の発達を積極的に促進する要因にはならなかったからである。そしていうまでもなく，大部分の国民が従事していた産業部門は，外国貿易ではなく国内の農・工業であったからである。

（1） Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 303. 邦訳，129 頁。
（2） *Ibid*., p. 310. 邦訳，141 頁。
（3） *Ibid*. 邦訳，142 頁。
（4） *Ibid*. 邦訳，141 頁。
（5） *Ibid*., p. 311. 邦訳，144 頁。
（6） *Ibid*. 邦訳，同上。
（7） *Ibid*., p. 312. 邦訳，147 頁。
（8） *Ibid*. 邦訳，146 頁〔この箇所の松川訳には，同意できない〕。C・ヒルによれば，地主の次男は当時，世襲財産を土地ではなく貨幣の形態で受け取って，農業以外の分野に職業を求める傾向にあった（Cf. Christopher Hill, *The Century of Revolution 1603–1714*, 1961, sec. ed. 1980, rpt. London: Routledge, 1993, p. 175）。
（9） *Ibid*., p. 313. 邦訳，147 頁。
（10） *Ibid*. 邦訳，同上。
（11） *Ibid*., p. 312. 邦訳，146 頁。
（12） Cf. Ralph Davis, *A Commercial Revolution: English Overseas Trede in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, London: The Hitorical Association, 1967; do. “English Foreign Trade, 1660–1700”, in E. M. Carus-Wilson ed., *Essays in Economic History*, Vol. Ⅱ, London: Edward Arnold, 1962.
（13） Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 313. 邦訳，148 頁。

第 13 章　『政治算術』の政治・経済構想 ── 現実主義的提案 ──

ペティが『政治算術』を執筆していたとき，西ヨーロッパは「ルイ十四世の世紀」（ヴォルテール）といわれた時代にあった。それは国際政治史のうえでは，このフランス国王が拡張主義政策を遂行したことにより，西ヨーロッパ諸国が戦争の渦に巻き込まれた時代であった。ペティはこのような不穏な時代に，三列強における国力・経済力の比較分析をおこなった。眼前で繰り広げられていた戦争を背景にして，比較分析を展開したのである。そうであるとすれば，その比較分析の意義や意図を広い視野に立って把握するために，当時の戦争に突き進んだ国際政治史の流れを一瞥しておくことが，有益であると思える。

ルイ十四世は 1661 年に親政を始めて以来，1715 年に亡くなるまで，矢継ぎ早に 4 度も戦争をおこなった。その戦争はすべてが，ヨーロッパ大陸の支配を目指して遂行された侵略戦争であった。彼がこのような一方的な戦争に熱狂した動機は，偉大な国王に相応しい栄光を勝ち取ること

を，強く求めたからであった。彼においては，その栄光は戦争で勝利することを通じてのみ手にすることができる，と考えられたのである。当時フランスは領土と人口の規模が大きい大国であることにより，ヨーロッパ世界での覇権の争奪戦において圧倒的な優位を占めていた。ルイはそのような強国の威信を高めるために，著しく好戦的な政策を進めたのである。彼は，そのような忌まわしい政策によって引き起こされた戦争が，理に反する無謀な行為であるとは微塵も考えなかった。そのために，自分が遂行しているものは，「公共的徳性の基本原理」と矛盾しない「公正な戦争」である，と主張した。このようにして彼は，戦争を始める機会を見出しては，どのような躊躇（ためら）いをも感じることなく，喜んで戦闘を仕掛けたのであった。彼は臨終にさいし，「栄光をあまりに愛しすぎた」と述懐して，自身の過ちを認めて悔いたことが伝えられている。すなわち，ルイは，勝利の栄光を強く求めて戦争にのめり込んだことが誤りであったことに気がついたけれども，それは遅きに失したというのである(1)。ペティが『政治算術』の執筆にさいして眼中に置いていたのは，南ネーデルラント継承戦争（＝帰属戦争／Guerre de Devolution; War of Devolution, 1667–68）とオランダ侵略戦争（Guerre de Hollande; Dutch War, 1672–78）である。これらは，ルイがフランスの領土拡張を目論んで遂行した，最初の二つの侵略戦争である(2)。そこで，双方の戦争の原因・経過・結果について概観しておきたい。

南ネーデルラント継承戦争は，旧来の敵国スペインとの間で遂行されたルイの最初の戦争であった。その発端は，スペイン国王フェリペ四世（Felipe Ⅳ, 1621–65）が亡くなったさいに，ルイがスペイン領ネーデルラントを手に入れようと目論んだことにある。その経緯は少し複雑である。ルイは，フェリペの娘（第一子）で，自分の妻であるマリー・テレーズ（Maria Theresa, 1638–83）が，父フェリペの財産を相続する権利を有しているから，南ネーデルラントの領土を所有して然るべきである，と主張した。ところがテレーズは，1659 年にフランス・スペイン間で結ばれたピレネー条約において，ネーデルラントの相続権を放棄していた。したがって，ルイの主張は受け入れがたく思えるが，必ずしもそうではない。スペインはテレーズが相続権を放棄する代わりに結婚持参金（50 万エスクド）を 18 ヶ月以内に支払う約束であったが，まだそれを履行していなかったからである。こうした事情により，ルイはフェリペの死後，当の条約が無効であることと，古来の法にもとづき第一子（姉）が弟に優先して相続権を有することを，力説した。

ルイは 1667 年初夏に，妻の相続権の正当性を弁明する論説をマドリードに送り，テュレンヌ子爵アンリ（Henri, vicomte de Turenne, 1611–75）を総司令官に任命して，戦闘の準備を命じた。ルイは宣戦を布告することもなく，攻撃を開始した。テュレンヌの指揮する 5 万人の兵は，ブリュセルの方角へ向かって行進した。僅かに 2 万人の兵を擁するにすぎなかった，スペイン軍司令官の軍隊は，国境の陣地から撤退することを余儀なくされた。そのために，フランス軍はほとんど発砲することもなく，ネーデルラントに侵入した。スペインの軍隊が幾分か抵抗できたのは，リールにおいてだけであった。この都市では，2 週間ほど戦闘が続いた。その後，フランスの軍隊は 9 月初旬から，占領地において冬期用営舎の準備に入った。いずれにせよ，ルイの侵攻

はひとまず首尾良く進んだ。

ところが翌（1668）年に入り，ルイを取り囲む雲行きは変わった。フランスと利害関係を有する諸国が，ルイの思惑を阻むような行動を取り始めたのである。オランダはフェリペ四世が亡くなる前までは，テレーズの相続権を承認していた。オランダにとってフランスは，独立戦争時に支援を受けて以来，友好国だったからである。したがって，ルイが南ネーデルラントへの侵入を開始したときには，それに関与しなかった。ところがその翌年に入り，オランダの宰相デ・ウィットはルイの侵攻に異を立てながら，停戦の調停役を買って出た。しかもウィットの態度は強圧的で，その申し出をルイが拒むならば，スペインに加担して軍隊を派遣する用意があることを仄めかした。オランダがこのような強硬的な態度に出た背後には，イギリスの動向があった。両国は久しく敵対関係にあり，1665 年より第二次英蘭戦争をおこなっていた。ところが，フランスがネーデルラントへの侵攻を開始した直後の 1667 年 7 月に，ブレダ条約を結んで，速やかに戦争を終えた。

イギリスは従来，フランス・スペイン間の対立に対しては，中立の立場を取っていた。ところが，ルイの隣国への侵略に対しては酷く当惑し，これまで取ってきた自国の傍観的な態度に疑問を抱くようになった。そこで議会は，従来の中立的な立場を改めるべきであるという決定をした。また，外交官ウィリアム・テンプルの尽力により，1668 年 1 月 23 日に新英蘭条約を締結して，オランダと友好関係を築いた。さらに，この二つのプロテスタント教国にスウェーデンを加えて，ハーグ三国同盟（Triple Alliance of The Hague）を結んだ。こうして三国は協力して，ルイに当面の戦争を終結するための調停役を買って出るとともに，フランスの膨張主義に掣肘を加えようと目論んだ(3)。

ルイはプロテスタントの列強を敵に回しながらも，容易には怯まなかった。彼はその後も攻撃を続けた。1668 年 2 月に，将軍コンデ（Louis Ⅱ de Conde, 1621–86）の率いる軍隊を，フランシュ・コンテに派遣した。その後，2 週間以内にプザソンを占領した。このような事態を深刻に憂慮したオランダとイギリスは，即座に停戦するように要求した。ルイは，これを受け入れた。結局，1668 年 5 月 2 日にエクス・ラ・シャペル（アーヘン）講和条約（Treaty of Aix-la-Chapelle）が結ばれて，戦争は終結した。この条約により，フランシュ・コンテはスペインに返還された。しかしながら，それ以外の幾つかの都市や要塞は返還されず，フランスによる占領が承認された。

オランダ侵略戦争は，フランスの敵国スペインに与するようになったオランダに，怒りを覚えたルイが，仕掛けた戦争であった。ところが，この戦争の原因には，政治的対立だけではなく経済的対立もあった。この侵略戦争の引き金となったのは，経済戦争であった。その詳細は，こうである。財務総監コルベールは 1664 年に，輸入関税の税率を引き上げて，外国製品を国内市場から排除する貿易統制策を実施した。さらに，彼は 1667 年には，この政策をいっそう強化して税率を 2 倍に引き上げた。このような高関税により，オランダの精糖はフランスの国内市場から，

ほぼ全面的に排除された。これに反発を覚えたオランダは，フランス輸入商品に対して報復関税を賦課した。このような両国間の経済戦争はエクス・ラ・シャペルの和平後に，いっそう激しさを増した。オランダは1670年と71年に継続して税率を引き上げた。その後1672年には，当の侵略戦争が勃発する直前に，フランスからの輸入の全面的禁止を打ち出した。このようなオランダの措置が，その領土へのルイの侵攻を決意させたであろうことは，十分に推測できる(4)。

ルイは1672年春に戦闘を開始した。フランス軍は難なくスペイン領ネーデルラントを通り抜けて，リエージュに到達した。そこを拠点にして，オランダ連邦共和国に侵入しようと企てた。この果断なルイの行動に対する近隣諸国の反応は，様々であった。神聖ローマ帝国皇帝レオポルト一世（Leopold I , Holy Roman Emperor, 1640–1705）は，すでに中立を守る条約をルイと結んでいた。ブランデンブルク（辺境伯）選帝侯（Friedrich-Wilchelm, Great Elector of Brandenburg）はルイの侵略に異を唱えて，同宗教信者のオランダ人を支援する約束をした。ところが，ケルン大司教・選帝侯（Max Heinrich, Archbishop and Elector of Cologne [Köln]）はフランスに味方して，1万8,000人の兵からなる援軍を送った。また，ミュンスター大司教（Christoph Bernhard, Bishop of Münster）はケルンの軍隊に加勢して，自国の兵を送り出した。さらにイギリスは，チャールズ二世が1670年5月22日・6月1日にルイと秘密裏に結んでいたドーヴァー条約（Treaty of Dover）に従い，不本意ながらもフランスの同盟国として，海上でオランダ海軍と戦った。第三次英蘭戦争（Third Anglo-Dutch War, 1672–74）の開始である(5)。

オランダ侵略戦争の最初の局面は，ルイの思惑どおりに事が首尾よく進んだ。オランダは当初から多勢の敵方に包囲されて，為す術がなかった。そこでオランダは速やかにフランスへ大使を派遣して，平和交渉に入ることを願い出た。しかしながらルイは，偉大な国王に相応しい，華々しい勝利をものにすることを望んでいたので，その交渉を拒否した。ところがその頃，オランダが見舞われた当の困難な運命は，全ヨーロッパの注目の的となった。しかも近隣諸国は，ルイの粗暴な行動を阻むための手立てを，積極的に模索し始めた。神聖ローマ皇帝レオポルトはルイと中立の約束をしていたにもかかわらず，ブランデンブルク選帝侯の懇願に応えて，1672年6月に軍事協定を結んだ。彼らはそれぞれ分遣隊を，ケルン選帝侯とミュンスター大司教の軍隊が陣取っている，ライン川へ向けて送り出した。オランダも攻勢をかけた。オラニエ公ウィレム（Willem von Oranje, 1650–1702）はマースリヒトを遙かに超えてシャルルロアまで進軍して，この町を包囲した。しかしながら，フランスの増援隊が押し寄せてきたので，まもなく撤退することを余儀なくされた。

1673年には，オランダにとって戦局は好転した。そこで，オランダはスウェーデンに調停を依頼して，ケルンで和平交渉を持つことをフランスに申し出た。しかしながら，ルイの同意が得られず，この交渉は実現しなかった。ところが，戦局はその頃より，なおいっそうオランダに有利な形勢となった。1673年夏に，スペインがその領土ネーデルラントにおいてフランスと戦う

ようになったからである。その直後にオラニエ公の率いる軍隊は，フランス軍の壁を突破してライン川まで行進し，そこで皇帝の軍隊と合流して，ケルン選帝侯の支配するボンを攻撃し，これを占領した。このように戦況が転換したために，ルイはオランダから幾分か撤退する決定をした。

1674 年には，フランスを取り巻く状況は，軍事面だけではなく外交面においても，ルイにとって悪くなった。まず，海上でオランダと戦闘をおこなっていたイギリスが，議会の決定により和平に向けて歩み出した。次に，神聖ローマ皇帝が 5 月に宣戦を布告した。続いて，ドイツの諸国の大部分が，オランダを支援する神聖ローマ皇帝への支持を表明した。その結果，コンデの率いるフランス軍は，オランダ領土内で交戦することを断念しなければならなくなった。いずれにせよフランスの軍隊は，オランダ，神聖ローマ皇帝，ブランデンブルク選帝侯，スペインの軍隊と戦うことになったわけであり，守勢に立つことを余儀なくされた。しかしながら，ルイの軍隊はその後も，南ネーデルラントにおける占領地を守り，アザルスを占領するために，多勢を相手に奮闘した。8 月には，コンデの率いる軍隊がシャルルロワに近いネサフで血腥い戦闘をおこなって，善戦した。このような戦いの結果，占領地マースリヒトはフランスの手中に留まった。その後，決着の付かない戦いがスペイン領ネーデルラントで 3 年間も続いた。その戦況は膠着状態に陥っていたけれども，徐々に主導権はオランダの手に移行していた。そうこうするうちにオランダ議会（States General）が，イギリスの積極的な支持を受けて和平協議に乗り出した。また，オラニエ公ウィレムは 1677 年に，チャールズ二世の姪メアリー（後のイギリス女王メアリー二世／Mary Ⅱ，1662–94）と結婚した。これに続いてオランダは 1678 年 3 月にイギリスと防衛友好条約を結んだ。ルイはこのような情勢の変化に直面して，オランダと速やかに和平を結ぶことを決意した。こうして 1678 年 8 月 10 日にナイメーヘンの和約（Treaty of Nymegen）が締結された。この和平条約の締結により，マースリヒトはオランダに返還され，長期間に及んでおこなわれた戦争は終結した。しかしながら，ルイの膨張主義政策が終わりを告げたわけではなかった。

ペティが『政治算術』を執筆したのは，1671 年〜76 年頃であった。その数年間は，ルイによるオランダ侵略戦争が繰り広げられた時期と重なる。また，この時期にイギリスは第三次英蘭戦争を始めた。したがって，ペティはこれらの戦争を目の当たりにして，本書を執筆したわけである。彼はこの著書で，三列強の国力・経済力を比較分析して，双方の力の大きさを決定する究極的要因は，領土・人口ではなく交易であるということを明らかにした。この彼の算術的分析によって導き出された結果が，真実であるとする。そうであるとすれば，国王の栄光ではなく国力・経済力を重視する，当時の支配的な政策的立場から見れば，ルイが推進した膨張主義は不合理な政策であるということになる。国王の名誉を高めるために遂行された，領土を拡張する戦争は，無意義であるということになる。その対外戦争で勝利して，他国の領土を獲得しても，自国の国力・経済力が強化されることにはならないからである。その勝利は，たとえ国王の栄光を導いても，その国の「富と力」の増大をもたらすことはないからである。ルイの戦争が無意義であることは，

彼の片腕となって働いた財務総監コルベールによって，感得されていた。コルベールは1647年の書簡で，オランダ侵略戦争がもたらす結果に触れて，次のように記している。「国王は［この戦争によって］国民を救うことができないだけではない。それどころか，彼は課税を増大することさえ余儀なくされる」(6)，と。ペティはもとより「攻撃的対外戦争」に対しては，倹約財政の立場から批判的な姿勢を示していた(7)。彼は『政治算術』では国力・経済力の政策的立場から，算術的分析を踏まえて，ルイが進めた拡張主義政策の意義を否定している。領土は国力・経済力の究極的要因ではないことを明らかにして，ルイの対外戦争が無謀で粗暴な振る舞いにすぎないということを，証明しようとしている。そのように解釈できる。また彼はここで，ルイと秘密条約を結んで，そのオランダ侵略戦争に加担したチャールズ二世に対しても，批判的な態度をとっているといえるであろう。チャールズの対仏宥和政策は勢力均衡を破壊して，ヨーロッパ世界をいっそう危機的状況に陥れるものであったからである(8)。

ペティは『政治算術』で，国力・経済力の比較分析を展開しているだけではない。彼はさらに，この分析から導き出された結果を踏まえて，国力・経済力を強化するための政策を提案している。その強化策の提案は，その比較分析と同様に，ルイの侵略戦争を眼前にし，それから少なからぬ影響を受けながら示されたものである。確かにその強化策は，『賢者』における税制改革案（戦費の合理的調達方法の提案）のように，直接的に眼前の戦争への対応策として示されたものではないかも知れない。しかしながら，その提案が，ルイの戦争を目の当たりにしたことが動機となって示されたものであることは，間違いない。ペティは健全財政の立場から，戦争はどのような形態であれ，可能な限り回避すべきである，という見解を抱いていた。とはいえ，好戦的な隣国が「攻撃的対外戦争」を仕掛けてきた場合には，やむなく「防衛戦争」に突入しなければならない。しかも，国民の生命と財産の安全を守るために，その戦争を優勢に遂行しなければならない。ペティはルイの攻撃的戦争に面して，このように思考を巡らせながら，イギリスの国力・経済力を強化する政策を提案したのであった，と思える(9)。彼は『政治算術』の諸章において，幾つかの強化策を提案している。その内容は様々であり，眼前の戦争と直接関係していないものもある。しかしながら，それらの政策が基本的に国力（政治力・軍事力）と経済力の強化を目的にし，双方の力の究極的要因である交易の発達を促すことを主な内容とするものであることは，確かである。したがって，その強化策の基本的な内容は実際には経済政策である。その詳細について，見ておきたい。

ペティは第5・第7・第8章で国力・経済力の強化策を提案している。これらの諸章のタイトルは，第5章「イギリスの偉大さに対する障害は，たんに偶然的で除去できる」，第7章「イギリス国王の臣民による全支出の $\frac{1}{10}$ は…政府の経常・臨時的経費を支払うのに十分に足りる」，第8章「現在よりも…200万ポンド多く稼ぐ予備の働き手がある…適切で十分な雇用がある」，というものである。このようなタイトルからも窺えるように，それぞれの強化策の内容は互いに異なる。第5章は政治・法律の諸制度，第7章は租税，第8章は雇用を，それぞれ問題にしてい

る。これらのうち，第 8 章の提案は交易の発達を直接の目的にしている。第 7 章の提案は，交易の発達と間接的に関係している。第 5 章のそれは，交易とはほとんど関係がない。したがって第 7・第 8 章の強化策は，交易と直接・間接的に関係する経済政策である。しかし第 5 章の政策は，経済とは関係がない。こうしてこれらの提案は，具体的な内容は互いに異なるけれども，国力・経済力の強化という主眼は異ならない。つまり，『政治算術』で提案された政策は，すべてが国力・経済力の強化策である。

第 5 章の提案は，政治システムの改善を通じて，国力の強化を図ろうとするものである。したがって，これは経済力の強化を経ないで，直接的に国力を強化しようとする提案である。ただし，これは国力（政治力）の強化によって，この国の「偉大さ」（greatness）を高めること目標とするけれども，軍事力（武力）の強化を主たる目的にする提案ではない。ペティは本章で強化策を提示するに先立って，現在この国が直面している障害，すなわち，偉大な強国になることを妨げている五つの障害（Impedient）を挙げている。彼によれば，これら五つの障害はすべてが自然的（natural）ではなく，偶然的（contingent）な性質のものである。すなわち，どのような手段によっても除去できない，この国に生来的な障害ではなく，人為的政策によって克服できる一過性のものである。そのようなことを前提にして，彼はこれらの障害を除去するための方法を提案している。その提案が為政者によって採用され実行されるならば，当の障害は取り除かれ，この国の国力は強化されて「偉大さ」は高まる，というのである。五つの障害とそれを除去するための提案は，次のとおりである。

第 1 の障害は，「領土がばらばらに離れており，しかも海によって多くの幾つかの島と国に分離されている」[(10)]，というものである。とりわけ，イングランド・スコットランド・アイルランドという，それぞれの地域が別個の立法権を持つ諸国に分割されている，という点である。しかも，これらの国の人々は合体するどころか，互いに外国人として敵であるかのように振る舞って，利益を害しあっている。この第 1 の障害は，全帝国（whole Empire）を公平に代表する，国王と国民によって選出される人々によって構成される大会議（Grand Councils）を創出することによって，克服される。第 2 の障害は，国王大権と議会の権利，普通法と衡平法，市民の司法権と教会のそれ，これら双方の間の区別がそれぞれ不明瞭である，という点。これはきわめて重要な事柄で，この問題を巡ってはすでに様々な見解が説かれている。したがって，ここで即座に結論を引き出すことは，控える。第 3 の障害は，アイルランドとイングランドとの国民の間で，「自然的で強固な連合」（natural and firm Union）が形成されていない，という点。この障害は，移民と「比例的混合」（proportional mixture）を通じて「連合」を形成することにより，克服される。すなわち，アイルランド人とイングランド人とがそれぞれ自身の国に集中して居住するのではなく，双方の人々が相互に他国に移住し，それぞれの人口に応じて程良く「混合」して居住することにより，克服される。第 4 の障害は，イングランドにおける租税が消費支出にではなく地所財産に，換言すれば土地・資本・労働にではなく，主に土地だけに集中して課せられ

ているという点。この障害は，税制改革をおこなって，税負担が公平に配分される制度を形成することにより，克服される。第5の障害は，教区などの行政管区が不揃いに区分けされている，という点。この障害は，行政管区を均等に再区分することにより，克服される。

第5章で論じられた障害とその克服策とについては，簡単なコメントを加えておくだけで十分であろう。第1の障害は，領土は国力・経済力の決定的要因ではないという，比較分析の結論を踏まえて指摘されたものである，といえる。ここでは，領土はたんに規模が大きいだけでは，かえって国力の強化を妨げる場合があることが，指摘されているからである。第3の障害は，第1のそれとともに，連合王国としてのイギリスが抱える政治的な問題である。この障害を克服する別の方策が，第4章の余論で講じられている。第4の障害を除去する方法は，租税制度の改革であるから，経済政策と深く関係するものである。当の障害を克服するような税制改革案は，すでに『賢者』において提案されている。また第7章においても，その障害を克服する別の税制改革案が，国力強化策として提案されている。なお，ここでは五つの障害が挙げられているけれども，それに加えて第6の障害が示唆されている。それは，戦争を起こす権限と戦費を調達する権限とが同一の手中に置かれていない，という点である。しかし，これは必ずしも障害であるとは断定できない事柄であるとして，示唆されるに留められている。

第7章の提案は，税制改革を通じて国力の強化を図ろうとするものである。これは基本的には第5章の提案と同様に，経済力の強化を経ないで国力の強化を図ろうとする提案である。また，第5章で提案された第4の障害（税負担の不公平な配分）を克服する提案でもある。当の提案の詳細は，次のとおりである。

現行の租税制度は，地主の地代収入に課せられる土地税（地租）だけを主な支柱とする，不公平で効率が悪い制度である。この旧来の制度は，すべての国民の収入（地代・利潤・賃金）に対して均等に課せられる内国消費税を主要な柱とする，新たな税制に改変されるべきである。そこでは，土地・資本・労働による収入に対して，租税が満遍なく賦課され，税負担がすべての国民の間で幅広く配分される。この新しい税制の利点は，それだけではない。この改変された制度により，すべての国民の消費支出に対して，税率10%の課税が実施されるならば，この課税（＝内国消費税）だけにより，この国のすべての必要経費（経常経費・臨時的経費）に応じることができる税収入が調達される。すなわち，「イギリス国王の臣民による全支出の $\frac{1}{10}$ は，それが規則的に課税されて調達されるならば…すべての政府の経常・臨時的経費を支払うのに十分に足りる」[11]。

このテーゼは，次のような算術的分析にもとづいて，真であることが証明される。(i)「この王国の諸領地における，最上層から最下層までの各人の平均的支出」[12]は，1日当たり約8ペンスを稼ぐ労働者（Labourer）のそれよりも幾分か少ない，年間7ポンドである[13]。その理由は，こうである。1日当たり約8ペンスを稼ぐ労働者は，1週間当たりでは4シリング（＝8ペンス×6日）を稼ぐ。つまり，その労働者の1週間の賃金は4シリングである。その賃金4シリング

は，食事が付かない場合の金額である。食事が付く場合の賃金は 2 シリングである。そうであるとすれば，1 週間当たりの労働者の食料の価値は，2 シリング（＝食事が付かない賃金 4 シリング－食事が付く賃金 2 シリング）であり，1 年当たりでは 5 ポンド 4 シリング（＝2 シリング×52 週）であるということになる。また，1 年当たりの労働者の衣服の経費（価値）は，30 シリング（＝1 ポンド 10 シリング）である，と推定される。さらに，労働者が必要とするその他すべての生活必需品のための経費は，1 年当たり 6 シリングであると推定される。こうして，この王国の国民 1 人当たりの，年間の平均的支出（＝生計費）は，7 ポンド（食料 5 ポンド 4 シリング＋衣服 1 ポンド 10 シリング＋その他 6 シリング）であるという結論が得られる。(ii)この王国の住民総数（人口）は，1,000 万人であると推定される[14]。そうであるとすれば，その住民の年間の支出総額は 7,000 万ポンド（＝各人の 1 年当たりの平均的支出 7 ポンド×1,000 万人）である。(iii)すべての国民による消費支出に租税（＝内国消費税）が課せられ，その総額（7,000 万ポンド）の $\frac{1}{10}$（→課税率 10%）が税収入として調達される，と仮定する。そうすれば，その調達により，政府は年間 700 万ポンドの歳入を確保することができる。(iv)平和時における政府の経常経費は，1 年当たり 60 万ポンドよりも少ない。戦時における臨時的経費は，500 万ポンドよりも幾分か多い金額である。その経費（＝軍事費）の内訳は，主に 10 万人の歩兵，4 万人の騎兵（→陸軍），4 万人の水兵（→海軍）に支払われる給与である。したがって，年間の国家経費は総額約 560 万ポンド（＝経常経費 500 万ポンド＋臨時的経費 60 万ポンド）である。すべての国民の消費支出に対する税率 10%の課税により，700 万ポンドの税収入が獲得される。このようにして経常・臨時的経費は，当の税制改革により十分に調達されるのである。

ペティはすでに『賢者』で税制改革の提案をおこなっている。しかもその改革案は，大衆課税である内国消費税の大幅な導入により，国民大衆の税負担への積極的な参加を基本線とするものであり，その点で『政治算術』第 7 章の提案と軌を一にしている。しかしながら第 7 章の改革案は，それ以外の点では，『賢者』の提案とは内容が異なる。

まず『賢者』の改革案では，国家経費が「国民の富」（主に地主の土地）への課税（主に土地税）と，「国民の労働」（主に労働者の賃金）への課税（主に内国消費税）により，3 対 5 の割合で配分して賄われる。したがってこの提案では，国民大衆（主に労働者）は内国消費税を支払うことを通じて，国費負担に積極的に参加する。とはいえ，ここでは国家経費のすべてが，内国消費税によってのみ調達されるわけではない。ところが，第 7 章の改革案では事情が異なる。国家経費が消費支出への課税，すなわち労働者を含むすべての国民に課せられる内国消費税によってのみ，調達される。

次に，『賢者』の改革案は，対オランダ戦争を眼前にしながら，これを勝利に導くことを直接の目的にする，実践的な対応策として掲げられたものである。この改革案では，当面の戦争を遂行するのに必要な戦費を，合理的に調達する方法が示されているといえる。これに対し，『政治算術』の改革案はもっと幅広い見地から，国力の強化を目的にして掲げられたものである。その

ために，その改革案においては，提案の趣旨が漠然としており，具体的な目的や実践的な意図が何であるかは，さほど明確ではない。ところが，この改革案が提示されたとき，西ヨーロッパ諸国は「太陽王」の膨張主義政策によって翻弄されていた。したがってそれが，眼前で繰り広げられていたルイの侵略戦争を，念頭に置かないで提案されたものである，とは思えない。自国が侵略を被った場合を想定しながら，そのような将来発生する可能性が高い緊急事態への対応策として，提案されたものでもある，と思える。

最後に，当の改革案は，『賢者』のそれとは異なり，実行の可能性という点において議論の余地がある。現行の税制の柱である土地税を全面的に廃止し，内国消費税を導入してこの新税を柱とする新たな制度を創設する。本章のタイトルとして掲げられた命題から，この改革案の趣旨をこのように解釈できるかも知れない。しかしながら，そのように解釈することには難がある。というのは一方で，当時の状況に鑑み，そのような趣旨の提案はあまりに現実性が乏しいからである。ところが他方で，当の改革案は，実行に移すことを前提にして掲げられた提案であるからである。そこで，次のような解釈が考えられうる。内国消費税を土地税に取って代えるのではなく，税制の中軸をなす租税を土地税から内国消費税に代える，というものである。恐らく，当の改革案の趣旨はこのようなものであると思える。当の提案にさいして，税率 10%の内国消費税が採用され，すべての国民が税負担に参加するならば，国家経費は十分に調達されるということが，算術的分析により明らかにされている。この分析は，内国消費税が大きな経費調達能力をもつ租税であることを証明するために，展開されたものであると思える。

第 8 章の提案は，「予備の働き手」（spare Hands）に雇用を与えて，交易を拡大すべきであるというものである。これが，国力・経済力の究極的要因は交易であるという，先行する諸章での分析結果を踏まえて示されたものであることは，いうまでもない。したがってこれは，『政治算術』で提案された最も重要な国力・経済力の強化策である，といえる。本章のタイトルには，「現在よりも 1 年当たり 200 万ポンド多く稼ぐ，予備の働き手が，イギリス国王の臣民のなかにあるということ。そしてさらに，その目的のための準備が整った，適切で十分な雇用があるということ」という，長文の命題が掲げられている。したがって本章では，この命題を巡って算術的分析が展開されている。その分析は，二つの部分から構成されている。第 1 の分析は，この国には支出を越える収入が労働により，現在よりも多く生み出される潜在的可能性がある，という点を巡って展開されたもの。第 2 の分析は，この国には多数の予備の働き手があり，しかもその働き手によって充足されるべき新たな雇用がある，という点を対象とするものである。これら二つの分析の詳細は，次のとおりである。

第 1 の分析。この国における，労働が可能なすべての人々が，「仕事」（Work）に従事すると仮定する。そのようなことが実施された場合には，そのような人々は現在よりも 2,500 万ポンド多く稼ぐであろう。すなわち，支出（消費）を越える収入を現在よりも 2,500 万ポンド多く生み出すであろう。そのことは算術的分析によって，次のように論証される。国民の年間の支出総額

は，7,000 万ポンドである[15]。この支出総額は，労働による収入（＝賃金）だけからなるものではない。その約 $\frac{3}{7}$（＝約 3,000 万ポンド）は，土地・資本・貨幣からの収入（＝地代・利潤・利子）からなる。したがって，その金額を差し引いた残りの約 4,000 ポンドが，賃金収入によって支出された金額である。

この国の国民総数は，1,000 万人である[16]。この総数のうち労働に従事できる労働力人口は，その約 $\frac{3}{4}$（約 650 万人）であると推定される。残りの約 350 万人は，労働を期待できない人々である。そのような人々とは，その総数の約 $\frac{1}{4}$（250 万人）をなす子供（17 歳以下の男女），および約 $\frac{1}{10}$（100 万人）をなす交易での労働を免除されている者である。すなわち，大きな財産を所有する富裕層，肩書・位階をもつ上流階級，専門的職業人などが，それである。労働が可能な 650 万人の人々は，1 週当たり平均して 5 シリング，1 年間では 10 ポンド稼ぐことができるであろう。したがって全体では，1 年当たり 6,500 万ポンド（＝10 ポンド×650 万人）を稼ぐことができるであろう。すなわち，これらの人々は現在の総支出（4,000 万ポンド）よりも 2,500 万ポンド多い収入（6,500 万ポンド）を生み出すことが可能である，という分析結果が得られるのである。

これと同じ分析結果は，別の分析方法によっても導き出される。すなわち，その結果が誤りではないことは，「事実と経験による事柄にもとづく推定値」[17] を算定する別の方法によっても論証される。その論証とは，次のようなものである。E・チェンバレンの『イングランドの現在の状態』によれば，ノリッジ（イングランド東部の町）の子供（6〜16 歳）は全体で，1 年間に支出よりも 1 万 2,000 ポンド多い収入を得ている。炉税報告書によれば，ノリッジの住民数はイギリスにおける国民総数の約 $\frac{1}{500}$ である。そうであるとすれば，イギリスの子供は全体で，1 年当たり少なくとも支出よりも 500 万ポンド（＜600 万ポンド＝1 万 2,000 ポンド×500）多く稼いでいる，ということになる。ところで，イギリスにおける成人（16 歳よりも年長）の住民数は，子供のそれの 2 倍である。また，その成人は子供よりも 2 倍多く稼いでいる。そうであるとすれば，イギリスの成人は全体で，1 年間に支出よりも 2,000 万ポンド（＝500 万ポンド×2×2）多く稼いでいることになる。また，この国の子供と成人との双方は全体で，支出（消費）よりも 2,500 万ポンド（500 万ポンド＋2,000 万ポンド）多い収入を得ている，ということになる。すなわち，先の分析と同じ結果が導き出されるのである。

こうして，二つの異なる分析方法により，この国の人々が 1 年当たり 2,500 万ポンドの「余剰利得」（消費支出を超過する収入）を生み出す潜在的能力を秘めている，ということが論証された。しかしながら，余剰利得は実際には 2,500 万ポンドどころか，500 万ポンドさえも生み出されていない。国民が潜在的能力を十分に働かせていたならば，多額の余剰利得がもたらされて，この国の土地と資本の価値は 5〜6 年間に 2 倍に増加していたであろう。しかしながら実際には，不動産も動産もさほど増加していない。

第 2 の分析。イギリスには 200 万ポンドの余剰利得を生み出すことができる予備の働き手があ

る。とはいえ，「何百万ポンドもの余剰利得を得る予備の働き手があるとしても，そのための雇用（Employment）がなければ，その予備の働き手は何の意味もない」[18]。ところがこの国には現在，そのような充足されて然るべき雇用がある。そこで，「最も重要なことは……なされるべき 200 万ポンドに値する仕事（Work）［＝雇用］があることを，立証すること」[19] である。その立証は，次の三つの事項を計算（compute）することにを通じてなされる。すなわち，(i)船舶による貨物輸送のために，オランダ人に支払われている輸送料，(ii)オランダ人がイギリス海域で漁業を営むことによって得ている利益，(iii)国内消費されている，主にフランスからの輸入商品の価値，という三つの事項である。現在，外国人によっておこなわれている，貨物輸送，漁業，商品生産という三つの仕事が，この国の予備の働き手によっておこなわれると仮定する。また，貨物輸送料，漁業の利益，輸入商品の価値という三つの事項の価値の総計が，200 万ポンドを超過しているとする。そうすればこの働き手により，少なくとも 200 万ポンドの余剰利得が生み出されるであろう。そこで分析をもう一歩進めて，それらが実現可能であることを論証したい。

サミュエル・フォートリ（Samuel Fortrey）の「独創的な貿易論」（*Englands Interest and Improvement*, 1663）によれば，フランスから輸入されている財貨の価値は 1 年当たり 260 万ポンドである。そのうちイギリス国内で生産が可能な財貨は，その約 $\frac{4}{5}$ に相当する 208 万ポンドである。つまり，3 項目のうちの一つだけでも，260 万ポンドの価値があることが明らかである。そうであるとすれば，3 項目の価値の総計は，500 万〜600 万ポンド位には十分になるであろう。つまり，当の 3 項目の仕事が，外国人ではなくこの国の予備の働き手によって営まれるならば，年間 200 万ポンドの余剰利得が生み出されることは，間違いないのである。

第 8 章の提案は趣旨が明快である。それは国力・経済力を強化するために，予備の働き手に雇用を与えて，交易の拡大を図るべきであるという提案である。これは国力・経済力の究極的要因は交易であるという，算術的分析による結果を踏まえて掲げられた最も重要な提案である。ところが，本章での分析は極めて断片的で粗雑である。そのために，その分析にもとづいて示されたここでの提案は，不明な点が多い。そこでここでは，先行する諸章で展開された算術的分析に鑑みながら，本章での分析と提案について，少し検討を加えておきたい。

『政治算術』第 1・第 3 章の算術的分析において，人口（国民総数）は国力・経済力の究極的要因ではないことが示された。また第 4 章の分析では，そのような分析結果を補正しながら，人口それ自体は究極的要因ではないけれども，国民総数のなかに余剰利得者が占める割合は重要であることが，示された。本章での算術的分析は，このような先行する諸章での分析結果を踏まえて展開されている，と理解できる。第 1 の分析は，この国にどれ程の余剰利得者（＝労働力人口）がおり，その利得者がどれ程の余剰利得を生み出す潜在的能力を秘めているのか，ということを算定したものである。その結果，650 万人の余剰利得者により，2,500 万ポンドの余剰利得が生み出される可能性があることが，明らかにされた。第 2 の分析は，余剰利得を生み出す能力を持っているけれども，雇用が欠如しているために，その能力を働かせることができない余剰利得者が

いることを，明らかにしたものである。本章での提案は，直接的にはこの第 2 の分析による結果を踏まえて掲げられたものである。しかしながら双方の分析には，不明瞭な点があまりに多い。第 1 の分析と第 2 の分析との論理的な繋がり，第 1 の分析と本章での提案との関係は，明らかではない。また，予備の働き手が生み出す余剰利得 200 万ポンドの数値が，どのようなプロセスを経て導き出されたのかは，定かではない。こうして，当の分析の詳細を正確に把握し，その内容を十分に理解することはできない。

したがって，そのような粗雑な分析を踏まえて示された提案の意図や意味を，十分に把握することはできない。しかしながらその提案が，スケールの大きな構想を抱きながら示されたものであることは，確かである。ここでは労働力人口を吸収するのための雇用が，海運業・漁業・製造業の諸部門において創出されるべきことが，提案されている。これらの諸部門において雇用量を拡大して，交易の発達を促すことが奨励されている。その雇用量の拡大は，イギリスの港湾からオランダの船舶，その海域からオランダの漁船を，またイギリスの国内市場からフランスの輸入商品を排除することなしには，進められない。オランダの商船は航海法によって，その漁船は海軍力によって，フランスの商品は高輸入関税によってそれぞれ排除される。したがって，この提案を実施すれば，必然的に国家間の対立が生じるであろう。それはともかく，当の提案は広い視野に立って示された国力・経済力の強化策である，といえる。ここでは海運業だけではなく，さらに漁業と製造業においても雇用の創出が図られることが，提案されているからである。すなわち，海外貿易だけではなく，さらに国内産業の発達を通じて，国力・経済力の強化を図るべきことが，力説されているからである。実際のところ，この国の輸出商品の大部分が国内で製造された工業製品（羊毛製品など）であることを考慮すれば，輸出貿易を推進するためにも国内製造業の発達を看過することはできないであろう。とはいえペティにおいて，国力・経済力の強化のために交易の発達が力説されるとき，念頭に置かれているのは，ほぼ全面的に海外交易であるといえる。第 9 章では，交易を推進するための貨幣が分析されている。ところが，その貨幣は産業資本ではなく商業として機能するそれだからである。彼は，この国における経済力の状態を現状分析し，その最終的な結論として「イギリス国民は繁栄している」[20] と述べている。この言葉は，これまでの論述に鑑み，国内産業ではなく海外貿易が隆盛の状態にあるということを意味している，といえる。

（1） Cf. G. Zeller, “French Diplomacy and Foreign Policy in their European Setting”, in Carsten ed., *op. cit.*

（2） ルイの二つの戦争については主に，cf. ibid. それ以外には，つぎの文献を参照。John A. Lynn, *The Wars of Louis XIV 1667–1714*, 1999, rpt. London and New York: Routledge, 2013, Ch. 4; do., *The French Wars 1667–1714: The Sun King at War*, Oxford: Osprey Publishing, 2002, pp. 41–7; Kohn ed., *op. cit.*, p. 160, 167（邦訳，124，167 頁）; Cathal J. Nolan, *Wars of the Age of Louis XIV, 1650–1715: An Encyclopedia of Global Warfare and Civilization*, Westport, Conneticut/London: Greenwood Press, 2008.

（3） Cf. K. H. D. Haley, *An English Diplomat in the Low Countries: Sir William Temple and John de Witt 1665–1672*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1986, conclusion.
（4） 本稿，第 10 章を顧みよ。
（5） Jones, *Anglo-Dutch Wars*, op. cit., p. 148.
（6） Cf. Sargent, *op. cit*., p. 87.
（7） 本稿，第 17 章を顧みよ。
（8） 当時の勢力均衡については，cf., J. R. Jones, *Britain and Europe in the Seventeenth Century*, New York: W. W. Norton & Company INC, 1966, Ch. 6.
（9） 本稿，第 17 章を顧みよ。
（10） Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 298. 邦訳，119 頁。
（11） *Ibid*., p. 305. 邦訳，133 頁。
（12） *Ibid*. 邦訳，同上。
（13）『賢者』によれば，イングランドとウェールズにおける，労働者の年間の平均的支出（経費）は 6 ポンド 13 シリング 4 ペンスである。Cf. Petty, *Verbum Sapienti*, op. cit., p. 105. 邦訳，169–70 頁。
（14）『政治算術』第 4 章では，イギリス（イングランド・スコットランド・アイルランド）の人口は 950 万人と記されている（本稿，第 11 章を顧みよ）。『賢者』によれば，イングランドとウェールズにおける人口は 600 万人である（Cf. *ibid*. 邦訳，同上）。
（15） すでに見たように，『政治算術』第 7 章で算定されている。
（16） すでに見たように，『政治算術』第 4 章で算定されている。
（17） *Ibid*., p. 308. 邦訳，138 頁。
（18） *Ibid*., p. 309. 邦訳，139 頁。
（19） *Ibid*. 邦訳，同上。
（20） *Ibid*., p. 309. 邦訳，138 頁。

第 14 章　『政治算術』の政治・経済構想 ── ユートピア的理想 ──

『政治算術』には余論が比較的多く見られる。そのなかには余論といえども，看過できないものが幾つかある。とりわけ，第 4 章の余論は注目に値する。それは余論であるにもかかわらず，本論とほぼ同じ位の，比較的多くの紙幅を費やして書かれている。それはただ分量が多いだけではない。そこでは，それまでとは論調が異なる，読者の意表を突くような見地から，国力・経済力の強化策が提案されている。この強化策について検討しておきたい。

ペティはこの余論を始めるにさいして，「ここで……馬鹿げた余論（digression）を差し挟むことをお許し願いたい」(1)，と述べている。そこでの議論は「理性的な提案というよりは，むしろ夢か空想」(2) と見なして然るべきもである，というのである。その提案の趣旨は，こうである。「アイルランドとスコットランドのハイランズとにおけるすべての移動可能な物と住民とが，グレート・ブリテンのこれら以外の地域に移動させられるならば，この王国と臣民はそのことのより，現在よりももっと豊か（Rich）で，攻撃的にも防衛的にももっと強く（Strong）なるであろう」(3)，というものである。すなわち，イギリスの領土を大幅に縮小して，この国の国力・経済力を強化すべきである，という提案である。これが隣国を侵略して領土を拡張していた，ルイ

の膨張主義政策が無意義であることを示唆する提案でもあることは，いうまでもない。ペティによれば，この提案の眼目は，アイルランド植民地を放棄する点にもある。これについて，彼は次のように力説している。多くの賢者が嘆き悲しんでいるところによれば，イギリスの国王と臣民は500年間，アイルランドの反乱を防止し抑圧するために莫大な犠牲を払い，膨大な損失を被ったけれども，この植民地から利益を得ることは稀であった。彼らはこのような理由により，「（アイルランドの国民が救済されるのであれば）この島は水中に沈めるのが良いと望んでいる」(4)。ところが，このような賢者の願望は，もう少しは実現可能性がある方法で叶えられるかも知れない。「あの巨大な山のような島を水中に沈めることなく，実現されるかも知れない」(5)。それは，アイルランドの住民を移住させて，その領土を放棄するという方策である。ここでのイギリスの領土を縮小するという提案に盛り込まれている，方策である。

ペティによれば，この余論の提案は「熱性疾患」に罹った彼が描いた単なる夢にすぎないかも知れないものである。しかも，トマス・モアやデカルトのような「独創的で学識のある人々」(6)が議論しているところによれば，「夢の最大の馬鹿らしさは，現実を途方もなく支離滅裂に編み合わせる以外のものではない」(7)。ペティはこのような愚かしいことを十分に承知のうえで，この「狂気じみた考え」(8)をあえて表明して，その正否の判断を「学識のある人々」に仰ぎたいというのである。このような余論での提案の詳細は，次のとおりである。

当の提案は具体的には，アイルランド，スコットランドのハイランズとにおける住民（180万人）をすべて，イングランド，ウェールズ，スコットランドのローランズに移住させるというものである。この提案は，次の二つの条件を満たすならば実行可能である。すなわち，第1に，イングランド，ウェールズ，スコットランド・ローランズの領土が，その住民数（900万人）の$\frac{1}{5}$に相当するアイルランド，スコットランド・ハイランズからの移民（180万人）に対して食料を十分に供給できる。換言すれば，移民を受け入れる領土（土地）は農業生産性の程度が現在と変わらない状態で，現在よりも$\frac{1}{5}$だけ多い住民を扶養することが可能である。第2に，この移住によりアイルランド，スコットランド・ハイランズに置き去りにされる，移動が不可能な不動産物件（主に土地と家屋）の価値の大きさが，移民を受け入れる諸地域（イングランドなど）における，この移住によって生じる土地の価値の増加の大きさよりも小さいこと。換言すれば，この移住により，イギリス全体における不動産（土地・家屋）の価値が減損しないこと。これら二つの条件が満たされることは，証明される。したがって当の提案は実行可能である。その証明は次のとおりである。

第1の条件の証明。イングランド，ウェールズ，スコットランド・ローランズは，約3,600エーカーの土地を含んでいる。その土地面積は成人（男性・女性）および子供1人当たりの平均では，4エーカー（＝3,600万エーカー÷900万人）である。これに対し，イングランドだけにおいては，住民1人当たりの土地面積は平均3エーカーである。すなわち，当の諸地域全体における平均値（4エーカー）よりも，1エーカーほど狭い。ところがイングランドでは現在，その住民は食料を

豊富に供給されている。そうであるとすれば，1人当たり平均4エーカーの土地は，人口が現在の$\frac{1}{5}$ほど増加しても，すべての住民に穀物・肉・バター・チーズなどの食料を十分に供給できるであろう。

ペティはここで領土と人口との関係について，次のように述べている。「イングランドにたったの1人しか住んでいないと仮定する。そうであるとすれば，全領土の恩恵は，その1人の生計（Livelyhood）にすぎない。しかし，別の人が加えられるならば，その同じ領土の収益（rent）と恩恵は2倍になるであろう。2人の人が加えられるならば，3倍になるであろう。それから，全領土が食料を供給できるほど多くの人々が，そこへ定住するまで加えられる」(9)。この叙述の意味はこうである。領土の価値の大きさは，それが支える人口との関係によって決まる。すなわち，領土の実質的な価値（≠価格）は，「何人の人々がそこで食料を与えれるのか」(10)，どれほどの人口（住民数）を扶養できるのか，ということによって決まる。したがって，広大で肥沃な領土であっても，それに見合っただけの人口がそこになければ，その価値は乏しい。ペティはこのような考えを前提にして，第1の条件の証明をおこなっているのである。イングランド，ウェールズ，スコットランド・ローランズの領土には現在，それが食料を供給して扶養できる人口規模に相当するほどに多くの住民が居住していない。したがって，「全領土が食料を供給できるほど多くの人々がそこへ定住するまで」，「貧しい惨めな農業」(11) を営んで生活しているアイルランド，スコットランド・ハイランズの住民を，吸収することが適切である。彼はこのような見解を抱きながら，当の提案が妥当であることを証明する分析を展開しているのである。

第2の条件の証明。アイルランド，スコットランド・ハイランズにおける，土地と家屋の貨幣価値は1,300万ポンドである，と推定される。移民（Transplantation）の実施に伴う費用は，総額400万ポンド以下である，と推定される。したがって，当の提案の実行に伴う損失は，総額1,700万ポンド（＝1,300万ポンド＋400万ポンド）となる。そうであるとすれば，この移民によって生じる利益が，その損失（1,700万ポンド）を超過するであろうか否か，ということが問題となる。算術的分析により，この移民による利益は損失額の約4倍（約6,930万ポンド）であり，その差額はプラスであることが証明される。したがって，この提案は実行して然るべきである，という結論が得られるのである。当の算術的分析の詳細は，次のとおりである。

イングランド，ウェールズ，スコットランド・ローランズにおける土地の地代総額は現在，1年当たり900万ポンドである，と推定される。その購買年数は$17\frac{1}{2}$年である。したがって，これらの諸地域における土地の価値総額は，現在1億5,750万ポンド（＝900万ポンド×$17\frac{1}{2}$年）である。そこで移民の実施により，これらの諸地域における人口が現在のそれの$\frac{1}{5}$（＝180万人）ほど増加する，と仮定する。そうすれば，地代総額は現在の$\frac{1}{5}$（＝180万ポンド）ほど増加して，1,080万ポンド（＝900万ポンド＋180万ポンド）となるであろう。また購買年数は現在（→$17\frac{1}{2}$年）の$\frac{1}{5}$だけ（→$3\frac{1}{2}$年）増えて21年になるであろう。その結果，移民の実施後における，これらの諸地域の土地の価値総額は2億2,680万ポンド（＝1,080万ポンド×21年）となること

が算定される。すなわち，当の提案に従って移民が実施されるならば，イングランド，ウェールズ，スコットランド・ローランズにおける土地の価値総額は，6,930 万ポンド（＝2 億 2,680 万ポンド－1 億 5,750 万ポンド）ほど増加することが，推定される。こうして結局，この移民によって生じる利益（6,930 万ポンド）は損失額（1,700 万ポンド）を超過していることが，明らかである。

ペティは第 2 の条件の証明を補足しながら，さらに次のように述べている。「土地の地代は……人々がより接近して共同生活をおこなうことにより，どんなふうに，どのようにして上昇するのか」[12]，と。すなわち，移民の実施による，イングランドなどの諸地域にける人口増加により，なぜその諸地域での地代が上昇するのか，と問うのである。彼はこの質問に答えて，「同じ土地へのほんの僅かの耕作の追加でさえ，$\frac{1}{5}$ 多い食料を産出するからである」[13]，と述べている。この叙述の意味は，こうである。人口が $\frac{1}{5}$（180 万人）増加したために，従来よりも $\frac{1}{5}$ だけ多い食料が必要になる。その結果，従来と同じ面積の土地（3,600 万エーカー）が，従来よりも $\frac{1}{5}$ だけ多く耕作されて，増加した人口（移民 180 万人）に対しても，食料が十分に供給される。この叙述が意味するところは大筋において，これ以外のものではない。そうであるとすれば，この叙述は当の質問に答えているとはいえない。それは地代（＝価格）が上昇する原因を説明したものではないからである。ここで説明されているのは，土地が住民を扶養する度合い（→農業生産高）が増大する原因について，すなわち ── 第 1 の条件の証明で述べられた ── 土地の実質的価値が増大する原因についてだからである。

F・E・マニュエルと F・P・マニュエルによれば，「偉大な夢想家（ユートピアン）は逆説的にも，偉大な現実主義者（リアリスト）であった」[14]。ペティはもとより夢想家ではない。二分法に従えば，彼は明らかに現実主義者である。ところが，マニュエルが示唆しているように，夢想家と現実主義とは必ずしも対極に位置していない。双方は逆の方向を見つめながらも，背中がくっついた表裏の関係にある場合がある。第 4 章の余論は，ペティ自身が認めているように，夢想家によって書かれたユートピ的理想の政策論である，といえる。ここでは，言葉よりもむしろ数字を駆使しながら「夢か空想」が語られている。政治算術を操りながら，政治体を大改造する夢が描かれている。したがって，ここで展開された算術的分析は綿密ではなく，掲げられた提案は明快ではない。その分析は際だって粗雑であり，その提案は茫漠としていて捉え難い。そもそも大幅な領土の縮小という大胆な提案を，きわめて単純で抽象的な算術的分析を踏まえて掲げるというのは，筋違いである。そのような提案を軽々しく実行するというのは，常軌を逸している。しかしながら，この提案が孕む瞭然たる欠点や難点は，ペティ自身が十分に承知しているところであった。そのために，この余論は「冗談めいた，恐らくは馬鹿らしい」[15] ものであり，そこでは「理性的な提案といよりは，むしろ夢か空想」が語られるにすぎないと，彼は前置きしたのである。とはいえこの余論は，そのすべてが荒唐無稽で愚にも付かないものではない。その提案は，全面的に確実な根拠を欠いた，単なる夢であるわけでは決してない。ここでも夢と現実とが交錯していることが，看過され

てはならない。国力・経済力の強化策として掲げられた当の領土を縮小する提案が，先行する諸章での分析結果を拠り所にして掲げられていることが，留意されるべきである。この提案はユートピ的理想であるとはいえ，領土が国力・経済力の大きさを決定する要因ではないという，算術的分析の結果を踏まえて掲げられたものであることが，看過されてはならない。確かにペティはここで，領土を縮小するという当の提案それ自体が，実際に実行されるべきであるとは，考えていない。それは彼にとって，非現実的な願望にすぎないからである。ところが，彼は他方で，何らかの現実的な方策を講じて，この国の領土の規模をもっと縮小する必要があると考えている。少なくとも，国力・経済力を強化するには，人口が過剰の状態ではない限り，領土を縮小する必要があると考えていることは，確かである。実際のところ，ペティは次のように述べている。この国の人々が富裕になるためには，移住によって人口密度を高める必要がある。人々は人口密度が低い未開の田舎よりも，密度が高い都市や町における方が，より多くの商品を消費して，より大きな消費量（＝消費者需要）を生み出すからである，と。また，ネーデルラント連邦共和国の例が示しているように，人々は接近して共同で暮らす方が，統治の経済的負担が軽いから適切である，と述べている(16)。

ペティは三列強の国力・経済力を比較分析して，交易が国力・経済力の究極的要因であるという結果を得た。また，この分析結果を踏まえ，交易の拡大を促すことを，最も重要な国力・経済力の強化策として掲げた。さらに彼が，イギリスの経済的・社会的事象を現状分析したところによれば，この国には海外交易（外国貿易）を拡大するための諸条件が整っていた。とりわけ，その交易を推進するのに必要な商業資本は，十分に備わっていた。要するに，彼は算術的分析により，この国には国力・経済力の強化にもとづいて，世界の商業的至上権を獲得する可能性が秘められていることを，明らかにした。しかも『賢者』の分析では，税制改革にもとづいて戦費調達能力を高めるならば，きわめて強大な海軍力を備えることが可能であることを，明らかにした(17)。

ペティが『政治算術』において展開した算術的分析と，その分析を踏まえて提案した強化策とは，以上のように要約できる。この限りにおいては，ペティはあたかも，イギリスが全世界を支配する覇権国になるための政治・経済構想を，抱いていたかのような印象を受ける。彼が提案した国力・経済力の強化策が実施されるならば，この国は世界の各地に進出し，植民地を開拓して，領土を拡張することが可能であるように思えるからである。ところが，第4章の余論は，そのように解釈することが誤りであることを明示している，といえる。そこでは，植民地を放棄して領土を縮小することが，国力・経済力の強化策として提案されているからである。この国においては，領土の拡張は国力・経済力の強化ではなく，弱化の原因となることが示されているからである。そうであるとすれば，イギリスが領土・人口の規模を拡大して，フランスに匹敵するような大国に成長するという構想を，ペティが抱いていたとは思えない。そうではなく彼は，この国が領土・人口の規模は小さいけれども，国力・経済力は大きい強国になるべきであるという構想を抱いていた，と解釈できる。

ペティは要するに，オランダの経済システムをモデルにして，イギリスが強国に成長する構想を抱いていた，といえる。国産の財貨を輸出するのではなく，他の諸国から輸入した諸商品を他の諸国に輸出する。そのような国際的仲継貿易にもとづいて，経済的繁栄を図ろうとする経済システムである。このようなオランダ型のシステムにおいては，国内製造業の発達を支えるために，植民地を開拓して，原料供給地と海外市場とを確保する必要性は乏しい。海外において貿易の拠点を築くことは不可欠であっても，広大な領土を保有することは重要ではない。ペティが国力の強化策を掲げたのは，この国が強力な海軍力を行使して，海外交易の発達に不可欠なネットワークを手中に収めるためであった，といえる(18)。いうまでもなく，国力と経済力とは相互依存の関係にある。したがって，強力な政治力・軍事力を働かせて商業的至上権を掌握すれば，海外交易の拡大を促進して，経済力を強化することができる。ところが，交易の発達を通じて経済力を強化すれば，それを通じて国力（政治力・軍事力）をいっそう強化することが可能となる。ペティはこのように思考を巡らしながら，海外交易を促進する政策的立場から，国力の強化策を重視したのであった。

ところが留意すべきは，ペティが政治算術を考案した最終の目的は，イギリスが国力・経済力を強化して強国になることではない。彼が算術的分析を踏まえて提案した国力・経済力の強化策は，実は国力の強化を究極の目標にしていない。というのは，この方策が直接の目的とする国力・経済力の強化は，彼の構想においては，別の究極的目標を実現するための手段にすぎないからである。そもそも彼には，「国家への関心は，他のすべての顧慮に優先すべきである」という，「国家理性」（*La raison d'État*）(19) の観念は窺えない。「経済活動を，［一方的に］国家の力に奉仕させるように据える」(20) べきである，という見解は見られない。そもそも実際のところ，経済力だけが一方的に国力の犠牲になるということは，ありえない。国家間の争いが熾烈であった，この重商主義の時代に，経済力が国力の援護なしに強化されることは，不可能であったからである。海外交易の発達を促進するためには，海軍力のサポートが不可欠であったからである。すなわち，双方の関係は実際のところ相互的であったからである。ところがペティは，国力と経済力とのどちらの強化をも，政治算術の最終の目的であるとは考えていない。むろん彼にとって，国力・経済力は極めて重要な事柄であった。けれども，彼は政治算術の究極の目標を定めるにさいしては，もう一歩前進した地点に立っている。すなわち，政治算術の究極の目標は，国力・経済力を強化することではなく，国民の安寧秩序を保証することであり，前者は後者を成し遂げるために必要な手段にすぎない，と考えているのである。彼は『政治算術』の末尾で，次のように述べている。政治算術が意図するところは，「公共の安全（Common Safety），および各人それぞれの幸福（Happiness）のために，統一・勤労・従順がもたらす多大な効果を明らかにする」(21) ことである，と。この叙述はあまりに簡素で，それが意味するところはさほど明瞭ではない。しかしながら，彼がここで，政治算術の究極の目標は「公共の安全」と国民の「幸福」との実現にある，と言明していることは明らかである。この言説は，国民の生命・財産の安全を確保し保証すること

が統治の目的であるという，ホッブズの見解を彷彿とさせる(22)。ペティはそのような安寧秩序を創出するには，その大前提として国力・経済力を強化することが不可欠である，と考えたのであった。また，そのような基本的見解にもとづいて，政治算術を駆使しながら，国力・経済力の強化策を提案したのであった。

（1） Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 285. 邦訳，97 頁。
（2） *Ibid*. 邦訳，同上。
（3） *Ibid*. 邦訳，同上。
（4） *Ibid*., pp. 285–6. 邦訳，同上。
（5） *Ibid*., p.286. 邦訳，96 頁。
（6） *Ibid*. 邦訳，98 頁。
（7） *Ibid*. 邦訳，同上。
（8） *Ibid*. 邦訳，同上。
（9） *Ibid*. 邦訳，98–9 頁。
（10） *Ibid*. 邦訳，99 頁。
（11） *Ibid*., p.289. 邦訳，104 頁。
（12） *Ibid*. 邦訳，同上。
（13） *Ibid*. 邦訳，同上。
（14） Frank E. Manuel and Fritzie P. Manuel, *Utopian Thought in the Western World*, Cambridge, Massachusetts: The Belknap Press of Harvard Univ. Press, 1979, p. 28.
（15） Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 285. 邦訳，97 頁。
（16） T・マコーミックによれば，当の提案は必ずしも単なる夢想ではない。ペティはこの提案で示された「夢か空想」の構想を抱きながら，それを起点にして「現実的で，自然的で，必然的な［アイルランドとイングランドとの］連合（ユニオン）という目標」に向って，歩み始めているからである（Cf. Ted McCormick, *William Petty and the Ambitions of Political Arithmetic*, Oxford and New York: Oxford Univ. Press, 2009, p. 186）。また H・グーデイは，ペティを「植民地主義者」（colonialist）と捉え，『政治算術』や『アイルランドの政治的解剖』の言説を「植民地の文脈」のなかで解釈している。それによれば，「アイルランドの人口のイングランドへの大規模な移転」という当の提案は，実際のところは「夢か空想」ではない。それは「アイルランド国民の経済的・社会的・文化的伝統を抹殺しようと意図する，実践的で冷酷な性質」を帯びた企画である（Cf. Hugh Goodacre, *The Economic Thought of William Petty: Exploring the Colonialist Roots of Economics*, London and New York: Routledge, 2018, p. 34, 38）。しかしながら，このグーデイの解釈には同意できない。ペテイがここで提案しているのは，第 5 章における第 3 の「障害」を克服する提案が示唆しているように，アイルランド（およびスコットランドのハイライズ）とイングランドとの「比例的混合」，すなわち互恵的な政治的・経済的融合を主眼とする「連合（ユニオン）」の形成であり，前者を後者に強制的・暴力的に吸収する合併ではないからである。なお，ペティによる当の「連合」の提案に論及した文献として，さらに次のものがある。Aida Ramos, *Shifting Capital : Mercantilism and the Economics of the Act of Union of 1707*, Palgrave Macmillan, 2018, Ch. 3.
（17） 本稿，第 7 章を顧みよ。
（18） ペティは，この国が政治力・軍事力を強化して商業的至上権を手中にしたとしても，国際的勢力を著しく拡大すべきであるとは考えていない。彼は『賢者』の末尾で，次のように述べている。「われわれは何時，この偉大な勤労活動［＝経済活動］を止めるできであろうか。私は次のように応える。われわれが等差比例と等比比例との双方において，どの近隣諸国よりも確かに多くの（たとえ僅かば

かりでも）貨幣を持っているときである。（すなわち）われわれに，より長年の余分の蓄えと，より多くの当面の財産があるときである」（Petty, *Verbum Sapienti*, op. cit., p. 119. 邦訳，193–4 頁），と。すなわち，この国がオランダやフランスのような隣国よりも，僅かばかりでも多くの貨幣を蓄えるに至ったときには，国民は経済活動を停止すべきである，というのである。彼はここで，特定の覇権国が世界市場を支配するという状態は，ヨーロッパ世界における海外交易の繁栄にとって好ましくないという見解を，漠然とながら示しているといえる。

（19） Heckscher, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 5.

（20） *Ebenda.*

（21） Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 313. 邦訳，148 頁。

（22） Cf. Hobbes, *Leviathan*, op. cit., Part Ⅰ, Ch. 13, 14, 15. 邦訳(1)，第 1 部，第 13・第 14・第 15 章。

第 15 章　政治算術の再解釈と再評価

マルクスは『経済学批判』において，ペティを「イギリス経済学の父」と呼んで高く評価している。また彼は，エンゲルス『反デューリング論』第 2 編・第 10 章として執筆した論説「『批判的歴史』から」においても，同じ立場から「近代経済学の創始者ペティ」（Begründer der modernen politischen Ökonomie, *Petty*）[1] と呼んでいる。そればかりかこの論説には，ペティに対する絶大な敬意を込めて記された，「この最も天才的で最も独創的な経済学者」[2] という言葉も見られる。このようにマルクスが，ペティを経済科学の創始者として高く評価したことの理由には，幾つかがある。けれども，ペティが「政治算術」（Politischen Arithmetik）という「方法」（Methoden）[3] を考案したことが，その重要な理由であることは間違いない。マルクスは，「ペティが雄大な筆致で描いてみせた［政治算術における］目標」[4] に注目したのである。その目標とは，「独立の科学として分離した……形態」[5] としての経済科学の形成である。

ペティが方法において，経済科学の形成に貢献したことに関心を寄せた人物は，マルクスだけではない。比較的最近になって T・ハチスンは，ペティが方法論の点で斯学の創成に寄与したことを力説している。経済科学の方法を開拓して，斯学に科学的基礎を据える役割を果たしたことに，焦点を当てている。「サー・ウィリアム・ペティは［これまで］……近代経済学の創始者（a, or the, founding father of modern political economy）として認められてきた」[6]。彼はこのように指摘して，ペティが学史のうえで高い地位にランクされていることを確認したうえで，次のように記している。「私がペティの創始者としての役割を強調したいのは，とりわけ方法論の観点からである」[7]，と。「ペティの著作は，挑戦的で根本的な方法論的革新という理由により，経済思想・理論史のうえに新しい出発点を印している」[8] というのである。もっとも，ハチスンによれば適切にも，ペティが考案しようと意図した方法は政治算術だけではない。彼には「より経験的で数量的なアプローチ（empirical and quantitative approaches）と，……より先験的で幾何学的・演繹的な態度（*a priorist*, geometric or deductive posture）とのあいだでの，方法を巡る葛藤」[9] が見られる。すなわち，政治算術と幾何学という二つの異なる方法論的立場を

往反しながら，斯学の形成に取り組んでいるのが見られる，というのである。それはともかくハチスンによれば，ペティが「経済学の発展に目ざましい創造的勢いを与えた」[10] のは，政治算術の考案などによる「方法論的革新」[11] を遂げることを通じてであった。

ところがペティの政治算術は，これに関心を寄せた後世のすべての経済学者や歴史家によって，その意義が積極的ないし肯定的に評価されてきたわけではない。L・スティーヴンは『18 世紀イギリス思想史』で，科学者としてのペティに敬意を払いながら次のように記している。「ひじょうに独創的な著作家サー・ウィリアム・ペティは，この幼弱状態の科学［＝経済学］に，政治算術（Political Arithmetic）という意味深長な名称を与えた」[12]，と。ところがスティーヴンは，ペティの政治算術そのものに対しては，さほど高い評価を与えていない。その詳細は，こうである。「当時存在していた資料にもとづいて，国の人口，地代総額，輸出・輸入総額，国家および諸個人の収入総額を確認することは，為政者にとって本当に関心のある問題であった」[13]。政治算術はその問題に応えながら，「データから結論を導き出す仕事」を遂行した。しかしながら，この算術は「実際のところ，統計学部門として存在したにすぎず」[14]，経済学（political ecomomy）といえるほどのものではなかった。

R・H・トーニーは，政治算術に大きな関心を寄せている人物の一人である。けれども彼も，その考案を経済科学の発達に貢献した功績として高く評価していない。彼は『宗教と資本主義の興隆』において，当の算術を賞讃しないどころか，むしろ嘲罵の対象として批判している。このトーニーの書物に「ペティの政治算術」という言葉は見られない。けれども彼は，この算術の目的が何であるかを説明するさいして，ペティの『政治算術』の叙述を直接引用している。したがって彼が政治算術を論じるとき，ペティのそれを念頭に置いていたことは，確かである。トーニーによれば，「政治算術」（Political Arithmetic）は王政復古期に，中世以来の伝統的な社会理論に代わって，人々の経済行為に影響を与えるようになった「新しい科学」[15]（new science）である。ところが彼においては，政治算術は人々の富裕や安寧を実現する科学ではなく，彼らの経済的利己心にもとづく自由な活動を容認する教理として取り上げられている。彼がこれに批判の矢を注いでいるところの詳細は，次のようである。

かつてこの国には，「宗教的社会理論」[16] ともいうべき教理があった。中世の教皇が定式化し，スコラ学者が詳説した経済行為の倫理に関する理論である。この国では，人々の経済行為は 16 世紀中頃に至るまで，この「キリスト教世界の伝統的な経済倫理」[17] によって制御されていた。したがって人々は，欲望の充足でなく，神によって課された義務を履行することが，人間の至福であるという教えに即して，自身の経済行為を律していた。ところが 16 世紀半ばを過ぎた頃から，この伝統的な宗教的社会理論は急速に足元を揺すぶられるようになった。人々は「経済関係と社会秩序を定める基準」を，従来のように「国教会が保護し擁護している真理」に求めるのではなく，「実際的な便宜主義」に則して定めるようになった[18]。自分自身の経済行為を道徳的に制約する教理を離れ，それに代えて，経済的利己心とそれにもとづく自由な経済行為を容認する

理論を求めるようになった。このような社会現象が現れた背景には，その頃，「商業による文明化」[19] が急速に進展して，それまで一固まりであった，人々の「生活における宗教的・政治的・経済的諸側面が解きほぐされた」[20] ということがあった。いずれにせよ王政復古の時代を境に，中世以来の伝統的な社会理論は消滅したのである。

王政復古の時代には，新しい世俗的社会理論が一般的教理として受け入れられた。それは「経済的個人主義の理論」[21] ともいうべき，経済行為に関する社会理論であった。この理論の特徴は，伝統的理論が拠り所とした「経済的公平の客観的基準」[22] というものは存在しないと理解した，という点にあった。したがって，利己心にもとづく経済的行為に対して道徳的制約は設けられるべきではなく，欲望を充足するための自由な活動は容認されて然るべきである，とそれは説いた。この理論はカルヴァン主義に源を発し，宗教改革後に徐々に勢いを強めながら，人々の心に着実に浸透した。このような新しい社会理論が広く受容された 17 世紀中頃には，「非人格的な金融，世界市場，資本制的産業組織」[23] が，かなり発達していた。「商業の拡大によって，富と勢力をさっさと手中にした諸階級」[24]，「決して実直ではない実業家」[25]，そのような猛々しくて節操のない人々が華々しく活躍していた。このような人々によって，キリスト教世界の旧来の経済倫理が受け入れられるはずはなかった。慈善や良心や相互扶助の精神にもとづく経済行為が，彼らによって示されるはずはなかった。彼らが精神的拠り所として求めていたのは，「経済活動の活力（エネルギー）」[26] となる，「現実主義の知性」[27] を吹き込まれた社会理論であった。進歩的な経済理論家や政治評論家によって唱道されていた，新しい世俗的な社会理論であった。このような新しい社会理論が広く人々の心を捕らえつつあった王政復古の時代に，その理論を具現する新しい科学として形成されたのが，政治算術であった。「経済学者が信奉する，自然発生的で，教理として説かれていなかった個人主義に，理論的正統性の印章を貼る」[28] 役目を担って，この算術は形成されたのである。こうして「政治算術は，1660 年よりのちに流行となった」[29]。それだけではない。この新興の政治算術は経済的個人主義を鼓吹する一般的教理として，「18 世紀における社会思想の基調を定めた」[30]。そのために，この国の「未来は……政治算術という新しい科学とともにある」[31] と，広く考えられるようになったのである。

ベーコンは『学問の進歩』で，学問の発達を妨げる原因の一つとして，「二つの極端なものを極端に愛すること」[32] という性癖を挙げている。その二つの極端なものとは，「古さ」（Antiquity）と「新奇さ」（Novelty）である。これらは互いに真っ向から対立する性質のものである。「古さは，新しいものが付け加わることを妬み，新奇さはそれが付け加わることに満足せず，古いものを抹殺せずにはいられない」[33]。ところが，学者が古いものか，新しいものかのどちらか一方だけを極度に愛好するならば，それは学問の「病的な状態」であり，その進歩を妨げる原因になる，というのである。このベーコンの言説に準（なぞら）えていえば，伝統的な宗教的社会理論は古いもので，新しい世俗的な理論とそれを具現した「政治算術」とは新しいものである，といえるであろう。双方は思潮における「古さ」と「新奇さ」として互いに相容れない関係にあったから

である。またトーニーは，一方で「古さ」を愛し，他方で「新奇さ」を嫌悪する立場から，歴史を記述しているといっても過言ではないであろう。彼においては，古い社会理論が尊重される一方で，新しい理論が極度に忌まわしいものとして退けられているからである。新しい経済的個人主義の理論とそれを具現した政治算術とが，伝統的なキリスト教世界の経済倫理を蹂躙した，おぞましい新奇なイデオロギーとして，描かれているからである。

確かに，伝統的なキリスト教の教理を尊重する者の眼には，政治算術を考案したペティは侮蔑に値する人物として映ったかも知れない。その理由はこうである。ベーコンは哲学者として，「創造主の栄光のために」探究するという姿勢を示した。ところが，ペティはベーコン主義者であるにもかかわらず，そのような師ベーコンが示した態度を積極的には採らなかったからである。ベーコンは，「神の属性と行為のなかに，原型的な，最初の拠り所となる知識の尊厳を求めることにしょう」(34) と言明した。ところがペティの業績に，この師の教示に従って知的活動をおこなうという意思を示した形跡は，窺えない。ジョン・ウィルキンズやロバート・ボイルは「キリスト教徒の科学愛好家」（Christian virtuoso）として，「霊的な力」を信じ，自然の運行は神の摂理によってコントロールされている，と考えた(35)。ところがペティは，彼らと同じ王立協会のメンバーであったけれども，キリスト教の教義を信奉する立場に立って科学的探究をおこなうことは，むしろ好ましくないと考えた。そればかりか彼は，キリスト教徒の科学愛好家が忌み嫌っていた，ホッブズの機械論哲学から強い影響を受けながら，政治的・経済的議論を展開した。ところが留意すべきは，ペティが考案した政治算術は，経済的・社会的事象を客観的に分析把握することを目的とする，科学的探究方法である。それは，どのような政治的・宗教的・道徳的思想や価値観とも繋がりをも持たないことを信条とする，新しい科学である。「人々の変わりやすい心・意見・欲求・情念」(36) には関知しない科学である。したがってこの算術においては，何らかのイデオロギーを積極的に承認したり，唱道したりすることは意識的に避けられる。トーニーが理解するところによれば，「政治算術は，新しい計算法（calculus）を非人格的な経済諸力（economic forces）に適用する科学者として，経済現象を担う」(37)。トーニーによる政治算術の理解は，この限りにおいては適切であるといえる。政治算術が，様々な経済主体が織りなす非人格的な経済的事象を算術的に分析する技法であることは，確かだからである。ところが，この算術は利己心にもとづく経済行為を分析対象に含めるけれども，トーニーが誤解しているように，そのような行為を容認したわけではない。ましてや，そのような行為の精神的支柱をなした経済的個人主義を，理論・思想的に擁護して唱道したわけではない。政治算術はあくまでも科学的な分析方法であって，新しい世俗的な社会理論を具現する科学ではないからである。トーニーによる政治算術の理解には，明らかに的外れであるといえる面が，少なからず見られる。彼によれば，政治算術は 18 世紀の社会思想の基調を定めた。ところが実際には，この算術は 17 世紀末に C・ダヴナントによって継承されて以降は，社会・経済思想史のうえにさほど大きな影響力を及ぼしてはいない。トーニーによれば，「アダム・スミスよりも前のイギリスにおける，政治算術の最も

重要な擁護者は……聖職者の［ジョサイア・］タッカー博士であった」[38]。ところが，そのタッカーはW・ウォーバートンによって「商売を宗教にしている」と揶揄された政治・経済著作家であったけれども，政治算術家ではなかった。こうして，政治算術はトーニーにより結局，経済的個人主義を攻撃するための標的藁人形にされている，という印象を拭いきれない。

P・ディーンによれば，「政治算術」はペティによって造り出された用語である[39]。ところがフィッツモーリスによれば，この用語そのものは，王政復古期の頃にはすでに広く用いられていたようである[40]。しかしながら，「政治算術」を経済分析方法という意味を持つ用語として，最初に用いたのはペティである。彼はベーコンの帰納法哲学に依拠して経済分析方法を考案し，その分析方法を「政治算術」と命名したのである。いずれにせよ，ペティの政治算術は学史のうえにおいて最初に考案された，本格的な経済分析方法であった。彼はこの科学的探究方法を用いて経済的・社会的事象を分析することにより，経済科学という新分野を開拓することができたのである。ところが，政治算術が有するこのような革新的な内容と学史的意義は，これまで広くかつ十分に理解されてきたとはいえない。この算術はスティーヴンによれば，経済科学とは異質の統計的手法にすぎない。トーニーによれば，時流に身を委ねた，科学とはおよそ無縁な世俗主義的社会理論にすぎない。このような双方の解釈に共通しているのは，当の算術を科学的探究方法としては見ていないという点である。ところが，このような皮相な批判的解釈は，双方によるところをも越えて，比較的幅広く浸透しているように思える。そこでここでは，このような解釈史の事情をも勘案して，ペティの政治算術をベーコンの帰納法哲学と比較対照しながら，理論的に整理しておきたい。そのような作業を通じて，この算術が科学的探究方法であったということを確認したい。ひいては，この算術的技法を踏まえて，経済科学の形成が試みられたということを明確にしたい。

ペティが『政治算術』で分析対象にしているのは，三列強（オランダ・フランス・イギリス）の国力である。しかし実際のところ，国力の大きさは経済力の大きさや状態によって決まる。そこで，彼は国力の大きさを把握するために，実際には三列強の経済力を分析している。自らが考案した算術的方法を用いて，これらの諸国における経済的・社会的事象を分析している。こうして政治算術は，経済分析方法として展開されることになったのである。その算術による分析は，より具体的には，次のような段階を踏んでおこなわれている。

まず，経済的・社会的事象を観察して，データを収集する。ただし，この最初の段階の分析的作業は，『政治算術』の叙述の背後でおこなわれている。したがって，その作業の展開は叙述の表面には現出していない。そのような作業は，C・チッポラが指摘しているように，この書物の舞台で繰り広げられている論究を，舞台の真向かいではなく袖から覗き見ることによってのみ，垣間見ることができる[41]。

ベーコンの帰納法哲学においては，事物を実験にもとづいて観察し，その結果を記録して「自然誌」を作成するという作業が，最初におこなわれる。そこで政治算術による分析的作業は，ベー

コンの方法に倣って，事物を観察してデータを収集することから始められている。ところが政治算術においては，観察の対象が自然現象ではなく社会現象であるから，実験にもとづく観察はおこなわれない。社会現象を分析対象とする政治哲学（社会科学）においては，自然哲学におけるように実験をおこなうことは，もとより不可能である。したがって政治算術においては，実験を媒介しない観察だけによってデータが収集される。事物を観察し，観察した結果を記録するという作業だけを通じて，データが集積される。また，その集積されたデータは，系統的に整理され分類され，「自然誌」として編纂される。

『政治算術』においても，むろんデータの収集から作業が始められている。ところが，この書物で用いられているデータは，ペティによって作成された資料ではない。彼によって観察された結果が，彼自身の手によって記録され，集積された資料ではない。そうではなく，経済的・社会的事象の観察を踏まえて収集された，その観察の結果と直接・間接的に関連する既存の文献である。その文献が何であるかは，明確には分からない。けれども，おおよそ次のような二種類の文献からなることは，間違いない。一つは，E・チェンバレン，W・アグリオーンビー，N・ブゾーニュ，W・テンプルなどによる，列強の国情を記述した著作である。もう一つは，教会区記録簿，「死亡表」，租税収入報告書のような公文書である。『政治算術』においては，「数・重量・尺度」を用いて論究が進められる。したがって，ここで利用されるデータは，原則として統計資料に限定されるであろう。ところが，これらの文献はすべてが数量的な性質のものではない。いずれにせよ，この書物で用いられているデータは，質的にも量的にも極めて不十分であるといわねばならない。しかしながら，このような使用されたデータに不備な点が数多くあるということは，ペティ自身が十分に承知していたと思える。とりわけ，ここで収集されたデータが，彼自身の手によって作成することが意図されていた「自然誌」とは，程遠い貧弱な内容であったことは，強く意識されていたと思える。その理由はこうである。彼は『ハートリブ氏への助言』（1647 年）において，科学的探究の礎をなす「交易誌」の作成を提案しているからである。この交易誌とは，手工業において職人が実験を試みながら営む生産的活動の様相を記録した，交易に関する自然誌である。また，彼は『政治算術』の執筆を始めた 1671 年に，「イギリスにおける国民・植民地・貿易に関する全記録」という表題の統計的資料が，公的機関の主導により大規模なチームワークで作成されるべきことを，提案しているからである。この統計的資料の具体的な内容は定かではない。けれども，その提案が国勢調査や国民経済計算のようなものの実施を要請したものであることは，確かである。いずれにせよペティは，「交易誌」や「イギリスにおける国民・植民地・貿易に関する全記録」のような，周到に準備された膨大な統計データに依拠して初めて，国力・経済力の算術的分析が十分におこなわれると考えていたのであった。

次に，収集されたデータ（＝自然誌）を帰納推理を働かせながら分析して，一般的命題を導き出す。この第二段階の分析的作業は，『政治算術』では文字と数字とを交錯させながら可視的に展開されている。ベーコンの技法においては，このデータから命題を引き出す作業は，新たな実

験を交えながら繰り返しておこなわれる。まず，データを帰納的に分析することを通じて，低次の諸命題を数多く導きだす。次に，その中間の諸命題が指示するところに従って新たに実験をおこない，新たにデータに集積する。そのような，帰納推理による個別的事物から命題への上昇と，実験を通じての命題から事物への下降という道程を繰り返し往復しながら，低次の中間の諸命題から，最も高次の一般的な命題に向かって徐々に進むのである。

『政治算術』においては，実験はおこなわれていない。けれどもこの第二段階の作業は，ほぼベーコンの指示に従って展開されている。したがってここでも，多数の個別的事物についてのデータを分析することから，作業が始められている。その作業の対象となっているデータは，主に国力・経済力の大きさを左右する経済的・社会的事象に関するものである。具体的には，三列強における交易（トレイド）（産業活動）の状態と直接・間接的に関係する，一群のデータである。領土面積，人口，収穫高，住居・船舶・輸出商品の価値，徴税額，防衛費などに関するデータである。ベーコン哲学においては，自然的事象に関するデータを踏まえて，自然界についての「確実で間違いのない，完全な知識の体系を構築する」[42] ことが，目標とされる。『政治算術』では経済的・社会的事象のデータを分析して，列強における国力・経済力の状態を的確に把握することが，求められている。ただしここでは，ベーコンにおけるような絶対確実な知識ではなく，蓋然的なそれを獲得することが，目標とされている。いずれにせよ，自然界ないし人間界についての，確実であれ蓋然的であれ，信頼できる知識を獲得するためには，諸事象に関する経験的データを踏まえて，知的な精神の作業をおこなわねばならない。収集されたデータを「一群の単純な規則」[43] を用いて帰納的に分析することを通じて，一般的命題を導き出さねばならない。『政治算術』においても，このようなベーコンの技法に倣って，データから命題を引き出す作業がおこなわれている。オランダの経済システムを理論的枠組み（＝規則（ルール））として用い，算術的方法を駆使してデータを数量的に分析しながら（加えたり引いたり，掛けたり割ったりしながら），一般的命題を導き出す作業がおこなわれている。ここでは，人間界の社会現象が対象であるから，その作業にさいして実験はおこなわれていない。けれども，データ（個別的事物）＋帰納推理（論理的推理）→命題（一般理論）という帰納法の道筋が，確かに整えられている。

ベーコンの帰納法においては，膨大なデータから，事物の本質に関係する要素だけが抽出される。そのような事物の解剖により，事物は切り裂かれて，それを構成する偶然的な事柄は取り除かれる。このような作業を繰り返すことによって，事物は徐々に単純な本性に還元されていき，最終的にその事物の真の原因（＝「形相」）が発見される。ここで探求されるのは，事物の原因，すなわち「見ることのできない自然の過程と構造」であり，事物の具象的な性質ではない[44]。したがってこの技法は，カラスのデータを収集し，その共通項（羽根が黒色）を見出して「カラスは黒い」と言明する，単純な枚挙による帰納（induction by simple enumeration）とは，根本的に性質が異なる[45]。『政治算術』においてもベーコンの技法に従って，国力・経済力の原因が探求されている。そもそも政治算術は，「自然のなかに実際に見ることができる基礎をもつよ

うな原因だけを考察する」[46] ことを，目的としている。すなわちこの算術においては，感覚器官によって観察できる，自然のなかに存在の拠り所をもつような原因だけが，探求されている。したがって，たとえば国民の武勇精神は，戦争の勝敗を決する要因として，国力（軍事力）と関係があるかも知れないけれども，ここでは考察の対象から外される。たとえ，武勇精神が国力の原因であるとしても，その原因が五感で把握できない，「人々の変わりやすい心……に存在の根拠をもつような原因」である限りにおいて，探究の対象とはならない。それはともかく，『政治算術』には 10 の章があるが，その諸章のタイトルとしてそれぞれ一般的命題が掲げられている。各章の本文ではその 10 の命題が真であることを証明する作業が，それぞれおこなわれている。第 1 章には，「小国および少数国民がその立地条件・交易・政策により，富と力において，それよりも遙かに多数の国民と大きな領土に匹敵することはありうる」というタイトル（＝一般的命題）が，付されている。その本文では，この命題が真であることを証明するために，算術的分析にもとづいて，「富と力」（＝経済力と国力）の原因を探求する作業がおこなわれている。オランダとフランスの経済力を比較分析することを通じて，そのような算術的作業が展開されている。その結果，立地条件（海洋国）・交易（海運業）・政策（宗教的寛容）が国力・経済力の原因であるという結論が，導き出されている。たとえオランダのような小国でも，フランスのような大国よりも大きな国力・経済力を有することが可能であるという趣旨の当の命題は，このような結論を踏まえて掲げられたものである。

政治算術は国家社会（コモンウェルス）の経済的・社会的事象を，方法論的基礎を踏まえて包括的に分析把握しようという意図をもって考案された，最初の分析方法である。『政治算術』はこの経済分析方法が本格的に実践された最初の書物である。そのためにその分析的作業には，方法論のうえでの不備や欠陥が数多く見られる。そのなかでも，とくに顕著なものは，収集されたデータが質量ともに不十分で，データ分析に用いられた理論的枠組みが不適切である，という点である。政治算術は社会的事象の数量分析という点で，グラントの人口統計学という先駆けから直接的に大きな影響を受けている。しかしながら，設定された問題の大きさ，収集されるべきデータの量，採用されるべき分析的枠組みの複雑さという点において，グラントの統計学とは技法のレベルが決定的に異なる。そういう意味で，政治算術はまったく前例のない新しい方法論的試みであった，といえる。そうであるとすれば，この算術に不備や欠陥が多く見られ，その分析が正確性を欠いた曖昧なものであるとしても，それはむしろ当然といって然るべきであろう。ところが，このような事情はペティ自身が少なからず認識していたと思える。『政治算術』には，「私の……議論が依拠している……観察や命題は真理であるか，あるいは［真理ではないとしても］明白な誤りではないものである」[47]，という叙述が見られる。ここで彼は遠回しにながら，自身の算術的分析が決して完璧なものではなく，それによって導き出される命題が誤りであるかも知れないことを吐露している。

ベーコン哲学においては，絶対確実な一般的命題を掲げることが最終目標である。しかし，そ

のような到達点に至るまでの道程（みちのり）は遠くて険しい。そこに至るまでには，何度も実験をおこなってデータを集積し，何度も命題を導き出して，それを更新するという作業を継続しなければならない。このような事情は，実験がおこなわれない政治算術においても，基本的に同じである。ベーコンの方法を継受したこの算術においても，真実性の高い一般的命題を導き出すためには，同一の作業を繰り返しておこなうという営為がなされねばならない。確かな証拠はないけれども，ペティは『政治算術』で掲げた（10 の）諸命題を踏まえて，新たな分析的作業を始める心積もりであったように思える。先に引用した叙述に続けて，彼は次のように述べている。「たとえそれら［＝本書で掲げた諸命題］が誤りであるとしても，それらを根拠にして展開される［新たな］議論を台無しにしてしまうほどの誤りではない。それどころか……私が［獲得しようと］目指している知識に至る道を指し示す仮説としては十分なものである」(48)，と。すなわち，真実性の高い知識（＝一般的命題）の獲得を目指して，本書で提出された（中間の）諸命題が指示するところに従って，さらに分析的作業を進める，というのである。換言すれば，新たにデータを収集し，そのデータを分析して新たな命題を導き出すという作業を，反復しておこなう積もりであるというのである。恐らく彼は，そのような心積もりであったから，「イギリスにおける国民・植民地・貿易に関する全記録」という統計的資料が作成されるべきことを提案したのである。それはともかく，そのような反復的作業が，彼によって実際に進められるとしよう。そうすれば，新たにデータが集積され，その豊富に集積されたデータが分析されることを通じて，新たに国力・経済力の原因が探求されるであろう。その結果，新たな原因が発見されるかも知れない。それが発見されれば，その新たな成果を基にして，すでに導き出されている諸命題の修正や更新がおこなわれるであろう。このような作業が反復されることにより，いっそう真実性の高い一般的命題が提出されることになることは，間違いない。それだけではない。このような反復的作業を通じて，その過程で，当の分析方法が孕む不備や欠陥が徐々に補正されるであろう。データが積み重ねられることにより，その質と量とにおける不十分な点は改善される。また，豊富なデータにもとづく入念な作業を通じて，データ分析に用いられる理論的枠組みは，徐々に単眼的なものから複眼的なものに変化（→パラダイムシフト）していく。そのような，当の分析方法の改善がおこなわれるに相違ない。ペティの政治算術を継承したC・ダヴナントはこのような点に触れて，次のように述べている。「もし彼［＝ペティ］が今日まで生きていたならば，彼の秀抜な才覚は，この技法（アート）［＝政治算術］を遙か彼方にまで進展させていたであろう。なぜなら，彼の巧みな腕前は終始，基づくべき適切な素材（materials）を必要としていたからである」(49)，と。いずれにせよ，こうして『政治算術』で実践された政治算術を，ベーコンの方法と比較対照しながら広い視野に立って見るならば，それが不備や欠陥を含んでいてもやむを得ない，未完の分析装置であったということが，明らかとなるのである。

ところでダヴナントは，政治算術を考案したペティに敬意を払いながらも，その『政治算術』での主張には誤りがあると論難している。その趣旨はこうである。ペティの算術的分析によれば，

フランスは領土・人口の大きさにおいてイギリスのそれをさほど上回っていないし，外国貿易の大きさではかなり劣っている。また，フランスは海上で強力になることが困難な「自然的・永続的障害」を背負っているので，海軍力においても劣っている。ところが，「この偉大な天才［ペティ］は，このような主張のすべてにおいて誤りを犯した。というのも，彼は［この主張で］自分の考えを打ち明けるのではなく，むしろ［国王の］機嫌を取っているのではないかと疑われる，根拠があるからである」(50)。すなわちペティは，「基本的に完全に正しい提案ではなく，統治者を喜ばせるような提案をおこなう」ために，「イギリスの住民を過大評価し，他の諸国の住民数および力と富を，過小評価する」(51) 算定を意図的におこなっている，と思えるのである。要するに，ペティは算術的分析において，国王チャールズ二世に諂って，自国の国力・経済力を実際よりも大きく，ライバル国のそれを小さく見せるような，不正な操作をおこなっているのである。ダヴナントが論難しているところは，ほぼこのようである。この論難は簡潔であるけれども的を射ており，基本的な点でほとんど反論の余地はないように思える。ペティの真の意図は定かではないけれども，ダヴナントが論難しているように，列強の国力・経済力の比較分析において，客観的で公正な立場が貫かれていないことは，確かだからである。したがって，ペティのよる算定結果とそれにもとづいて提出された命題とが，信憑性を欠くものであることは否めない。西山徹が指摘しているように，「数量分析は一見客観的に見えるが数字操作によって恣意的になりうる」(52) ものだからである。しかしながら，その場合に留意すべきは，たとえペティによって数値の改竄や分析的枠組みの不適切な採用がおこなわれたとしても，そのことは政治算術という分析方法それ自体に不備や欠陥があることを意味しない。その理由は，いうまでもない。その場合に問題があるのは政治算術そのものではなく，それを分析手段として不正に用いたペティの方だからである。そもそも，どれほど優れた分析装置であっても，それを用いて探究する科学者に良心や良識が欠如しているならば，それが正常に機能する可能性は失われるであろう。このような点は，ダヴナントも十分に認識していたといえる。そうであるからこそ，彼は『政治算術』における算術的分析を論難しながらも，「政治算術家」(53)（scholar in a political arithmetic）を自認して，当の分析方法を積極的に継承したのである。彼は政治算術が信頼に値する方法であるという前提に立って，次のように述べている。「その［1670 年代］頃に計算に関与していた［ペティのような］人が，両王国［＝イギリス・フランス］の力を正しく比較していたとしよう。また，大臣たちが自ら進んで，その国［＝フランス］における富・貿易・海軍の拡大と偉大さの増大とを然るべく評価していたとしよう。そうしていたならば，そのことは恐らく，国王と議会とを［対外的脅威に対する］無関心から目覚めさせたであろう」(54)，と。すなわち，政治算術が公正中立の立場から適切に展開されていたならば，この分析装置は正常に機能して，ペティが算定したところとは全く異なる結果がもたらされていたであろう，というのである。

ダヴナントは「政治算術」（Political Arithmetic）を，「統治に関する事柄を数字によって推理する技法（アート）」(55) である，と定義している。彼はこのように定義することにより，ペティの政治算

術を継受しているように思える。彼にとっても，政治算術はペティにおけるのと同様に，列強の「力と富」（strength and wealth）の大きさと状態を評価するのに不可欠な技法である。また，そのような評価にさいし，「この技法の出発点は，国民の数についての或る程度十分な知識に置かれるべきである」[56]。人口を基礎にして，計算が進められるべきである。さらに，その「上部構築物」として，関税・内国消費税（エクサイズ）・炉税などの税部門からの上がり（税収入）についての計算が，おこなわれるべきである。しかしながら，ダヴナントの政治算術がペティのそれと類似しているのは，精々この限りにおいてである。彼が自身の政治算術の意義について論じているところに眼をやるとき，それがペティの算術とはかなり性質が異なる技法であることが分かる。彼は，自身の算術が為政者のための統治の技法であることを強調しながら，次のように述べている。「どんな大臣においても，その手腕は……計算する能力に存してきた。また，数字による事物の推理なくして，戦争や平和に関する事柄を適切に管理することはできない」[57]，と。すなわち，「賢明な為政者」（wise statesman）とは「計算する能力」，「数字による……推理」に秀いでた人物であり，そのような為政者によってのみ優れた統治がおこなわれてきた，というのである。また，為政者が優れた統治をおこなうためには，彼の計算や数量的推理を手助けする，政治算術の技法が不可欠である，というのである。彼はこのような基本的理解を踏まえて，さらに次のように述べている。「偉大な為政者はいつも自分自身の国の正確な状態を知るだけではなく，さらに戦争をしている，あるいは同盟している他の国民の威力や弱点を完全に理解するように，取り計らってきた」[58]，と。ここでは，賢明な為政者による優れた統治とはどのようなものであるのか，ということが明らかにされている。彼はこの叙述に続けて，そのような優れた統治の詳細を次のように記している。「或る王国の真の富……はどれほどか」，「その王国は平和時にどれほど富裕になり，他の時期［＝戦時］にどれほど貧しくなるのか」。為政者がこれらの事柄について，正確な知識（情報）を獲得するとしよう。そうするならば彼は，「どんな足取りで……戦争を遂行できるのかということについての……判断」を下すことができる。また，「敵国の状況が正確に理解されるならば，敵国がどれくらい長く［戦争に］耐えることができるのか……推測がなされる」[59]。すなわち，賢明な為政者とは，列強の国力・経済力の状況を正確に把握することにより，自国が戦争に突入した（あるいはそうしたと仮定した）場合に，その勝敗の決着を的確に予測できる者である，というのである。また，優れた統治とは，そのような的確な予測にもとづいて，勝算がある戦争だけを遂行するという判断を的確に下す行為である，というのである。そして，為政者は政治算術を駆使して，国力・経済力の状況を正確に把握することを通じてのみ，このような的確な予測と判断を下すことができる，というのである。

このような言説を通じて，ダヴナントの政治算術はすぐれて軍事戦略を目的とする，戦争の用具として用いられる技法である，ということができるであろう[60]。そうであるとすれば，彼の算術はペティのそれとは目的や役割がかなり異なる技法である，ということになる。ペティの政治算術も軍事戦略的目的に使用されることが可能な技法である。けれどもこの算術はそもそも，

そのような特定の目的にのみ応じることを意図して考案された技法ではない。ところが留意すべきは，ダヴナントの政治算術がペティのそれと異なるのは，目的や役割においてだけではない。それはもっと根本的な点において，後者とは異なる。ダヴナントの政治算術もペティのそれと同様に，国力・経済力を分析対象にしている。「公収入」（public revenue）と「交易」（trade）の状態を算術的に分析することを通じて，国力・経済力の大きさと状態を把握しようと試みている。しかしながらこの算術において，分析把握の対象となっているのは，表面から見た国力・経済力の状態であり，その深層に存する原因ではない。したがって，この算術によって獲得されるのは，国力・経済力の表層についての個別的・具体的な知識であり，その現象形態の根底に存する原因についての一般的・普遍的な知識ではない。つまり，ダヴナントの政治算術はペティのそれとは異なり，事物の原因が何であるのかを探究する科学的分析方法ではない。したがって，この算術によって国力・経済力の原因は発見されないし，国力・経済力に関する一般的命題は導き出されない。要するにダヴナントの政治算術は，国力・経済力についての情報収集手段ないし情報分析手段にすぎないのである。

さてベーコンによれば，「知識（knowledge）は，それ自体が力（power）である」[61]。この知識＝力という言説は，広く知られている。しかし，このベーコンの言説が意味するところは，さほど定かではない。彼は別の箇所で，「われわれは知識の真の目的を……生活の便益と有用とに応じるように求める。しかも，その目的は博愛（charity）をもって遂行される」[62] と述べている。そうであるとすれば，この叙述を勘案して，当の言説が意味するところは，次のように理解できるであろう。すなわち，知識は博愛主義にもとづいて，人々の物質的生活環境を改善することができる力を秘めている，と。ところが彼によれば，すべての知識がそのような力を持っているわけではない。自然の力や過程を統制（コントロール）できる能力を備えた知識だけが，自然的・社会的環境を改善することができる。そのような知識とは，要するに，何か或る事物を，（再）生産することを可能にするような，能動的な性質のそれである。A・ペレス＝ラモスはこのような知識を，「製作者の知識」（maker's knowledge）と呼んでいる[63]。ラモスによれば，このような「知識」の観念には，その根底に「認識の対象と構築の対象とは密接な関係にある」とか，「知ることは，一種の作ること，あるいは作る能力である」という考えが，横たわっている[64]。ベーコンは職人による機械製造の技法を凝視し，それをモデルにしてこのような能動的知識の観念を抱いた。彼によれば，賢者の知識とは，機械を（再）生産する職人の業（わざ）の如きものである。というのも，知る人は作る人として，真に知る人であり，賢者であるといえるからである。こうして彼は，「機械製造の技法におけるすべての実験を……詳細に記録する」[65] 交易の自然誌を作成することを，力説している。

いずれにせよラモスが指摘しているように，ベーコンによれば，知識＝力という等式が成立するのは，知識が能動的な性質のものである限りにおいてである。職人が機械を製造したり改造したりするように，自然を統制したり操作したりすることを可能にする「製作者の知識」だけであ

る。この知識は，自然の操作を可能にする能動的な知識である。人類はこの知識によって，自らの利益となるように自然を再生産できるのである。ところがそうであるとすれば，当の知識は自然の秘密を解き明かす内容のものでなければならない。自然的事物や事象を構成する諸条件や，それらが発生する諸原因は何であるかを，知らせるものでなければならない。そのような諸条件や諸原因を知ることなく，自然を再生産することはできないからである。そのような再生産は，自然を構成している諸要因や諸要素を，結合したり分離したりすることを通じて遂行される作業だからである。ところが，さらにベーコンによれば，そのような能動的知識を獲得することは，さほど容易ではない。「創造的科学」（*scientia operativa*/operative science）だけが，そのような知識を獲得できる，と彼は述べている。その創造的な科学とは，自然の運動や過程の背後に隠れている，その動機や意図を明らかにする科学である。別言すれば，自然的事物や事象の内奥に潜んでいる，それらの諸原因を究明する科学的探究方法である。そのような創造的科学だけが自然の諸条件や諸原因を解明し，それらが何であるかということを，一般的命題の提示を通じて言明することができる，というのである(66)。そのような創造的な科学（的探究方法）が，事物の究極の原因である「形相」を発見することを目指す，彼自身の帰納法哲学であることはいうまでもない。

このようにして，ベーコンの帰納法哲学は，事物の原因である「形相」を発見することを目的とする。しかしながら，その発見は彼の哲学の最終の目標ではない。その究極の目的はあくまでも，人類の生活に関わる物理的環境を改善することにある。事物の諸原因を究明して，自然の操作を可能にする能動的知識を獲得することは，この哲学の直接の目的にすぎない。つまりこの目的は，最終の目標を実現するための手段にすぎないのである。『ノヴム・オルガヌム』には，「製作物（*opera*/works）と科学の能動的知識とが，主に私の求めるものである」(67) という叙述が見られる。自然の解明によって，その再生を可能にする「能動的知識」を獲得し，その知識を駆使して「製作物」（＝再生産された自然）を作り出すことが，彼の哲学の眼目であるというのである。要するに，彼の哲学は「創造的科学」として，知識を獲得することではなく，自然を改善して人類の幸福や繁栄を促すことを，最終の目標としていたのである。

ペティの政治算術は，ベーコン哲学の「創造的科学」としての特質を受容している。確かにこの算術は，国力・経済力の原因を発見することを目的にしている。そのために，三列強の経済的・社会的事象を算術的に分析して，その原因が何であるかということを究明している。その結果，国力・経済力の大きさを決定する諸要因は，領土・人口ではなく，立地条件・交易・政策であるということを，明らかにしている。しかしながら，このような国力・経済力の原因の発見は，当の算術の最終の目標ではない。この原因の発見により，このような算術的分析を根幹に据えた作業が，すべて終了しているわけではない。

政治算術においては，その分析によって，国力・経済力の原因についての知識が獲得された。この知識は事物を操作して，それを再生することを可能にする「能動的知識」である。ただし，

ここでの分析対象は，自然的事象ではなくて経済的・社会的事象である。したがってその知識は，自然ではなく社会を操作して，社会を再構築することを可能にする知識である。それはともかく，この分析がこのような「能動的知識」を獲得したということは，その知識の獲得だけがここでの目的ではない，ということを意味している。すなわち，その獲得された知識にもとづいて，事物を再生（社会を再構築）する作業が引き続き展開される，ということを示唆している。

実際のところ『政治算術』においては，経済的・社会的事象の分析によって獲得された，国力・経済力の原因についての知識にもとづいて，それを駆使しながら国力・経済力を強化して，国家社会を再構築しようとする構想が練られている。その詳細はこうである。この著書は 10 の章をもち，その各章にはそれぞれタイトルが付されている。これらのタイトルは，算術的分析によって獲得された知識を踏まえて掲げられた，一般的命題である。第 1 章には，タイトルとして「小国および少数国民がその立地条件・交易・政策により，富と力において，それよりも遙かに多数の国民と大きな領土に匹敵することはありうる」，という命題が掲げられている。この一般的命題はいうまでもなく，算術的分析の展開を基礎にして掲げられたものである。ここでは，オランダとフランスの経済的・社会的事象についての比較分析がおこなわれている。その分析を通じて，国力・経済力の真の原因は立地条件・交易・政策であるという，発見がなされている。国力・経済力の大きさを決定する諸原因は，これら三つの事柄であるという知識が獲得されている。タイトルとして掲げられた命題は，このような知識を踏まえて提起されたものである。そこで留意すべきは，この一般的命題は能動的知識を踏まえて掲げられたものである，という点である。このことは，この命題が社会の再生を目的にして掲げられたものである，ということを意味している。換言すれば，国家社会の再構築を構想するにさいして，その指針として用いられることを意図して掲げられたものである，ということを示唆している。

しかしながら『政治算術』においては，ここで掲げられた一般的命題に導かれて，国家社会の再構築を図るという作業はおこなわれていない。けれども，当の（第 1 章の）命題に関しては，その言明それ自体が再構築の構想を示唆している，といえる。当の命題の趣旨は，「富と力」（＝経済力と国力）において，小国（オランダ）がつねに大国（フランス）に劣るとは限らない，というものである。この趣旨を吟味するならば，この命題が再構築の構想を包含している，と理解できるのである。というのも，国力・経済力の強化にさいして立地条件・交易・政策が重要な要素であることを含意した当の命題は，暗に次のような提案をおこなっている，といえるからである。すなわち，イギリスは海洋国としての立地条件を生かし，海運業のような交易（産業活動）を奨励し，宗教的寛容政策を採ることを通じて，国力・経済力の強化を図るべきである，という提案である。このようして，この著書においては，国力・経済力の強化を通じて国家社会を再構築しようとする構想が，曲がりなりにも抱懐されているといえるのである。いずれにせよ，ペティの政治算術は，分析を展開して知識を獲得するだけではなく，国力・経済力を強化して，人々の生命・財産の安全を保証する国家社会を構築することを，最終の目標にしていたのである。

（1） Friedrich Engels, *Herrn Eugen Dühring's Umwalzung der Wissenschaft* (“*Anti-Düring*”), Stuttgart, 1894, in *Marx-Engels Werke*, a. a. O., Bd. 20, 1978, S. 216. エンゲルス（村田陽一訳）『オイゲン・デューリング氏の科学の変革（反デューリング論）』（『マルクス＝エンゲルス全集』前掲書，第 20 巻，1968 年，所収），240 頁。

（2） *Ebenda*, S. 218. 邦訳，242 頁。

（3） *Ebenda*. 邦訳，同上。

（4） *Ebenda*. 邦訳，同上。

（5） Marx, *Kritik der Politishcen Oekonomie*, a. a. O., S. 39. 邦訳，59 頁。

（6） Terence Hutchison, *Changing Aims in Economics*, Oxford: Blackwell, 1992, p. 1. ただしハチスンは，ペティが経済学の創設者であるという解釈に，全面的には賛同していない。

（7） *Ibid*.

（8） Do., *Before Adam Smith*, op. cit., p. 7.

（9） *Ibid*., p. 11.

（10） *Ibid*., p. 3.

（11） *Ibid*., p. 7.

（12） Sir Leslie Stephen, *History of English Thought: In the Eighteenth Century*, 1876, rpt. London: John Murray, 1927, Vol. II, p. 289. L・スティーヴン（中野好之訳）『十八世紀イギリス思想史』筑摩書房，1970 年，下，163 頁。

（13） *Ibid*. 邦訳，同上。

（14） *Ibid*., p. 11. 邦訳，同上。

（15） Richard Henry Tawney, *Religion and the Rise of Capitalism: A Historical Study*, 1926, rpt. Harmondsworth, Middlesex: Penguin Books, 1938/1980, p. 24. トーニー（出口勇蔵・越智武臣訳）『宗教と資本主義の興隆 ── 歴史的研究 ── 』岩波書店，1956/59 年，（上）36 頁。

（16） *Ibid*., p. 152. 邦訳，（下）25 頁。

（17） *Ibid*., p. 161. 邦訳，（下）39 頁。

（18） Cf. *ibid*., p. 160. 邦訳，（下）36 頁。

（19） *Ibid*., p. 155. 邦訳，（下）30 頁。

（20） *Ibid*., p. 159. 邦訳，（下）35 頁。

（21） *Ibid*., p. 180. 邦訳，（下）70 頁。

（22） *Ibid*. 邦訳，同上。

（23） *Ibid*., p. 188. 邦訳，（下）76 頁。

（24） *Ibid*., p. 180. 邦訳，（下）66 頁。

（25） *Ibid*., p. 182. 邦訳，（下）68 頁。

（26） *Ibid*., p. 188. 邦訳，（下）78 頁。

（27） *Ibid*. 邦訳，同上。

（28） *Ibid*., p. 248. 邦訳，（下）171 頁。

（29） *Ibid*., p. 204. 邦訳，（下）103 頁。

（30） *Ibid*., p. 192. 邦訳，（下）82 頁。

（31） *Ibid*., p. 24. 邦訳，（上）35 頁。

（32） Francis Bacon, *The Advancement of Learning*, London, 1605, in J. Spedding, R. L. Ellis and D. D. Heath ed., *The Works of Francis Bacon*, London: 1859, rpt. Stuttgart-Bad Cannstatt: Friedrich Frommann Verlag, 1963, Vol. III, p. 290. ベーコン（成田成寿訳）『学問の発達』（『世界の名著［20］ベーコン』中央公論社，1970 年，所収），281 頁。

（33） *Ibid*., 邦訳，同上。

（34） *Ibid*., p. 295. 邦訳，287 頁。

（35） Cf. Shapiro, *op. cit*., Ch. II.

（36） Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 244. 邦訳，37 頁。

（37） Tawney, *op. cit*., p. 24. 邦訳，（上）37 頁。

（38） *Ibid*. 邦訳，同上。

（39） Cf. Phyllis Deane, “Political Arithmetic”, in J. Eatwell, M. Milgate & P. Newman ed., *The New Palgrave: A Dictionary of Economics*, London and Tokyo: Macmillan and Maruzen, 1987, Vol.III, pp. 900–2.

（40） 第４章，注（７）を顧みよ。

（41） Cf. Carlo M. Cipolla, *Between Two Cultures: An Introducion to Economic History*, 1988, trans. by Christopher Woodall, 1991, rpt., New York and London: W.W. Norton & Company, 1992, preface. カルロ・マリア・チポッラ（徳橋曜訳）『経済史への招待 ── 歴史学と経済学のはざまへ ── 』国分社，2001 年，序。

（42） Urbach, *op. cit*., p. 17.

（43） *Ibid*.

（44） Cf. Malherbe, op. cit., p. 83.

（45） Cf. Urbach, *op. cit*., p. 29.

（46） 第１章，注(15)を顧みよ。傍点は引用者。

（47） 第３章，注(12)を顧みよ。

（48） 第３章，注(12)を顧みよ。

（49） Davenant, *op. cit*., Vol. Ⅰ, p. 128.

（50） *Ibid*., Vol. Ⅰ, p. 130.

（51） *Ibid*., Vol. Ⅰ, p. 129. しかしながら，『政治算術』に貫かれた大国フランスに対する批判的な姿勢は，対仏宥和政策を採っていたカトリック教徒チャールズ二世を喜ばせる性質のものでは決してない。

（52） 西山徹『ジョナサン・スウィフトと重商主義』岡山商科大学，2004 年，37 頁。

（53） Davenant, *op. cit*., Vol. Ⅰ, p. 144.

（54） *Ibid*., Vol. Ⅰ, pp. 130–31.

（55） 第１章，注（９）を顧みよ。

（56） *Ibid*., Vol. Ⅰ, p. 128.

（57） *Ibid*., Vol. Ⅰ, p. 131.

（58） *Ibid*.

（59） *Ibid*., Vol. Ⅰ, p. 132.

（60） 大倉『イギリス財政思想史』前掲書，第２章・第２節，参照。

（61） Francis Bacon, *Meditationes Sacrae: Religious Meditations*, Londini, 1597, in Spedding, Ellis and Heath ed., *op. cit*., Vol. VII, p. 253. なお，『ノヴム・オルガヌム』には，次のような叙述が見られる。「人間の知識と力とは，同じものとなる」（Bacon, *Novum Organum*, op. cit., p. 23. 邦訳，291 頁），「人間の力への道と知識へのそれとは，ひじょうに密接に結びついていて，ほとんど同じである」（*Ibid*., p. 202. 邦訳，207 頁）。

（62） *Ibid*., p. 23. 邦訳，213–14 頁。

（63） Cf. Antonio Pérez-Ramos, *Francis Bacon’s Idea of Science and the Maker’s Knowlegde Tradition,* Oxford: Oxford Univ. Press, 1988, Ch. 1, 5.

（64） Cf. *ibid*., p. 49.

（65） Bacon, *Novum Organum*, op. cit., p. 39. 邦訳，221 頁。

（66） Cf. Urbach, *op. cit*., Ch. 3.

（67） Bacon, *Novum Organum*, op. cit., p. 39. 邦訳，221 頁。

むすび

ペティが『政治算術』で取り組んだ課題は，「富と力」（＝経済力と国力）の強化であった。このテーマは，今日から見れば一般性・普遍性を欠くけれども，当時においては最も重要な政治的・経済的問題であった。彼は政治算術という自らが考案した科学的探究方法を用いて，この課題に取り組んだ。政治算術を駆使しながら国力・経済力の原因を探求し，そのような知的作業を踏まえて国力・経済力を強化する合理的方法を提案した。当時は一般的に，国力の大きさは経済力のそれによって決まると考えられていた。ペティもそのような一般的な見解を抱いていた。そのために彼は，適切にも考察の対象を主に経済力に限定し，経済力を分析することを通じて，国力・経済力の強化を案出した。その作業のプロセスは，次のように要約される。

彼はまず，国力・経済力の原因を発見するために，経済的・社会的事象を分析した。その分析にさいして，彼は政治算術という技法（アート）を用いた。経済的・社会的事象を分析対象とする経済分析方法として考案した，この算術を用いた。この算術的分析は，収集された数量データを踏まえて，帰納推理を働かせるという筋道を辿って展開された。したがって，それは数量的分析であった。しかしながら，この算術的分析は事物や事象の原因を発見することを目的としていたのであり，単なる統計的・数量的分析ではなかった。彼はこの算術的分析によって，国力・経済力の原因を発見しようとした。その原因についての確実な知識を可能な限り獲得しようと努めた。また実際のところ，その分析によって国力・経済力の原因を発見し，それについての幾つかの知識を獲得した。次に彼は，このような算術的分析によって獲得した知識を踏まえて，命題を提起した。この命題は，獲得された知識を簡潔に説明した原理である。経済的・社会的事象の分析とその成果とを踏まえて組み立てられた，（経済的・社会的）理論である。最後に彼は，算術的分析を軸に据えて掲げられた命題（原理・理論）を指針にして，国力・経済力の強化策を提案した。国力・経済力の強化を目的とする政策を提案した。

『政治算術』におけるテーマは，約言すれば国力・経済力である。これは 17 世紀の多くの経済論説において，直接的・間接的に関心が寄せられて論究された，主要なテーマであった。したがって，『政治算術』で取り上げられた当のテーマに関する限りは，その論究に革新的な要素は見られない。この著書では，国力・経済力を強化するための提案が掲げられている。ところがそのような提案は当時，比較的多くの論説において，様々な立場や角度からすでに示されていた。したがって，この著書で示された提案は，それが国力・経済力の強化を目的と関する限りにおいては，決して目新しいものではない。ところが『政治算術』は，17 世紀のそれまでの諸論説とは決定的に異なる点を含んでいる。ここでは，国力・経済力という当時の一般的なテーマが，政治算術という科学的探究方法に依拠して論究されている，という点である。国力・経済力の強化策が，算術的分析とその成果とを踏まえて模索されている(1)。しかも，当の課題を解決するために，分

析の展開→理論の構築→政策の提案というプロセスを経ながら，知的作業がそれなりに体系性を整えて展開されている，という点である。すなわち，この著書では素朴にながらも，新興の学問領域を開拓しようとする試みなされているのである。ハチスンの言葉を借りれば，「われわれの学科［＝経済学］を，『科学的』ないし自称『科学的』な基礎を踏まえて確立しようとする最初の本格的な試み」(2) がなされているのである。要するに，『政治算術』には茫漠としてではあるが，経済科学が形成されようとする兆しを窺うことができるのである。

ペティの政治算術は，1859 年にマルクスにより「経済学（politische Ökonomie）が独立の科学として分離した最初の形態である」(3)，と評価された。すなわち，政治算術の出現により，経済学という新しい学問分野が誕生したというのである。ところが，このペティの算術はマルクスによって賞讃されるまでは，経済科学や科学的探究方法として適切に解釈され，正当に評価されたことはなかった。確かに，ペティの政治算術は 17 世紀末には，ダヴナントによって賞讃された。そればかりか，彼は「政治算術家」を自称して，ペティの業績を積極的に継承しようとした。しかしながらダヴナントの政治算術は，ペティのそれとは基本的に性質が異なる。彼は為政者による合理的・効率的統治を促すことを目的にして，「政策の術」としての政治算術を考案した(4)。この算術においては，経済的・社会的事象の分析把握はなされているけれども，これらの事象の原因の発見は試みられていない。田添京二と渡辺源次郎はこの点に触れて，「［ダヴナントの算術は］ペティーの政治算術が市民社会の内的構造を大胆に解剖する武器であったのと異なり，明らかに表面的な状況把握の手法に堕してしまっている」(5)，と指摘している。そうであるとすれば，「政治算術とは……統治に関する……技法」(6) であるというダヴナントの定義により，「［この算術は］まとないほどに公正に表現された」(7) というシュンペーターの解釈には，疑問が湧く。要するに，ダヴナントはペティの政治算術を継承したけれども，それが科学的探究方法であることを理解してはいなかったのである。

T・S・アシュトンは，「［イギリスの］18 世紀は政治算術（political arithmetic）の時代であった」(8)，と記している。この世紀は，理性・寛容，ニュートンの宇宙論，パラディオ様式の建築などの時代であったけれども，経済史家の眼から見れば，すぐれて「政治算術の時代」であったというのである。その詳細はこうである。「1700 年には，聖書を求めて武器を携えている人は，50 年前［→ピューリタン革命の時代］よりも少なくなり，より多くの人は会計原簿のうえに屈（かが）み込み，積荷で忙しく働いていた」(9)。それは，人々の「関心が主に，測定され，計量され，計算されるものに向けられた時代」(10) であった。そこでは，人々のあいだで「数字で表された正確な情報への要求」(11) が，急速に高まった。そのような要求は，「ずっと以前から入手できた，教区簿冊，死亡表，炉税，救貧法の報告書などの情報源を利用することによって，幾分か応じられた」(12)。ところがその後，新たな情報源が出現していた。1688 年以降に公にされるようになっていた，公収入・支出，貿易・航海，生産物，鋳貨の状態，食糧などの商品の価格についての報告書が，それである。ともあれ 18 世紀には，このようにして統計データがいっそう豊富に蓄積さ

れ，物事が数量的見地から議論されるようになったのである。実際のところ，「議会での討議においてだけではなく，世論を形作っていた，論説・小冊子・新聞記事・［広告などの］ブロードサイトにおいても，それらの中核部分を数字が形成していた」[13]。いずれにせよ，「この時代の経済史は統計的以外のものであるはずがない」[14] と断言できる「政治算術の時代」が，18 世紀に到来したのである。

ここで政治算術はアシュトンにより，その歴史記述のキーワードとして用いられている。この算術はトーニーとは異なる角度から，18 世紀における歴史の流れを象徴的に表現する言葉として用いられている。しかしながら，その言葉が意味するところは，トーニーにおける場合と同様に，ペティの「政治算術」とは異なる。アシュトンはいうまでもなく，18 世紀に科学的探究が盛んに展開される時代が到来した，と述べているのではない。様々な単位や尺度を用いて，日常の活動をできる限り数量化し，それを言葉ではなく数字で画一的に把握しようとする傾向が広まった。そのような 18 世紀における数量化の動向を「政治算術」と呼んでいるにすぎない。

アーサー・ヤングは 1774 年に，ペティの著書と同名の『政治算術』（*Political Arithmetic*）を刊行した。これは農業革命の理論を説いた，彼の経済学上の主著である。J・ボナーは，このヤングの著書が「本当のところ或る程度まで，ペティ流の政治算術である」[15] と指摘している。またＳ・バウアーは，この著書が 1779 年に刊行された別の論説とともに，ペティの政治算術を継承していると記している[16]。確かにヤングは，ペティの『政治算術』をダヴナントの著作とともに読んでおり，その主著でほんの僅かではあるが双方の見解に言及している[17]。したがって彼の主著の名称は，恐らくペティの著書に倣って付けられたものであると思える。とはいえヤングは，その主著での論究において，方法論的にペティの政治算術を継承しているわけではない。そもそも，彼は「政治算術」という用語の由来，その意味，それを自著のタイトルに用いた理由について，何も述べていない。彼はこの著書で，近代的地主と資本家的借地農の意見を代弁して，名誉革命以降の政府が推進していた，穀物法に依拠する農業保護政策を擁護している。また，囲い込み（エンクロージャー）の拡大による大規模農場の創出を奨励している[18]。ところが，彼はその論究において，ペティに倣いながら，「見解を数・重量・尺度を用いて表現する」[19] という算術的手法を採っているわけではない。数字を軸に据え，加法・減法・乗法・除法を駆使しながら推理を進めるという論法にもとづいて，議論を展開しているわけではない。それどころか彼は，主著での論述において，統計的数値でさえも頻繁には用いていない。マルクスはヤングを評して，「精密な観察者」ではあるが「皮相な思索家」にすぎない，と記している[20]。この評価は少し手厳しいように思える。しかしながら実際のところ，ヤングの『政治算術』には綿密な理論分析を体系的に展開しようという姿勢は，窺えない。この著書には，農業改革に関する提言が見られる。けれどもその提言にさいし，その基礎的作業として，経済的事象の原因を探求しようとする積極的な態度は見られない。要するに，ヤングはペティの政治算術（＝科学的探究方法）を継受して，その名称を自著のタイトルに用いているのではないのである。

マルクスは『資本論』第3巻・第47章で，「重商主義は，その粗雑な実利主義において当時の本来的俗流経済学をなすものであり，当時の実際的利益の前には，ペティおよびその後続者たちによる科学的分析（wissenshaftliche Analyse）の端緒がまったく背景におしやられてしまった」[21] と指摘している。この叙述は，18世紀における経済学史の広い流れのなかで政治算術が辿った儚（はかな）い運命を的確に描写している，といえる。それだけではない。ペティの政治算術は実際のところ，18世紀における経済科学の新しい潮流からも退けられた。スミスは『国富論』で，「私は政治算術をあまり信用しない」[22] と記している。彼が当の算術をこのように評するとき，ペティのそれを念頭に置いていることは，間違いない。その理由はこうである。そもそも『国富論』にペティの名は見られないけれども，その算術と直接的な関係があるグラントとダヴナントの名前は，記されているからである[23]。また，スミス文庫にペティ自身の著書は収めれていないけれども，ペティの論説を収録したトマス・バーチ編『年間死亡表集成』（*A Collection of the Yearly Bills of Mortality*, 1759）は，その蔵書に含まれているからである[24]。さらに，スミスがペティの『政治算術』を繙いた証拠はないけれども，彼がその『租税貢納論』を読んで少なからぬ影響を受けていることは，明らかだからである。確かに，スミスが『国富論』で採用している方法論的立場は，ペティの政治算術が採っている立場とは，根本的に異なる。いうまでもなくスミスの立場はベーコン主義の帰納法ではない。それは少数の既知の原理からの演繹推理によって，諸現象が同一の鎖で結合されていることを説明する「ニュートン的方法」である[25]。したがって，彼がペティの算術的方法を肯定的に評価しないのは，むしろ当然であるといえるかも知れない。とはいえ，スミスの短い言葉を放っただけの，ペティの政治算術に対するネガテイブな評価は，あまりに冷淡であると思える。ここには暗中模索の状態で経済科学の創造に勤しんだ先学の努力に対する敬意が，微塵も窺えないからである。E・ジャムは，「イギリス古典主義の偉大な人々は，ペティから多くのものを借りながら，それに相応しい尊敬を彼には払わなかった」[26]，と述べている。この言辞は，『国富論』の言説を判断基準にして，ペティの業績を解釈することは，もとより不適切であるということを示唆している。いずれにせよ，ペティの政治算術をスミスの評言に捕らわれることなく，綿密に検討するならば，先古典派の時代に経済科学の形成が方法論に重点を置いて，紆余曲折を経ながらも着実に進められていたことが，分かるのである。

（完）

（1） Cf. Hutchison, *Changing Aims*, op. cit., pp. 1–2.
（2） *Ibid*., p. 1.
（3） 本稿，第8章，注(12)を顧みよ。
（4） Cf. Letwin, *op. cit*., p. 137.
（5） チャールズ・ダヴナント（田添京二・渡辺源次郎訳）『東インド貿易論』東京大学出版会，1966年，訳者解説，225頁。
（6） 本稿，第1章，注(9)を顧みよ。
（7） 本稿，第1章，注(11)を顧みよ。

（8） T. S. Ashton, *An Economic History of England: The 18th Century*, London: Methuen, 1955, rpt. 1977, p. 1. Cf. Peter Gay, *The Enlightenment: An Interpretation/The Science of Freedom*, New York & London: W. W. Norton, 1969, rpt. 1977, pp. 344f. ピーター・ゲイ（中川久定・鷲見洋一他訳）『自由の科学 ── ヨーロッパ啓蒙思想の社会史 ──』（Ⅰ），ミネルヴァ書房，1982 年，283 頁。

（9） Ashton, *op. cit*., p.1.

（10） *Ibid*.

（11） *Ibid*.

（12） *Ibid*.

（13） *Ibid*.

（14） *Ibid*

（15） Bonar, *op. cit*., p. 225.

（16） Higgs ed., *op. cit*., Vol. Ⅰ, p. 56（Stephn Bauer, “Political Arithmetic”）. バウアーが挙げているヤングの別の論説は，*Political Arithmetick, Part II, Containing Considerations on the Means of Raising the Supplies within the Year*, London, 1779.

（17） Cf. Arthur Young, *Political Arithmetic*, London, 1774, rpt. New York: Augustus M. Kelley, 1967, p. 88, 143.

（18） 小林『経済学の形成時代』，前掲書，第 8 章，参照。

（19） 本稿，第 1 章，注(15)を顧みよ。

（20） Karl Marx, *Das Kapital: Kritik der politischen Oekonomie*, Erster Bd., Hamburg, 1867, Neudruck, Berlin: Diez Verlag, 1977, S. 702. マルクス（長谷部文雄訳）『資本論』（世界の大思想・18）(1)，河出書房，1964 年，530 頁。

（21） *Ebenda*, Dritter Bd., 1894, S. 792. 邦訳（4），1965 年，271 頁。

（22） 本稿，第 1 章，注（4）を顧みよ。

（23） Cf. Smith, *Wealth of Nations*, op. cit., Vol. I, p. 95. 邦訳（1），140 頁。

（24） Cf. Hiroshi Mizuta ed., *Adam Smith's Library: A Catalogue*, Oxford: Oxford Univ. Press, 2000, p. 27. なお，バーチが収録しているペティの論説は，*Another Essay in Political Arithmetick concerning the Growth of the City of London, 1682*, London, 1683.

（25） Cf. Adam Smith, “The History of Astronomy“, in do., *Essays on Philosophical Subjects*, ed. by W. Wightman, J. Bryce & I. Ross, Oxford: Oxford Univ. Press, 1980［アダム・スミス（只腰親和訳）「哲学的研究を導き指導する諸原理［天文学史］」（アダム・スミス『哲学論文集』名古屋大学出版会，1993 年，所収）］；do., *Lectures on Rhetoric and Belles Lettres*, ed. by J. Bryce, Oxford: Oxford Univ. Press, 1983., p. 146［アダム・スミス（水田洋・松原慶子訳）『修辞学・文学講義』名古屋大学出版会，2004 年，251 頁］. 只腰親和『「天文学史」とアダム・スミスの道徳哲学』多賀出版，1995 年，第 2 章・第 5 節；佐々木憲介『経済学方法論の形成 ── 理論と現実との相剋 1776–1875 ──』北海道大学図書刊行会，2001 年，第 1 章，参照。

（26） Emile James, *Histoire Sommaire de la Pensee Economique*, Paris, 1950. エミール・ジャム（久保田明光・山川義雄訳）『経済思想史』（上），岩波書店，1965 年，72 頁。［拙論の筆者において，原著は未見］

（原稿受付　2019 年 11 月 5 日）

政治・経済・法律研究　Vol. 22 No. 2, pp. 139–162　　March 2020

モンゴル国における政治制度の特徴

―― 議会選挙と大統領選挙の考察から(1) ――

小　林　秀　高

要　旨

1992 年に民主主義国家として建国されたモンゴル国は民主化に際し，政治体制として半大統領制を採用した。以降，議会選挙と大統領選挙の 2 つの国政選挙は継続・定期的に実施されている。議会および大統領の任期はそれぞれ 4 年であるが，議会選挙が 1 年先行して行われる。本稿はモンゴル国における政治制度の特徴を議会選挙と大統領選挙の変遷から分析する。その際，モンゴル国の政治体制の特徴である半大統領制についての考察をふまえて行う。また，2017 年の大統領選挙では民主化以降初めて，1 回目投票で大統領が決まらず 2 回目投票が行われた。2 回目投票が行われた一つの要素が 2012 年の議会選挙における比例代表制の導入にあったことに言及しながら選挙の分析を行う。

論文は次の内容で構成される。第 1 節では比較政治学における半大統領制の位置づけに関して先行研究をまとめる。その上で，第 2 節でモンゴル国の半大統領制の特徴と，大統領の地位について確認する。第 3 節では，モンゴルの大統領選挙と議会選挙の制度の特徴を説明する。その内容をもとに，第 4 節でこれまで独立して説明されてきた選挙結果の関連性を分析する。第 5 節では，結論として，2017 年選挙で第 2 回投票が行われた現象を中心に，投票率，地域性，2012 年の議会選挙における比例代表制の導入という観点から説明する。

キーワード：モンゴル国，大統領選挙，議会選挙，半大統領制，民主化

はじめに

1992 年に民主主義国家として建国されたモンゴル国は民主化に際し(2)，政治体制として半大統領制を採用した。以降，議会（国家大会議）選挙と大統領選挙の 2 つの国政選挙は継続・定期的に実施されている。議会および大統領の任期はそれぞれ 4 年であるが，議会選挙が 1 年先行して行われる。そのため，選挙のタイミングは基本的に重なることはなく，1 年のずれを維持したまま行われる。選挙のタイミングがずれることは，議会の多数党と大統領の党派が異なるいわゆる分割政府を発生させる要因となる。モンゴル国においても実際に，1997 年には民主党の議会に人民革命党の大統領，2009 年は人民革命党の議会に民主党の大統領，そして 2016 年以降は人民党の議会に民主党の大統領という分割状態が発生している。これまで，二つの選挙はそれぞれ

独立して実施されているものとして捉えられており，世論の動向や政府の業績評価により分割政府が発生するとの指摘はされることはあったが，両選挙の関連性が指摘されることはなかった。また分割政府といっても，モンゴル国では大統領の権限が 2000 年以降縮小された結果，その前後で実際に政治に与える影響や意味合いは異なるといえる[3]。

本稿の目的は，比較政治学的な観点から，半大統領制国家における議会選挙と大統領選挙の制度的な関連性を分析することである。とくに，1. モンゴル国の半大統領制国家における大統領の権力の位置づけ，2. 議会選挙は人民革命党に有利な制度であり，大統領選挙は民主党に有利な制度となっていることの分析と，3. 2017 年の大統領選挙において，モンゴル史上初めて 2 回目投票が実施された要因を検討する。

準備作業として，はじめにモンゴルの半大統領制の検討を行う。第 1 節では比較政治学における半大統領制の位置づけに関して先行研究をまとめる。第 2 節でモンゴル国の半大統領制の特徴と，大統領の地位について確認する。第 3 節では，モンゴルの大統領選挙と議会選挙の制度の特徴を説明する。その内容をもとに，第 4 節でこれまで独立して説明されてきた選挙結果の関連性を分析する。第 5 節では，結論として，2017 年選挙で第 2 回投票が行われた現象を中心に，投票率，地域性，2012 年の議会選挙における比例代表制の導入という観点から説明する。

1. 比較政治学における半大統領制

半大統領制（Semi-Presidentialism）の研究は比較的新しい分野といえる。その理由は明確で，近年になるまで半大統領制という政治体制は少数の例外的な制度であったといえるからである。はじめに，半大統領制を採用する国家の数の変遷を確認する。政治体制を分類したデータは複数あるが，半大統領制の研究で著名なエルジーの作成したデータセット（以下 Elgie data 2.0 と表記する）を使用する[4]。

Elgie data 2.0 は，後述するシュガートとカーレイの半大統領制の定義にしたがって，ある国の政治体制が半大統領制か否かをコーディングしている。データは 1900 年から 2016 年までの 174 カ国・地域（2016 年時点）を coutry-year で整理し，SP（semi-presidentialism）指標と PP（premier-presidential and president-parliamentary）指標の 2 つから構成される。SP は 0（半大統領制ではない）と 1（半大統領制）の 2 値データとなる。PP は半大統領制の下位類型をコーディングしたものであり，0（半大統領制ではない），1（首相―大統領型），2（大統領―議院内閣制型）となる。

図 1「半大統領制国家数の変遷」は，Elgie data 2.0 をもとに，1920 年から 2016 年までの期間を 5 年ごとに区切り，各年に半大統領制を採用している国家数を計算したものである。

Elgie data 2.0 によれば，半大統領制が憲法の規定として登場したのは 1920 年のフィンランドとドイツである。その後 1980 年代までは，半大統領制を採用する国の数はほとんど増えるこ

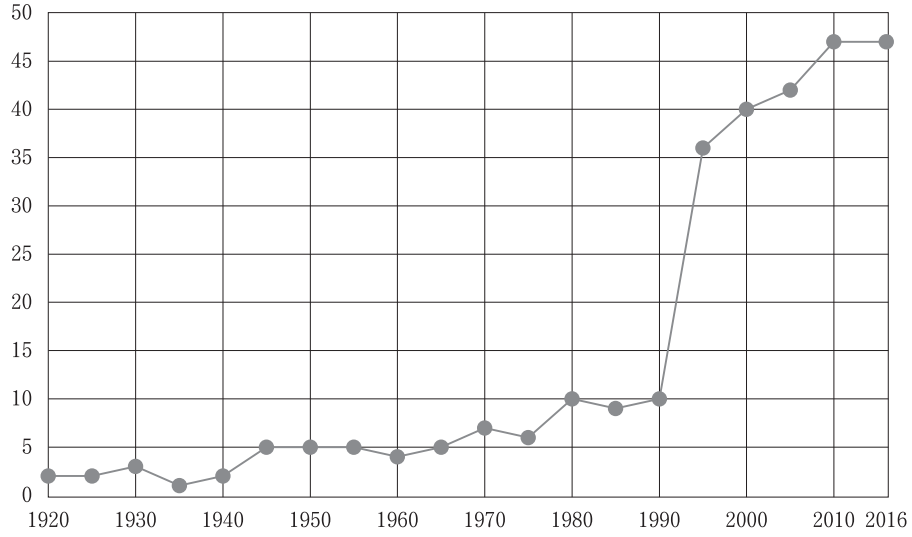

図 1　半大統領制国家数の変遷

Elgies “Semi-presidentialism, premier-presidentialism and president-parliamentarism — A new country-years dataset 2.0” より筆者作成

とはなく，西ヨーロッパを中心に最も多い時期で 12 カ国が採用した制度にすぎなかった。その期間では，フランスが代表例として言及される例外的な制度であったといえる。しかしながら，1991 年のソ連の崩壊にともない独立した中・東欧国家が相次いで半大統領制を採用し，1990 年代にその数は一気に 41 カ国まで増加する。東アジアにおいても，1992 年にモンゴル国，1997 年に台湾で採用されている。2016 年には半大統領制を採用している国は 47 カ国になり，政治体制の数としては「半大統領制が，議院内閣制や大統領制と拮抗するモデルとして注目を集める」（藤嶋亮 2015：102）状況になったといえる[5]。

採用した国家の増加にともない，半大統領制は比較政治学の主要なテーマとなっていった。しかしながら，半大統領制には広いバリエーションがあり明確な定義は困難な作業であった。大枠の共通点は，国民の直接投票により選ばれる大統領と，議会から選ばれる首相が同時に存在する政治体制である。しかし，国民の直接投票により選ばれる大統領がいても議会制に分類されるドイツや，逆に議会から選ばれる首相がいても大統領制に分類される韓国もあれば（浅羽祐樹 2010：42），研究者の間でも評価が分かれるオーストリアの様な国もある（北村貴 2019：50）。その研究はデュベルジェを嚆矢とし，政治システムとしての特徴が検討されている[6]。

先行研究にもとづき比較政治における半大統領制の定義を整理する。現代の民主制における政治体制は 3 つのタイプに分けられることが多い。議院内閣（Parliamentarism），大統領制（Presidentialism），そして議院内閣制と大統領制を組み合わせた半大統領制である（Cheibub, et al. 2010: 79–80）。この 3 つのタイプの政治体制は執政府が立法府に対して従属関係にあるか，取引関係にあるかによって特徴付けられる。政治体制の分類を体系化したシュガートとカーレイの議論に基づき，3 つの政治体制の要素を説明する（Shugart and Carrey 1992）。

議院内閣制とは「(1)執政府（首相およびその内閣）は議会から選ばれ，(2)議会多数派の不信任により，執政府を辞職させることができる」制度である。大統領制は「(1)執政府の長（大統領）は国民から選ばれ，(2)大統領および議会の任期は憲法上規定されており，互いの信任に依存せず，(3)大統領は内閣を組閣し，憲法により一定の立法権限を与えられている」制度である。半大統領制とは「(1)執政府の長（大統領）は国民から選ばれ，(2)大統領は内閣を組閣し，憲法により一定の行政・立法権限が与えられ，(3)指名された首相と組織された内閣は議会多数派の信任を必要とする」制度である（粕谷祐子 2010，建林正彦，曽我謙吾，待鳥聡史 2008）。この定義を採用することで，儀礼的にのみ大統領が存在するドイツなどは半大統領制から除外される。

シュガートとカーレイによれば，半大統領制は，議院内閣制と大統領制の要素を併せ持つ制度であるため，どちらの要素が優位であるかによって，さらに下位類型として「首相―大統領型（Premier-presidential）」と「大統領―議院内閣制型（President-parliamentary）」の二つに分けられる（Shugart and Carey 1992: 23–26）。これは大統領の首相の任免権を軸に分類される。首相および内閣の罷免権を大統領がもたず，議会にのみ罷免権がある場合，いったん任命された首相は大統領に依存することなく取引関係を築き，議会に対しては従属的となる「首相―大統領型」に分類される。一方で，大統領が首相および内閣の罷免権を持つ場合，首相は大統領に従属的となり，大統領と議会が取引関係を築く「大統領―議院内閣制型」となる。

Elgie data 2.0 はシュガートとカーレイの定義に従い下位類型の二つのタイプもコーディングしている。そのデータから下位類型の二つのタイプの推移を確認する。図 2 は「首相―大統領型」を採用した国（下段）と「大統領―議会型」を採用した国（上段）の比率を表したものである。

1990 年以前は採用している国の数が少ないためあまり参考になる数値ではない。しかし採用

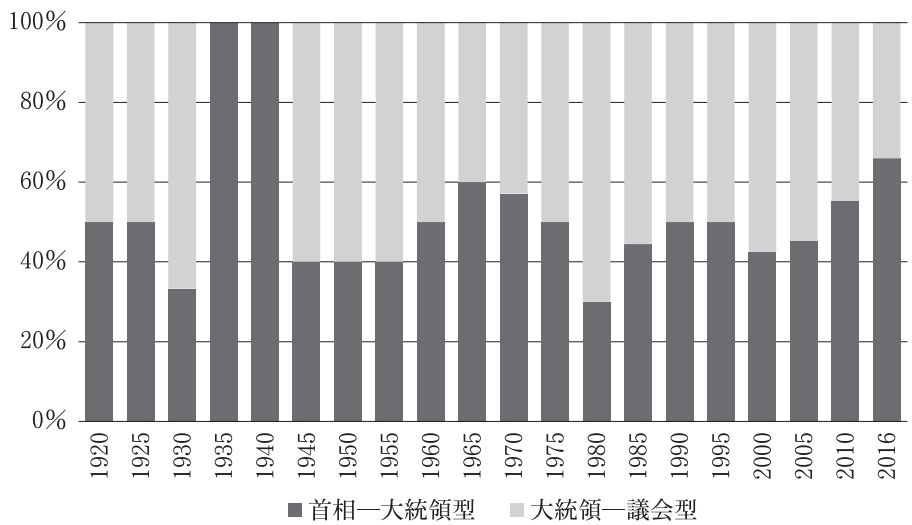

図 2　半大統領制の下位分類の比率

Elgies “Semi-presidentialism, premier-presidentialism and president-parliamentarism ― A new country-years dataset 2.0” より筆者作成

国数が急増した 1990 年以降の変化からは状況を読み解くことができるだろう。

特徴としてあげられるのは，採用国数が増加し始めた 1990 年頃は強い大統領権限を持つ「大統領―議会型」の下位類型が採用される割合害高い。これは，この時期の半大統領制の採用が中・東欧の旧ソ連諸国が多かったためであると考えられる。独裁制から民主制の移行に当たり，旧体制が革命などによって打倒されない「協定による民主化」では旧体制の指導層が新体制にも残存する。多くの場合旧体制の支配層は独裁的権限を残せる大統領制を選択することが多い。他方で民主化を支持する勢力は議院内閣制を主張することが多い。この状況下で大統領制でもなく，議院内閣制でもなく半大統領制が採用される多くの理由は妥協である。

中・東欧の 7 カ国の半大統領制の成立過程を分析した山崎は，半大統領制のモデルとしてフランスがあったことは確認できるものの，ルーマニアを除く 6 カ国は半大統領制を検討した結果採用したのではなく，議院内閣制を押す側と大統領制を主張する側の対立が収束せずに妥協として半大統領制に行き着いたと結論づけている（山崎博久 2003：179)。また，モンゴル国の半大統領制の成立過程の分析では「半大統領制が採用された理由は，大統領制と議会制の選択をすることが出来なかったためであり，フランス憲法を意識的にモデルにしたわけではない。半大統領制という用語は，モンゴル人自身によってもほとんど自覚的に使用されていなかった」と指摘される（Moestrup and Ganzorig 2007: 185)。つまり，半大統領制の採用が妥協の結果であったことは各国の分析からも確認できる。

ところが，2000 年代以降「首相―大統領型」が徐々に増え始める。これは，中東欧に限らず多様な国で半大統領制が採用されるようになり，同時に各国の民主化支援の活発化や，民主主義の価値が普及していく過程であると考えられる。また，首相が大統領に従属的である「大統領―議院内閣制型」は民主主義の定着にとって否定的であることもしばしば指摘される（Reilly 2011: 130–133，藤嶋亮 2015：128)。

第 2 節では，モンゴル国がこのような特徴と経緯を持つ半大統領制の中でどのような位置づけになるのかを検討する。

2. モンゴル国における半大統領制

第 2 節ではモンゴル国の半大統領制の特徴を確認する。モンゴル国憲法をもとに，シュガートとカーレイの定義に合致するか否かを検討した後，大統領と議会の権限・関係から，下位類型のどのタイプに分類できるかの検討を行う(7)。

モンゴル国の政治体制は，1992 年の建国にあたり半大統領制が採用された(8)。半大統領制が採用された理由については，同時期に民主化が進展した中・東欧諸国で半大統領制を選択する諸国が多かった（山崎博久 2003）ことや，議院内閣制を押す民主化勢力と，大統領制を主張した旧体制派の間の妥協の結果である（小林秀高 2010）との指摘や，フランスの政治体制を参考に

した等の諸説あるが，民主化当時の研究の中でも明確な採用理由についての記録はない。

第 1 節で確認された半大統領制の要素は(1)執政府の長（大統領）の国民からの選出，(2)大統領は内閣を組閣し，憲法により一定の行政・立法権限，(3)議会多数派の信任に依存する首相とその内閣の存在であった。

1 つめの要素である「大統領は国民から選ばれる」という点については議論の余地はないと考えられる。憲法第 31 条において，政党（もしくは政党連合）から推薦を受けた大統領候補者が，国民による直接選挙によって選出されることが規定されている。また，実際に大統領選挙は民主化以降定期的に開催され，2009 年の大統領選挙では民主化以降初めての政権交代も起こっている。

2 つめの要素である「内閣の組閣と立法権限」については 2 つに分けられる。まず，内閣の組閣についてである。大統領は議会で多数派の支持する首相を 5 日以内に指名することが第 33 条の 1-2 において定められている。ただし，首相の任命は議会による。また，同条 1-3 において自らの権限内で内閣を指導する特権が定められている。さらに第 39 条は，内閣の組閣や編成等について首相は大統領と協議の上で議会に提案するように定められているが，大統領との合意が得られない場合は，首相自ら議会に提案することができる。次に立法権限について検討する。第 26 条において法案の提出権が大統領，議員，内閣に認められている。また，第 33 条 1-1 において，大統領による法案の拒否権も認められているが，3 分の 2 以上の議決で拒否権を無効化する権限が議会に与えられている。

組閣については 2000 年の憲法修正により首相や議会第 1 党と大統領の合意が成立しない場合，首相や議会で指名できることになり，権限は弱められている。立法については三権分立を基本とする，つまり，立法権と執政権が明確に分けられる大統領制とは異なり，法案の提出権に加えて拒否権を持つという比較的強い権限になっている。

3 つめの要素である「議会の信任に依存する首相および内閣の存在」を検討する。第 41 条で首相が内閣を組織し，議会に対して責任を負うことが規定されている。第 43 条では，首相は大統領により解任はされないが，議員の 4 分の 1 以上の賛成で不信任が発議できることが定められている。首相は議会の信任に依存しているといえる。

これら 3 つの要素について検討の結果，モンゴル国の執政体制は半大統領制の定義に合致するといえるだろう。下位類型である「首相―大統領型」と「大統領―議院内閣制型」ではモンゴル国はどちらに分類されるだろうか。

Elgie data 2.0 におけるコーディングでは，モンゴル国は 1992 年の建国以降「首相―大統領型」に分類されている。すなわち，首相と大統領は独立性を持ち，取引関係となり，首相は議会の信任に依存するという類型である。半大統領制の定義の 2，3 の要素がこの下位類型に関わる部分である。

首相の任命について考察する。首相の指名権は大統領にあるが，任命は議会の権限である。そ

れだけでなく，大統領が首相を指名しない場合は議会が指名することが憲法上可能となっている。また憲法上，大統領は首相の罷免権を持っていない。組閣についてもほぼ同様である。大統領は組閣を指導する特権を憲法上与えられているが，大統領と首相の合意が得られないときは首相が議会に提案をすることができる。

これらのことから，首相は大統領に依存せず，下位分類として「首相―大統領型」であることは妥当と考えられる。ただし，モンゴル国で首相や議会が大統領に対抗できるようになったのは2000～2001年にかけて行われた憲法修正の影響である。例えば，それ以前は首相の指名は大統領のみの権限であり，また指名しなければならない期間等の制限もなかった。その結果，大統領が「首相を指名しない」ことで，議会第1党に対抗することが出来た。その結果1997～2000年にかけてモンゴル国の政治は大きく混乱した。今回のテーマではないが，2001年の憲法修正以前には首相は大統領の動向に大きく左右影響力を持っていたため，それ以前は「大統領―議院内閣制型」と見なすことも出来たかもしれない。

このようなモンゴル国の半大統領制をアジア各国の大統領と比較したものが，図3「アジア諸国の大統領の権限と議会の能力」である。シュガートとハガードのコード化した大統領の権限のスコアを縦軸に（Shugart and Haggard 2001），フィッシュとクローニヒによる議会の能力スコア（Fish and Kroenig 2009）を横軸に各国の政治体制を筆者がプロットしたものである(9)。縦・横軸とも1～8点で評価され，得点が高いほど権限が大きい。

モンゴル国の半大統領制における大統領の権限は他国と比べて極端に低くも高くもないが，議会の持つ権限が高い政治体制と分類できる。建国時から大統領のもつ憲法上の権限はほとんど変化していない。しかしながら，内閣の形成や議会の開催に関する裁量権が強く，また，議会に対

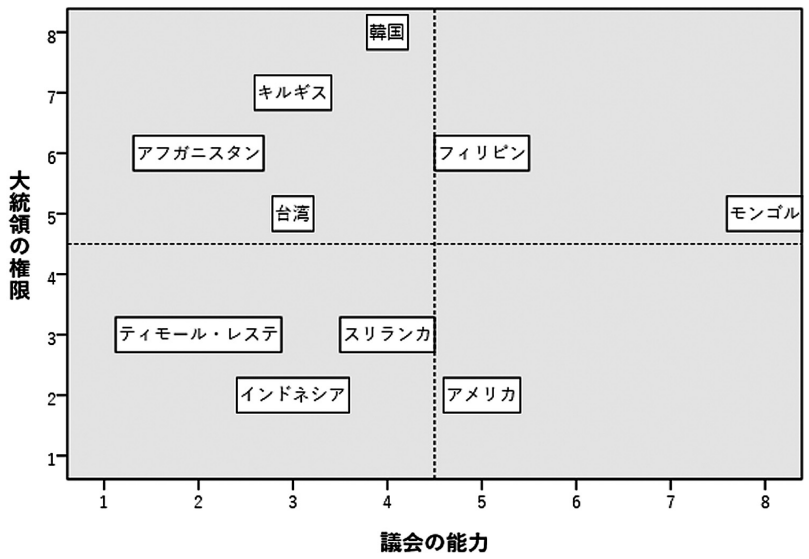

図3　アジア諸国の大統領の権限と議会の能力

出典：小林秀高（2015）を一部修正の上転載

抗措置がなかった点で，実質的に大統領が優位に立つ制度であった。その後，2000 年の憲法修正により，議会と首相の権限の強化と大統領の裁量が入り込む余地が制限された結果，執政権の側面では大統領よりも議会が優位に立つ制度となった（Munkh-Erdene 2010）。しかしながら，立法権という面では法案の提出権に加え，強い拒否権を持っている点で特色がある。

3. モンゴル国における選挙と選挙制度

これまで分析から，モンゴルの半大統領制は「首相―大統領型」の特徴を持つ。首相の指名や組閣について，大統領と議会／首相が対立した場合は議会に優先権がある制度となっている。この点だけを捉えれば儀礼的な役割だけを持つ「弱い大統領」とも考えられる。一方で，立法という面では大統領拒否権や法案の提出権を持つ他国ではあまり見られない権力も持つ。

大統領が存在する国では，大統領選挙と議会選挙の関連がしばしば重要なテーマとなる。アメリカのように，選挙サイクルが安定している国では，同日選挙のハネムーン効果や中間選挙における業績評価としての役割が確認されるし，議会選挙と大統領選挙までの期間が動員に与える効果や，異なるタイミングで行われることから生じる分割政府などが挙げられる。他方で，大統領が実質的権限を持たない国では，両者の関連はほとんど取り上げられてない。

モンゴル国において，選挙の時期には誰が大統領に選ばれるかは人々の関心となるが，モンゴル研究者の間でも，大統領はどんな権限を持っているか（ほとんど持ってないように見える）分からないことが指摘される。また，大統領も議会も任期が 4 年で，選挙のタイミングが 1 年ずれているため，時期が分離されている選挙となる。そのためか，モンゴル国においても両者の関連はほとんど言及されない。

しかしながら，2017 年の大統領選挙で，第 1 回投票で大統領が決まらず 2 回投票となったことは，2012 年の比例代表制の導入が要因の一つとなっていると筆者は分析する。また，近年常態化している大統領と議会の党派が異なる分割政府も両者の制度の違いによるところが大きい。

3 節では，モンゴルにおける議会選挙と大統領選挙の制度の説明を行う。その後，第 4 節では両者の関連性について分析をする。

3-1. 大統領選挙制度

モンゴル国の第 1 回大統領選挙は 1993 年に実施された。それ以降，大きな選挙制度の変更は行われず現在まで定期的に続いている。3-1 では，モンゴル国憲法および選挙法にもとづいて選挙制度の説明を行う[(10)]。

大統領の被選挙権は，45 歳以上の生来のモンゴル国民であり，モンゴルに 5 年以上継続して居住したものである（憲法第 30 条 2 項）。大統領選挙に出馬するためには大統領候補に指名されなければならない。大統領候補を指名する権限を持っているのは議会に議席を持つ政党（もしく

は政党連合）である。大統領候補の指名は投票日の 55 日前から 5 日前までに行わなければならない（選挙法 139 条）。大統領候補に指名されるための要件は法律で定められている。予備選挙などは必要ではないが，政党は大統領候補が法律の要件を満たしているか，また，大統領候補を決定した会議の参加人数，候補者が獲得した票数，割合などを法律の定めにしたがって記録しておかなければならない（選挙法 140 条）。

政党は，大統領候補者の選出した会議に関する記録，選出された候補者の同意書など，法律に定められた 14 の書類を中央選挙管理委員会に提出することで大統領の候補者の選出が認められる（選挙法 141 条）。また，大統領に選出された候補者は，大統領就任前にもとの党籍を離脱しなければならない。これは，大統領が特定の党派の代表とならないための措置である。次に述べる 2 回投票制も全国民の代表としての役割を重視する措置である。ただし，メディアでの報道には党派が記載されるのが通例である。

モンゴル国の大統領選挙は全国を 1 選挙区とする二回投票制（Two Round System: TRS）が採用されている。はじめに，二回投票制の概略を確認する。二回投票制は，第 1 回目投票（first round）で有効投票数の過半数を獲得する候補者がいなかった場合に，第 2 回目投票（second round）が行われ，可能な限り当選者に多数の票をとらせるための制度である。二回投票制には大きく 3 つのバリエーションが存在する（Clark，et al. 2017: 544–547）。1 つ目は決選投票型二回投票制（majority-runoff TRS）である。1 回目投票で絶対多数をとる候補者がいなかった場合，上位 2 名の候補で 2 回目投票を行う。決選投票型では，当選者は必ず有効投票の過半数を獲得する。2 つ目は多数代表型二回投票制（majority-plurality TRS）である。これは，1 回目投票で絶対多数をとる候補がいなかった場合に 2 日目投票を実施するところまでは決選投票型と同じであるが，2 回目投票にはあらかじめ定められた閾値を超えた候補者が参加するため，上位 2 名とは限らない。2 回目投票では，1 票でも多く獲得した候補者が当選をする。3 つ目は特定多数決型二回投票制（qualified-majority TRS）である。特定多数決型では，1 回目投票で絶対多数を獲得しなくとも，定められた一定の基準（例えば 30%）の票を獲得した候補者が出た場合は当選させる制度である。基準に到達する候補者がいない場合は 2 回目投票が行われる。

具体的にはモンゴル国の大統領選挙は決選投票型二回投票制である（憲法 31 条 1 項，選挙法 105 条）。選挙は国民による一人一票の直接投票で行われ，第 1 回目投票で有効投票数の過半数を獲得する候補者がいなかった場合は，第 2 回目投票が行われる。第 2 回目投票は，第 1 回目投票日から 2 週間以内に実施される。また，2 回目投票でも有効投票数の過半数を獲得する候補が出なかった場合，大統領選挙を新規にやり直すことになる（憲法第 31 条 6 項）。この規定は，後に言及する 2017 年の大統領選挙における白票運動をもたらすことになる。

また同時に，投票率についても絶対多数を確保するための規定がある。それは，投票率が 50%未満であった場合の追加投票制度である（選挙法 106 条）。全国の当日有権者数に対して投票率が 50%未満だった場合，1 週間以内に追加投票が行われる。追加投票は，投票率が 50%未満

であった投票区で実施され，選挙名簿に登録されているが，選挙日に投票しなかった有権者のみが投票できる。

3-2. 議会選挙制度とその変遷

モンゴル国の議会は国家大会議（State Great Hural）である。議員の定数は憲法により 76 名と定められている（憲法 21 条）。被選挙権は 25 歳である（選挙法 11 条）。議会選挙の候補者は選挙日の 180 日前までに最高裁判所に登録された政党（および政党連合）は候補者を推薦することができる。また，一定の法的要件を満たす市民は無所属の候補者を推薦することができる（選挙法 12 条）。

大統領の選挙制度が大枠では変更されていない一方で，議会選挙制度は 1992 年以降の 7 回の選挙で 4 回の大きな変更がされた。とくに，2012 年の比例代表制の導入は大きな影響をおよぼした。表 1 はモンゴル国における議会選挙制度の変遷の一覧である。基本的には小選挙区か，複数人区であっても連記制を取る多数代表を基本とする制度が採用されている。もともと，民主化の際には旧支配政党であった人民革命党は小選挙区を基盤とした制度を主張し，民主化勢力は比例代表制を基とした制度を主張した背景がある。議会選挙制度の特徴として，比較的高めに設定されている閾値の存在があげられる。1996 年～2004 年の小選挙区制の期間や，2012 年の議会選挙では閾値以下の得票で再選挙がしばしば発生している。

また，投票率が 50%未満の場合の追加投票については大統領選挙と同様であり，選挙区毎に判断される。全国民の代表を決めるという点にモンゴルの制度は力点を置いていると考えられる。

民主化最初の 1992 年議会選挙と 2008 年の議会選挙制度は定数 2～4 の複数人選挙区による連記制であった。その間に入る 1996 年から 3 回の選挙は単純小選挙区制（FPTP）が採用されており，これが最も長く続いた制度となる。

2012 年では選挙区制（MMD）と全国を 1 選挙区とする比例代表制（PR）が導入された。比

表 1　モンゴル国における議会選挙制度の変遷

年	選挙区	議　席	定　数	選挙区数	投票方式	閾　値
1992	複数人区	76	2-4	26	連　記	
1996	小選挙区	76	1	76	単　記	25%
2000						
2004						
2008	複数人区	76	2-4	26	連　記	5%
2012	複数人区	48	1-3	26	連　記	28%
	比例代表区	28	1	1	拘束名簿	5%
2016	小選挙区	76	1	76	単　記	

出典：筆者作成

例代表制の導入は，結果として旧体制の支配政党であった人民革命党の分裂を後押しする形になった。これが後に 2017 年の大統領選挙に与えた影響は後述する。

2016 年の議会選挙では，選挙直前に比例代表制が憲法違反であるとの指摘が裁判所からなされ，再度，単純小選挙区制が導入される。憲法 21 条に定める「候補者の直接投票による選出」が拘束名簿式比例代表制では実現されないというのが裁判所の指摘であった(11)。

4. モンゴル国における大統領選挙と議会選挙

モンゴル国の建国は 1992 年であるが，モンゴルの民主化運動は 1989 年頃から本格化した。1924 年に，世界で 2 番目の社会主義国家としてソ連の影響を強く受けていたモンゴル人民共和国は，ソ連の崩壊が近づいてくる中，欧米諸国からの支援を受け入れる目的もあり，1990 年には複数政党制を導入した自由選挙を導入した。モンゴルでは 1990 年を民主化の年とする人も少なくない。1990 年の議会は新たな憲法を作成し民主制国家へと移行するための議会である。初代大統領（というべきか民主化前の最後の）のオチルバトは議会の推薦で選ばれ，民主化を推し進めていった。公式には，モンゴル国建国後の 1992 年の議会選挙および 1993 年の大統領選挙が民主化 1 回目の選挙となる。この経緯からも分かるように，モンゴルは市民革命などの結果として民主化が進展したのではなく，エリート間の協調・交渉の中で，最終的に民主化を選択した。

4 節では民主化後のモンゴル国の選挙結果を概略し，選挙結果をもたらした背景要因として，投票率の変化と地域性の問題を指摘する。

4-1. 民主化後の選挙結果の概略

はじめに，民主化後のモンゴル国の選挙結果を概括する。表 2 はモンゴル中央選挙管理委員会および国家統計局のサイトをもとに作成した大統領選挙の当選者および，議会の第 1 党をまとめたものである。モンゴル国の政治では，小さな政党の合従連衡は断続的に起こっているが，基本的には共産主義時代の支配政党であった人民革命党の後継勢力と，民主化運動を主導した勢力が中心となった民主党の二つの政党を中心に進展する。以下，モンゴル国の民主化後の政治の進展を簡単にまとめる(12)。

大統領も議会もそれぞれ任期は 4 年であり，議会選挙が大統領選挙に 1 年先行して行われたため，基本的にモンゴル国の選挙は常に 1 年ずれたまま 4 年おきに行われている。1 年のずれは，議会の党派と大統領の党派が異なる分割政府を生む可能性がある。

1990 年の民主化第 1 回目の議会選挙では，旧体制の支配政党であった人民革命党が 430 議席中 357 議席と多数派を形成し，議会内での指名で，人民革命党推薦のオチルバト（Пунсалмаагийн Очирбат）が大統領に選ばれた。複数政党制による選挙は行われたが，実質的には旧体制の持続と捉えることができる。また，民主化勢力側には選挙の準備やノウハウがほとんど無く，人民革

表 2　モンゴルにおける大統領と議会第 1 党の党派[13]

年	選　挙	大統領	議会第 1 党
1990	議　会	オチルバト （人民革命党）	人民革命党　（357 議席）
1992	議　会		人民革命党　（71 議席）
1993	大統領	オチルバト （民族民主党・社会民主党）	
1996	議　会		民主連合　　（50 議席）
1997	大統領	バガバンディ （人民革命党）	
2000	議　会		人民革命党　（72 議席）
2001	大統領		
2004	議　会		人民革命党　（37 議席）
2005	大統領	エンフバヤル （人民革命党）	
2008	議　会		人民革命党　（46 議席）
2009	大統領	エルベクドルジ （民主党）	
2012	議　会		民主党　　（31 議席）
2013	大統領		
2016	議　会		人民党　　（65 議席）
2017	大統領	バトトルガ（民主党）	

出典：“Сонгуулийн Ерөнхий Хороо” および “Статистикийн Ерөнхий Газар” より筆者作成

命党のみが全国の組織を持った政党であったことも選挙結果には影響している。1993 年の大統領選挙では，民主的改革を進め過ぎるとして人民革命党から推薦を得られなかったオチルバトが民主化勢力である民族民主党と社会民主党の推薦をえて大統領に当選した。もともと人民革命党の候補であり，政党による推薦が大統領選挙に出るために必須だった状況からも，これが直ちに政権交代であるということは難しい。オチルバト自身も，自伝の中で「当時の民主化勢力には条件に合致する候補が存在せず（中略），これを民主化勢力の勝利であり，今やモンゴル国民が全て民主化を支持するようになったなどと解釈することは，あまりに軽率かつ表面的である」としている（オチルバト 2001：24）。

1996 年の議会選挙では，民主化勢力が連合を組んだ祖国民主連合（“Эх орон Ардчилсан төр эвсэл）が 76 議席中の 50 議席をしめる多数派となった。しかしながら，1997 年に人民革命党が推薦するバガバンディ（Нацагийн Багабанди）が大統領になると，強力な首相の任命権限を持った大統領との分割政府のもとで，モンゴル政府は機能しなくなる。2000 年に大統領の権限を弱め，議会の機能を拡大する憲法改正を経たが，2001 年，2005 年の選挙では人民革命党の大統領が続く。この時期は，議席を取りながらも思うような改革を進められなかった民主化勢力が分裂を繰り返したことも人民革命党の強さの要因となる。2008 年の議会選挙での人民革命党の勝利は，選挙不正の疑惑からウランバートル市内で暴動が発生し，5 名が死亡し 700 名以上が逮捕され，緊急事態宣言が発令され 4 日間の戒厳令が発せられる事態となった（Maškarinec 2014: 186）。

旧支配政党の影響の強さ，政治対立による政府の機能不全，野党の離合集散，選挙結果に対する暴動の発生などの状況を考えると，この時点でモンゴル国において民主主義が「街で唯一のゲーム」となっている状態であるということは難しい。

2009 年の大統領選挙においては，民主党（Ардчилсан Нам）が推薦するエルベクドルジ（Цахиагийн Элбэгдорж）が大統領に選出された。人民革命党はこの選挙での敗北から，2010 年にモンゴル人民党（Монгол Ардын Нам）へと党名を変更している。この背景には民主化以降，一貫して人民革命党の得票率が低下している危機感も上げられる。しかし 2011 年には，人民党への名称変更を快く思わない勢力が分裂し，新たな人民革命党が結成される。2012 年の議会選挙では，選挙制度に比例代表制が導入されたことや，人民党の分裂の影響から多党化が進展し，民主党は民主化後の議会において初めて単独の政党として第 1 党となる。2013 年の大統領選挙では，人民党と人民革命党，現職であった民主党の 3 者による選挙が行われ，エルベクドルジが再び大統領に当選した。2012 年から 2013 年の 2 つの国政選挙において民主党が連続して勝利することは初めてであり，選挙結果にも 2008 年のような大きな混乱は生じていない。2017 年の大統領選挙では，民主化以降初めて 1 回目投票で大統領が決まらず 2 回目投票が行われた。2017 年の選挙については第 5 節で論じる。

4-2. 投票率における地域差と選挙制度

背景として投票率の変遷について確認する。第 3 節で確認したように，モンゴル国では得票率が 50%未満であった場合の追加投票制度がある。建国以降，投票率の一貫した低下は問題の一つとして指摘されている。表 3 は大統領選挙における投票数と投票率の推移を表している。1993 年の第 1 回目投票から，最も低かった 2013 年までに，投票率は約 26 ポイント低下している。投票率の低下に比して投票数が増加傾向であるのは，モンゴル国の人口の成長の影響である。1993 年から 2017 年までに当日有権者数は約 80 万人増加している。

図 4 は大統領選挙と議会選挙における投票率の推移を表したものである。議会選挙は大統領選

表 3　大統領選挙における投票の変遷

年	当日有権者数	投票数	投票率
1993	1,106,403	1,025,970	92.73
1997	1,155,228	982,640	85.06
2001	1,205,885	1,000,110	82.94
2005	1,241,691	930,976	74.98
2009	1,493,217	1,098,785	73.59
2013	1,856,190	1,239,784	66.79
2017 1st	1,978,298	1,357,788	68.27
2017 2nd	1,990,797	1,207,787	60.67

出典：Internatinal IDEA “Voter Turnout Database” より筆者作成

挙より 1 年前に実施されるため，翌年の大統領選挙の動向を見る一つの指標でもある。投票率の低下は大統領選挙だけでなく，議会選挙でも同じトレンドで起こっている。特に 2008 年から 2012 年にかけての傾きは大きいが，2016 年議会選挙では多少の持ち直しが見られた。しかしながら，大統領選挙の低下傾向は 2017 年選挙でも変化していない。

全国一律の投票率を見ると長期低下傾向が見られるだけだが，この投票率の低下には地域差が存在する。図 5 は 1997 年と 2017 年の大統領選挙における投票率を地域別に分けて表記したものである。横軸が 1997 年の投票率で，縦軸が 2017 年の投票率である。左上にある投票率の低下が少ないウランバートルはモンゴルの首都であり，モンゴルの人口の約 7 割が居住している。民主

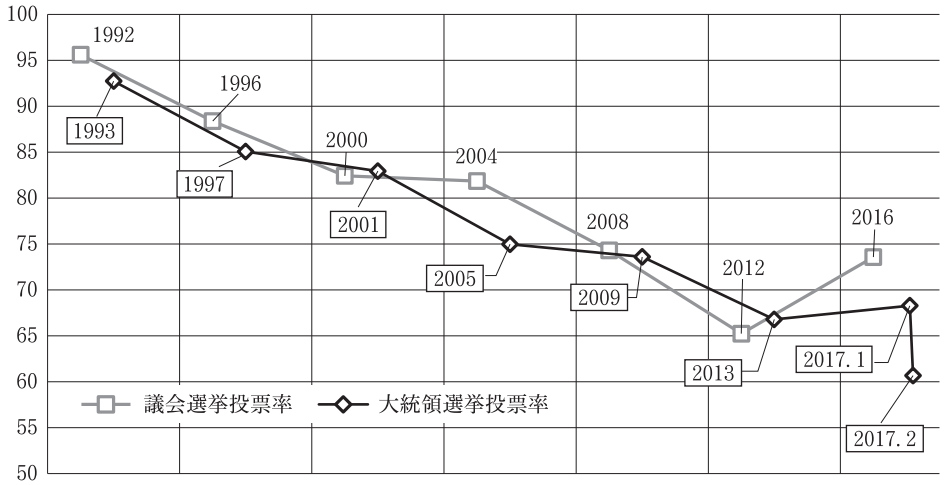

図 4　議会選挙と大統領選挙における投票率

出典：Internatinal IDEA “Voter Turnout Database” より筆者作成

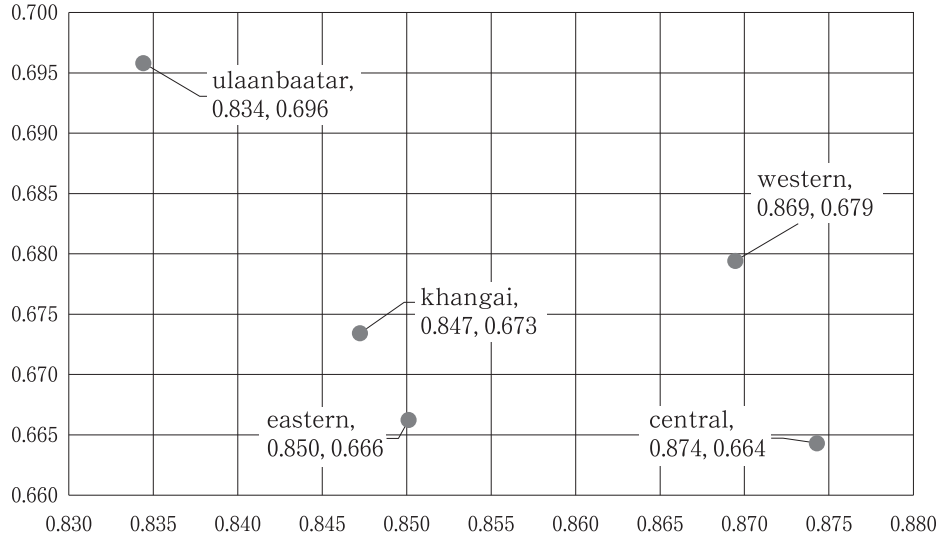

図 5　1997 年と 2017 年大統領選挙における投票率

出典：“Сонгуулийн Ерөнхий Хороо” および “Статистикийн Ерөнхий Газар” より筆者作成

化運動はウランバートが中心的な舞台であったため，ウランバートルで民主党の得票率が高く，それ以外の地域では人民革命党の得票率が高い。具体的なデータは大統領選挙の検討で確認する。

この傾向は，人口が集中している都市部で投票率が高いことを表しているため，選挙において民主党が有利になると考えられるが，議会選挙と大統領選挙でその結果が異なる。結論を先にいえば，議会選挙では地方に優先的に議席が配分されているため，小選挙区を中心としたモンゴルの選挙制度が人民革命党に有利な結果をもたらしている。2012 年の議会選挙の議席配分では，首都ウランバートルとその他の地域では平均して 2.8 倍の 1 票の格差が存在する。一方で，全国を一ブロックとする大統領選挙では，人口が集中しているウランバートルで高い支持があり都市部の投票率が高いことは民主党に有利に働いている。

表 4 は人民（革命）党と民主党の得票率と議席率をまとめたものである。得票率は，選挙区毎の政党の得票率の平均値である。ここからは民主党が一貫して得票率が低いことがわかる。この原因の一つはウランバートルと地方との一票の格差が影響をおよぼしていると考えられる。また，日本の小選挙区ほど大きな差はついていないものの，得票率を比べると，人民党は議席率が過大に評価されており，民主党は 1996 年を除き過小に評価されているといえる。

表 4　人民（革命）党と民主党の得票率と議席率

		人民党			民主党		
議会選挙	選挙制度	議席数	議席率	得票率	議席数	議席率	得票率
1992	VB	70	72.1%	56.5%	4	5.3%	17.4%
1996	FPRP	25	32.9%	40.2%	50	65.8%	46.7%
2000	FPRP	72	94.7%	52.2%	1	1.3%	12.8%
2004	FPRP	37	48.7%	48.7%	35	46.1%	45.1%
2008	VB	47	61.8%	43.1%	26	34.2%	39.2%
2012	Parallel	25	32.9%		31	40.8%	
2016	FPRP	65	85.5%	44.7%	9	11.8%	32.8%

出典：筆者作成

4–3. 大統領選挙における得票と議会選挙における比例代表制の影響

モンゴル国は，旧体制の支配政党であるモンゴル人民革命党と民主化勢力が最終的に合流した民主党の主要な 2 政党が政権を争ってきた。これまでも第 3，4 政党から大統領候補が立てられたことは少なくない。しかしながら，過去 6 回の大統領選挙では，いずれも第 1 回目投票で大統領は決まってきた。

表 5「モンゴル国大統領選挙候補者と得票」は建国以来の大統領候補者および政党名，得票数および得票率をまとめたものである。候補者が 2 名の選挙は 1993 年と 2009 年のみであり，他の 5 回の選挙では 3 名以上の大統領候補が立候補している。

表 5　モンゴル国大統領選挙候補者と得票

年・投票率	候補者名	推薦政党	得票数	得票率
1993 92.73%	L. トゥデブ P. オチルバト	人民革命党 社会民主党，民族民主党	397,061 592,836	38.7 57.8
1997 85.06%	N. バガバンディ P. オチルバト J. ゴンボジャブ	人民革命党 社会民主党，民族民主党 統一伝統党	597,573 292,896 65,201	60.8 29.8 6.6
2001 82.94%	N. バガバンディ R. ゴンチグドルジ L. ダシニャム	人民革命党 民主党 市民の勇気	581,381 365,383 35,425	58.1 36.5 3.5
2005 74.98%	N. エンフバヤル M. エンフサイハン B. エルデネバト B. ジャルガルサイハン	人民革命党 祖国民主連合 祖国党 共和党	497,491 186,646 105,497 128,784	53.4 20.1 11.3 13.8
2009 73.59%	N. エンフバヤル Ts. エルベグドルジ	人民革命党 民主党	520,948 562,718	47.4 51.2
2013 66.79%	B. バトエルデネ Ts. エルベグドルジ N. ウドゥバル	人民党[14] 民主党 人民革命党	520,380 622,794 80,563	42.0 50.2 6.5
2017 1st 68.27%	K. バトトルガ M. エンフボルド S. ガンバータル	民主党 人民党 人民革命党	517,478 411,748 409,899	38.6 30.8 30.6
2017 2nd 60.67%	K. バトトルガ M. エンフボルド	民主党 人民党	611,226 497,067	50.6 41.1

出典：National Statistics Office of Mongolia（2017）より筆者作成

1993 年，2009 年，2013 年は民主党系の大統領，1997 年，2001 年，2005 年は人民革命党の候補が大統領に選ばれている。ただし，1993 年のオチルバトは民主化前の 1990 年の大統領選挙では人民革命党の候補として出馬し当選しているため，実質的には 1993 年から 2005 年までは人民革命党の大統領，2009 年以降が民主勢力[15] の大統領が当選しているといえる。

図 6 は各選挙での人民革命党（MPRP），民主党（DP），第 3 位以下候補の得票率を図示したものである。第 1 に，MPRP は一貫して得票率を落としていることが分かる。1997 年の大統領選挙の 60.8%をピークに，2017 年選挙では 30.8%まで落ち込んでいる。第 2 に，DP は 2005 年の大統領選挙まで，MPRP とは 20 ポイント近く得票率の差があったが，2009 年の選挙で逆転し，その後は MPRP の得票率を上回っている。第 3 に，第 3 位以下の得票がここでの一つのポイントとなってくる。2005 年の大統領選挙まで，民主勢力は候補者を一本化できていなかった。そのため，人民革命党から単独の候補者，民主勢力は複数の候補者という構図が続いていた。2009 年選挙は民主勢力が一本化されたことが一つの重要な点であったといえる。

2013 年には再び第 3 候補が登場している。これは，2012 年に人民革命党が人民党と改称に反発した，人民革命党から分裂した候補であるため，人民革命党の得票率にマイナスの影響を与え

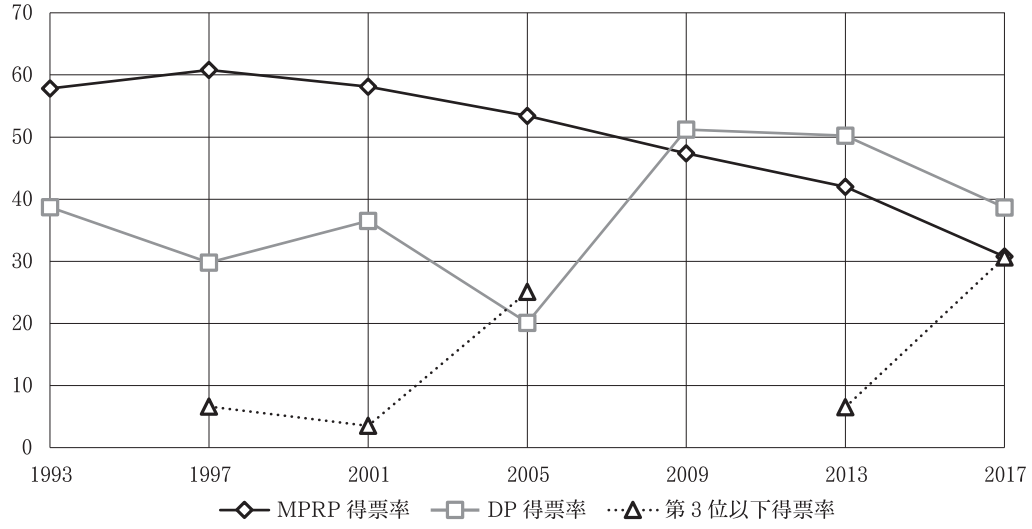

図 6　大統領選挙における相対得票率の変遷

出典：National Statistics Office of Mongolia（2017）より筆者作成

ている。このことは，2005 年までの候補を一本化できなかった民主勢力と同じ状況が人民党に生じているといえる。

2013 年および 2017 年の大統領選挙には人民党の票を割る要因として人民革命党の大統領候補が出馬している。4–1 で検討したように 2011 年に人民革命党が人民党に改称したことへの反発から分裂した勢力であるが，2012 年の比例代表制が大統領出馬への後押しとなっている。3–1 で確認したように，大統領選挙に候補者を推薦できるのは議会議席を持つ政党（連合）のみである。人民革命党は比例区で 11 議席を獲得することに成功し，2016 年選挙では小選挙区制に戻ったなかで何とか 1 議席を維持した。比例代表制導入は，人民党が分裂することを後押しし，その後の大統領候補の擁立へとつながる効果をもたらした。それは結果として，現在の人民党の大統領選挙での苦戦につながっているのである。

5. 2017 年大統領選挙の分析

これまでモンゴルに国における半大統領制の特徴と，その下で行われる選挙の連関について検討してきた。最後に，2017 年の大統領選挙の検討を行う。モンゴル国における研究は属人的な影響を強調することが多く，制度や構造の分析がされることは少ない。2017 年選挙も，候補者の汚職問題というスキャンダルがクローズアップして説明されることが多いが，本稿では候補者の地域別の得票率からの説明を試みる。

5–1. 2017 大統領選挙の概要

2017 年の大統領選挙の検討を行う。建国 7 回目となる大統領選挙は，人民党候補のエンフボルド（Miyeegombyn Enkhbold），民主党候補のバトトルガ（Khaltmaagiin Battulga），人民革命党候補のガンバータル（Sainkhuugiin Ganbaatar）の 3 候補が立候補し，2017 年 6 月 26 日に第 1 回投票が実施された。注目すべきは，過去 6 回の大統領選挙と異なり，第 1 回投票で当選者が確定しない可能性が当初から指摘されていた点である。

大統領候補を推薦することができるのは議会に議席を持つ政党（もしくは政党連合）である。2016 年の議会選挙の結果，議会に議席を持つ政党は 3 つであるが，3 政党はいずれも独自に候補者を推薦した。2017 年の大統領選挙では 65 議席を持つ人民党からエンフボルド，9 議席を持つ民主党からバトトルガ，1 議席を持つ人民革命党から S. ガンバータルの 3 候補が推薦された。

議会では 76 議席中の 65 議席をしめる人民党が優位であり，2016 年の議会選挙と地方選挙を勝利に導き，議会議長でもあるエンフボルドは有力候補であった。他方で，民主党は現職の大統領エルベグドルジを擁立しているが，今回 2 期目の任期を終えるため憲法の規定上新たな候補を立てる必要があった。民主党は党内での候補者指名選挙が実施され，その結果，元工業・農牧業大臣（2012〜2014 年）であるバトトルガが選出された。人民革命党は，党首であり元大統領（2005〜2009 年）であったエンフバヤルが立候補を申請したが，2012 年に汚職で有罪判決を受けていたことなどを理由に選挙中央委員会が立候補を認めなかった。そのため，元議会議員であるガンバータルが擁立された。ガンバータルは 2012 年に無所属で議会選挙に出馬し当選している（湊 2018，BULAG 2018）。

選挙の主な争点は，2017 年 5 月に IFM に承認された 55 億ドルの融資により，いかに経済を回復させるかである。2016 年の議会選挙で勝利した人民党は，その後の政府の公共資質の削減と，通貨トゥグルクの下落により人々の信頼は低下し，有権者の支持は唯一の代替政党である民主党に向かうかと思われた。しかしながら，選挙戦の中で 3 候補とも汚職に関する疑惑が発生し，これが後の白票運動にもつながっていく。エンフボルドについては，政府高官の地位を 25 億ドルで斡旋するという会話のビデオが存在するというものであった。バトトルガについては，「パナマ文書」の一連の文書の中で，オフショア口座のリストに掲載されていたとのことが明るみになった。ガンバータルは韓国系のキリスト教会から献金を受け取っていたとの疑惑の動画が公開された（BULAG 2018: 81）。

この状況下で，第 1 回投票で当選者が確定しない可能性が当初から指摘されるようになる。結果として，6 月 26 日に行われた第 1 回目投票の得票率[16] は，民主党のバトトルガが 38.11%，人民党のエンフボルドが 30.32%，人民革命党のガンバータルが 30.19%といずれも 50%を越える票を獲得せず，モンゴル国の大統領選挙では初めて，上位 2 名の候補での 2 回目投票を実施することとなった。

2回目投票はバトトルガとエンフボルドの2名で行われる事になったが，3位のガンバータルと2位のエンフボルドの票差は僅差であること，有権者の一部にもエンフボルドへの不満が強かったことから，ガンバータルは選挙のやり直しをねらい白票運動を展開する。3-1. で見たように，第2回目投票でも50%を獲得する候補者が出なかった場合，憲法の規定により大統領選挙はやり直しとなる。その場合，ガンバータルは再度大統領選挙に出馬することが可能となる。モンゴルの選挙法では，白票は無効票ではなく有効投票とカウントされるため，白票の増加はそのまま候補者の得票率の低下となる。

2回目投票の結果は，バトトルガが辛うじて50.6%の票を獲得し大統領に選出された。白票運動は最終的に99,494票を集め，全体の8.23%となった。また，投票率も60.67%とこれまでで最も低い水準となる結果となった。

5-2. 候補者の分裂と地域別得票率

2017年の大統領選挙は，誰も積極的に選ぶことが出来ずに票が割れ，結果として2回目投票になったと説明されることが多い。表6は2013年と2017年の大統領選挙の1回目投票について，地域別の得票率をまとめたものである。この二つの選挙を取り上げたのは，2013年から人民党系から第三候補が出馬しているためである。DPは民主党，MMPは人民党，MPRPは人民革命党である。ハイライトは得票が最も高い部分である。

まず，2017年の得票を見ると分かるように，候補者毎に地域で支持が綺麗に分かれていることが分かる。4-2で確認したように，民主党（DP）は基本的にウランバートルでの支持が高く，それ以外の地域では人民党（MPP）および人民革命党（MPRP）の得票が高いことが分かる。

2013年の選挙を確認する。表を見ると，民主党が全地域で圧勝しているように見えるが。しかし，ウランバートル以外の地域では，人民党の候補と人民革命党の候補の票を足しあわせると，人民党の候補が民主党と拮抗するか上回るところが多い。ここからいえることは，2013年の大統領選挙については，人民革命党の候補者は，人民党の票を割る結果になったということである。2009年以降，民主党系の大統領が3期続いているが，必ずしも民主党の支持が高いことと同じではない。

2017年の1回目投票についてはどうだろうか。人民党は西部地域で，人民革命党はハンガイ地域，セントラル地域，東部地域で強く，ウランバートルはあいかわらず民主党が強いというように，候補者毎の地域性が見られる。得票率は徐々に落ちてきているが都市と農村という区分でも支持が分かれている。ただし，2013年に比べると，地域差はあるものの票が分散していることは一見して分かる。

表7は2017年大統領選挙の1回目と2回目投票の比較である。2回目投票では人民革命党の票が，民主党と人民党のどちらに流れるのかが綺麗に分かれている。ハンガイ地域では，人民革命党の票は民主党に移っている。このことは，民主化から30年が経過し人々の旧支配政党への

表 6　大統領選挙における地域別得票率の比較 1

地　域	県	2013 DP	2013 MPP	2013 MPRP	2017 DP	2017 MPP	2017 MPRP
Western	Bayan-Ölgii	0.533	0.377	0.063	0.367	0.499	0.134
	Govi-Altai	0.416	0.479	0.094	0.271	0.395	0.334
	Khovd	0.612	0.321	0.054	0.296	0.404	0.301
	Uvs	0.462	0.459	0.062	0.307	0.495	0.199
	Zavkhan	0.492	0.467	0.030	0.385	0.400	0.215
Khangai	Arkhangai	0.441	0.409	0.130	0.315	0.306	0.379
	Bayankhongor	0.484	0.442	0.060	0.604	0.291	0.105
	Bulgan	0.400	0.482	0.103	0.322	0.292	0.385
	Khövsgöl	0.523	0.402	0.060	0.322	0.348	0.330
	Orkhon	0.515	0.380	0.095	0.343	0.229	0.428
	Övörkhangai	0.461	0.457	0.063	0.315	0.386	0.299
Central	Darkhan-Uul	0.500	0.421	0.068	0.301	0.304	0.395
	Dornogovi	0.379	0.534	0.072	0.324	0.336	0.340
	Dundgovi	0.364	0.538	0.087	0.277	0.263	0.460
	Govisümber	0.422	0.493	0.069	0.345	0.290	0.365
	Ömnögovi	0.459	0.446	0.087	0.302	0.270	0.428
	Selenge	0.472	0.414	0.098	0.323	0.340	0.338
	Töv	0.394	0.508	0.079	0.277	0.407	0.316
Eastern	Dornod	0.531	0.389	0.062	0.339	0.267	0.393
	Khentii	0.334	0.625	0.026	0.360	0.250	0.390
	Sükhbaatar	0.396	0.545	0.037	0.336	0.361	0.303
Ulaanbaatar	Bagakhangai	0.451	0.509	0.030	0.259	0.563	0.178
	Baganuur	0.467	0.483	0.039	0.353	0.337	0.309
	Bayangol	0.571	0.368	0.054	0.506	0.270	0.224
	Bayanzürkh	0.550	0.387	0.053	0.452	0.255	0.293
	Chingeltei	0.537	0.391	0.061	0.434	0.246	0.320
	Khan-Uul	0.542	0.389	0.058	0.465	0.283	0.252
	Nalaikh	0.500	0.402	0.084	0.343	0.258	0.399
	Songino Khairkhan	0.539	0.387	0.065	0.385	0.259	0.357
	Sükhbaatar	0.549	0.390	0.052	0.465	0.289	0.246
	National Total	0.502	0.420	6.500	0.381	0.303	0.302
	Overseas	0.646	0.303	0.043	0.632	0.211	0.157

出典：National Statistics Office of Mongolia（2017）より筆者作成

印象が変わってきたことを表しているのかもしれない。

本稿ではモンゴル国を比較政治学の中に位置づけるということが一つの目的である。そのため，モンゴルの半大統領制の特徴を概観し，その視点からモンゴル国の位置づけを確認した。「首相―大統領型」という弱い大統領の下で，民主化後の選挙を制度という視点から特徴を検討した。今回は取り上げなかったが，モンゴルでは，民主党系の候補者調整がつかず，結果として票を分散させて議席に結びつかないという現象も観察される。

議会選挙では制度の影響もあり人民党が圧勝しているが，大統領選挙では，2013，2017 と 2

表 7　大統領選挙における地域別得票率の比較 2

地　域	県	DP 1st	MPP 1st	DP 2nd	MPP 2nd
Western	Bayan-Ölgii	0.367	0.499	0.421	0.554
	Govi-Altai	0.271	0.395	0.405	0.525
	Khovd	0.296	0.404	0.441	0.485
	Uvs	0.307	0.495	0.392	0.560
	Zavkhan	0.385	0.400	0.490	0.468
Khangai	Arkhangai	0.315	0.306	0.474	0.439
	Bayankhongor	0.604	0.291	0.647	0.335
	Bulgan	0.322	0.292	0.500	0.404
	Khövsgöl	0.322	0.348	0.492	0.439
	Orkhon	0.343	0.229	0.538	0.334
	Övörkhangai	0.315	0.386	0.456	0.485
Central	Darkhan-Uul	0.301	0.304	0.455	0.446
	Dornogovi	0.324	0.336	0.421	0.508
	Dundgovi	0.277	0.263	0.369	0.474
	Govisümber	0.345	0.290	0.449	0.479
	Ömnögovi	0.302	0.270	0.481	0.395
	Selenge	0.323	0.340	0.442	0.481
	Töv	0.277	0.407	0.402	0.530
Eastern	Dornod	0.339	0.267	0.515	0.391
	Khentii	0.360	0.250	0.537	0.359
	Sükhbaatar	0.336	0.361	0.485	0.453
Ulaanbaatar	Bagakhangai	0.259	0.563	0.367	0.597
	Baganuur	0.353	0.337	0.477	0.440
	Bayangol	0.506	0.270	0.582	0.328
	Bayanzürkh	0.452	0.255	0.551	0.357
	Chingeltei	0.434	0.246	0.540	0.363
	Khan-Uul	0.465	0.283	0.562	0.347
	Nalaikh	0.343	0.258	0.455	0.461
	Songino Khairkhan	0.385	0.259	0.509	0.398
	Sükhbaatar	0.465	0.289	0.556	0.353
	National Total	0.381	0.303	0.506	0.411
	Overseas	0.632	0.211	0.759	0.186

出典：National Statistics Office of Mongolia（2017）より筆者作成

回の選挙で人民党が分裂選挙を経験している。制度が場当たり的に変更されることが多いモンゴルであるが，意外と制度の効果はきちんと観察することができる。現在も政治や経済その他の様々な問題が指摘され，それが人に帰せられることが多いが，今後も制度的な分析は必要であると考える。

今回は，モンゴル国における半大統領制，大統領選挙，議会制という 3 つの要素の連関を分析するための予備的な考察をとなっている。1992 年の民主化以降，モンゴル国の政治には次のよ

うな大きな方向性を見ることができる。第 1 は，議会選挙における人民革命党が有利になるような度重なる制度の変更。第 2 に，民主党が有利な条件で選挙戦を戦える，大統領の権限の順次縮小である。

当初は，旧支配政党であった人民革命党が，自身の独裁的な権力を維持するために大統領制の導入を主張し，民主化勢力は議会制を主張した。最終的には議会制との折衷的な制度である半大統領制が採用されるが，当初は大統領権限が強めの制度であった。また同時に，首都ウランバートルが民主化運動の中心であり，人口も多いため，人民革命党は自らが有利になるような選挙制度改革と，定数不均衡な区割りをたびたび行ってきた。結果として，人民革命党は議会で優位を保つことに成功している。一方で全国を一ブロックとする大統領選挙では民主党が徐々に勢力を拡大し，2009 年以降は民主党の大統領が継続している。その中で，2000 年以降人民革命党は大統領の権限を縮小する改革をたびたび行い，議会が実質的な権限を持つ制度が確立しつつある。2019 年には大統領制度の大幅な変更を含む憲法改正案が議会を通過した。

モンゴル国の民主化は，旧体制の支配層が新体制にも存続する形で行われた。そのため，その政治体制には旧体制の残滓や様々な影響が継続し，それが半大統領制における大統領の権力，大統領選挙，議会選挙に表れていると考える。これらの要素の，より精緻な実証的な分析を今後の課題としたい。

《注》

（1） 本稿は「平成 30 年度拓殖大学政治経済研究所個人研究費」に基づく成果の一部である。また「日本モンゴル学会 2018 年度秋季大会」での報告の機会を頂きコメントを頂いた。匿名の査読者にも全体の構成について有意義なコメントを頂いた。記して感謝する。

（2） 2015 年 7 月 29 日にモンゴル民主化 25 周年記念式典が開催された。モンゴル国においては，1992 年の建国ではなく，最初に複数政党制に基づく議会選挙が行われた 1990 年を民主化した年とすることも多い（国営モンツァメ通信社　2015）。

（3） 独裁的な政治指導者は，民主化するにあたり権力の強い大統領制を採用し，民主体制下での独裁的な権限を維持する傾向がある。モンゴル国においても 1992 年の民主化の際には旧支配政党である人民革命党は大統領制の導入を，民主化勢力は議会制の導入を主張した。結果として折衷的な半大統領制が採用されたが，当初は大統領の権限が強く設定されていた（小林秀高 2015）。しかしながら，議会制で採用された小選挙区制は人民革命党を議会での多数派の形成を有利に勧め，大統領制では民主化勢力が勝利しやすい制度となった。結果として，民主化後のモンゴル国の政治は，人民革命党が議会で勢力を確保しながら大統領権限を弱めるという改革が長期的には進展している。この議論については稿をあらためて論じたい。

（4） Elgie が編纂した “Semi-presidentialism, premier-presidentialism and president-parliamentarism — A new country-years dataset 2.0” は著者のウェブサイトからダウンロードできる。

（5） 藤嶋は 2005 年時点の民主政の一定の基準を満たした諸国 81 カ国中，議院内閣制 28 カ国，大統領制 24 カ国，半大統領制 29 カ国という状況を指している。

（6） 半大統領制を初めて学問的に定式化したのはデュベルジェ（Duverger）であるとされる。その後サルトーリ（Sartori），シュガートとカーレイなどがその概念の妥当性や修正をめぐって様々な議論を進めている（Duverger 1980，Sartori 1997，Shugart and Carrey 1992）。

（7） モンゴル国憲法については，原文および Constitute Project の英語版翻訳を参照した。

（8） モンゴル国における半大統領制の確立および，2000 年の憲法修正による権限の変遷については小林秀高（2010，2015）を参照。

（9） モンゴル国における議会および大統領のスコアの算出の詳細については小林秀高（2015）を参照。

（10） 選挙法については LEGISLATIONLINE に掲載されている英語版をもとにしている。

（11） しかしながら，この指摘には疑問が残る。この判決が出たのは 2016 年 4 月 22 日で選挙が実施 6 月 29 日の約 2 ヶ月前である。その時点で選挙制度を大きく変更する選択はあまり合理的でない。候補者を直接選べない拘束名簿式がダメならば，非拘束名簿で実施するなど，小規模な変更で済む方法もあり得た。

（12） この説明の記述は過去の民主化の経緯を説明した 2010 年の論文と大統領選挙の分析をした 2015 年論文をもとにしている（小林秀高 2010，2015）。

（13） 民主化が達成されモンゴル国が成立したのは 1992 年であるが，最初に民主的な選挙が実施されたのは 1990 年の移行期の議会であるため，1990 年の選挙から掲載している。また，「人民革命党」は 2011 より人民党と改称しているため，2016 年議会選挙で第 1 党となった「人民党」と同一政党である。ただし，2012 年より人民党から分裂した勢力が人民革命党を結成した。

（14） 人民革命党は 2012 年より人民党と改称した。しかし，改称に反対する勢力は 2013 年に分裂し，新たな「人民革命党」を結党した。そのため，2009 年までの人民革命党は 2013 年以降の人民党であり，2013 年以降の人民革命党は 2009 年以前の人民革命党とは異なる政党である。

（15） 1989 年からの革命を進めた民主化勢力は，離合集散を繰り返しながら 2000 年に民主党としてまとまり，2001 年の大統領選挙より民主党として候補を立てている。本稿では便宜上それらを全てまとめて民主党と表現する。

（16） 各候補の得票率については資料により差があるが，本稿では 2017 年の選挙結果についてはモンゴル選挙委員会のサイトを基にする。第 1 回投票については http://www.gec.gov.mn/details/2179，第 2 回投票については http://www.gec.gov.mn/details/2188 を参照。

参考資料

データ

Elgie，Robert，2018. “Semi-presidentialism，premier-presidentialism and president-parliamentarism — A new country-years dataset，” http://www.semipresidentialism.com/?p＝3347，2019/10/20 アクセス

LEGISLATIONLINE，“Law on Election（2015，amended 2016），” https://www.legislationline.org/，2019/10/01 アクセス

National Statistics Office of Mongolia，2018. *Mongolian Statistical Yearbook 2017*，National Statistics Office of Mongolia，http://1212.mn/BookLibrary.aspx?category＝007，2019/10/12 アクセス

Internatinal IDEA，“Voter Turnout Database，” https://www.idea.int/data-tools/country-view/210/40，2019/10/12 アクセス

引用文献

浅羽祐樹，2010.「韓国の大統領：強い大統領と弱い政府の間」粕谷祐子編『アジアにおける大統領の比較政治学』ミネルヴァ書房，第 2 章，pp. 39–59。

オチルバト（佐藤紀子），2001.『モンゴル国初代大統領オチルバト回想録』明石書店

粕谷祐子編，2010.『アジアにおける大統領の比較政治学 ── 憲法構造と政党政治からのアプローチ』ミネルヴァ書房

国営モンツァメ通信社，2015.「民主選挙 25 周年 記念会議を開催」『モンゴル通信』no. 30（第 518 号），2015 年 7 月 30 日，1 面。

小林秀高，2015.「モンゴル国の民主化における半大統領制と大統領選挙」『国際開発学研究』15(2)，pp. 75–92。
北村貴，2019.「オーストリア憲法政治における執政制度：半大統領制の議院内閣制的運用」『法政治研究』第 5 号，pp. 49–74。
建林正彦，曽我謙吾，待鳥聡史，2008.『比較政治制度論』有斐閣
藤嶋亮，2015.「半大統領制の下位類型に関する一試論：ヨーロッパの事例を中心に」佐々木毅編『21 世紀デモクラシーの課題：意思決定構造の比較分析』吉田書店，第 2 章，pp. 101–138。
湊邦生，2018.「2017 年のモンゴル：バトトルガ新大統領主任とその波紋」日本貿易振興機構『アジア動向年報 2018』日本貿易振興機構，pp. 99–120。
山崎博久，2003.「中・東欧の政治制度：なぜ半大統領制なのか？」『北陸法學』第 11 巻第 1・2 号，pp. 133–181。
ACE Project. “Electoral Law Monglia 2016,” http://aceproject. org/ero-en/regions/asia/MN/mongolia-electoral-law-for-state-great-hural-and/at_download/file, accessed on 2019/06/01
Bulag, Uradyn E, 2018. “Mongolia in 2017: A Year of Feudal Fights in a Democracy,” *Asian Survey*, vol. 58, no. 1, pp. 80–85.
Cheibub, Jose Antonio, Jennifer Gandhi, and James Raymond Vreeland. 2010. “Democracy and Dictatorship Revisited.” *Public Choice*, vol. 143, pp. 67–101.
Clark, William Roberts, Matt Golder, and Sona Nadenichek Golder. 2017. *Principles of Comparative Politics*, Third edition. ed., Thousand Oaks, CA: SAGE/CQ Press.
Constitute Project, 2010. “Mongolia’s Constituteion of 1992 with Amendments through 2001,” https://www. constituteproject. org/constitution/Mongolia_2001. pdf, 2019/10/20 アクセス.
Duverger, Maurice, 1980. “A New Political System Model: Semi-Presidential Government,” *European Journal of Political Reserch*, vol. 8, no. 2, pp. 165–187.
Reilly, Benjamin, 2011. “Semi-Presidentialism and Democratic Development in East Asia,” in Robert Elgie et. al, eds. *Semi-Presidentialism and Democracy*, Palgrave macmillan, pp. 117–133.
Maškarinec, Pavel, 2014. “Parliamentary and presidential election in Mongolia, 2012 and 2013,” *Electoral Studies*, vol. 36, pp. 186–191.
Moestrup, Sophia and Gambosurengiin Ganzorig. 2007. “Semi-presidentialism in Mongolia: Trade-offs between stability and governance.” in Robert Elgie and Sophia Sophia Moestrup eds. *Semi-Presidentialism outside Europe: A comparative study*. Routledge, pp. 182–200.
Shugart, M. S. and J. M. Carey, 1992. *Presidents and Assemblies: Constitutional Design and Electoral Dynamics*, Cambridge University Press.
Munk-Erdene, Lhamsuren, 2010. “Transformation of Mongolia’s Political System: From Semi-parliament to Parliamentary?,” *Asian Survey*, vol. 50, no. 2, pp. 311–344.

（原稿受付　2019 年 11 月 1 日）

政治・経済・法律研究　Vol. 22 No. 2, pp. 163–184　　March 2020

環境訴訟における検証の意義

長　島　光　一

要　旨

環境訴訟において，実際に現場に「行って見て感じる」ことは重要な判断材料の一つになる。しかし，検証手続を用いて実際に現場を見ることは，裁判官・書記官の負担が大きく，その反動として，検証を回避しようとすることが考えられる。しかし，そうした手続の煩雑さ・負担感ゆえに，意義のある現場での検証を回避することは本末転倒である。そこで，「事実上の検証」と呼ばれる進行協議期日を用いた手続によって現場を見ることが行われている実務に注目する。検証の負担とされる書記官の調書作成等を，当事者がその結果を書証として作成・提出することで代替でき，その評価につき，原告・被告の意見を対峙させることで，裁判官の心証形成にもより資すると考えられる。これにより，検証を裁判官の内なる記憶にとどめるのではなく，当事者間の意見交換の機会にもなり，手続保障を実現することにもなる。もっとも，民事訴訟法理論上は，こうした回避手段を用いるのではなく，手続としての検証を用いるべきであるとも考えられるが，当事者と裁判官が合意により，柔軟な対応ができる方法を採用することは，現場まで行くという判断をしやすくなり，審理の迅速化や判断材料の増加にもなることで合理的といえ，こうした運用を支持し，現場に行くことに躊躇がないようにすべきである。

キーワード：検証，環境訴訟，進行協議期日，事実認定，裁判所書記官

目　次

1. はじめに
2. 検証についての民事訴訟法上の位置づけ
3.「ふるさとを返せ津島原発訴訟」における検証の実践
4. 検証の取扱いにおける課題に対する考え方
5. 終わりに

1. はじめに

民事裁判における「議論」は，基本的には当事者が準備する書面や陳述書など「言葉」によるものがほとんどである。一方で，法廷における当事者尋問，証人尋問などを通して，そうした「言葉」の背景事情を探っていくことになる。しかし，このような膨大な資料の中から，言語化

され，文字媒体として，表現された情報のみによって裁判が支えられているわけではない。すなわち，現場を見たりするなどして，いわゆる「五官」[1]を用いて，そこで得た心証を加味して，裁判官は判断することになる。

こうした「言葉」・「文字」として捉えきれない実態を理解することが重要である理由は，この言葉による表現の前提となっている「自らの意思を明確に表明することができる」，「自己決定ができる」という法学における基本的な人間像・訴訟観に対して，現実的にそれでは足らないからである。訴訟では，様々な情報のやり取りが行われているが[2]，文字情報だけでは，先入観や想像によってバイアスがかかってしまい，問題の本質をつかめないことがあると思われる。

特に，環境訴訟においては，その自然環境や被害実態について，どのような場所でどのような背景のもとで当事者がそのような主張をしているのか，その「**空気感**」・「**スケール観**」は容易に説明しつくせないという限界がある。こうした限界を抱える環境訴訟において，現場を見るということは，それによって，法廷に現れる言葉ではとらえきれない「空気感」・「スケール観」を知ることができるという意味において，大変意義が大きいと思われる。

ところで，**フィールドワーク**は，社会学において一般的な方法として行われている。フィールドワークとは，「研究関心の対象である現地へ行って直接データを収集すること」と定義づけられる[3]。現場で見たり聞いたりする中で，課題を発見し，その本質を明らかにし，課題を解決していくというものである。法学においても，現場を見たり，当事者の声に耳を傾けることで，書面には表れてこない実態を見出すことができ，そうした検収手法は確立している[4]。こうした観点は，法廷で当事者の主張・立証をもとに事実を認定し，法的判断を下す裁判官にとっても同様であると思われる。

そこで，民事訴訟法において，現地で見たり聞いたりするフィールドワーク的な手続があるのかというと，「**検証**」という手続がある（民事訴訟法 232 条以下）。しかし，従来，現地調査的な意味合いの検証の法的な位置づけについての議論は乏しかったと思われる[5]。その背景には，検証という手続が，厳格かつ使いにくいものになっているということがあり，実際に現地を見るとしても，検証という手続を用いずに異なる取扱いをしているからではないかと考えられる。

本稿では，環境訴訟における「検証」に焦点を当てて，民事訴訟における「現場を見る」ことの意義と手続的な課題を分析してみたいと思う。以下に，検証についての民事訴訟上の位置づけを確認し（2），実例として，環境訴訟のひとつとして，2019 年 10 月現在，訴訟係属中である「ふるさとを返せ津島原発訴訟」における検証（手続上は，事実上の検証）を紹介する[6]（3）。それをふまえて，検証の取扱いについての課題とそれに対する考え方を整理し（4），最後にまとめる。

2. 検証についての民事訴訟法上の位置づけ

⑴ 検証の一般的な意義と方法

「百聞は一見に如かず」という言葉がある。現場を見ることで，書面とは異なる実際の状況を

確認することができ，真実に近づくことが可能になることもある。そこで，注目すべきなのがこれを実現しうる検証という手続であるが，検証は，「裁判官がその資格，聴覚などの感覚作用によって事物の形状，性質，現象，状況を感得し，その判断内容を証拠資料とする証拠調べの１方法」[7] であると定義づけられている。裁判官の五官，すなわち，境界の確定，家屋の朽廃状態の検査，事故現場の確認といったような**視覚**に加え，騒音調査のような**聴覚**，悪臭検査のような**臭覚**，食品の品質検査のような**味覚**，製品の手触りのような**触覚**も含まれ，それぞれ用いられている[8]。もう少し詳細に述べると，視覚については，各種事故による損害賠償請求事件における事故発生現場の状況，土地境界画定事件における係争土地部分や境界付近の状況などを対象に，実際に自分の目で見ることである。味覚については，特許権侵害事件で食品の味をみるなど，主に食品について味を確かめることである。触覚については，日照妨害事件の際の室温や湿度調査など，触れるだけでなく，体感することも含まれる。聴覚については，騒音や排気ガスを排出している工場の操業差止めおよび損害賠償請求事件において，騒音の程度を調べるなど，耳で音の大きさの程度を確認することである。臭覚については，排気ガスの悪臭を調べることなど，臭いを感じることである。物や環境という客体を調べるものであるが，その対象が人間であることもありうる。例えば，その容姿，髪の色，病状などを検査・観察する場合であり，その限りで人間も検証物となる[9]。

一般に，専門訴訟は，実際に現場や現物を見てみないとイメージがわかないこともあり，分野ごとの検証についての用いられ方の整理もなされている。

例えば，**知的財産訴訟**における検証は，製造方法の特許における侵害者によって実際に行われている製造工程について検証手続を利用して証拠化したり，実際に販売されている物を見るなどが行われている（検証物としての提出）[10]。

交通事故訴訟における検証は，交通事故現場の状況や自動車（クレーン車やトラック）の装置の状況，後遺障害を負った被害者の醜状などで用いられている[11]。

建築訴訟における検証は，建物の現状の把握や瑕疵の状況を確認する際に用いられることが考えられる[12]。

環境訴訟も，こうした専門訴訟の類型同様，騒音や悪臭などを対象として現地での検証が行われており，騒音・排気ガスの被害の程度につき裁判官自ら実態を体験することは「体験的検証」とも呼ばれる[13]。

訴訟代理人は，検証申請前にその物や場所をよく見ているので事件の内容を十分に把握できるが，裁判官はそれを見ていないため，状況が把握できず，書面での説明もくどくなってしまう状況があるという[14]。こうした状況を解消すべく，検証を用いることが重要であるといえる。

⑵　環境訴訟における検証の実施

環境訴訟においては，過去，数多くの検証が実施されてきた[15]。騒音被害における現地での騒

音の程度など聴覚による検証，悪臭被害における悪臭を調べるなど臭覚による検証などが代表例である。もっとも，環境訴訟では，対象が物に限らず，例えば，空港または新幹線の近傍において，どの程度の騒音被害が生ずるかというような検証をするなど，旧来の検証物という概念が必ずしも適合しないことがあった[16]。そこで，様々な工夫の中で，検証を実現させ，裁判所に被害を理解してもらうための検証が利用されている[17]。

⑶ 検証原型説とその批判から考える検証の意義

検証は，事実認定の主体である裁判官が第三者の認識・判断を介在させないで直接に検証目的物から証拠資料を収集するところに特徴がある[18]。そして，直接主義の要請[19]から，当該裁判体を構成する裁判官による検証が望ましいが，受命裁判官・受託裁判官による検証もある。

この裁判官の直接的なアクセスに注目をして，直接に事実判断を行う点につき，理論的には，最も基本的な証拠調べの方法ともいわれている（**検証原型説**）[20]。この検証原型説は，証拠調べというものは裁判官の五官を通じて証拠方法から証拠資料・証拠原因を得ている過程にほかならず，したがって，裁判官の五官によることを正面から打ち出している検証が最も基本的な証拠調べであるという意味である。

この考えに対して，証拠調べの過程と検証の特質を説明してはいるが，証拠調べの方式選択基準としては，証拠調べの態様だけでなく，①要証事実との関連における当該証拠方法の取り調べの目的，②当該証拠方法の属性，③証拠調べ手続それ自体の効率性，コストなどを考慮する必要があり，証拠調べの方式の選択において，直ちに検証を原型とすることはできないと指摘される（**検証消極説**）[21]。

もちろん，全ての事案に検証が必要とは言えないが，こうした検証を限定的に捉えるものに対しては，事件の被害者の家族や被害者本人にとって，現場を見てほしいという感情があることに注目すべきであろう[22]。事件の当事者は，判断をする者に現場を見てどういう形で事故が起こってどうなったのかを知ってほしいという気持ちがあり，検証によって当事者の満足度・納得度が増すことによって，後の訴訟手続や和解がスムーズにいくことも指摘されている[23]。裁判官が，（自らの）事実認定や心証形成ができればいいと考えがちなことに対して，裁判官の適正な心証形成という結果に加えて，どういうプロセスで心証形成されるのか当事者にもわかる形が好ましく[24]，こうした観点から考えると，消極説にいう「効率性」や「コスト」は短期的・直近的なものにとらわれず，長期的な紛争解決の視点から考える必要があると思われる[25]。

⑷ 検証の手続

検証は，当事者による検証の申出によって開始される[26]（民事訴訟規則 150 条）。裁判官は，検証による証拠調べの必要性があると認めれば，直ちに目的物について検証の目的を達するための認知行動，すなわち，申し出られた目的物と実際の目的物の同一性を確認した上で，目的物の

形状等を認識する[27]。

検証の時期[28]については，訴訟の早い時期か，結審直前か，議論がある[29]。早い時期にやれば，当事者も裁判所も事案の内容を正確に把握することができ，証人尋問の場合も検証調書を利用して臨場感のある応答ができる。そして，検証の場で証人尋問をすれば大いに能率も上がる。検証をしたときやその直後に和解が成立することもあり得る。

しかし，あまりに早いタイミングで検証を実施してしまったら，裁判体の構成が変わってしまい，和解や判決を担当する裁判官は検証調書しか見ていないというケースもあり，直接主義の観点からも問題が生じる。

そこで，検証を実施するような事件は，なるべく集中審理をして，検証した裁判体が和解や判決を担当できるように，当事者と裁判所（裁判官・書記官）が協力して，審理計画をたてるべきであろう[30]。

その上で，検証の時期は，人証の取調べに入る前の比較的早期の実施が望ましく[31]，「複数の現場における検証を円滑に実施するため，事前の打合わせで，当事者と協議して，検証の日時，場所及び方法を選定し，検証当日のスケジュールを組んで書面化し，このスケジュールに沿った検証を実施」し，「当事者の指示説明については，事前または事後に指示説明書を双方に提出させ」る。「これにより，当事者の指示説明内容の正確性を期することができるし，検証調書の作成も容易になる」とされる[32]。こうした検証当日のスケジュールを綿密に組み，当事者の指示説明についても，当事者から適時に書面で提出させるといった工夫により，検証への対応を適切にすることができよう。

検証を行うに際しては，事前の進行協議で，どこを検証の対象とするか，検証の対象として適切か，どのようなルートで指示説明を行うか，誰が説明を行うか，所要時間はどれくらいかについて，原告・被告双方が意見を出し合って，事前に確認することが望まれる[33]。現場を見るだけではなく，その現場でどのようなことが発生したか等，当事者の指示説明が不可欠である場合が多いため[34]，その対応も必要となる。

実際に，ハンセン病違憲国賠訴訟では，詳細な指示説明事項を期した検証指示説明書を提出するとともに，過去の園の様子を浮かび上がらせるために，過去の療養所の記念誌や倉庫に保管されていたアルバムから接写した写真撮影報告書を提出し，当日は，原告が自らの言葉で語り，弁護士が若干の補足説明をしたという[35]。

検証が終了すれば，その結果が裁判所書記官によって調書に記載される（民事訴訟規則 67 条 1 項 5 号）。検証結果は，検証の実施によって得られた裁判官の認識であり，調書作成者たる裁判所書記官自身の認識とは区別される。検証の結果の調書記載について，検証は裁判官が行うものである以上，裁判官が感得したものを記載すべきとする考え方[36] がある一方，調書の作成権限つまり公証権限は書記官にあることから，書記官が感得したものを記載すべきとする考え方もある[37]。検証の結果は，検証調書としてまとめられるが，物の性状を文書として表現するのが

困難な場合が多いので，検証調書にはできるだけ文章を少なくし，写真や図面を多用するとよいとされる[38]。

検証物の同一性は認定されなければならない[39]。検証の対象となるべき目的物と，実際に検証を実施しようとする目的物との同一性が認定されなければ，検証は実施されない。しかし，対象は多様であることから，書証と異なり，形式的証拠力としてこれを強く意識するまでもないと思われる。

⑸ 検証協力義務

検証手続を考える上で，検証申出当事者が自ら検証物を提示する場合および所持者が検証物送付嘱託に応じる場合を除いて，申出者は，所持者たる相手方当事者または第三者に対して検証物提示命令の申出をなし得る。そして，「命令を受けた所持者は，目的物を裁判所に提出するか，またはその所在場所において検証の実施を受任しなければならない」[40] という**検証協力義務**があることが重要といえる。

そもそも，検証は，事物の形状等の認識を目的とする証拠調べであり，裁判権に服する者が真実発見に協力する義務を制限すべき合理的根拠が存在しない[41]。そして，につき一般的義務が規定されている以上，検証協力義務を限定的義務とする根拠も存在しない[42]。「人の意思，判断等」を対象とする書証も一般義務とされたのだから，「人の意思，判断等」ではなく「外形」を検査・観察する検証も限定義務とするに及ばず，検証を一般義務と解することに支障はないといえる[43]。したがって，検証協力義務は，我が国の主権に服する者の公法上の一般義務であるといえる[44]。

もし，検証協力義務に違反した場合，当事者であれば真実擬制，第三者であれば過料が課せられ得る。

⑹ 現場検証

検証手続において，通常は，対象物を裁判所に持ってきて，それを見て評価することになる。一方，環境訴訟では，現場での被害実態を見ることを目的とするために，裁判所外において検証ができるかが問題になる（現場検証）。この現場検証は，どの場所で検証をするのか，事前に指定しておく必要があり，たどり着いた場所が申請された場所と異なることが判明すれば証拠調べは実施されない[45]。

この現場検証について，検証消極説の立場から，他に代替できるものがあればそれによって代替するべきという考え方がある。もちろん，検証をすることの負担もあると思われるが[46]，事故現場の状況や係争土地部分や双方の主張する境界線付近の状況については，視覚による検証に代えて，それぞれの状況を撮影した写真・ビデオテープを，撮影状況を明らかにした図面とともに提出することを求め，これを準文書として取り調べるという代替手段も考えられるからである

（民事訴訟法 231 条，民事訴訟規則 147 条）。これにより，事故現場や係争土地部分等についての検証を実施する必要がなくなり，検証が実施される件数もそれにより次第に少なくなっているという指摘もある[47]。実際に，建築訴訟でも，建物の現状の把握は，準文書の活用によって行われると指摘されている[48]。

もっとも，検証は，裁判官が，「事故現場を歩き回り，様々な方向角度から現場を確認しており，視覚と空間的感覚・時間的感覚を総合して事故現場の状況についての一定の認識を得ているのが現実」[49] ともあり，その認識は，空間的・時間的な知覚として存在し，視覚のみから得られる認識に留まるものではないという指摘にこそ，現場検証の意義があると思われる[50]。環境訴訟では，公害等の発生源である工場等の検証（証拠調べとしての検証）に関し，現場を見分したことにより，事件の争点が明確になり，その後の証人尋問にも役立ち，釈明処分的な効果が大きいと指摘されている[51]。

一方で，現場検証は，騒音訴訟を例にとると，裁判官自身にも騒音被害またはその防止対策の効果等を現地において体験してもらいたいという趣旨で申請されることもあるが[52]，長期間にわたる騒音被害と主張されるものの実情が検証時のわずかな体験によって正確に把握し得るとは限らない。なぜなら，騒音の状況は，1 日のうちですら目まぐるしく変化するので，一時の事情を事実認定や損害額の評価にストレートに利用することには慎重でなければならないからである[53]。土壌汚染についての訴訟の場合，その汚染場所を見るとしても，汚染源がわかるわけではないことにも留意する必要があろう[54]。

しかし，一方で，「裁判所が当事者の指示説明を受けながら現地を検分することにより，現場の状況を把握できるのはもちろんのこと，書証や証言等の内容をより理解しやすくなるから，現場検証には相応の意義があり，検証を求める当事者に対する心理的な影響も無視しえないであろう」と指摘される[55]。もちろん，騒音や排気ガス等の公害事件で被害の程度を裁判官が体験するという「体験型検証」を行う際，原告のイベントとして行って終わりにするのではなく，その結果が争点に対する判断に生かせるものである必要があるが[56]，そうした点に留意しつつも検証の意義の大きさを念頭において，その採否を検討すべきである。

⑺ 検証の採否の判断基準

検証の申出について，その採否は裁判所の必要性の判断にゆだねられており，裁判所が必要でないと認めるものは取り調べることを要しない（民事訴訟法 181 条）。

単純な検証申出の場合，裁判所は，争点に関連性があり重要であると認めれば，証拠決定を行って，直ちに検証を行う。検証物の提示または受忍を命ずる旨の申立てによる検証申出の場合，その第三者を審尋した上で，裁判所は決定をもって掲示または受忍を命ずる。相手方，又は第三者が掲示義務または受忍義務を争った時は，この申立てをした者がその要件について立証責任を負い，この場合，決定手続ではあるが，疎明ではなく，証明しなければならない[57]。他の証拠に

より十分な心証を得ていて，検証を不必要であるときは検証を採用しない[58]。

例えば，大阪国際空港訴訟において，航空機騒音の程度及び原告らの日常生活に与える侵害の実態を立証するための取材フィルムの検証の申出につき，裁判所による検証その他直接の証拠による立証が可能なこと，取材フィルムの検証は直接の検証等に比して証拠価値が劣ること等を理由に，申し出を却下したとされる（大阪地決昭和 46 年 11 月 15 日判時 651 号 28 頁）。

もっとも，現場検証を活用することは訴訟の促進に役立ち得るが，時間的・費用的制約から実務ではなかなか思うようにならないのが実情であるという指摘が，従来よりされている[59]。

裁判官が検証の採用について消極的な理由[60] としては，①検証の結果を調書に作成することの困難さ，すなわち，検証の対象となる事項が複雑になるに従って，より専門的な知識が要求され，検証結果の表現が難しくなる，②検証に相当時間を取られること，すなわち，現場での見分時間に相当な時間がかかり，証拠調べ期日に余裕のない現状ではなかなか検証期日の指定が困難である，といった点が指摘されている。

しかし，そうした実情があるからといって，採否を搾り込む必要性はないと考えられる。検証申出については，「裁判所は検証によって証明すべきものとされた事実が争点に関連があり，かつ重要でもあって，検証実施が争点判断に有効である場合」（関連性・重要性・有効性テスト），検証採用を決定することになると指摘されているが[61]，判断基準は，こうした一般的な要件に該当するか否かで判断すれば足り，検証をあえて補充的に考える必要性はないと思われるからである。

3.「ふるさとを返せ津島原発訴訟」における検証の実践

⑴「ふるさとを返せ津島原発訴訟」の概要

実際に検証を行った実践例に基づき，どのような流れで検証に至ったのかを整理する。検証自体，その事案に応じて，原告及び弁護団が何を見せたいのかによって，様々な方法論があると思われる。したがって，以下に述べる実践はそうした数多くの実践のひとつにしかないと思われるが，一つの検証に至るプロセスとして興味深い実例であると思われるため，取り上げたく思う。

本稿において紹介する「ふるさとを返せ津島原発訴訟」（以下，「津島訴訟」とよぶ）とは，平成 23 年 3 月 11 日の福島第一原発事故に伴う放射能汚染によって「ふるさと」を追われた，浪江町津島地区の住民による集団訴訟である。2019 年 11 月現在，津島地区住民の約半数となる約 230 世帯 700 名の住民が参加している。平成 27 年 9 月 29 日，国及び東京電力を被告として，福島地方裁判所郡山支部に提訴し，訴訟係属が続いている。

請求の趣旨は，次の通りである。

1　被告らは原告らに対し，別表 1 記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について，平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故によ

り放出された放射性物質による同地域の放射線量（以下「本件原発事故由来の放射線量」という。）を毎時 0.046 マイクロシーベルトに至るまで低下させる義務があることを確認する。

2　被告らは原告らに対し，別表 1 記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について，本件原発事故由来の放射線量を平成 32 年 3 月 12 日までに毎時 0.23 マイクロシーベルトに至るまで低下させよ。

3　被告らは連帯して，各原告らに対し，平成 23 年 3 月 11 日からの別紙図面記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について，本件原発事故由来の放射線量を毎時 0.23 マイクロシーベルトに低下させた後 1 年後まで，毎月末日限り，金 35 万円及びこれに対する支払日の翌日から支払い済みまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。

4　被告らは連帯して，原告ら（但し，原告(略)を除く）に対し，金 300 万円及びこれに対する平成 25 年 3 月 12 日から支払い済みまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。

5　（予備的請求）仮に上記 2 項が認められない場合，被告らは連帯して，各原告らに対し，金 3,000 万円の金員を支払え。

6　被告らは連帯して，各原告らに対し，それぞれ 3 項及び 4 項の金員並びに 5 項の予備的請求が認められる場合には同金員に対する各 10 パーセントの割合による金員を支払え。

7　訴訟費用は被告らの負担とする。

8　この判決は，1 項及び 2 項を除き，仮に執行することができる。

本件訴訟では，主位的請求が原状回復である。津島地区の住民は，代々培われてきた伝統芸能や先祖が切り拓いた土地を承継しながら，地区住民がひとつの家族のように一体となって，豊かな自然と共に生活してきた。しかし，原発事故により，現在もなお放射線量の高い**帰還困難区域**と指定され，地区全域が人の住めない状況となっている。一部の除染は行われたものの，津島地区全域の除染計画はなく，いつかはふるさとに帰れると信じながらも，いつになれば帰れるか分からないまま，放置されている状況の改善を訴えたものである。

口頭弁論が進む中で，原告団及び弁護団は，現地を裁判官に見てもらうように，弁護団の中に検証班を作り，検証の実施に向けた準備を行うことになった。

一連の原発賠償訴訟では，既にいくつか検証を進めた事例があったことから，そうした先行訴訟の弁護団から資料の提供や方法論の意見交換をし，本件訴訟における検証に向けた準備を進めることになった(62)。

⑵　津島訴訟における検証の議論と実施

2017 年 4 月に，原告側の弁護団会議において，検証を裁判所に求める方針で準備を進めることを決定し，検証申出書及び検証の具体的な内容を決める班を立ち上げた(63)。それ以降，毎月 1 回程度の頻度で，班会議を開き，検証申出書の作成，検証をするにあたってどの現場が効果的か

を選定する等，準備を行ってきた（表参照）。

表　「ふるさとを返せ津島原発訴訟」における検証の準備

日　付	タイトル	内　　容
2017年４月	※弁護団会議	弁護団から名乗りを上げてもらい，検証班を立ちあげる。
５月16日	第１回会議	検証申立書の作成にむけた情報収集と課題の整理，意見交換を行う。
６月８日	第２回会議	検証のポイントをリストアップする。
７月５日	第３回会議	どこを対象にするか等の議論を行う。
９月17日	現地調査	検証ポイントを決めるために現地を回る。
10月13日	第４回会議	検証準備視察結果を踏まえて，検証場所の確認，申出書の内容検討を行う。
11月２日	第５回会議	検証申立書の修正と検証場所を整理する。
12月12日	第６回会議	同
12月21日	※弁護団会議	弁護団会議で報告し，検証を行う方向性で弁護団としても準備を進める決定をする。
2018年２月２日	第７回会議	検証ポイントの整理と原告団への協力依頼を確認する。
２月９日	※原告団役員会	原告との協力を確認するとともに，検証で用いる原告が所持する過去の写真の提供を原告に依頼する。
２月21日	第８回会議	検証のタイムスケジュール案を決める。
３月中		相手方からの反論が届く。
３月７日	第９回会議	反論に対する対応を行う（準備書面の作成）。
３月16日	※進行協議期日	裁判官が「事実上の検証」として「進行協議期日」を設けて，現地に行くことにつき承認する。
３月16日	第10回会議	期日後に原告も交えて会議を行う。
４月20日	第11回会議	原告団と会議を行い，当日の手配の役割分担を行う。
５月８日	第12回会議	ルート・タイムスケジュールを整理する。
６月４日	第13回会議	同
６月中		事実上の検証が９月27日，28日に決定したとの連絡が裁判所より届く。
６月26日	第14回会議	ルート・タイムスケジュールを整理する。
７月18日	第15回会議	当日の原告の参加の把握や報道対応を行う。浪江町役場への対応について議論する（帰還困難区域であるために事前の許可が必要）。
７月７日 ８日	現地調査	最初のリハーサルを行う。
８月４日 ５日	リハーサル１	通しのリハーサルを行う。現場で，指示説明について，原告団・弁護団での意見交換を行い修正する。
８月８日	第16回会議	８月中に指示説明書の完成をさせることを決める。
８月29日	第17回会議	８月中に指示説明の原稿完成を裁判所に提出することを確認する。
９月15日 26日	リハーサル２	２度目の通しのリハーサルを行う。指示説明についての最終調整を行う。
９月22日 23日	進行協議期日 （事実上の検証）	
それ以降		検証結果を証拠化するために，各担当弁護士が指示説明を整理し，証拠化する作業を行う。その後，11月16日に証拠として裁判所に提出する。

本件訴訟では，「ふるさと」がどのように変容したのかを立証する必要があるため，過去の「ふるさと」と現在の「ふるさと」を比較し，原告の現状を裁判官に理解してもらうことを目標とする。そこで，原告に過去の「ふるさと」がわかる写真やお祭りに使う道具等を用意してもらい，現場で用いるという方法をとることが必要であった。したがって，原告の協力（写真や道具の提供，過去の回顧等）が必要不可欠であり，原告と弁護団で蜜にコミュニケーションをとり意見交換をしつつ，そのタイムスケジュールの具体化を図った。

その結果，検証申立書に書かれた本件訴訟における検証の目的は，①原告らの期間を実現するため，速やかな津島地区全域の除染の必要性と可能性，②仮に除染が実現されなかった場合に，原告らがふるさとを喪失してしまうことによって被る被害の甚大さを明らかにすることであり，これらが検証によって証明すべき事実であるとしている。そのために，検証の内容としては，①住居の内外の破損・汚損・獣害による荒廃，②住居周辺の地域全体の変容，③地域としての社会的・経済的機能の喪失，④故郷としての性質を損なっていることを含む。これによって，事故前の津島地域における地域住民の交流，事故前の暮らしぶり，事故後の状況を明らかにする趣旨である。

もっとも，ここでの問題としては，単に現地を見るだけでは時間の経過による影響などを理解することができないと思われるため，過去と現在とを対比的に見ることが必要であり，それをどのように実現するかということである。前述したハンセン病の実践のように，パネル化した事故前の写真を適示しつつ，以前の暮らしを説明したり，当時の映像の現場における上映などを行うという方法が考えられ，現在の状況との関係では，現地での放射能の測定，現地での原告及び原告代理人による指示説明を行うことをまとめ，こうした内容も検証申立書に記載している。

⑶ 検証の実施に対する反論

これに対し，相手方（国・東京電力）は，「検証の必要性」についての反論を出している。それによると，①除染の必要性と可能性については，全損としての評価で済んでいる，②住居周辺の地域全体の変容，地域としての社会的・経済的機能の喪失，故郷としての性質を損なっていることについては，裁判所に顕著な事実もしくは容易に推測できる事実であると反論した。

そして，陳述書，原告本人の尋問，ビデオ撮影，写真撮影結果報告書に加え，新聞・テレビ等による報道，関連する文献資料によっても理解ができ，空間放射線量や土壌の放射線量については，公的な機関における測定結果の公表があるとした。また，事故前の状況については，現地でそもそも確認できないとした。

⑷ 裁判所の方針決定

こうした意見のやり取りをふまえて，裁判所は，進行協議期日に「事実上の検証」を行うことにし，当初は１日に限定する考えを示していたが，原告側の要望が聞き入れられ，２日間の実施

が認められ，実際に行われた。その後，原告側の訴訟代理人により，その内容を書証として証拠提出された[64]。

ところで，ここで「事実上の検証」なる用語が登場し，結果的には裁判官は現地を見たことになるが，民事訴訟法上の検証の手続は利用されなかった。

⑸　私見[65] ── 津島訴訟における現場検証に対する考え方

検証の実施に対する反論にあるような，「他の手段による立証可能性」はあり得べき指摘といえる。しかし，以下に述べる理由から，現場検証を積極的に行うべきであると考える。その際に検証という手続を利用するかどうかの有無については後に回し，まず，現場を見ることについて，以下に私見を整理し，環境訴訟，特にこの津島訴訟の現場検証の意義を述べていきたい。

①　原発事故被害特有の問題

原発事故による被害は定量化できない性質の被害であり，そもそも，かつてなかった類の被害といえる。人によって異なる被害実態がある上，その状態は日々刻々と状況が変化するものである。人の営みは，単に言葉や写真で想像ができるものではなく，現地における空間のスケール観（特に津島地区は，集落ごとの距離があるため，その距離感も重要となる）については，そうした紙媒体での理解には限度があるといえよう。

津島地区は，未だに帰還困難区域であり，数多くの家が手入れもできず放置されてしまっており，もともと水田だった場所は木々が生い茂って林どころか森になるかの勢いである。そして，広域に及ぶ帰還困難区域である以上，生活状況を理解するためには，家と家との距離や裏山と居宅との距離なども重要な立証すべき事項であると思われる。これらは，写真だけでは理解（実感）は困難であり，現場を見ることにより，初めて知ることのできる被害であり，かつその地域特有の被害である。こうした事案だからこそ，現場を見る必要がある。

②　訴訟記録・検証調書の問題

そもそも，訴訟記録や検証調書は何度も読み返すことができることがメリットとして挙げられるが，現場は刻々と変わる。現場の状況は刻一刻と変化しており，たとえ検証をしたとしても，訴訟記録や検証調書自体，どんどん古くなってしまい，それは容易に更新しえない。もちろん，裁判官が現地に行ったとしても，それは一度の体験に過ぎないのかもしれない。

ただ，訴訟手続は，結果ではなくプロセスである。裁判が進むと同時に，人々の生活も変化しており，その変化を理解することが現場を見ることの意義といえる。

したがって，現場が移り変わる中での一場面であるとしても，それを見ていることにより，前後の状況の推測もよりしやすくなると思われる。訴訟記録や検証調書のもつ意味は，現場を見たことを前提とする振り返りや記憶の喚起の役割もあり，それ単体に過大な期待をすべきではない。

③　現場における当事者供述の問題

また，現地における指示説明による当事者の供述の可能性については，確かに，法廷における証拠調べ等による意見陳述や本人尋問の機会は存在する。しかし，それは形式的に１回行えば終わりではない。手続上の主張立証は，形式的な機会の付与ではなく，実質的な意見の付与が必要であり，それは１回で言い足りないことを異なる機会に言うことを妨げるものではない。もし，被告がそれに反論したい場合，現場もしくは法廷において，改めて意見を述べる機会を設ければよい。

④　場所の切り取りの問題

集団訴訟の場合，広範囲にわたる被害状況において，全ての現場を見ることは物理的に不可能であり，限られた場所や意見になってしまう。しかし，本来は全てを見る必要があるところ，一部を選択して行程を組むことは仕方ないとしても，困難ゆえに全く行かないという選択は，広範囲に及ぶ多大な被害であればあるほど，その検証を行うことを困難にするものであり，甚大な被害を起こした方がこうした手続から解放されることになってしまう。このように，限定された範囲と広範囲で，その検証のしやすさから限定された範囲の方が現場を見る機会を得やすくなると，かえってそちらの方が損害の評価が高くなるというアンバランスを生じる可能性があり，それを解消する必要がある。

⑤　現場検証の労力の問題

それに加えて，相応の労力と時間を費やすことの負担も問題となる。その労力と比べて，得られる検証結果がその後の審理ないし判断のためにどの程度有用かを吟味する必要があるという主張は前述の学説でもあった。

しかし，検証は，準文書の取り調べとは異なり，裁判官がその感覚作用で，直接，事物の性質・形状・現象・状況を検査・観察して認識結果を証拠資料にするものであり，DVD や写真よりも直截的かつ効率的である事に違いはない。こうした実情の理解による紛争解決の可能性と現地へ行って見ることの労力（時間や手間ひまなど）は，単純に比較できるものではなく，事案の見極めが必要である。

⑥　小　括

津島訴訟の現状を踏まえると，自分たちの生まれ育った一つの固有の地域社会において，平穏に日常生活を享受することができるという権利（平穏生活権）については，原告らがどのような地域で生まれ育ってきたか，そこで育まれた自然と共存した生活はどのようなものであったか，そのふるさとが現状どのような状態になっているのかを立証することで明らかになり，そのためには，現状の風景，町並み，空気，香りなど，そのすべてを五官の作用で「同時に」感知するこ

とによって，原告の暮らしぶり（生活圏の様子及び生活環境）を把握することで，その被害実態を明らかにすることができるといえる。この「同時性」が現場検証において重要な要素なのである。

そして，その被害自体，未だに全体像は掌握されているとは言えない(66)。この地域が帰宅困難区域に依然として指定されていることからも明らかであろう。本件は原発被害をめぐる問題であるが，そもそも環境訴訟における被害状況・被害実態は定型化できるものではなく，事案に応じた訴訟の固有性ともいえる被害の本質をつかむことが必要といえる。これは，訴訟毎に立証する内容の意味合いが異なることを意味し，津島訴訟では，例えば，放射線量の測定の場合，厳密な「数値」を問題にしているわけではなく，「除染を必要とするほど高線量」であることが重要であり，そこにおける五官の使われ方は，「何かを感じる」ことを求めているのではなく，五官では「何も感じない」という事実の体感が重要といえる。つまり，津島訴訟における検証という場では，（記録の）正確性が重要なのではなく，概括的・包括的な被害実態の理解をすることに注目をする必要があり，その目的で現地を見るという理解が望ましいと思われる。

4. 検証の取扱いにおける課題に対する考え方

津島訴訟では，検証を検証手続で行わずに，進行協議期日で「事実上の検証」として行うことになった。それは何を意味するのであろうか。また，どうしてそのような運用になったのだろうか。以下で，検証の取扱いの課題として，両者の違いについて考察する。

⑴ 検証と進行協議期日の違い

従前より，裁判所が検証という正式な手続としての時間をとりにくい場合は，裁判官を説得して期日外で事実上現場を見てもらうという方法があると指摘されている(67)。

この運用は，民事訴訟規則でも認めており，裁判所は，相当と認めるときは，裁判所外において，進行協議期日における手続を行うことができるとされる（民事訴訟規則 97 条）。これが「事実上の検証」であり，検証調書の作成方法を工夫することで，正式の検証として実施されることもあるとされる(68)。

そもそも，証拠調べとしての検証について，事件の現場等で状況を確認しながら訴訟の進行についての打合わせを行い，当事者の主張等の確認を受けることや，専門的技術的な問題について知見を有する関係者（技術者等）から説明を受けることは，当事者の主張を深く理解し，訴訟進行のあり方を決定するためにも有益である。そこで，「事実上の検証」などと称して旧法下においても実務上行われ，成果を上げており，この実務上の工夫に法令上の根拠を与えたものとして，裁判所外における進行協議期日があると指摘されていた(69)。この進行協議期日は，あくまで訴訟の進行に関する協議を行うためのものであって，同期日における手続については口頭弁論調書

の規定も準用されず（民事訴訟規則 78 条），調書の作成も基本的に予定されていない。

検証の場合，裁判所書記官による調書作成義務が生じるが[70]，検証手続を使用しない以上，検証調書は作成されず，当事者が現地で見聞した様子を写真撮影，ビデオ撮影するなどして，別途証拠化する必要がある[71]。そこで，進行協議期日の後，当事者が検証結果をまとめ，書証として提出することで証拠とするという，当事者にとってはひと手間かける必要が出てくる。

⑵ 指示説明の厳格性の緩和

検証の現場に出頭した当事者の主張した事項は，明確にしておく必要がある。一般に検証の当日は，検証の現場でなければ主張する事が困難な事項のみに制限するのが妥当とされる。証拠調べとしての検証現場においてした当事者の指示説明は，当事者の主張としての効力はない[72]。しかし，進行協議期日として行う場合には，そのような制約はかからなくなる。とはいえ，当事者が行う指示説明に相手方が異論がない場合にはその旨の記載をするのが望ましいし，当事者の指示説明とは異なる指示説明を相手方がする場合には，相違点が明らかになるように記載しておくのが望ましいとする[73]。

指示説明は，当事者が自己に有利な検証の結果を得るべく，指示説明を供述証拠と同等の証拠価値があるものと誤解しがちであるが，裁判所の認識である検証の結果を明示するための記載であり，検証に際してなされた指示説明のすべてを記載する必要はなく，裁判所の認識判断に必要な限度で記載すれば足りる[74]。

この指示説明については，事前にどの程度まで特定をすべきかが問題となるが，少なくとも，当日のアドリブではなく，立証の趣旨から，その場所でどの程度の指示説明をするのかを事前に提示しておく必要がある。もっとも，その厳格性につき，事前に提示したものと，一言一句違わず同じにするとなると，単なる「原稿」であり，法廷と変わらなくなってしまう。指示説明を厳格に捉えるのではなく，事前にある程度の提示は必要ではあるが，それは柔軟に捉えることで，状況が変化する中で，現場の状況の説明としてある程度の余白を認めることで，説明にも本人の言葉で語ることができるリアリティが生まれ，当事者の求める検証の意義がより明確になると思われる。

⑶ 検証調書の書証化

検証は，裁判官が五官の作用によって直接事実判断を行うことを本質的要素とする証拠調べである。裁判官が全く実見に関与しなかったような場合には，裁判所の直接の関与がない以上，その結果は検証の結果とはいえない[75]。

そこで，検証の結果，その検証調書を作成する必要が出てくる[76]。検証調書には，①目的物，②検証によって明らかにする具体的事実，③当事者の指示説明，④検証の結果等について，図面・写真等を補助手段として利用して記載される[77]。検証終了とともに検証調書が完成すること

を予定しているが，事実上不可能である[78]。検証調書作成前に裁判上の和解や訴えの取下げにより，訴訟がひとたび終了するとしても，裁判上の和解の無効や訴え取下げの無効の問題から，本案判決をせざるを得ないこともあり得るので，検証を行った場合には，調書は作成すべきであるとする[79]。一方，事実上の検証として進行協議期日に行った場合には，調書と同様の意義のある検証結果報告書（書証）の作成は当事者に移ることになり，提出をするように裁判所も働きかけるべきであろう。

もっとも，前述のように，この調書作成の負担が大きく，またその意義についても従前より異なる意見が出されている。しかし，事後的に意見の相違が出てこないようにするためにも，調書もしくは報告書作成の必要があり，そこに証拠価値があるからこそ，その結果を明確に残すべく，検証手続の事後的な手続があるといっても過言ではないと思われる。

⑷　環境訴訟における検証および事実上の検証に共通する意義と効果

検証の効用については，否定的な見解も出されている。「検証においても，検証の目的物を裁判官がその感覚作用により認識する際に誤りが生じうるだけでなく，その認識から事実判断を形成する過程においても誤りは生じうる」とされ，「その事実判断自体は，言語化されることによって客観化されることはないから，裁判官自身の記憶の変容や忘却によって誤りが生じうる」[80]と指摘される。

また，「他の証拠調べと異なり，裁判の事実判断自体は，これが言語化されるなどして他者へ伝達されるという過程が存在しないため，その内容が客観化されることなく，その誤りの有無がそもそも検討される機会がないという性格を持っている」[81]とあり，裁判官の認識を改める機会がないことも指摘される。

ただし，文字情報は，それ自体客観化された証拠となり得るが，実際に述べられた言葉が真に述べられたものかどうか，そこで伝えたい事項がきちんと伝わっているかは不明であり，それこそ，そこから感得される事実評価が誤ったものとなり得ないか。つまり，言語としての伝達自体にも誤りはあり得るのだから，検証自体の誤りを恐れて，検証を控えるべきではないということである。これは，陳述書の問題にも合致する。当事者の主張を陳述書としてどのように証拠資料にしていくのか，陳述書作成に当たって，作成者の予断や偏見が入らないかという問題である[82]。

もっとも，これは，事実認定のあり方が背景的な問題として関係していると思われる。それは，「民事訴訟における事実認定とは，客観的な事実の存在について心証を形成すること」であり，「その認識の対象は人の事実判断そのものではなく，人の事実判断から推論される事実の存否そのもの」[83]であるという認識である。「人の事実判断は，その批判的検討を通じて，事実の存否の判断に用いられる素材に過ぎない。その事実判断が外部的に明らかでないままである以上，批判的な検討の機会もないことになる」[84]。このような考え方からすると，たしかに「検証が目的物の現在の状態については最も確実な証拠方法といえるとする考え方は，必ずしも普遍的な見解

とは言えない」[85]といえるが，この考え方によると，むしろ，確実な証拠となる方法自体がそもそも存在しないことになる。しかし，だからこそ，一つの方法として，より核心に迫ることができ得る「事実状態」を明らかにするための方法として，検証があるといえる。「民事訴訟における事実認定の正当性や公正性の保障が，仮説とその検証というオープンな過程をたどることにあるとすれば[86]，外部的に明らかにされない事実判断にあまりに重きを置くことはできない」との指摘に対しても，進行協議期日における「事実上の検証」を用いることにより，逆に心証形成過程の表示や現場を見ることから来る印象をふまえた釈明により外部的に明らかにすることができる。また，検証において，結果を調書という形で残す以上，そこに判断の前提となる事実が明らかになっており，共通の問題状況が明らかにもなるといえる。これを当事者が作成する書証に代用した場合，その当事者の整理した内容について，相手方は反論等の指摘ができるという意味においては，対等な攻撃防御の機会を得られる点で，手続保障が実効的となる。

もちろん，直接主義との関係では，裁判官が交代する場合も考えられ，そこに，訴訟の長期化の懸念とその場合の新たな裁判官への現場の状況の伝達の困難さの問題が改めて出てきてしまう。もっとも，こうした懸念は，「訴訟制度に内在している限界」[87]であることから，弁論の更新（民事訴訟法 249 条 2 項）が存在するわけであり[88]，それを前提に心証形成に寄与しうる証拠として作成しておくことが重要といえよう。

そもそも，検証の目的物を裁判官がその感覚作用により認識する際に誤りが生じうるだけでなく，その認識から事実判断を形成する過程においても誤りは生じうる。その過程自体も，言語化されることによって客観化されることはないから，やはり裁判官自身の記憶の変容や忘却によって誤りが生じうる[89]。また，他の証拠調べと異なり，これが言語化されるなどして他者へ伝達されるという過程が存在しないため，その内容が客観視されることなく，その誤りの有無がそもそも検討される機会がない。

しかし，事実の捉え方として，慰謝料評価（損害評価）のように，主観的な面の考慮が入らざるをえない場合もある。そうなると，事実の客観視ということ自体にも自ずと限度があり，損害評価の例のように客観視にこだわる必要はなく，むしろ，検証の結果を証拠資料のひとつとして取り入れ，その後の手続保障（対論の機会）に重点を置くことで，より充実した検討が可能となると思われる。

「検証が目的物の現在の状態については最も確実な証拠方法といえるとする考え方は，必ずしも普遍的な見解とはいえない」[90]という見解に対しては，逆に検証によって紛争解決に至る可能性もある[91]。そして，それは紛争当事者の満足度や納得度にも影響してくるといえる[92]。

つまり，このような検証の限界を理解しつつも，その意義を最大限活用することこそ，紛争解決に資するのではないかと考えられる。そして，その意味において，「検証」も「事実上の検証」も同様の効果を期待できることから，「検証」を用いるのかあるいは「事実上の検証」を用いるのかは，当該裁判所及び当事者の選択にゆだねられると思われる。法的根拠，手続のあり方や意

味合いは違えども，検証または進行協議期日のどちらにしても，こうした現場検証は行う必要があり，その実現のための選択としてこの 2 つの方法を位置づけることができると考えられよう。

5. 終わりに

環境訴訟において，実際に現場に行って見て感じることをもって判断材料の一つにすることが必要である。しかし，検証手続を用いて実際に現場を見ることは，裁判官・書記官の負担が大きく，その反動として，検証を回避しようとすることも考えられる。しかし，そうした手続の煩雑さ・負担感ゆえに，意義のある現場を見ることを中止することは本末転倒である。

そこで，「事実上の検証」と呼ばれる進行協議期日を用いた手続によって現場を見ることが行われているが，手続法理論上は，検証の手続を用いるべきであるとも考えられる。

ただ，検証の負担としての書記官の調書作成を当事者が書証として作成し，提出した上で，その評価につき，原告・被告の意見をぶつけることで，より裁判官の心証形成にも資するという意味では，検証の代替的なものとしての位置づけでありつつも，当事者と裁判官が合意によって生み出されるより柔軟な方法として，「事実上の検証」という進行協議期日を位置づけることができる。一見，現場まで行くという労力をかけつつも，審理の迅速化や判断材料の増加にもつながる手続保障であるといえる。こうした運用を支持し，現場に行くことに躊躇がないようにすべきである。

検証という手続が厳格かつ裁判所の負担を増すという観点から，回避しがちな現状を肯定し，検証が行われなくなることは，社会の複雑化に対する対応として，それでよいのかという問題が残る。「事実上の検証」によって，それを代替することで，当事者にとって望ましい（実質的な意味での）検証を実施することができる一方で，その事務分担を当事者と分けていくという工夫は（実質的な意味での）検証をより広く行う上でのひとつのモデルとなり得る。

以上(93)

《注》

（1） 検証においては，「五官」と「五感」のどちらも用いられるが，「五官」は，外界の事物を感じる 5 つの感覚器官であり，「五感」は外界からの刺激を感じる動きであり，両者は区別される。

（2） 町村泰貴「民事手続における情報の保護と利用」民事訴訟雑誌 64 号（2018 年）24 頁以下参照。

（3） 松田健『テキスト現代社会学（第 3 版）』（ミネルヴァ書房，2016 年）27 頁。

（4） 社会調査として，社会学においての研究手法の一つとなっている。佐藤郁哉『社会調査の考え方下』（東京大学出版会，2015 年）151 頁では，「他の調査法とフィールドワークとを区別する最も顕著な特徴の 1 つは，調査を通して得られる情報の密度の高さである」と指摘する。また，村山眞維＝濱野亮『法社会学（第 3 版）』（有斐閣，2019 年）6 頁は，経験的データの基づく方法の意義を指摘する。

（5） 従来の検証における議論は，新種証拠としてコンピュータのデータ等に関する議論である。例えば，加藤新太郎「新種証拠と証拠調べ方式」三ヶ月章＝青山善充編『民事訴訟法の争点（新版）』（有斐閣，

1988年）260頁，田頭章一「新種証拠の取調べ」青山善充＝伊藤眞編『民事訴訟法の争点（第3版）』（有斐閣，1998年）218頁を参照。

（6） この検証を考えるきっかけとなったのは，「ふるさとを返せ津島原発訴訟」における検証の準備への関与である。①裁判官に現場を見てもらうことでどのような効果があるのか（法的な意味はあるのか），②検証の手続の困難さと進行協議期日で実施する背景事情，③刻一刻と変わっていく現場を検証することの課題など，本稿の問題意識の基礎となったことをはじめに記しておく。

（7） 伊藤眞『民事訴訟法（第5版）』（有斐閣，2018年）460頁。

（8） 高橋宏志『重点講義民事訴訟法下（第2版補訂版）』（有斐閣，2014年）213頁，兼子一ほか『条解民事訴訟法（第2版）』（弘文堂，2011年）1274頁［松浦馨＝加藤新太郎］。

（9） 高橋・前掲注（8）213頁。

(10) 久保利英明＝北尾哲郎編『専門訴訟大系2　知財訴訟』（青林書院，2010年）59頁。

(11) 塩崎勤＝小賀野晶一＝島田一彦編『専門訴訟講座1　交通事故訴訟』（民事法研究会，2008年）611頁以下［鹿土眞由美］。

(12) 松本克美＝齋藤隆＝小久保孝雄編『専門訴訟講座2　建築訴訟（第2版）』（民事法研究会，2013年）472頁［伊藤大介］。なお同書376頁［田中昭人］では，現地調査は必ず行うべきとあり，同書464頁［伊藤大介］では，争点整理をする上でも現地調査は重要であると指摘している。

(13) 吉川愼一「検証」門口正人代表編集＝福田剛久＝金井康雄＝難波孝一編『民事証拠法体系 第5巻各論Ⅲ　鑑定その他』（青林書院，2005年）86頁。

(14) 小島武司＝高谷進＝豊田愛祥『民事実務読本Ⅲ　証明・事実認定』（東京布井出版，1989年）130頁［高谷進］。

(15) 公害は「被害に始まり被害に終わる」と言われおり，その被害実態を裁判官に見てもらう動きの中で出てきたものといえる。

(16) 斎藤秀夫＝小室直人＝西村宏一＝林屋礼二編『注解民事訴訟法（8）（第2版）』（第一法規，1993年）241頁［斎藤秀夫＝宮本聖司］。

(17) 古賀克重『集団訴訟実務マニュアル』（日本評論社，2009年）54頁。

(18) 伊藤・前掲注（7）460頁。

(19) 高橋・前掲注（8）213頁。

(20) 鈴木正裕「録音テープの証拠調べ」鈴木正裕ほか編『演習民事訴訟法』（青林書院，1987年）107頁。

(21) 新堂幸司＝鈴木正裕＝竹下守夫編『注釈民事訴訟法（7）』（有斐閣）203頁［加藤新太郎］。

(22) 加藤新太郎編『民事事実認定と立証活動　第1巻』（判例タイムズ社，2009年）182頁以下［馬場発言］。

(23) 加藤編・前掲注(22)183頁［須藤発言］では，湖で溺死した大学生の遺族が被告である国や県が危険性を警告していなかったことにつき過失があるとして訴えた事例について，裁判所が検証を行ったことで，当事者が納得をして，被告らが注意の標識や立札をたてることで，賠償を取下げるとし，訴訟が終了した事案が紹介されている。

(24) 加藤編・前掲注(22)184頁［加藤発言］。

(25) 今中道信「民事事実認定のマインド」田尾桃二＝加藤新太郎編『民事事実認定』（判例タイムズ社，1999年）142頁において，「現場を見ないと本当にわからない」とあり，境界確定の事例を紹介し，「現場を見ていないから，結論を間違ったと思う」という指摘もある。

(26) 実務としてどのような書式と内容になるかについては，古賀・前掲注(17)86頁が，ハンセン病訴訟を例に詳述している。

(27) 伊藤・前掲注（7）461頁。

(28) 小島ほか・前掲注(14)132頁［高谷進］。

(29) 古賀・前掲注(17)54頁。なお，原告が危篤であるなど，緊急性がある場合には，証拠保全に切り替えることもあるという。

(30)　この点につき，当該裁判所がどのように審理計画を立てるかによって，検証の位置づけも変わってくると思われる。

(31)　松野嘉貞＝石垣君雄「集団訴訟における訴訟手続上の諸課題」司法研究報告書 29 巻 1 号（1978 年）160 頁以下では，当事者の主張に対する釈明処分的な観点か証拠保全的な観点から，実質的証拠調べの段階に入る前の比較的早期に実施することも考えてよいなどの指摘がある。

(32)　司法研修所編『大規模訴訟の審理に関する研究』（法曹会，2000 年）180 頁。

(33)　古賀・前掲注(17)55 頁。

(34)　伊藤・前掲注(７)461 頁。

(35)　古賀・前掲注(17)43 頁。

(36)　新堂ほか編・前掲注(21)243 頁［加藤新太郎］，斎藤ほか編・前掲注(16)276 頁［斎藤秀夫＝宮本聖司＝西村宏一］等。

(37)　兼子ほか・前掲注(８)958 頁［新堂幸司＝上原敏夫］。なお，裁判所法 60 条 5 項は，「書記官は自己の事実判断が裁判所のそれと異なるときは，自己の感得したものを記載できる」とある。

(38)　小島ほか編・前掲注(14)133 頁［高谷進］。

(39)　高橋・前掲注(８)215 頁。

(40)　伊藤・前掲注(７)461 頁。

(41)　新堂ほか編・前掲注(21)209 頁［加藤新太郎］，高田裕成＝三木浩一＝山本克己＝山本和彦編『注釈民事訴訟法第 4 巻　第一審の手続（2）』（有斐閣，2017 年）839 頁［手嶋あさみ］。

(42)　伊藤・前掲注(７)461 頁。

(43)　高橋・前掲注(８)214 頁。

(44)　高橋・前掲注(８)214 頁。

(45)　高橋・前掲注(８)134 頁は，形式的証拠力との類似性を指摘する。

(46)　加藤編・前掲注(22)180 頁［加藤発言］では，「裁判官が多忙のためもあってあまり積極的でないということが言われることがあります。そうではなく，むしろ検証目的とコストパフォーマンスを考えて，代替的な証拠方法がないかも考えてその採否をしている」とある。

(47)　吉川・前掲注(13)85 頁。

(48)　松本ほか編・前掲注(12)472 頁。

(49)　吉川・前掲注(13)85 頁。

(50)　瀬木比呂志『民事訴訟法』（日本評論社，2019 年）406 頁も「現場の検証がふさわしい事案（ことに公害事案）では，どのような形にせよ現場をみておくのが適切である」と指摘する。

(51)　松野＝石垣・前掲注(31)160 頁。

(52)　司法研修所編・前掲注(32)179 頁。

(53)　松野＝石垣・前掲注(31)162 頁。加藤編・前掲注(22)179 頁［須藤発言］では，湾港局の船が通った際に，その船跡波で係留していたはしけが岸壁にぶつかって壊れたとして損害賠償請求された事案で，検証によると，同じ船を走らせてどの程度の波がたつのかを見たいとしても，その時間帯にその現場周辺にほかの船が通行することによる影響を考えなくてはいけない上，日頃の波を裁判長が大きな波と誤解してしまった例を紹介している。

(54)　加藤編・前掲注(22)177 頁［須藤発言］。

(55)　司法研修所編・前掲注(32)179 頁。

(56)　吉川・前掲注(13)86 頁。

(57)　斎藤ほか編・前掲注(16)255 頁［斎藤秀夫＝宮本聖司＝西村宏一］。

(58)　斎藤ほか編・前掲注(16)264 頁［斎藤秀夫＝宮本聖司＝西村宏一］，兼子ほか・前掲注(８)963 頁［松浦馨＝加藤新太郎］。

(59)　斎藤ほか編・前掲注(16)265 頁［斎藤秀夫＝宮本聖司＝西村宏一］。

(60)　司法研究所編『民事訴訟のプラクティスに関する研究』（法曹会，1989 年）135 頁参照。

(61)　新堂ほか編・前掲注(21)211 頁，216 頁［加藤新太郎］。

(62)　津島訴訟では，福島地裁いわき支部で平成 30 年 3 月 22 日に判決が出て，現在控訴審である仙台高裁に係属中の「いわき避難者訴訟」の弁護団から資料提供を受けたとのことである。なお，先行訴訟では，生業訴訟が 2016 年 3 月 17 日に，いわき避難者訴訟が 2016 年 7 月 22 日に現地検証を行っている。（生業訴訟では控訴審においても，2019 年 5 月 27 日に現地検証を行っている。）

(63)　なお，弁護団では，主に「責任班」と「損害班」に役割分担をして訴訟の準備を進めている。

(64)　当日の様子は，各種報道がなされている。例えば，毎日新聞 2018 年 9 月 28 日（ネット記事につき，https://mainichi.jp/articles/20180928/ddl/k07/040/030000c〈2019 年 10 月 31 日確認〉参照。

(65)　原告側の弁護団の意見交換を間近で見たことから，もちろんそちらへのバイアスはあるが，それとは切り離して，現場検証の意義と必要性について，一般論として検討する。

(66)　原発事故被害については，植田和弘『大震災に学ぶ社会科学第 5 巻　被害・費用の包括的把握』（東洋経済社，2016 年）に整理されているが，植田和弘「持続可能な発展から見た被害評価」同書 2 頁は，「東日本大震災・原発事故に伴う被害は，きわめて甚大で広域・多様に広がり，いまだにその実態が十分に把握されているとはいえない」と前置きする。

(67)　小島ほか編・前掲注(14)130 頁［高谷進］。

(68)　司法研修所編・前掲注(32)179 頁。

(69)　最高裁判所事務総局民事局監修『条解民事訴訟規則』（司法協会，1997 年）221 頁。

(70)　瀬木・前掲注(50)405 頁では，「過去の実務では，検証は，主として検証調書を作成するのが大変であることから，裁判所，ことに裁判所書記官からいやがられることが多かった」と指摘される。そして，そうした事情から「裁判所と裁判所書記官が事実上現場に行って双方当事者の説明を聴きながら「事実上の検証」ですませる例がかなり多かった」ようである。しかし，「調書の作成が面倒だから」という理由はおよそ正当化が難し」いため，「検証の結果についても規則 68 条 1 項を類推適用して，ビデオテープ等の引用による簡略化を図る方向がベターであろう」とする。

(71)　園道至剛『若手弁護士のための民裁判実務の留意点』（新日本法規，2013 年）110 頁，同『企業法務のための民事訴訟実務解説（第 2 版）』（第一法規，2019 年）115 頁。

(72)　斎藤ほか編・前掲注(16)277 頁［斎藤秀夫＝宮本聖司＝西村宏一］。

(73)　藤田広美「証拠調べの記録化」門口正人編集代表『民事証拠法体系　第 2 巻総論Ⅱ』（青林書院，2004 年）262 頁。

(74)　藤田・前掲注(73)262 頁。

(75)　高田ほか編・前掲注(41)865 頁［手嶋あさみ］。

(76)　兼子ほか・前掲注（8）1275 頁［松浦馨＝加藤新太郎］は，「検証は，本来は文書に残せない性質のものを対象にしているから，冗長な文章で検証調書を作成することは避け，写真や図面等を活用し，わかりやすくすることに留意すべき」とする。

(77)　藤田・前掲注(73)262 頁。

(78)　斎藤ほか編・前掲注(16)275 頁［斎藤秀夫＝宮本聖司＝西村宏一］。

(79)　斎藤ほか編・前掲注(16)275 頁［斎藤秀夫＝宮本聖司＝西村宏一］。

(80)　吉川・前掲注(13)88 頁。

(81)　吉川・前掲注(13)88 頁。

(82)　陳述書について，最近の論考として越山和広「口頭主義と準備書面・陳述書の役割」論究ジュリスト 24 号（2018 年）34 頁以下。

(83)　吉川・前掲注(13)89 頁。

(84)　吉川・前掲注(13)89 頁。

(85)　吉川・前掲注(13)89 頁。

(86)　吉川愼一「事実認定の構造と訴訟運営」自由と正義 50 巻 9 号（1999 年）71 頁。

(87)　吉川・前掲注(13)86 頁。

(88)　古いものであるが，千種達夫「弁論の更新と調書」判例時報 172 号（1959 年）5158 頁。

(89)　吉川・前掲注(13)88 頁。

(90)　吉川・前掲注(13)89 頁。

(91)　小島ほか編・前掲注(14)130 頁［高谷進］では，日照妨害をめぐる紛争で原告の自宅が真っ暗になった状況を裁判官に事実上見てもらい，その後の和解手続で有利になった例があると指摘されている。

(92)　2019 年 3 月 27 日に東京地裁が福島原発避難者 13 人に対して，東電に約 2,100 万円の賠償を命じる判決を出している。この判決について，自身が賠償の対象から漏れた原告の一人が「避難後に自ら住居を確保し，生活を新たに始めた場合は，避難生活は発生しない」と指摘されたことに対して，「事故がなければ新たな住まいなんて選んでないよ。裁判官には現地を見てほしかった。きっと違う判決になっていたはずだ」と述べている（東京新聞 2019 年 3 月 28 日朝刊 30 面参照）。現地を見ずに判断することについて，当事者がどう考えるのかを端的に表していると思われる。

(93)　「ふるさとを返せ津島原発訴訟」の検証の準備に関わった山田勝彦弁護士，大塚正之弁護士，大木裕生弁護士らとの意見交換の中で問題意識が生まれ，まとめるに至った。諸先生方に感謝申し上げたい。

（原稿受付　2019 年 11 月 6 日）

政治・経済・法律研究　Vol. 22 No. 2, pp. 185–196　　March 2020

満洲の開拓と拓殖大学

工　　一仁

要　旨

満洲の農業開拓事業に従事する人材の養成を主たる目標に掲げて，昭和 14（1939）年 4 月 1 日に設置された拓殖大学専門部開拓科は，第二次世界大戦終結後，拓殖大学が群馬農林専門学校を吸収合併したのに伴って紅陵専門学校農学科（群馬分校）となり，現在は，拓殖大学北海道短期大学農学ビジネス学科として，広大な北海道深川の地でその歴史と伝統を力強く継承している。

学校法人拓殖大学では，中国帰国者の受け入れを全学をあげて積極的に行ってきた。

専門部開拓科を中心とする卒業生の多くには，満蒙の開拓事業に全身全霊を持って挺身し，戦争終結時の予想だにしなかった大混乱の中，艱難辛苦の言語に絶する困難を，満身創痍の同胞と共有し経験してきた歴史的所以がある。

そして，念願であった日中国交回復後，東京都社会福祉協議会ならびに東京都中国帰国者自立研修センターの委託を受け，本学が学内に開設した「拓殖大学茗荷谷日本語教室」は，他に先駆けての社会的国際貢献活動であった。

キーワード：満洲，中国帰国者，開拓事業，群馬農林専門学校，拓殖大学茗荷谷日本語教室

1. はじめに

拓殖大学は内閣総理大臣を歴任した公爵桂太郎によって，明治 33（1900）年 6 月 26 日に台湾協会学校として設立された我が国有数の伝統ある旧制大学である。

本学は創立以来，世界の平和と人類の繁栄を希求し，積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるにふさわしい教養と品格を具えた有為な人材を，本学特有の『開拓の精神』を体得させて育成することを使命としてきた。

その建学の理念は「人種の色と血の境，我が立つ前に差別なし，膏雨等しく湿さば磽确やがて華咲さかむ」と校歌の一節に謳い継がれており，そこには，人種や地域の異なることを認めつつ，差別感を持ってはならないことがはっきりと示されている。

そして，膏雨（豊かな雨）が公平に落ちて地を湿（潤）せば，磽确（荒れ地）に多種多様の華（花）が咲くだろうと謳（歌）い，一貫して国際大学としての理念の実現を追求している。

平成 12（2000）年 10 月 24 日には，天皇，皇后両陛下のご臨席を仰ぎ，創立百周年記念式典

を盛大に挙行したが，「日本が今後ますます国際社会の平和と繁栄に貢献していくためにも，この大学から，国内においてはもとより，開発協力を始めとする様々な分野で，世界を舞台に活躍する人々が数多く送りだされていくことを期待しております」と天皇陛下から親しくお励ましの言葉を受け賜わった。

拓殖大学が創立以来一貫して追求してきた最大のテーマは，当時は興亜といわれた「復興アジア」であり，欧米列強の長い間の植民地支配によって虐げられたアジア民族の解放と独立に，『地の塩』となって，全身全霊を持って挺身する人材の育成が第一の主眼であった。

現在では，戦前の「復興アジア」をフォローする戦後の新しいテーマとして，人類との共生に立った国際貢献であり，アジアを始め世界の「途上国への開発協力」としての人づくりであるとしている。

2. 満　洲

万里の長城以北にある現在の中華人民共和国東北地方は，嘗て女真族を中心とする満洲人が支配していた。そして，彼らが長城を越えて南下し，中国征服後，清朝を成立させたのちは，「封禁の地」として漢人の移住を禁止する措置を下していた。

他民族社会であったこの地域には，漢民族中心の中国とは別の国家が，古来より北方民族によって成立していたのである。

時は経て清朝末期の 1900 年に勃発した義和団の暴動は，各国公使館区域を包囲し，ドイツ公使を殺害する大事件に発展した。

これに対して，アメリカ・イギリス・イタリア・オーストリア・ドイツ・日本・フランス・ロシアの 8 カ国は在留外国人保護のために共同出兵に踏み切り，日本・ロシアを主力とした連合軍が北京を鎮圧して居留民を救出した。

この事件に際してロシアは，満洲にも大軍を進軍させて事件終結後も撤兵せず，満洲全土を占領してしまった。ロシアは極東地域での南下政策を進め，次第に日本とも意見対立するようになっていった。我が国は，あくまでも外交手段によって衝突をさけようと交渉を続けてきたが，その階も無く残念ながら決裂し，明治 37（1904）年 2 月，ついに日露戦争を戦うに至った。

小国ながら日本は，大国ロシアに対して善戦し陸海軍ともに連勝したが，長期戦を戦えるだけの国力は固より無く，アメリカの調停によりポーツマス条約を結んで講和することに成功した。

この条約により我が国は，ロシアから旅順・大連など遼東半島南部の租借権や，南満洲鉄道の利権等を譲り受け，この地の管理防衛のための軍隊（後の関東軍[1]）を駐留させることとなった。

日露戦争における日本の勝利は，小国が大国を破っただけではなく，黄色人種が白人に勝ち独立を確保したとして，海外への影響は大きく，インドのネールは「日本の勝利はアジアにとって偉大な救いであった。インドでは我々が永らくとらえられていた劣等感を取り除いてくれた」と

語り，中国の孫文は「今ではアジアは日本があることで，白人はアジア人を軽蔑しなくなってきた。アジア人全体の国際的地位が高くなった」と絶賛するなど，特にアジアの諸民族と国家に勇気と自信を与えた。

そして，国の存亡を賭けたこの一戦を指揮した我が国の内閣総理大臣は，拓殖大学（当時の校名は台湾協会学校）の創設者桂太郎であった。

3. 満洲国の成立と南満洲鉄道株式会社

満洲に駐留した関東軍は参謀石原莞爾を中心として，予てよりこの地（満洲全土）に親日的な新国家建設を目指していたが，ついに満洲全土の掌握に成功し，1932 年 3 月 1 日，満州国の建国宣言が行われ，清朝王祖満洲族の故地であった長春を新京に改名して帝都とした。また，元号は『大同』と制定された。

執政には清朝最後の皇帝であった満洲族出身の溥儀が迎えられ，2 年後には皇帝となった。国家形成の主要となる満洲民族，蒙古民族，漢民族，朝鮮民族，日本民族の五族共和を理想とし，あらゆる民族が共生できる多民族国家建設が，日本の援助主導のもとに進められた。

満洲建設の中心となったのは，ロシアから譲渡された鉄道権益運営のために設立された南満洲鉄道株式会社（以下，単に満鉄とする）であった。

満鉄は単なる鉄道会社ではなく，調査部（満鉄調査部）を中心に満洲国運営のための経済政策プランを立案し，都市計画，地域開発，炭鉱，電気，ガス，水道，病院，学校，ホテル，新聞，映画等の事業を行った国策会社で，初代総裁には，拓殖大学の第 3 代学長を務めた後藤新平が就任した。彼は「満鉄は鉄道会社かつ移民会社である」と総裁就任直後から発言しており，鉄道と移民によって満洲を発展させようと考えていた。

後藤との縁にもよるが，拓殖大学の卒業生の多くが，満鉄を始めとする関連事業に若人としての活躍の場を求め，次々と渡満していった。

大東亜戦争[(2)]（いわゆる太平洋戦争）終結と共に満鉄も終焉を迎えたが，その内容と運営実績は昭和 21（1946）年 8 月に戦災復興を目的として設立された「経済安定本部」に引き継がれた。

経済安定本部には満鉄出身者が多く，戦後の高度経済成長の基礎作りは，彼らによって成し遂げられたと言っても過言ではない。

戦前は満洲国産業部次長，総務庁次長を経て商工大臣を歴任し，戦後 A 級戦犯容疑者として東京拘置所に送られた岸信介も，連合国側の誤解が解け無罪放免後は，先の経済安定本部は勿論のこと自らの満洲人脈を総動員して，首相となり戦後復興と経済発展に取り組んだ。

主要となった鉄道事業一つを採ってみても，戦後国鉄の総裁に就任し東海道新幹線を走らせ，世界に先駆けて多大なる経済効果をもたらせた十河信二は，嘗ては満鉄の理事を務めており，技師長として迎えられ「新幹線の父」と言われている島秀雄は，戦前鉄道官僚として後藤新平に仕

えた島安次郎の子息である。

4. 満洲移住協会の設立

満鉄総裁後藤新平の指導の下，都市から随時整備されていった満洲は，地方の開拓事業にも目を向けることとなり，日本からの集団による農業移民が政策的に考えられ，昭和 10（1935）年 11 月 21 日に満洲移住協会が設立された。

2 年後の昭和 12（1937）年 4 月には，改組されて財団法人に発展した。

そして協会運営の要職の全てを，拓殖大学関係者で構成していた時期があったのである。即ちそれは，会長の永田秀次郎，理事長の大蔵公望，常務理事の永雄策郎の 3 人であった。

永田秀次郎は拓殖大学第 4 代学長として後藤新平の後を担い，拓務大臣も歴任した。

大蔵公望は拓殖大学専務理事，永雄策郎は拓殖大学教授・専門部部長を務めた[(3)]。

満洲農業移民は日満両国の国策的使命によって始まったものであり，移住協会も財団法人組織として日々整備拡充されて行った。

当時の「財団法人満洲移住協会寄付行為」には，第 2 章目的として第 2 条に，「本会は満洲移民事業の統一ある発展を助成し併せて満洲産業の開発に資するを以って目的とす」とあり，第 3 章事業第 3 条には，「本会は前条の目的を達成する為次の事業を行うものとす」として，①移民事業の促進並びに後援，②移民事業に関する調査宣伝および紹介，③移住者の斡旋，④移住者の訓練，⑤宿泊所の設立および経営，⑥その他移民事業達成に必要なる事項の五つを挙げている。

また，移住協会発行の機関誌『拓け満蒙』には拓殖大学の学生募集広告が記載されており，特に昭和 14（1939）年 2 月発行の 3 巻 2 号 107 頁には，改組した本学専門部について，新たに，商科，開拓科，武徳科の 3 科を設け，商科は「海外に於いて商業経済に関する公私の事業に従事すべき人材の養成」，開拓科は「〔イ〕海外特に満洲国及び支那大陸に於いて農業開拓の事業に従事すべき人材の養成・〔ロ〕満洲農業移民，特に満蒙開拓青少年義勇軍指導者たるべき人材の養成」，武徳科は「〔イ〕海外特に満洲国及び支那大陸に於いて武道精神に立脚して開拓事業に従事すべき人材の養成・〔ロ〕満洲農業移民，特に満蒙開拓青少年義勇軍に対する農業に理解ある武道指導者たるべき人材の養成」として，旧制中学校卒業者及び同程度以上の資格者を受験対象者としていた[(4)]。

広告の最後には前述の永田秀次郎，大蔵公望，永雄策郎の名が連記で印刷されており，当時の満洲移住協会と拓殖大学の親密度が覗える。

5. ソ連の侵攻と残留日本人

国策として実施された満洲の開拓に従事した日本人は，約 32 万人に及び，その中の大学で学

んだ後に渡満した者の中には，多くの拓殖大学出身者[4]が存在した。

昭和 20（1945）年 8 月 9 日未明，ソビエト社会主義共和国連邦（以下単にソ連とする）軍は，「日ソ中立条約」を一方的に破り，突如満洲各地へ雪崩のごとく奇襲侵攻して来た。

この条約は，昭和 16（1941）年 4 月 13 日に，日本とソ連両国との平和友好と相互不可侵，第三国との戦争の際の他方の中立維持などを定めた有効期間 5 年の条約であり，ソ連の首都モスクワで調印されていたのにも拘わらずである。

外交交渉に行き詰まり，止む無く開戦に至った大東亜戦争も，緒戦では参謀本部の作戦が功を奏し優勢であったが，アメリカ軍と交戦した翌年 6 月 5 日から 3 日間にわたるミッドウェー海戦に於いて，日本軍は主力航空母艦とベテラン航空機搭乗員の大半を失う壊滅的な打撃を受けてしまった。その後，太平洋での制海権と制空権を失った日本は劣勢に転じ，アメリカ軍の猛反撃と共に南方戦線での敗退が続いた。

困り果てた大本営[5]は，満洲に駐屯していた関東軍 75 万の将兵の殆どを南方に引き抜いたり，朝鮮半島や日本本土防衛のために転進させる策をとった。

この段階で，嘗て日本軍の中の精鋭といわれた関東軍は，「満洲国軍と協力しての満州国の防衛」という，与えられていた本来の役目を果たすことが事実上不可能となった。

その穴埋めとして実施されたのが，「根こそぎ動員」と呼ばれた開拓団男子の召集であり，老人と子ども以外の働ける男子のその殆どが「俄か関東軍」の防衛兵士に仕立てられたのである。

昭和 20（1945）年の夏，ソ連軍侵攻時，満洲国内の各地に点在した開拓団に残っていたのは，老人と女性や子供ばかりであった。

避難を続ける中もソ連軍の進撃は猛烈な勢いで進み，肉体的かつ精神的に追い込まれ，力尽きた開拓団員による集団自決が各地で発生し，1 万人以上の人々が犠牲となった。

逃避行が村落ごとにまとまっていたため，何十人，何百人という規模で悲劇が繰り返され，昭和 20（1945）年 8 月 15 日の敗戦から 1 ヵ月以上たった 9 月 17 日にも，瑞穂村開拓団 495 名の集団自決があった。

降伏停戦後もソ連軍には軍規が無いに等しく，ソ連兵による略奪・婦女暴行が相次いだため，真っ先に狙われた邦人女性達は髪を丸刈りにし，薄汚れた格好をして苦渋の日々を送らざるを得なかったのである。

このような悲惨な状況の中で，満洲の厳しい冬を準備不充分のままでむかえた邦人達の中には，栄養失調以外にコレラ・発疹チフス等の伝染病に罹る者が続出し，終戦後も一年間の内に 10 万人以上の多くの命が失われ，生きて行くために中国人に預けられたり，中国人の妻となって命を長らえる手段の選択に追い込まれる人々が多数出てきた。

現在，「中国残留孤児」・「中国残留婦人」と呼ばれている人々であり，それ以外にも，何らかのやむを得ない理由により大陸に残らざるを得なかったその他の日本人を「中国残留邦人等」と呼んでいる。

昭和 47（1972）年 9 月の日中国交正常化以降，肉親調査と帰国施策が再開され，これらによって日本へ帰国した中国残留邦人とその家族が『中国帰国者』と呼ばれる人たちである[6]。

6. 日中国交回復

アメリカを中心とする欧米諸国からの政治及び経済的圧迫に対して，何とか外交手段によって開戦を避けようと日々努力してきた我が国であったが，残念ながら万策尽き，昭和 16（1941）年 12 月 8 日未明，西太平洋上に於いて，アメリカ，イギリス両軍と戦争状態に入った。

「アジアを欧米列強の植民地支配から解放して，真の大東亜共栄圏を建設する」との大理想の下，果敢に挑んだ大東亜戦争であったが，交戦国 45，国交断絶国 4，合わせて 49 カ国を相手とするに及んで終に国運尽き，昭和 20（1945）年 8 月 15 日，終戦の詔勅が昭和天皇より下り，連合国側からのポツダム宣言[7] を受け入れ終結した。しかしアジアの解放は実現し，戦後多くの旧植民地は欧米諸国から独立することとなった。

以後我が国は，アメリカを中心とする連合国側の占領下に置かれた。

対日平和条約（サンフランシスコ講和条約）が発効して我が国が独立を回復するのは，昭和 27（1952）年 4 月 28 日のことである。同条約において我が国は旧解放地域の全権利を放棄したが，アジアの国々の多くが調印や批准をしなかったために，この条約だけでは，アジア諸国との関係修復ができないままであった。

中華人民共和国との関係に於いても，日中両国の戦争状態終結と国交正常化を宣言した「日中共同声明」が調印されたのは昭和 47（1972）年 9 月 29 日であり，「日中平和友好条約」が締結され，国交の全てが正式に回復するのは，昭和 53（1978）年 8 月 12 日のことである。

7. 拓殖大学専門部開拓科

「海外特に満洲国及び支那大陸に於いて農業開拓の事業に従事すべき人材の養成と満洲農業移民，特に満蒙開拓青少年義勇軍指導者たるべき人材の養成」を主目的として発足し，多くの卒業生を満洲の国策開拓貢献事業に送り出してきた拓殖大学専門部開拓科ではあつたが，戦後は財団法人紅陵大学[8]・紅陵専門学校農業科として，学舎は茗荷谷（現東京都文京区）に，実習農場は花小金井（現東京都小平市）に置き，辛うじて存続を続けていた。

それまで同種の学校は，拓殖大学専門部開拓科以外にも，①官立学校として，東京外国語学校の各語部拓殖科，東京高等農林学校拓殖学科，②公立学校として，福岡市立拓殖専門学校，大阪府立南方塾拓殖学校，神戸市立商業拓殖学校，③私立学校として，日本大学専門部拓殖科，國學院大学専門部興亜科，明治大学専門部興亜科，法政大学専門部大陸科，東洋大学専門部拓殖科，東京農業大学農業拓殖科，明治学院専門学校東亜科，興亜専門学校本科・専修科，東亜外事専門

学校支那語科・南洋語科，京都女子専門学校東亜科，上智大学外国語専修学校植民科，國士舘高等拓殖学校，立命館日満高等工科学校，日本国民高等学校等があった[9]。

8. 群馬農林専門学校

旧制の専門学校として，終戦の翌春，昭和 21（1946）年 5 月 15 に，財団法人「群馬農林専門学校」として文部省から設置が認可され，群馬県立太田中学校内で開校し，9 月には旧中島飛行機太田製作所青年学校校舎に移転した。

戦後太田では，広大な旧中島飛行機関係の施設を利用して，太田の復興を目指した盛んな学校誘致の動きがみられ，早稲田大学，和洋女子専門学校，大妻女子専門学校等が現地調査に乗り出していた。

群馬農林専門学校は，はじめ農業大学を設立させる予定で計画を進めていたが，大学設置基準が満たされなかったため，当初の計画を変更して，とりあえず専門学校として発足させた。募集人員は農業科 40 名，農業経済科 40 名の計 80 名であった。

終戦後の社会的経済的混乱の中で，旧軍需工場に残された施設を活用して大学を創設し，太田に理想的な文教都市を誕生させようと奔走したのは，旧中島飛行機太田製作所の総務部長を務めていた竹内孝一朗と人事部長の黒川末男であった。

教員の人選については，文部次官の協力の下に進められ，学校長には東京大学教授と北海道大学教授を歴任した農業経済学の権威であった倉田純博士が迎えられた。

しかし政府の金融緊急措置令の発動によって，学校設立資金の集まりに困窮することとなり，予定されていた土地の寄付も認められなくなったことで，学校の運営を巡る問題は混迷を深めて行った。

そのような中で進行したのが，紅陵大学（拓殖大学）との合併であった。

当時，紅陵大学では拓殖大学時代の開拓科の廃止問題に当面していたので，その処理の方法として農業科と農業経済科を群馬県の太田に設置し，群馬農林専門学校を紅陵大学の分校とし，校名も紅陵大学専門学校に改められた。

昭和 25（1950）年 3 月には，第 1 期 72 名の卒業生を出し，昭和 31（1956）年 3 月の第 7 期卒業生まで，群馬県太田の地で計 1,030 名の有為な人材を世に送りだした[10]。

紅陵大学は，昭和 27（1952）年 10 月に再び拓殖大学に改称し，紅陵大学専門学校は紅陵短期大学を経て，昭和 32（1957）年 3 月に東京文京区の拓殖短期大学に統合された。

9. 中国帰国者対策事業の実施

日中国交正常化以降は，日本政府による残留日本人の調査が本格的に実施されるようになり，

翌年の昭和 48（1973）年には，永住帰国者に加えて一時帰国者にも国費による旅費の負担制度が実現した。

昭和 48（1973）年 10 月 16 日付けで，当時の厚生省援護局長から各都道府県知事あてに通知（援発第 1052 号）された通達によると，帰国旅費国庫負担の対象は「引揚者」及び「引揚者に準ずる者」であって，本人及びその留守家族が帰国旅費を支弁することが困難と認められるものと規定した。

「引揚げ者」とは，日本の国籍を有し，終戦前から引き続き外地に居住していたものであって，終戦後はじめて永住の目的をもって日本に帰国する者で，「引揚者に準ずる者」とは，終戦後はじめて永住の目的をもって日本に入国する者であるとし，①引揚者が同伴する妻（内縁を含む）又は未成年の子で日本の国籍を有しないもの，②終戦前から引き続き外地に在住し，外国人と婚姻したことによって日本の国籍を失った元日本婦人及びその未青年の子，③以上の他，厚生省援護局長が引揚げ者に準ずる者として取り扱うことを適当と認めたものであると説明している。

そして，一年後の日中航空機相互乗り入れ開始によって，さらに帰国者は急激に増加することとなった。

10. 東京都社会福祉協議会の支援

戦後，我が国の社会保障制度の仕組みが日本国憲法の下に整備され，東京都においても，都の地域における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し，社会福祉の増進を図ることを目的として，昭和 26（1951）年 1 月 8 日に「東京都社会福祉協議会」が発足した。

設立当初は未だ社会福祉事業法が制定されておらず任意団体であったが，昭和 30（1955）年 11 月 16 日には，社会福祉法人の申請が厚生大臣（当時）によって認可され，都民待望の「社会福祉法人東京都社会福祉協議会」として大きく発展した。

昭和 55（1980）年 10 月に開催された第 29 回全国厚生事業会議において「中国帰国者の受け入れ体制の確立」についての提案がなされ，翌年には，全社協厚生事業協議会の中に当時，宿所提供施設塩崎荘管理係長の八木巌を委員長とする「中国帰国者定住化対策委員会」が設立された。9 月に「定住化対策の課題と対策」の提言がなされ，10 月には三菱財団の支援を受けて，モデル校として，東京 YWCA 砂土原センターに日本語教室が開設された[11]。

11. 中国帰国者茗荷谷日本語教室の開設

拓殖大学の受け入れ機関は，茗荷谷キャンパス内の語学研究所附属日本語研修センターに定め，その中に東京都社会福祉協議会（以下，単に都社協とする）委託の『中国帰国者茗荷谷日本語教室』を新たに開設した。

語学研究所附属日本語研修センターは，社団法人アジア協会（現，独立行政法人国際協力機構・JICA）の委託を受け，インドネシア共和国政府派遣賠償研修生に日本語を教育することを目的として，昭和 36（1961）年 2 月 1 日に，『拓殖大学日本語研修所』として設置されていた。

『拓殖大学日本語研修所』は，将来的に他の語学を含めた専門語学機関として充実させて行く構想を踏まえて，昭和 38（1963）年 4 月に『拓殖大学語学研修所』と改称した。

さらに，昭和 47（1972）年 4 月に『拓殖大学語学研究所』へ昇格して大学の研究機関となり，研究所附属の日本語研修センターを設置した。

平成 9（1997）年 4 月には『拓殖大学言語文化研究所附属日本語研修センター』，平成 15（2003）年 4 月に『拓殖大学日本語学校』，平成 19（2007）年 4 月に『拓殖大学日本語教育研究所日本語講座』として，年々発展して行く中で名称を変更し現在に至っている。

中国帰国者受け入れ当初の事務は，語学研究所主任の高山好正（後に，経理部長，管財部長，総合情報センター事務部長を歴任し，本学では名誉ある豊田悌助精励賞[12]に輝いた）が主として担当し，都社協との事前事後の打ち合わせ協議は勿論のこと中国帰国者の一人一人に対し，木目の細かい日本語教育が実施できるよう，学内の受け入れ体制整備に日夜献身的に務めた。

昭和 57（1982）年 3 月 6 日（土），午後 1 時 30 分より，東京都千代田区霞が関の全日通労働会館において，筆記試験と面接による選抜試験を実施し，A クラス 10 名，B クラス 10 名の合計 20 名の受講許可者を選出した。

開校式は翌月の 4 月 19 日（月）に，拓殖大学茗荷谷キャンパス D 館第一会議室に於いて盛大に挙行された。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会と東京都中国帰国者自立研修センターはもとより，拓殖大学事務局の力強い支援により存続し，毎年少しずつながらも整備発展を続けてきた由緒ある『中国帰国者茗荷谷日本語教室』であったが，誠に残念ながら東京都の財政再建計画により，平成 20（2008）年 2 月 1 日をもって廃止が決定してしまった。

本学日本語教室での受け入れ総数は約 2900 名にも上り，多くの中国帰国者を日本の実社会へ送り出してきた。彼らの中にはその後本学（別科・学部・大学院）や他の大学，大学院へ進学し学習を継続した者や，日本の医師の国家試験に合格して開業した者も現れ，多くの中国帰国者達の夢を叶えさせる日本語教育の先駆けとなった実績があり，本人は勿論のこと家族からも現在でも深く感謝されている。

12. おわりに

本稿は，「はじめに」のなかでも述べたように，何故，学校法人拓殖大学では中国帰国者の受け入れを逸早く検討し，日本語教育としての制度的な確立をさせたのか。

この事業が本学の建学の精神にも繋がる大事業でもあったことから，その歴史的所以を中心に

あえて記した次第である。

中国帰国者のふるさと旧満洲の開拓事業に，全身全霊を持って挺身してきた彼らの親族達と等しく，ソ連軍侵攻後は特に，艱難辛苦の言語に絶する困難を体験した拓殖大学関係者も数多く存在したことを先ずは明らかにし，満洲開発とその遠因も論じてみた。

なかでも，南満洲鉄道株式会社総裁の後藤新平と拓務大臣・満洲移住協会会長永田秀次郎の両名は，前後して拓殖大学の学長も務め上げその影響力は群を抜いて強かった。

満洲の農業開拓事業に従事する人材の養成を主たる目標に掲げて，昭和 14（1939）年 4 月 1 日に設置された拓殖大学専門部開拓科は，第二次世界大戦終結後，拓殖大学が群馬農林専門学校を吸収合併したのに伴って紅陵専門学校農学科（群馬分校）となり，現在では，拓殖大学北海道短期大学農学ビジネス学科（環境農学コース・地域振興ビジネスコース），保育学科（造形表現コース・身体表現コース・幼児音楽教育コース）として大きく発展を遂げ，広大な北海道深川の地でその歴史と伝統を力強く継承している。

そしてそこでは，拓殖大学の伝統である開拓者精神を継承し，成長の感動と収穫の喜びを与える農業教育を中心に，大地に根を張った多角的な教育が実践されている。

拓殖大学への 3 年次編入に関しては，国際学部国際学科の農業総合コース以外にも，国際協力コース・国際経済コース・国際政治コース・国際文化コース・国際観光コースや他学部の，商学部（経営学科・国際ビジネス学科），政経学部（法律政治学科・経済学科），工学部（デザイン学科）への推薦編入が可能で，本年度は計 64 名の学生達が，慣れ親しんだ北海道を離れて東京へ移り学習を続けている。

拓殖大学北海道短期大学へは，小職が現在勤務している拓殖大学別科日本語教育課程からも毎年 3 名〜5 名の外国人留学生の進学があり，近年では中華人民共和国，台湾，インドネシア共和国，カナダ，ベトナム社会主義共和国出身の別科修了生達が，日本人学生と共に広大な北海道の大自然の中で，新しい時代の農業教育を熱心に学んでいる。

学校法人拓殖大学の河田昌一朗常務理事は，大学国際部長当時から本学の中国帰国者日本語教育の充実発展に努められてきたが，現在も拓殖大学北海道短期大学と拓殖大学別科日本語教育課程担当の常務理事として，渾身の努力を続けられている。

今回の作成原稿の学校関係資料収集活動については，拓殖大学学友会埼玉県東部支部・元埼玉県立高等学校教諭の陣内健彦学友，拓殖大学北海道短期大学学務学生課の内山直紀課長，同課図書館担当の堤香苗元主任に，大変お世話になった。皆様に，心より厚く御礼を申し上げる次第である。

《注》

（1） 日露戦争後ロシアから譲り受けた南満洲鉄道・遼東半島租借地（関東州）の守備隊として創設され，大正 8（1919）年関東都督府が関東庁に組織がえしたおり，関東軍として独立し，満洲に駐留した日本の陸軍部隊。朝比奈正幸・小堀桂一郎・村松剛ほか 9 名（2001）『最新日本史』国書刊行会　p. 235。

（2） 我が国は，昭和 16（1941）年 12 月 12 日の閣議で，自存自衛とアジアを欧米の支配下から解放し大東亜新秩序の建設を目的としたこの戦争の名称を「大東亜戦争」と決定したが，戦後，占領国アメリカ側がこの呼称を禁止したので，「太平洋戦争」という用語が一般的となった。朝比奈正幸・小堀桂一郎・村松剛ほか 9 名（2001）『最新日本史』国書刊行会　p. 235。西尾幹二・藤岡信勝ほか 14 名（2001）『新しい歴史教科書』扶桑社　p. 277。角谷文雄（1973）『昭和時代「15 年戦争」の資料集』学陽書房　p. 168。

（3） 池田憲彦（2004）「満洲移住協会と拓殖大学 ── 主に大蔵公望日記と同協会の機関誌を通して ──」『拓殖大学百年史研究 15 号』拓殖大学創立百年史編纂室　pp. 74–75。

（4） 前掲「満洲移住協会と拓殖大学 ── 主に大蔵公望日記と同協会の機関誌を通して ──」『拓殖大学百年史研究 15 号』拓殖大学創立百年史編纂室　pp. 74–75。

（5） 戦時に於いて大元帥である天皇が陸海軍を統率する本部で，昭和 20（1945）年の大東亜戦争終結まで置かれていた。

（6） 文化庁編（1997）『中国帰国者のための日本語教育 Q & A』大蔵省印刷局　pp. 6–7。

（7） 日戦争終結条件と戦後処理方針に関する対日共同宣言。ドイツの降伏後，アメリカ大統領トルーマン・イギリス首相チャーチル・ソ連首相スターリンが，ベルリン郊外のポツダムで会談して採択。米・英・中 3 国の名で発表，ソ連は対日宣戦と同時に参加。①日本軍国主義の絶滅，②連合国軍による占領，③カイロ宣言に基づく領土制限，④戦争犯罪人の処罰と民主化の促進，⑤再軍備禁止などを規定，これが無条件降伏の最後の機会であることを通告した。我が国は，アメリカが広島と長崎に原子爆弾を投下し，史上空前の残虐なる傷害を多くの婦女子にまで与えたことと，ソ連が「日ソ中立条約」を一方的に破り，満洲・北朝鮮・南樺太に侵入してきたことにより，昭和 20（1945）年 8 月 14 日にこれを受諾した。大葉田淳ほか編（1981）『日本史辞典』数研出版，平泉澄（1988）『物語日本史（下）』講談社。前掲『最新日本史』。

（8） 本学は，昭和 21（1946）年 1 月に校名を「紅陵大学」に変更した。ポツダム宣言受諾のため我が国は海外領土の全てを失い，学校名が「拓殖大学」では戦勝国のアメリカから睨まれ，大学の行く末が危ういと判断したためである。その他候補にあがった校名は，小石川大学，アメリカ大学，大和大学，昭和大学，扶桑大学，茗荷谷大学，興業大学等であった。昭和 27（1952）年 4 月，サンフランシスコ講和条約の発効により GHQ（連合軍最高司令部）が廃止となり，我が国が独立主権を回復したため，同年 10 月より校名を，伝統ある「拓殖大学」に戻した。拓殖大学（2000）『右手に文化の燈を掲げ』拓殖大学　p. 105，p. 138。

（9） 佐藤一也（2004）『もうひとつの学校史 ── 日本の拓殖教育』光陽出版社　pp. 10–16。

（10） 戦後における群馬県教育史研究編纂委員会編（1966）『群馬県教育史戦後編上巻』群馬県教育委員会 pp. 741–746。太田市教育史編纂委員会編（1998）『太田市教育史下巻』太田市教育委員会　pp. 206–212。

（11） 東京都社会福祉協議会 50 年史編纂委員会編（2001）『東京都社会福祉協議会の五十年』社会福祉法人東京都社会福祉協議会　p. 351。

（12） 拓殖大学第 13 代総長豊田悌助商学博士の，人間性溢れる勤勉な生き様に因む賞であり，長年にわたり教育と事務に功労のあった者に対して贈られる本学では名誉ある学内賞のこと。

参考文献

拓殖大学創立百年史編纂室資(史)料
拓殖大学北海道短期大学図書館資(史)料
拓殖大学国際部国際課資料
東京都中国帰国者自立研修センター資料
拓殖大学創立百年史編纂専門委員会（2002）『拓殖大学百年史・部局史編』学校法人拓殖大学

拓殖大学創立百年史編纂室（2003）『満州開発論 ── 拓殖大学出身者による』学校法人拓殖大学
東京都社会福祉協議会五十年史編纂委員会（2001）『東京都社会福祉協議会の五十年』社会福祉法人東京都社会福祉協議会
椋木瑳磨太（2000）『雲烟の彼方』ぎょうせい
池田憲彦（2005）『近代日本の大学人に見る世界認識』自由社
高山好正（2002）『春秋記』鳳書房
長谷部茂「民族協和・王道楽土にかけた青春 ── 満州国「県参事官」となった拓殖大学出身者たち ──」『拓殖大学百年史研究 9 号』拓殖大学創立百年史編纂室（2002）
満洲開拓史刊行会（1966）『満洲開拓史』社団法人開拓自興会・満洲開拓史刊行会
満洲と日本人編集委員会（1975）『満洲と日本人・創刊号』
全国社会福祉協議会厚生事業協議会（1984）『祖国の土を踏んで ── 中国帰国者の現状と課題 ──』社会福祉法人全国社会福祉協議会厚生事業協議会
文化庁文化部国語課（1997）『中国帰国者のための日本語教育 Q & A』大蔵省印刷局
蘭信三（1998）『「満洲移民」の歴史社会学』行路社
小峰和夫（1999）『満洲 ── 起源・植民・覇権』御茶ノ水書房
太平洋戦争研究会（2002）『図説／満州帝国』河出書房新社
太平洋戦争研究会（2003）『満州国の最期』新人物往来社
佐藤一也（2004）『もうひとつの学校史 ── 日本の拓殖教育』光陽出版社
黄文雄（2005）『満州国は日本の植民地ではなかった』ワック
山本有造『「満洲国」経済史研究』（2005）名古屋大学出版会
中見立夫ほか（2006）『満洲とは何だったのか〈新装版〉』藤原書店
藤原良雄編（2006）『満鉄とは何だったのか』藤原書店
清水馨八郎（2006）『大東亜戦争の正体』祥伝社
山本有造編（2007）『「満洲」記憶と歴史』京都大学学術出版会

※「満州」は，本来は「満洲」と表記するのが正しいとされているが，ここではその文献通りとさせていただいた。

（原稿受付　2019 年 11 月 4 日）

政治・経済・法律研究　Vol. 22 No. 2, pp. 197-214　　March 2020

中華人民共和国農村土地請負法（2018 年改正）および関連事項の紹介

── 農地「流通」の法から権利を切り出す「三権分置」の法へ ──

長　　友　昭

要　旨

中国の農地の権利については，近時，政策的に議論されてきた「所有権」，「請負権」，「経営権」の「三権構造」とする「三権分置」政策という動きを法制度化する動きがあった。この「三権分置」については法的性質が明らかではない部分も多く，法学的議論はもとより様々な分野で議論がなされていたところ，20018 年に農村土地請負法が改正された。この改正により，農村土地請負経営権をめぐる「三権分置」の位置づけが一定程度明らかになった。そこで，2018 年 12 月 29 日の第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 7 回会議の「「中華人民共和国農村土地請負法」の改正に関する決定」による改正を反映した 2018 年改正「農村土地請負法」と改正前の 2009 年改正法を対比して訳出し，⑴「三権分置」が①集団所有権，②請負経営権，③請負権，④経営権の「四権」で構成されるものである点，⑵農村土地所有（権）は集団所有（権）として不変である点，さらに⑶「経営権」の法的性質が①総括権利説，②物権説，③債権説，④両権説として論じられていたところ，③債権説と解される点を法律の条文で確認できるような解説と資料を提供するとともに，中国民法典制定に関する規定のなされ方について推論を試みる。

キーワード：農村土地請負法，三権分置，請負権，経営権，法的性質

目　次

Ⅰ　訳者解題 ── 中国の農地関係の権利をめぐる移転と保護の新たな方向性
Ⅱ　中華人民共和国農村土地請負法（2009 年改正）【旧規定】と（2018 年改正）【現行法】

Ⅰ　訳者解題 ── 中国の農地関係の権利をめぐる移転と保護の新たな方向性

中国の農村における農地利用のための権利については，社会主義体制における農地の集団所有制の改革を目的とする 1970 年代末からの請負経営制による改革を経て，その経験を法律上の権利として表現し 1986 年の民法通則で認められた農村の土地請負経営権がある(1)。もっとも，民法通則上の農村土地請負経営権は，その詳細な内容までは規定されておらず，現場での運用が先

行することとなった。その後，当初の農村土地請負経営権の設定期間とされた15年が満了する段階において，この権利が延長されるのか，さらにはこの権利が物権なのか，それとも債権なのかという論争がなされた。その議論を含みこむ形で2003年に，農業部の主導で農村土地請負法が制定され，請負経営権の流通[2]などについて権利の詳細化が図られた。この2003年法から2007年の物権法[3]の制定に至り，「農村土地請負経営権」から名称の変わった「土地請負経営権」は，「物権法に規定された」という事実から「物権化された」と評価されて，一応議論の収束を見たとされた[4]。この点には異論もあるが[5]，権利の内実はともかく，物権法の上では，農地の「集団所有権」と「請負経営権」による所有権と用益物権の「二権構造」を採り，現在もそれは維持されている。

中国では，従来，都市の土地と比較すると相対的に低価格として評価される農村の土地を現地の地方政府が安価な補償で収用し，その土地を高価格で評価されうる都市の土地に変更するという「都市化」を通して，土地を商業地化・住宅地化して転売し，地方政府が発展（ないしは地方幹部個人）のための利益を得るというモデルが重要な発展モデルとして一般的に見られるようになった。このような農地の収用問題は，都市農村一体化改革[6]および地方の財政収入の問題とも関連して，複雑な利害関係の衝突を引き起こしているが[7]，その一方で，中国では近年，急速な経済発展に伴い，都市化の進行，農村人口の都市への流入，農地の減少と耕作放棄地の増加，農地の流動化（貸付け，譲渡など）等，農業を取り巻く状況が大きく変化している。このような状況変化の中で，農家の権利保障を強化し，農業の振興と農村の発展を促進するため[8]，近時，農地の権利について政策的に議論されてきた「所有権」，「請負権」，「経営権」の「三権構造」とする「三権分置」政策という動きを法制度化する動きがあった。もっとも，「三権分置」については法的性質が明らかではない部分も多く，法学的議論はもとより様々な分野で議論がなされていたところ，2018年に農村土地請負法が改正された。この改正により，農村土地請負経営権をめぐる「三権分置」の位置づけが一定程度明らかになったものと思われる。この改正は，2018年12月29日の第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議の「「中華人民共和国農村土地請負法」の改正に関する決定」によってなされた農村土地請負法の第2次改正であり，本稿は，この改正に関する決定を反映した新法の条文を訳出するとともに，あわせて改正点をより明確にするために，改正前の法律[9]である2009年改正法（第1次改正法）も改正点の指摘とともに対比して訳出することで，資料として紹介するものである。

ここで，簡単な解説を付しておくと，「三権分置」の表出形態としては，権利の複雑化も懸念される[10]が，大きく3類型が想定されている（図表1）。そこでは「三権分置」と言われるものが①集団所有権，②請負経営権，③請負権，④経営権の「四権」で構成されるものである点と，⑴として示した農村土地所有がいずれの類型であっても①集団所有として不変である点が重要である。そして，この2点の範囲内においては，さまざまな改革の余地を残しているといえる。

また，「経営権」の法的性質については，①総括権利説，②物権説，③債権説，④両権説が論

図表 1　農地をめぐる権利の態様と類型…「両権」分離と「三権」分置の結合として

	⑴　農村土地所有	⑵　農地の身分権的権利	⑶　第三者農業従事権
A：従来型	①　集団所有権	②　請負経営権	──
B：全権利譲渡型	①　集団所有権	→	②　請負経営権
C：経営権切出型	①　集団所有権	③　請負権	④　経営権

出典：高聖平＝王天雁＝呉昭軍『「中華人民共和国農村土地承包法」条文理解與適用』人民法院出版社，2019 年，5 頁を参考にして，訳者作成。

じられていたところ，改正法 37 条以下の規定，特に 41 条の規定から，③債権説で落ち着いたものと読み取れそうである。また，この 37 条以下の規定を総合すると，経営権については，その期間や書面による契約の有無，登記の可否や有無などの視点から，4 つの表出形態があり得るものと解される（図表 2）。

図表 2　経営権の表出形態

	期　間	書面契約	登　記	法的性質	備　考
1	5 年以上	有（法定）	有	物権的（第三者対抗力有）	
2	5 年以上	有（法定）	無	債権（第三者対抗力無）	
3	5 年未満	有（法定）	不可	債権（第三者対抗力無）	
4	1 年未満	無（任意）	不可	債権（第三者対抗力無）	代理耕作

出典：農村土地請負法の条文を基に訳者作成。

新たな政策と法をめぐる展開が進む一方で，2020 年に予定されている，物権法を含めた民法典の整備や完成が現実味を帯びてきた。農民の農地に関する権利を民法の中でどのように規定すべきか。農村土地請負法の条文の改正内容から明らかになった部分もあり，上述の理解によれば，この点に関しては，物権法へ新たに加わる部分はないようにも解される。もっとも，学説の検討なども含め，その詳細な分析には本稿では立ち入らずに別稿[11]を用意することとしたい。

Ⅱ　中華人民共和国農村土地請負法（2009 年改正）【旧規定】と（2018 年改正）【現行法】

中華人民共和国農村土地請負法 （2009 年改正）【旧規定】	中華人民共和国農村土地請負法 （2018 年改正）【現行法】
2002 年 8 月 29 日，第 9 期全人代常務委員会第 29 回会議で採択 2002 年 8 月 29 日，中華人民共和国主席令第 73 号で公布 2009 年 8 月 27 日に第 1 次改正の決定を採択・公布・施行	2002 年 8 月 29 日，第 9 期全人代常務委員会第 29 回会議で採択 2002 年 8 月 29 日，中華人民共和国主席令第 73 号で公布 2018 年 12 月 29 日に第 2 次改正の決定を採択，2019 年 1 月 1 日から施行

第１章　総則	第１章　総則
第２章　家族請負	第２章　家族請負
第１節　注文側と請負側の権利と義務	第１節　注文側および請負側の権利と義務
第２節　請負の原則と手続き	第２節　請負の原則と手続き
第３節　請負期間と請負契約	第３節　請負期間と請負契約
第４節　土地請負経営権の保護	第４節　土地請負経営権の保護および交換，譲渡
第５節　土地請負経営権の流通	第５節　土地経営権
第３章　その他の方式による請負	第３章　その他の方式による請負
第４章　紛争の解決と法的責任	第４章　紛争解決と法的責任
第５章　付則	第５章　付則
第１章　総則	第１章　総則
第１条　家族請負経営を基礎として，統一と分散を結合した二層経営体制を安定させて改善して，農民に長期的で保障のある土地使用権を与えて，農村土地請負の当事者の合法的な権利と利益を保護し，農業，農村経済の発展と農村社会の安定を促進するために，憲法に基づき，本法を制定する。	第１条　家族請負経営を基礎として，統一と分散を結合した二層経営体制を堅固にして改善して，農村土地請負関係の安定と長期的不変を保持し，農村土地請負経営の当事者の合法的な権利と利益を保護し，農業，農村経済の発展と農村社会の調和的な安定を促進するために，憲法に基づき，本法を制定する。
第２条　本法で農村土地とは，法により農民集団が使用する農民集団所有または国家所有の耕地，林地，草地，その他の，法により農業に用いられる土地をいう。	第２条　本法で農村土地とは，法により農民集団が使用する農民集団所有または国家所有の耕地，林地，草地，その他の，法により農業に用いられる土地をいう。
第３条　国家は，農村土地請負経営制度を実行する。	第３条　国家は，農村土地請負経営制度を実行する。
農村土地請負は，農村集団経済組織内部での家族請負方式を採用する。家族請負方式を採用すべきでない荒れた山，荒れた溝，荒れた丘，荒れた砂州等の農村土地については，入札，競売，公開協議等の方式を採用して請け負わせることができる。	農村土地請負は，農村集団経済組織内部での家族請負方式を採用する。家族請負方式を採用すべきでない荒れた山，荒れた溝，荒れた丘，荒れた砂州等の農村土地については，入札，競売，公開協議等の方式を採用して請け負わせることができる。
第４条　国家は，法により，農村土地請負関係の長期的安定を保護する。	第４条　（削除）
農村土地請負後も土地の所有権の性質は変わらない。請負地は売買してはならない。	農村土地請負後も土地所有権の性質は変わらない。請負地は売買してはならない。
第５条　農村集団経済組織の構成員は，法により，当該集団経済組織が請負に出した農村土地を請け負うことができる。	第５条　農村集団経済組織の構成員は，法により，当該集団経済組織が請負に出した農村土地を請け負うことができる。
いかなる組織または個人も，農村集団経済組織の構成員が土地を請け負う権利を剥奪したり，不法に制限したりすることはできない。	いかなる組織または個人も，農村集団経済組織の構成員が土地を請け負う権利を剥奪したり，不法に制限したりすることはできない。
第６条　農村土地請負について，女性と男性は平等な権利を有する。請負中において，女性の合法的	第６条　農村土地請負について，女性と男性は平等な権利を有する。請負中において，女性の合法的

な権利と利益を保護しなければならず，いかなる組織または個人も女性の有すべき土地請負経営権を剥奪し，侵害してはならない。	な権利と利益を保護しなければならず，いかなる組織または個人も女性の有すべき土地請負経営権を剥奪し，侵害してはならない。
第7条　農村土地請負については，公開，公平，公正の原則を堅持し，国家，集団，個人の3者の利益関係を正しく処理しなければならない。	第7条　農村土地請負については，公開，公平，公正の原則を堅持し，国家，集団，個人の3者の利益関係を正しく処理しなければならない。
第8条　農村土地請負については，法律，法規を遵守し，土地資源の合理的な開発と持続可能な利用を保護しなければならない。法による認可を経ずに，請負地を非農業建設に用いてはならない。 国家は，農民および農村集団経済組織が土地への投資を増やし，施肥して地力を養い，農業生産能力を高めることを奨励する。	→11条
9条→	第8条　国家は，集団土地所有者の合法的な権利と利益を保護するものとし，請負側の土地請負経営権を保護し，いかなる組織または個人もこれを侵してはならない。
（新設）	第9条　請負側が土地を請け負った時に，土地請負経営権を有するものとし，自己で経営することができるし，土地請負権を留保してその請負地の土地経営権を流通させ，他人が経営することもできる。
第9条　国家は，集団土地所有者の合法的な権利と利益を保護するものとし，請負側の土地請負経営権を保護し，いかなる組織または個人もこれを侵害してはならない。	→8条
第10条　国家は，請負側が法により，自由意思に基づき，有償で土地請負経営権を流通させることを保護する。	第10条　国家は，請負側が法により，自由意思に基づき，有償で土地経営権を流通させることを保護し，土地経営権者の合法的な権利と利益を保護するものであり，いかなる組織および個人も侵害することはできない。
8条→	第11条　農村土地承包経営については，法律，法規を遵守し，土地資源の合理的な開発および持続可能な利用を保護しなければならない。法による認可を経ずに，請負地を非農業建設に用いてはならない。 国家は，土地への投資を増やし，施肥して地力を養い，農業生産能力を高めることを奨励する。
第11条　国務院の農業，林業行政の主管部門は，それぞれ国務院の規定する職責により，全国の農	第12条　国務院の農業農村，林業および草原の主管部門は，それぞれ国務院の規定する職責により，

村土地請負および請負契約の管理の指導に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の農業，林業等の行政主管部門は，それぞれ各自の職責により，当該行政区域内の農村土地請負および請負契約の管理に責任を負う。

郷（鎮）人民政府は，当該行政区域内の農村土地請負および請負契約の管理に責任を負う。

第 2 章　家族請負

第 1 節　注文側と請負側の権利と義務

第 12 条　農民集団所有の土地が，法により，村の農民の集団所有に属する場合は，村の集団経済組織または村民委員会が請負に出すものとし，村内の複数の農村集団経済組織の農民集団所有に属している場合は，それぞれ村内の当該農村集団経済組織または村民小組が請負に出すものとする。村の集団経済組織または村民委員会が請負に出す場合，村内の各集団経済組織の農民集団所有の土地の所有権を変更してはならない。

国家所有で法により農民集団が使用する農村土地は，当該土地を使用する農村集団経済組織，村民委員会または村民小組が請負に出すものとする。

第 13 条　注文側は，下に列記する権利を持つ。
⑴　当該集団が所有するまたは国家所有で法により当該集団が使用する農村土地を請負に出す
⑵　請負側が請負契約に約定された用途に照らして土地を合理的に利用および保護するよう監督する
⑶　請負側が請負地と農業資源を損なう行為を制止する
⑷　法律，行政法規で規定するその他の権利

第 14 条　注文側は，下に列記する義務を負う。
⑴　請負側の土地請負経営権を守り，請負契約を不法に変更，解除してはならない
⑵　請負側の生産経営自主権を尊重し，請負側が法により正常な生産経営活動をおこなうことに干渉してはならない
⑶　請負契約の約定に照らして請負側に生産，技術，情報等のサービスを提供する
⑷　県，郷（鎮）の土地利用総合計画を執行し，当該集団経済組織内の農業インフラの建設を実施する

全国の農村土地請負経営および請負経営契約の管理の指導に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の農業農村，林業および草原等の主管部門は，それぞれ各自の職責により，当該行政区域内の農村土地請負経営および請負経営契約の管理に責任を負う。

郷（鎮）人民政府は，当該行政区域内の農村土地請負経営および請負経営契約の管理に責任を負う。

第 2 章　家族請負

第 1 節　注文側と請負側の権利と義務

第 13 条　農民集団所有の土地が，法により，村の農民の集団所有に属する場合は，村の集団経済組織または村民委員会が請負に出すものとし，村内の複数の農村集団経済組織の農民集団所有に属している場合は，それぞれ村内の当該農村集団経済組織または村民小組が請負に出すものとする。村の集団経済組織または村民委員会が請負に出す場合，村内の各集団経済組織の農民集団所有の土地の所有権を変更してはならない。

国家所有で法により農民集団が使用する農村土地は，当該土地を使用する農村集団経済組織，村民委員会または村民小組が請負に出すものとする。

第 14 条　注文側は，下に列記する権利を持つ。
⑴　当該集団が所有するまたは国家所有で法により当該集団が使用する農村土地を請負に出す
⑵　請負側が請負契約に約定された用途に照らして土地を合理的に利用および保護するよう監督する
⑶　請負側が請負地と農業資源を損なう行為を制止する
⑷　法律，行政法規で規定するその他の権利

第 15 条　注文側は，下に列記する義務を負う。
⑴　請負側の土地請負経営権を守り，請負契約を不法に変更，解除してはならない
⑵　請負側の生産経営自主権を尊重し，請負側が法により正常な生産経営活動をおこなうことに干渉してはならない
⑶　請負契約の約定に照らして請負側に生産，技術，情報等のサービスを提供する
⑷　県，郷（鎮）の土地利用総合計画を執行し，当該集団経済組織内の農業インフラの建設を実施する

⑸　法律，行政法規で規定するその他の義務	⑸　法律，行政法規で規定するその他の義務
第15条　家族請負の請負側は，当該集団経済組織の農家である。	第16条　家族請負の請負側は，当該集団経済組織の農家である。
（新設）	農家内の家族の構成員は法により請け負う土地の各種の権利利益を平等に有する。
第16条　請負側は，下に列記する権利を持つ ⑴　法により，請負地の使用，収益および土地請負経営権流通の権利を有し，自主的に生産．経営を組織し生産物を処置することができる ⑵　請負地が法により収用，占用きれた場合，相応の補償を法により得ることができる ⑶　法律，行政法規の規定するその他の義務	第17条　請負側は下に列記する権利を有する。 ⑴　法により請負地を使用，収益する権利を有する ⑵　法により土地請負経営権を交換，譲渡する ⑶　法により土地経営権を流通させる ⑷　請負地が法により収用，徴用，占用された場合，法により相応の補償を得る権利を有する ⑸　法律，行政法規で規定されるその他の権利
第17条　請負側は，下に列記する義務を負う。 ⑴　土地の農業用途を維持し，非農業建設に用いてはならない ⑵　法により土地を保護し，合理的に利用して，土地に恒久的な損害を与えてはならない ⑶　法律，行政法規で規定するその他の義務	第18条　請負側は，下に列記する義務を負う。 ⑴　土地の農業用途を維持し，法による許可を経ずに非農業建設に用いてはならない ⑵　法により土地を保護し，合理的に利用して，土地に恒久的な損害を与えてはならない ⑶　法律，行政法規で規定するその他の義務
第2節　請負の原則と手続き	第2節　請負の原則と手続き
第18条　土地請負は，以下の原則を遵守しなければならない。 ⑴　規定に照らして統一的に請負を実施する場合，当該集団経済組織の構成員は，土地を請け負う権利を法により平等に行使するものとするが，土地を請け負う権利を自由意思に基づき放棄することもできる ⑵　民主的に協議し，公平で，合理的である ⑶　請負案は，本法第12条の規定に照らして，法により，当該集団経済組織の構成員による村民会議の3分の2以上の構成員または3分の2以上の村民代表の同意を経なければならない ⑷　請負手続きが合法である	第19条　土地請負は，以下の原則を遵守しなければならない。 ⑴　規定に照らして統一的に請負を実施する場合，当該集団経済組織の構成員は，土地を請け負う権利を法により平等に行使するものとするが，土地を請け負う権利を自由意思に基づき放棄することもできる ⑵　民主的に協議し，公平で，合理的である ⑶　請負案は，本法第12条の規定に照らして，法により，当該集団経済組織の構成員による村民会議の3分の2以上の構成員または3分の2以上の村民代表の同意を経なければならない ⑷　請負手続きが合法である
第19条　土地請負は，以下の手続きに照らして行われなければならない。 ⑴　当該集団経済組織の構成員による村民会議で選挙して請負業務小組を設立する ⑵　請負業務小組は，法律，法規の規定に照らして，請負案を策定し公布する ⑶　法により当該集団経済組織の構成員による村民会議を招集し，請負案を審議し採択する ⑷　請負案を公開で実施する ⑸　請負契約を締結する	第20条　土地請負は，以下の手続きに照らして行われなければならない。 ⑴　当該集団経済組織の構成員による村民会議で選挙して請負業務小組を設立する ⑵　請負業務小組は，法律，法規の規定に照らして，請負案を策定し公布する ⑶　法により当該集団経済組織の構成員による村民会議を招集し，請負案を審議し採択する ⑷　請負案を公開で実施する ⑸　請負契約を締結する

第 3 節　請負期間と請負契約	第 3 節　請負期間と請負契約
第 20 条　耕地の請負期間は 30 年とする。草地の請負期間は 30 年から 50 年とする。林地の請負期間は 30 年から 70 年とするが，特別な林木の林地請負期間については，国務院林業行政主管部門の認可を経て延長することができる。	第 21 条　耕地の請負期間は 30 年とする。草地の請負期間は 30 年から 50 年とする。林地の請負期間は 30 年から 70 年とする。
（新設）	前項で規定する耕地の請負期間の期間満了後には 30 年再延長し，草地，林地の請負期間の期間満了後には前項の規定に照らして相応に延長する。
第 21 条　注文側は，請負側と書面による請負契約を締結しなければならない。	第 22 条　注文側は，請負側と書面による請負契約を締結しなければならない。
請負契約には，原則として，以下の条項を含むものとする。 ⑴　注文側，請負側の名称，注文側責任者および請負側代表者の氏名，住所 ⑵　請負地の名称，位置，面積，等級 ⑶　請負期間および起算日と満了日 ⑷　請負地の用途 ⑸　注文側と請負側の権利と義務 ⑹　違約責任	請負契約には，原則として，以下の条項を含むものとする。 ⑴　注文側，請負側の名称，注文側責任者および請負側代表者の氏名，住所 ⑵　請負地の名称，位置，面積，等級 ⑶　請負期間および起算日と満了日 ⑷　請負地の用途 ⑸　注文側と請負側の権利と義務 ⑹　違約責任
第 22 条　請負契約は，成立の日から効力を生じる。請負側は，請負契約の効力が生じた時に土地請負経営権を取得する。	第 23 条　請負契約は，成立の日から効力を生じる。請負側は，請負契約の効力が生じた時に土地請負経営権を取得する。
第 23 条　県級以上の地方人民政府は，請負側に土地請負経営権証または林権証等の証書を交付し，なおかつ登記を編成して，土地請負経営権を確認しなければならない。	第 24 条　国家は，耕地，林地および草地等について統一的登記を実行するものとし，登記機構は請負側に土地請負経営権証または林権証等の証書を交付し，なおかつ登記を編成して，土地請負経営権を確認しなければならない。
土地請負経営権証または林権証等の証書の交付にあたっては，規定により証書作成費を徴収するほか，その他の費用を徴収してはならない。	土地請負経営権証または林権証等の証書は土地請負経営権を有する全ての家族構成員が列記されていなければならない。 登記機構は規定により証書作成費を徴収するほか，その他の費用を徴収してはならない。
第 24 条　請負契約の効力が生じたのち，注文側は，担当者または責任者の変動を理由として変更または解除してはならず，集団経済組織の分割または合併を理由として変更または解除してもならない。	第 25 条　請負契約の効力が生じたのち，注文側は，担当者または責任者の変動を理由として変更または解除してはならず，集団経済組織の分割または合併を理由として変更または解除してもならない。
第 25 条　国家機関およびその勤務要員は，職権を利用して農村土地請負または請負契約の変更，解	第 26 条　国家機関およびその勤務要員は，職権を利用して農村土地請負または請負契約の変更，解

除に干渉してはならない。

第4節　土地請負経営権の保護

第26条　請負期間内は，注文側は請負地を回収してはならない。

請負期間内に，請負側が一家で小都市に移転し，戸籍を移した場合は，請負側の希望により，その土地請負経営権を保留するか，または法により土地請負経営権を流通させることを許さなければならない。

請負期間内に，請負側が一家で区を設けている市に移転し，非農業戸籍に変更した場合は，請け負っていた耕地および草地を注文側に返還しなければならない。請負側が返選しないとき，注文側は，請け負わせた耕地および草地を回収することができる。

請負期間内に，請負側が請負地を返還する場合，または注文側が請負地を法により回収する場合，請負側は，請負地に投資して土地の生産力を高めていたときは，相応の補償を得ることができる。

第27条　請負期間内は，注文側は請負地の調整をしてはならない。

請負期間内に，自然災害によって請負地が甚だしく毀損された等の特別の事情があり，個別の農家の間で請け負っている耕地または草地を適切に調整する必要がある場合は，当該集団経済組織の構成員による村民会議の3分の2以上の構成員または3分の2以上の村民代表の同意を経たうえで，郷（鎮）人民政府および県級人民政府の農業等の行政主管部門に届け出て認可を受けなければならない。請負契約の中で調整してはならないと約定しているときは，その約定による。

第28条　下に列記する土地は，請負地の調整または新増人口に請け負わせるために用いなければならない。

⑴　集団経済組織が法により予め留保しておいた予備地

⑵　法により開墾などの方式を通じて増加したもの

⑶　請負側が法により自由意思に基づいて返還したもの

第29条　請負期間内に，請負側は自由意思に基づいて請負地を注文側に返還することができる。請

除に干渉してはならない。

第4節　土地請負経営権の保護および交換，譲渡

第27条　請負期間内は，注文側は請負地を回収してはならない。

国家は，都市へ移転する農戸の土地請負経営権を保護する。土地請負経営権の離脱をもって農戸の都市への移転の戸籍登録の条件としてはならない。

請負期内に，請負農戸が都市への移転の戸籍登録をする場合，自由意思に基づき有償でする原則に照らした法による当該集体経済組織内における土地請負経営権の譲渡または請負地の注文側への返還を支持し誘導するものとし，土地経営権の流通の奨励をすることもできる。

請負期間内に，請負側が請負地を返還する場合，または注文側が請負地を法により回収する場合，請負側は，請負地に投資して土地の生産力を高めていたときは，相応の補償を得ることができる。

第28条　請負期間内は，注文側は請負地の調整をしてはならない。

請負期間内に，自然災害によって請負地が甚だしく毀損された等の特別の事情があり，個別の農家の間で請け負っている耕地または草地を適切に調整する必要がある場合に，当該集団経済組織の構成員による村民会議の3分の2以上の構成員または3分の2以上の村民代表の同意を経たうえで，郷（鎮）人民政府および県級人民政府の農業農村，林業および草原等の行政主管部門に届け出て認可を受けなければならない。請負契約の中で調整してはならないと約定しているときは，その約定による。

第29条　下に列記する土地は，請負地の調整または新増人口に請け負わせるために用いなければならない。

⑴　集団経済組織が法により予め留保しておいた予備地

⑵　法により開墾などの方式を通じて増加したもの

⑶　注文側が法により回収したもの，および請負側が法により自由意思に基づいて返還したもの

第30条　請負期間内に，請負側は自由意思に基づいて請負地を注文側に返還することができる。請

負側は，自由意思に基づいて請負地を返還する場合，半年前までに書面の形式で注文側に通知しなければならない。請負側が請負期間内に請負地を返還した場合，請負期間内に請負地を再び請求することはできない。	負側が自由意思に基づいて請負地を返還した場合，合理的な補償を得ることができるが，但し半年前までに書面の形式で注文側に通知しなければならない。請負側が請負期内に請負地を返還した場合，請負期間内に請負地を再び請求することはできない。
第 30 条　請負期間内に，女性が結婚したが，新居住地で請負地を取得していない場合，注文側は，その原請負地を回収してはならないものとし，女性が離婚し，または配偶者と死別したが，依然として原居住地で生活しているか，または原居住地で生活していないが新居住地で請負地を取得していないときは，注文側は，その原請負地を回収してはならない。	第 31 条　請負期間内に，女性が結婚したが，新居住地で請負地を取得していない場合，注文側は，その原請負地を回収してはならないものとし，女性が離婚し，または配偶者と死別したが，依然として原居住地で生活しているか，または原居住地で生活していないが新居住地で請負地を取得していないときは，注文側は，その原請負地を回収してはならない。
第 31 条　請負人が得るべき請負の収益は，相続法の規定に照らして相続される。 林地請負の請負人が死亡した場合，その相続人は，請負期間内は継続して請け負うことができる。	第 32 条　請負人が得るべき請負の収益は，相続法の規定に照らして相続される。 林地請負の請負人が死亡した場合，その相続人は，請負期間内は継続して請け負うことができる。
→40 条	第 33 条　請負側の間では，耕作の便宜または各自の必要のために，同一の集団経済組織に属する土地の土地請負経営権について交換を行い，なおかつ注文側に記録することができる。
→41 条	第 34 条　注文側の同意を経ることで，請負側は全部または一部の土地請負経営権を当該集団経済組織の他の農家に譲渡することができるものとし，当該農家が注文側と新たな請負関係を確立することにより，原請負側と注文側との当該土地上の請負関係は終了する。
→38 条	第 35 条　土地請負経営権の交換，譲渡の場合，当事者は登記機構に登記を申請できる。登記を経ていないときは，善意の第三者に対抗できない。
第 5 節　土地請負経営権の流通	第 5 節　土地経営権
第 32 条　家族請負を通じて取得された土地請負経営権は，法により，下請負，賃貸，交換，譲渡またはその他の方式により流通させることができる。	第 36 条　請負側は法により賃貸（下請負），出資またはその他の方式で他人に土地経営権を流通させ，なおかつ注文側に記録することを自主的に決定することができる。
（新設）	第 37 条　土地経営権者は契約の約定の期間内において農村土地を占有し，自主的に農業生産経営を展開しなおかつ収益を取得する。
第 33 条　土地請負経営権の流通は，以下の原則を	第 38 条　土地経営権の流通は，以下の原則を遵守

遵守しなければならない。 ⑴　平等の協議，自由意思に基づき，有償であり，いかなる組織および個人も請負側が土地請負経営権の流通を強迫または阻害してはならない ⑵　土地所有権の性質および土地の農業用途を改変してはならない ⑶　流通期間は請負期間の残余期間を超えてはならない ⑷　譲受側は農業経営能力を有していなければならない ⑸　同等の条件下では，当該集団経済組織の構成員が優先権を有する	しなければならない。 ⑴　法により，自由意思に基づき，有償であり，いかなる組織および個人も土地経営権の流通を強迫または阻害してはならない ⑵　土地所有権の性質および土地の農業用途を改変してはならず，農業総合生産能力および農業自然環境を破壊してはならない ⑶　流通期間は請負期間の残余期間を超えてはならない ⑷　譲受側は農業経営能力または資質を有していなければならない ⑸　同等の条件下では，当該集団経済組織の構成員が優先権を有する
第 34 条　土地請負経営権の流通の主体は，請負側である。請負側は，土地請負経営権を流通させるか否か，および流通の方式を法により自主的に決定することができる。	→旧 32 条と合併し新 36 条
第 35 条　請負期間内に，注文側は，請負契約を一方的に解除することはできず，少数は多数に従う原則を口実にして請負側を強迫して土地請負経営権を放棄変更させてはならず，「口糧田」と「責任田」等の区分で請負地を回収して入札請負を実施してはならず，請負地を回収して債務の弁済に当ててはならない。	（削除）
第 36 条　土地請負経営権の流通による下請負料，賃料，譲渡費等は，当事者双方の協議によって決定しなければならない。流通の収益は，請負側の所有に帰属するものとし，いかなる組織および個人もみだりに差し止めたり，差し引きしたりしてはならない。	第 39 条　土地経営権の流通の価額は，当事者双方の協議によって決定しなければならない。流通の収益は請負側の所有に帰属するものとし，いかなる組織および個人もみだりに差し止めたり，差し引きしたりしてはならない。
第 37 条　土地請負経営権を下請負，賃貸，交換，譲渡またはその他の方式で流通させる場合，当事者双方は，書面による契約を締結しなければならない。譲渡方式で流通させるときは，注文側の同意を経なければならず，下請負，賃貸，交換またはその他の方式で流通させるときは，注文側に届け出て記録しなければならない。	第 40 条　土地経営権の流通は，当事者双方が書面による流通契約を締結しなければならない。
土地請負経営権流通契約は原則として以下の条項を含むものとする。 ⑴　双方当事者の氏名，住所 ⑵　流通する土地の名称，位置，面積，等級 ⑶　流通の期間および起算日と満了日 ⑷　流通する土地の用途 ⑸　双方当事者の権利と義務 ⑹　流通価額および支払い方式	土地経営権の流通契約は原則として以下の条項を含むものとする。 ⑴　双方当事者の氏名，住所 ⑵　流通する土地の名称，位置，面積，等級 ⑶　流通の期間および起算日と満了日 ⑷　流通する土地の用途 ⑸　双方当事者の権利と義務 ⑹　流通価額および支払方式

⑺　違約責任	⑺　土地が法により収用，徴用，占用された時の関係する補償費の帰属 ⑻　違約責任
→39 条 2 項	請負側が土地を他人に代理耕作させて 1 年を超えない場合は，書面による契約を締結しなくてもよい。
（新設）	第 41 条　土地経営権の流通期間が 5 年以上の場合，当事者は登記機構に土地経営権の登記を申請することができる。登記を経ないときは，善意の第三者に対抗することができない。
（新設）	第 42 条　請負側は土地経営権の流通契約を一方的に解除してはならないが，但し譲受側に下に列記する状況の 1 つがある場合は除く。 ⑴　土地の農業用途の勝手な改変 ⑵　耕作放棄連続 2 年以上 ⑶　土地への厳重な損害の醸成または土地自然環境の厳重な破壊 ⑷　その他の厳重な違約行為
（新設）	第 43 条　請負側の同意を経た場合，譲受側は法により土壌を投資改良することができ，農業生産に付属，連続する施設を建設することができ，なおかつ契約の約定に照らしてその投資部分について合理的な補償を得ることができる。
第 38 条　土地請負経営権を交換，譲渡方式で流通させ，当事者が登記を請求する場合は，県級以上の地方人民政府へ登記を申請しなければならない。登記を経なければ，善意の第三者に対抗することはできない。	→35 条
第 39 条　請負側は，一定期間，一部または全部の土地請負経営権を第三者に下請負に出し，または賃貸することができるが，請負側と注文側の請負関係は不変である。	第 44 条　請負側が土地経営権を流通させる場合，注文側との請負関係は不変である。
請負側が土地を他人に代理耕作させて 1 年を超えない場合は，書面による契約を締結しなくてもよい。	→旧 37 条と合併して新 40 条
第 40 条　請負側の間では，耕作の便宜または各自の必要のために，同一の集団経済組織に属する土地の土地請負経営権を交換することができる。	→33 条
第 41 条　請負側は，安定した非農業の職業に従事し，または安定した収入源がある場合，注文側の同意を経て，土地請負経営権の全部または一部を農業生産経営に従事する他の農家に譲渡することができるが，当該農家が注文側と新たな請負関係	→34 条

を確立することとなり，原請負側と注文側の当該土地上の請負関係は終了するものとする。	
（新設）	第45条　県級以上の地方人民政府は工商企業等の社会資本が流通を通して取得した土地経営権の資格審査，プロジェクト認可およびリスク防止の制度を打ち立てなければならない。 工商企業等の社会資本が流通を通じて土地経営権を取得する場合，当該集団経済組織は適量の管理費用を収受することができる。 具体的な弁法は国務院の農業農村，林業および草原主管部門が規定する。
（新設）	第46条　請負側が書面で同意し，なおかつ当該集団経済組織が記録することで，譲受側は土地経営権を再流通させることができる。
（新設）	第47条　請負側は請負地の土地経営権を用いて金融機構に融資の担保とすることができ，かつ注文側に記録することができる。譲受側が流通を通して取得した土地経営権は，請負側が書面で同意し，なおかつ注文側に記録することで，金融機構に融資の担保とすることができる。 担保物権は融資担保契約が効力を生じた時に設定される。当事者は登記機構に登記を申請することができるが，登記を経ずして，善意の第三者に対抗することはできない。 担保物権を実行する場合，担保物権者は土地経営権について優先弁済を受ける権利を有する。 土地経営権の融資担保の弁法は国務院の関係部門が規定する。
第42条　請負側の間では，農業経済の発展のため，自由意思に基づいて連合して土地請負経営権を出資し，農業協同組合生産に従事することができる。	（削除）
第43条　請負側が請負地に投資して土地の生産力を高めていた場合，土地請負経営権を法により流通させる時に相応の補償を得る権利を有する。	（削除）
第3章　その他の方式による請負	第3章　その他の方式による請負
第44条　家族請負方式を採用すべきでない荒れた山，荒れた溝，荒れた丘，荒れた砂州等の農村土地を入札，競売，公開協議等の方式を通じて請け	第48条　家族請負方式を採用すべきでない荒れた山，荒れた溝，荒れた丘，荒れた砂州等の農村土地を入札，競売，公開協議等の方式を通じて請け

負う場合は，本章の規定を適用する。

第 45 条　その他の方式で農村土地を請け負う場合は，請負契約を締結しなければならない。当事者の権利と義務，請負期間等は，双方の協議により決定する。入札，競売の方式で請け負う場合は，請負料は公開入札，競売で決定する。公開協議等の方式で請け負う場合は，請負料は双方が協議して決定する。

第 46 条　荒れた山，荒れた溝，荒れた丘，荒れた砂州等は，直接的に入札，競売，公開協議等の方式を通じて請負経営を実行することができ，土地請負経営権を当該集団経済組織の構成員に持ち分に換算して分割した後で，請負経営または株式協同組合経営をすることもできる。

荒れた山，荒れた溝，荒れた丘，荒れた砂州を請け負う場合には，関連する法律，行政法規の規定を遵守して水土の流失を防止し，自然環境を保護しなければならない。

第 47 条　その他の方式で農村土地を請け負う場合，同等の条件の下で，当該集団経済組織の構成員が優先請負権を有するものとする。

第 48 条　注文側は，農村土地を当該集団経済組織以外の組織または個人に請負に出す場合，事前に当該集団経済組織の構成員による村民会議の 3 分の 2 以上の構成員または 3 分の 2 以上の村民の同意を経て，なおかつ郷（鎮）人民政府に届け出て認可を得なければならない。

当該集団経済組織以外の組織または個人が請け負う場合は，請負側の信用状況および経営能力を審査したのち，請負契約を締結しなければならない。

第 49 条　入札，競売，公開協議等の方式を通じて農村土地を請け負う場合，法により登記して土地請負経営権証または林権証などの証書を取得したときは，その土地請負経営権は，法により譲渡，賃貸，出資，抵当およびその他の方式で流通させることができる。

第 50 条　入札，競売，公開協議等の方式を通じて土地請負経営権を取得した場合，当該請負人が死亡したときは，得るべき請負の収益は，相続法の規定に照らして相続するものとし，請負期間内において，その相続人が請負を継続することができる。

負う場合は，本章の規定を適用する。

第 49 条　その他の方式で農村土地を請け負う場合は，請負契約を締結して，請負側が土地経営権を取得しなければならない。当事者の権利と義務，請負期間等は，双方の協議により決定する。入札，競売の方式で請け負う場合は，請負料は公開入札，競売で決定するものとし，公開協議等の方式で請け負う場合は，請負料は双方が協議して決定する。

第 50 条　荒れた山，荒れた溝，荒れた丘，荒れた砂州等は，直接的に入札，競売，公開競技等の方式を通じて請負経営を実行することができ，土地経営権を当該集団経済組織の構成員に持ち分に換算して分割した後で，請負経営または株式協同組合経営をすることもできる。

荒れた山，荒れた溝，荒れた丘，荒れた砂州を請け負う場合には，関連する法律，行政法規の規定を遵守して水土の流失を防止し，自然環境を保護しなければならない。

第 51 条　その他の方式で農村土地を請け負う場合，同等の条件の下で，当該集団経済組織の構成員が優先請負の権利を有するものとする。

第 52 条　注文側は，農村土地を当該集団経済組織以外の組織または個人に請負に出す場合，事前に当該集団経済組織の構成員による村民会議の 3 分の 2 以上の構成員または 3 分の 2 以上の村民の同意を経て，なおかつ郷（鎮）人民政府に届け出て認可を得なければならない。

当該集団経済組織以外の組織または個人が請け負う場合は，請負側の信用状況および経営能力を審査したのち，請負契約を締結しなければならない。

第 53 条　入札，競売，公開協議等の方式を通じて農村土地を請け負う場合，法により登記して権利帰属証書を取得したときは，法により賃貸，出資，抵当およびその他の方式で土地経営権を流通させることができる。

第 54 条　本章の規定に照らして入札，競売，公開協議等の方式を通じて土地経営権を取得した場合，当該請負人が死亡したときは，得るべき請負の収益は，相続法の規定に照らして相続するものとし，請負期間内において，その相続人が請負を継続することができる。

第 4 章　紛争解決と法的責任	第 4 章　紛争解決と法的責任
第 51 条　土地請負経営をめぐって紛争が生じた場合，双方当事者は，協議を通じて解決することができるし，村民委員会，郷（鎮）人民政府等に調停を請求して解決することもできる。 当事者は，協議，調停を望まない，または協議，調停が不調に終わった場合，農村土地請負仲裁機関に仲裁を申し立てることができるし，直接人民法院に訴えを提起することもできる。	第 55 条　土地請負経営をめぐって紛争が生じた場合，双方当事者は，協議を通じて解決することができるし，村民委員会，郷（鎮）人民政府等に調停を請求して解決することもできる。 当事者は，協議，調停を望まない，または協議，調停が不調に終わった場合，農村土地請負仲裁機関に仲裁を申し立てることができるし，直接人民法院に訴えを提起することもできる。
第 52 条　当事者は，農村土地請負仲裁機関の仲裁の裁定を不服とする場合，裁定書を受け取った日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。期限を過ぎても訴えの提起がなされないときは，裁定書は，法的効力を生じる。	（削除）
第 53 条　いかなる組織および個人も，請負側の土地請負経営権を侵害した場合は，民事責任を負わなければならない。	第 56 条　いかなる組織および個人も，土地請負経営権，土地経営権を侵害した場合は，民事責任を負わなければならない。
第 54 条　注文側は，下に列記する行為のいずれかがある場合は，侵害の停止，原物の返還，原状の回復，妨害の排除，危険の除去，損害の賠償等の民事責任を負わなければならない。 ⑴　請負側が法により有する生産経営自主権に干渉する ⑵　本法の規定に反して請負地を回収，調整する ⑶　請負側が土地請負経営権を流通させることを強迫または阻害する ⑷　少数は多数に従う原則を口実にして請負側が土地請負経営権を放棄または変更するよう強迫して，土地請負経営権を流通させる ⑸　「口糧田」と「責任田」等の区分を理由として請負地を回収して入札請負を実施する ⑹　請負地を回収して債務の弁済に充てる ⑺　女性が法により有する土地請負経営権を剥奪，侵害する ⑻　土地請負経営権を侵害するその他の行為	第 57 条　注文側は，下に列記する行為のいずれかがある場合は，侵害の停止，妨害の排除，危険の除去，財産の返還，原状の回復，損害の賠償等の民事責任を負わなければならない。 ⑴　請負側が法により有する生産経営自主権に干渉する ⑵　本法の規定に反して請負地を回収，調整する ⑶　請負側が土地承包経営権の交換，譲渡または土地経営権の流通を実行することを強迫または阻害する ⑷　少数は多数に従う原則を口実にして請負側が土地請負経営権を放棄または変更するよう強迫する ⑸　「口粮田」と「責任田」等の区分を理由として請負地を回収して入札請負を実施する ⑹　請負地を回収して債務の弁済に充てる ⑺　女性が法により有する土地請負経営権を剥奪，侵害する ⑻　土地請負経営権を侵害するその他の行為
第 55 条　請負契約の中で，請負側の意思に反する，または請負地を回収，調整できない等に関する法律，行政法規の強行規定に反する約定は，無効である。	第 58 条　請負契約の中で，請負側の意思に反する，または請負地を回収，調整できない等に関する法律，行政法規の強行規定に反する約定は，無効である。
第 56 条　当事者の一方が契約上の義務を履行しない，または履行した義務が約定に合致していない	第 59 条　当事者の一方が契約上の義務を履行しない，または履行した義務が約定に適合しない場合，

場合，「中華人民共和国契約法」の規定により違約責任を負わなければならない。	法により違約責任を負わなければならない。
第 57 条　いかなる組織および個人も，請負側を強迫して土地請負経営権を流通させた場合，当該流通は，無効である。	第 60 条　いかなる組織および個人も，土地請負経営権の交換，譲渡または土地経営権の流通を強迫で進めた場合，当該交換，譲渡または流通は無効である。
第 58 条　いかなる組織および個人も，土地請負経営権の流通の収益をみだりに差し押さえ，控除徴収した場合は，返還しなければならない。	第 61 条　いかなる組織および個人も，土地請負経営権の交換，譲渡または土地経営権の流通の収益をみだりに差し押さえ，控除徴収した場合は，返還しなければならない。
第 59 条　土地管理法規に反し，土地を不法に収用，占用し，または土地収用補償費を着服，流用して，犯罪を構成する場合は，法により刑事責任を追及するものとし，他人に損害を与えたときは，損害賠償等の責任を負わなければならない。	第 62 条　土地管理法規に反し，土地を不法に収用，占用し，または土地収用補償費を着服，流用して，犯罪を構成する場合は，法により刑事責任を追及するものとし，他人に損害を与えたときは，損害賠償等の責任を負わなければならない。
第 60 条　請負側が請負地を違法に非農業建設に用いた場合は，県級以上の地方人民政府の関係行政主管部門が法により処罰する。	第 63 条　請負側，土地経営権者が請負地を違法に非農業建設に用いた場合は，県級以上の地方人民政府の関係主管部門が法により処罰する。
請負側が請負地に恒久的な損害を与えた場合，注文側は，制止する権利を有し，なおかつこれによって生じた損害の賠償を請負側に請求することができる。	請負側が請負地に恒久的な損害を与えた場合，注文側は，制止する権利を有し，なおかつこれによって生じた損害の賠償を請求する権利を有する。
（新設）	第 64 条　土地経営権者が土地の農業用途をみだりに改変して，連続 2 年以上耕作放棄し，土地に厳重な損害を与え，または土地の自然環境を厳重に破壊したにもかかわらず，請負側が合理的な期間内に土地経営権流通契約を解除しない場合，注文側は土地経営権流通契約の終了を請求する権利を有する。土地経営権者が土地および土地の自然環境に与えた損害は賠償しなければならない。
第 61 条　国家機関およびその勤務要員が，職権を利用して農村土地請負に干渉し，請負契約を変更，解除させて，請負側が法により有する生産経営自主権に干渉したり，または請負側が土地請負経営権の流通等を行うことを強制，阻害したりして，土地請負経営権を侵害する行為により，請負側に損害を与えた場合は，損害賠償等の責任を負わなければならないものとし，情状が厳重なときは，上級機関または所在組織が直接責任者を行政処分するものとし，犯罪を構成するときは，法により刑事責任を追及する。	第 65 条　国家機関およびその勤務要員が職権を利用して農村土地請負経営に干渉し，請負経営契約を変更，解除して，請負経営の当事者が法により有する生産経営自主権に干渉して，請負経営の当事者が土地請負経営権の交換，譲渡または土地経営権の流転等を行うことを強迫，阻害して土地承包経営権，土地経営権を侵害する行為により，請負経営の当事者に損害を与えた場合は，損害賠償等の責任を負わなければならないものとし，情状が厳重なときは，上級機関または所在組織が直接責任者を処分するものとし，犯罪を構成するときは，法により刑事責任を追及する。

第 5 章　付則	第 5 章　付則
第 62 条　本法施行前に農村土地請負に関する国家の規定に照らして行われた請負は，請負期間が本法の規定よりも長いものも含め，本法施行後も引き続き有効とし，土地の請負を新たに行ってはならない。請負側に土地請負経営権証または林権証等の証書を交付していない場合には，証書を補完して交付しなければならない。	第 66 条　本法施行前に農村土地請負に関する国家の規定に照らして行われた請負は，請負期間が本法の規定よりも長いものも含め，本法施行後も引き続き有効とし，土地の請負を新たに行ってはならない。請負側に土地請負経営権証または林権証等の証書を交付していない場合には，証書を補完して交付しなければならない。
第 63 条　本法施行前にすでに予備地を留保していた場合は，予備地の面積は，当該集団経済組織の耕地総面積の 5%を超えてはならない。5%に満たないときであっても，予備地を増加してはならない。 本法施行前に予備地を留保していなかった場合であっても，本法施行後に改めて予備地を留保することはできない。	第 67 条　本法施行前にすでに予備地を留保していた場合は，予備地の面積は，当該集団経済組織の耕地総面積の 5%を超えてはならない。5%に満たないときであっても，予備地を増加してはならない。 本法施行前に予備地を留保していなかった場合であっても，本法施行後に改めて予備地を留保することはできない。
第 64 条　各省，自治区，直轄市の人民代表大会常務委員会は，本法に基づき，当該行政区画の実情を踏まえて，実施弁法を制定することができる。	第 68 条　各省，自治区，直轄市の人民代表大会常務委員会は，本法に基づき，当該行政区画の実情を踏まえて，実施弁法を制定することができる。
（新設）	第 69 条　農村集団経済組織の構成員の身分を確認する原則，手続等は，法律，法規で規定する。
第 65 条　本法は，2003 年 3 月 1 日から施行する。	第 70 条　この法律は 2003 年 3 月 1 日から施行する。

＊本研究は JSPS 科研費 19K01252 の助成を受けた研究成果の一部である。

《注》

（1）　その経緯については長友昭「中国における農村土地請負経営権の生成過程」早稲田大学大学院法研論集 111 号，2004 年を参照。

（2）　その類型区分と一裁判例として長友昭「中国における農村土地請負経営権の流通に関する事例」比較法学 44 巻 1 号，2010 年，197 頁以下参照。

（3）　翻訳・紹介として小口彦太＝長友昭「中華人民共和国物権法」早稲田法学 82 巻 4 号，2007 年等がある。

（4）　鈴木賢＝崔光日＝宇田川幸則＝朱曄＝坂口一成『中国物権法　条文と解説』成文堂，2017 年，11 頁。なお，長友昭「中国物権法と農村土地請負経営権をめぐる議論」中国研究月報 61 巻 11 号，2007 年も参照されたい。

（5）　長友昭「中国物権法制定以降の不動産をめぐる諸論点 ── ルビコンのその先に」早稲田法学 92 巻 3 号，2017 年，32-33 頁。

（6）　重慶市での改革の事例として，長友昭「中国物権法の下での「農民の保護」論と農地の権利移転について ── 重慶市における土地請負経営権の権利移転実験モデルの検討」農業法研究 44 号，2009 年。

（7） 日本語での簡便な紹介として，石原享一『習近平の中国経済 ── 富強と効率と公正のトリレンマ（ちくま書房）』筑摩書房，2019 年。

（8） 岡村志嘉子「【中国】農村土地請負法の改正と耕地占用税法の制定」外国の立法 279-1 号，2019 年，27 頁。

（9） 同法は 2002 年に制定された当初の法律もあるのだが，これについては國谷知史訳「農村土地請負法」中国研究所『中国年鑑 2003』創土社，2003 年，465 頁以下に翻訳があるため，そちらを参照されたい。なお，本稿の 2009 年法，2018 年法の訳出においても，訳語の選択には異なる部分も少なくないが，全体としてこの國谷知史訳を参考にした。

（10） 國谷知史「立法・司法」中国研究所『中国年鑑 2019』明石書店，2019 年，82-85 頁。

（11） 本稿準備のための成果の一部を日本現代中国学会第 69 回全国学術大会（2019 年 10 月 20 日）の自由論題報告として発表した。その際，司会およびコメントの中で明治大学の鈴木賢教授より，貴重なご指摘を得た。

（原稿受付　2019 年 10 月 31 日）

〈退職教員の略歴・研究業績〉

退職の御挨拶に代えて
── 拓殖大学での 39 年 ──

大　石　高　久

楽しかった日々

1981 年，30 歳の時，本学に採用されました。当時は，文字通りの「一般公募」で，採用試験も語学 2 科目（英語・独語）の他に，「専門科目」に関する筆記試験があったと記憶しています。

また，大学で教えた経験が無かったので，1 年間は「助手」での採用でした。この間は，「翌年からの講義の準備をせよ」と言う事で，前期・後期試験及び入学試験等の試験監督以外の仕事はありませんでした。

今振り返りますと，大変恵まれた時代でしたし，本学の雰囲気も大らかな時代でした。 政経学部だけで 1 万人以上の受験生がいた時代も経験しました。

担当科目と麗沢会

翌年からは，1 年生の「創造労作」（肉体労働！　その後「アカデミック・スキル」に変更），両キャンパスでの「経済学史」，2〜4 年ゼミナールを担当しました。

課外活動では，自分自身が優勝してきた「躰道」部が，本学では「いつ問題が起きてもおかしく無い」と言われ，部長のなり手がいなかったので，自ら希望し，留学を機に中川功氏と交代するまでの 11 年間務めました。

部長になってみると，上記悪評に反して，女子部もあり，男女ともしっかりしている，良いクラブでした。春・夏の合宿や大会等にも参加し，夜幹部達といろいろな話をしたことを思い出します。

ブリストル大学（英）への留学

1989 年の新年挨拶会で，突然「早い者勝ち」の留学話が持ち上がり，その機会に英国の名門ブリストル大学に家族で留学できました。

ブリストルでは，子供達を現地の学校に通わせ，政治学部教員 3 名の講義・セミナーに参加しました。 そうした中，ある学生から「英語で書くよう」に勧められ，下書きのチェックまで受けることができ，それが後に “The Unknown Marx”（2001）として結実します。

UOB & NSWU への学生派遣・引率

帰国後，政経学部学生にだけ留学プログラムが無いことに気づき，国際交流委員，後に委員長として，ブリストル大学，オーストラリアの NSWU, 更に（奥田先生のご努力により）中国アモイ大学と学術交流協定を締結し，学生を派遣する様になりました。

UOB 短期研修は，1996 年以降「197 名」が派遣されましたが，現在では終了しています。理由は不明ですが，先方が名門大学であるため，残念至極です。

UOB 長期研修は，現地の授業を履修する高度なプログラムですが，3 名の学生が派遣されました。その後基準が引き上げられ，殆ど無理なプログラムになりました。

NSWU 短期研修は，2006 年以降 147 名が派遣されました。

政経学部の先生方に知って頂きたいことは，短期研修を経験した学生の多くが，長期研修に参加したり，それを機に語学に磨きをかけ，現在では「会社では，外国人のお客様には自分が応対している」ということです。

学生の中に眠っている能力を，引き出して頂きたいですね。

良いサンプルが，9 月にレディング大学（英）で博士号を取得し，10 月から航空自衛隊の研究機関で研究者として働き始めた中谷君でしょう。彼が一年生で NSWU 短期に参加した時には，殆ど話せませんでした。しかし，その彼が，今や Ph.D. なのです。

優秀なゼミ生達

講義に力を入れたのは勿論ですが，一番力を入れたのがゼミナールです。2 年ゼミの中の優秀な学生を 3・4 年ゼミに持ち越し，鍛えました。

夏季合宿は，一人 30 分の報告時間を確保した上で，半日テニスの日程です。長い時で三泊四日，夜は花火大会その後も深夜までコンパ等。ハードでしたが，それだけに思い出が多いです。

特に，自分の研究を論文に纏めることが重要と考え，4 年ゼミには，400 字 80 枚以上の卒論を義務付け，製本化し，卒業式典後に返却してきました。年度によっては卒業前の春休みに，二泊三日の卒論報告会を開いたこともありました。

こうしたゼミ活動で，多くの優秀な学生が，全国津々浦々の，いろいろな分野で頑張っていることは，自慢できます。

本学第 3 代学長（1919 年〜1929 年）の後藤新平の言葉に，「金を残して死ぬ者は下だ。仕事を残して死ぬ者は中だ。人を残して死ぬ者は上だ」 とありますが，本学での 39 年を振り返ってみて，自分は多くの人を残して来た！と言えます。

今後は，1）マルクスの入門書，2）坂本龍馬の研究書，3）忠臣蔵の研究書の三冊を完成させたいと願って居ります。

末筆ながら，本学の発展と皆様の益々のご活躍を祈念いたして居ります。

《略歴と業績》

〔略　歴〕

1976 年 3 月　関東学院大学大学院経済学研究科博士前期課程修了

1978 年 3 月　横浜国立大学大学院経済学研究科修了

1981 年 3 月　中央大学大学院商学研究科商学専攻博士後期課程修了

1981 年 4 月　拓殖大学政経学部助手

1982 年 4 月　拓殖大学政経学部講師

1985 年 4 月　拓殖大学政経学部助教授

1889 年 4 月～1990 年 8 月　ブリストル大学政治学部客員教授

1993 年 4 月～現在　拓殖大学政経学部教授

1998 年 3 月　経済学博士（中央大学大学院商学研究科）

〔著作一覧〕

（論　文）

「疎外論と価値論 ── トウーフシェーラーの所説を中心とした一考察 ──」『関東学院大学大学院紀要』1 号。

「『独仏年誌』のマルクス」『論究』（中央大学大学院）11-1 号。

「『経済学・哲学草稿』の論理構造(1)」『商学論纂』（中央大学商学部）21-4 号。

「『経済学・哲学草稿』における〈経済学批判〉」『論究』（中央大学大学院）13-1 号。

「マルクスにおけるリカードウ批判の『始元』」『拓殖大学論集』137 号。

「『経済学・哲学草稿』［第三草稿］について」『研究年報』（拓殖大学）5 号。

「『経済学・哲学草稿』と『ミル評注』」『拓殖大学論集』152 号。

「エンゲルス『国民経済学批判大綱』とパリ時代のマルクス」『拓殖大学論集』164 号。

「私的所有批判と古典派労働価値説批判」『研究年報』（拓殖大学）11 号。

「『経済学的諸範疇の批判』とは何か」『拓殖大学論集』170 号。

「プルードンの『系列の弁証法』とマルクス」『拓殖大学論集』172 号。

「価値概念とブルジョア的諸関係の歴史性および統一性把握」『拓殖大学論集』176 号，1989 年。

「古典派経済学のシニシズムとマルクスの〈経済学批判〉」『研究年報』（拓殖大学）15 号。

「マルクスの弁証法的方法と古典派価値論批判」『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』マルクス・エンゲルス研究者の会，第六号，1989 年。

「リプライ ── 大野，橋本両氏のコメントによせて ──」『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』マルクス・エンゲルス研究者の会，第六号，1989 年。

Marx's First Critique of Political Economy『拓殖大学論集』九十周年記念号，1991 年。

Marx and Engels on Communism『拓殖大学論集』195 号，1992 年。

Marx and Political Economy: Successive Confrontations『拓殖大学論集』197 号，1992 年。

Civil Society, Bourgeouis Society and Capitalist Society in "Capital," Volume 1,『拓殖大学論集』197 号，1992 年。

Individual, Social and Common Property『拓殖大学論集』199 号，1992 年。

「マルクスとエンゲルスの社会主義論」『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』マルクス・エンゲルス研究者の会，第十七号，1992 年。

Marx and Engels on Communism『社会科学』（拓殖大学）1-2 号，1993 年。

Ricardo's Method Re-examined: Ricardo VS. Marx on Method,『社会科学』（拓殖大学）1-2 号，1993 年。

Ricardo's Value Theory Re-examined: Ricardo VS. Marx on Value,『社会科学』（拓殖大学）1-3 号，1994 年。

The Editing Problems of "The German Ideology",『社会科学』（拓殖大学）2-1 号，1994 年。

The Materialist Interpretation of History and Marx's Critique of Political Economy, in "Beiträge zur Marx-Engels-Forshung," 1995.

「〈唯物史観〉と『一般的結論』」『社会科学』（拓殖大学）3-1 号，1995 年。

Ricardo, Engels and Marx in 1844,『社会科学』（拓殖大学）3-2 号，1995 年。

Marx VS. Proudhon on Dialectics, 商学論叢（中央大学), Vol. 38, No. 5, 1997 年。

「今マルクスを読む」『政治・経済・法律研究』（拓殖大学）15 巻 1 号，2012 年。

（著　作）

『講義ノート　経済学史』有明学術出版会，1988 年。

『講義ノート　経済学史　第二版』有明学術出版会，1991 年。

『マルクス全体像の解明』八朔社，1997 年。

"The Unknown Marx," Pluto Press, 2001.

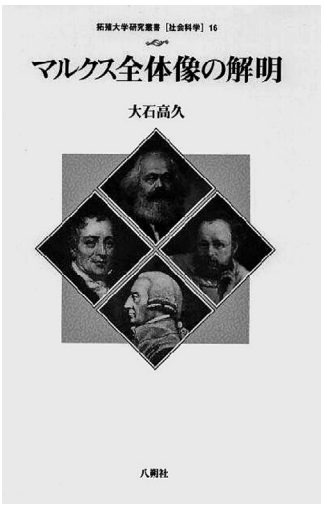

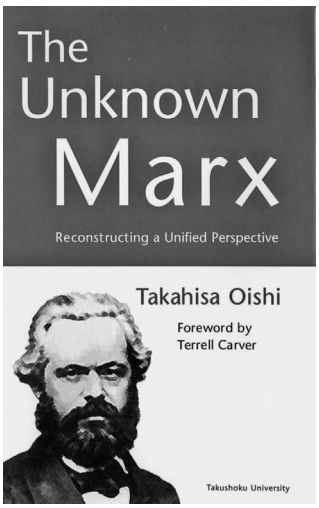

（共　著）

「共産主義」『マルクス・カテゴリーエン』青木書店，1997 年。

「疎外」『哲学・思想翻訳語辞典』論創社，2003 年。

「疎外・疎外された労働」『社会思想史事典』丸善出版，2019 年。

（書　評）

「書評：田畑稔『マルクスとアソシエーション』」『季報　唯物論研究』第 49／50 合併号，『季報　唯物論研究』編集部，1994 年。

Marx's Dialectics and His Critique of Economic Categories: Bookreview of Bertell Ollman's, "Dialectical Investigations," Routledge, New York, 1993, in "MEGA Studien," 1996.

「書評：タレル・カーバー『マルクスとエンゲルスの知的関係』」『季報　唯物論研究』，第 56／57 合併号，『季報　唯物論研究』編集部，1996 年。

「書評：大谷貞之介編『21 世紀とマルクス』」『季報　唯物論研究』『季報　唯物論研究』編集部，2007 年。

（学会報告その他）

「マルクス〈経済学批判〉体系形成史の原理について」，経済学史学会（広島大学），1984 年 11 月。

「マルクス・エンゲルス研究者の会」英語圏担当者，1992 年 4 月。

「マルクス・エンゲルス研究者の会」第 7 回例会において T. Carver 報告を通訳，1992 年 4 月 10 月。

（ディスカッション・ペーパー）「『唯物史観』の再検討」（拓殖大学），1994 年。

「マルクスの社会主義論とエンゲルス」，社会思想史学会 20 周年記念大会（長崎総合科学大学），1995 年 10 月。

「マルクス・エンゲルス研究者の会」第 10 回例会において T. Carver 報告の通訳，1995 年 11 月。

学会報告「アソシアシオーンとしての社会的所有」（経済理論学会関東部会），2008 年 3 月。

〔フルブライト特別研究員の受け入れ〕

ニューヨーク大学バーテル・オールマン教授を「フルブライト特別研究員」として受け入れる，1994 年 7 月～1994 年 12 月。

〔ホームページ運営〕

「社会問題と社会科学のためのサイバー大石ゼミナール」開設（http://www.asahi-net.or.jp/ ~

mu3t-oois/）

2012 年 1 月　同上 「環境問題」 のページ （http://www.asahi-net.or.jp/~mu3t-oois/env-j.html）に以下の研究論文 8 本を追加。

「Fukushima とその影響」

「東電・保安院による国民騙し！」

「外部被曝と内部被曝」

「原発は「未来のエネルギー」か？」

「地震列島と原発」

「日本の原子力政策」

「破綻する原発政策」

「隠された『再臨界』」

〔受賞研究・出版助成〕

出版助成（『マルクス全体像の解明』八朔社，1997 年 7 月。）

国際学術奨励金（“The Unknown Marx,” Pluto Press, 2001.）

〔学内業務等〕

躰道部部長：1989 年にイギリスに留学するまでの 11 年間。

政経学部国際交流委員：ブリストル大学留学から帰国後，ブリストル大学と本学政経学部の間で学術交流協定を結び，学生の短期・長期派遣を始める。

⑴　短期留学：参加人数：197 名

期間：1996 年度～2012 年度　計 14 回実施

⑵　長期留学（UOB の授業を受講する）：参加人数： 3 名

政経学部国際交流委員長：オーストラリア，シドニー市にあるニューサウスウェールズ大学との間で短期留学の協定を結ぶ。

参加人数：147 名

期間：2006 年度～2018 年度　計 12 回実施

（その後，奥田先生のご努力により，廈門大学との間に学術交流協定を締結し，短期研修の学生派遣を開始。）

＊UOB & NSWU に留学した学生達は，更に英語を磨き，その多くが社会人として英語を使って活躍している。

平成29年4月1日

拓殖大学研究所紀要投稿規則

（目的）

第1条　拓殖大学（以下，「本学」という。）に附置する，経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下，「研究所」という。）が刊行する紀要には，多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し，研究活動の促進に供することを目的とする。

（紀要他）

第2条　研究所の紀要は，次の各号のとおりとする。

⑴　経営経理研究所紀要『拓殖大学　経営経理研究』

⑵　政治経済研究所紀要『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』

⑶　言語文化研究所紀要『拓殖大学　語学研究』

⑷　理工学総合研究所紀要『拓殖大学　理工学研究報告』

⑸　人文科学研究所紀要『拓殖大学論集　人文・自然・人間科学研究』

2　研究所長は，次の事項について毎年度決定する。

⑴　紀要の『執筆予定表』の提出日

⑵　投稿する原稿（以下，「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日

⑶　投稿原稿の査読等の日程

（投稿資格）

第3条　紀要の投稿者（共著の場合，投稿者のうち少なくとも1名）は，原則として研究所の兼担研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

2　研究所の編集委員会が認める場合には，研究所員以外も投稿することができる。

（著作権）

第4条　投稿者は，紀要に掲載された著作物が，本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

2　共同執筆として紀要に掲載する場合には，共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し，投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は，共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

（執筆要領および投稿原稿）

第5条　投稿原稿は，研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

2　投稿原稿は，図・表を含め，原則として返却しない。

3　学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は，紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

（原稿区分他）

第6条　投稿原稿区分は，次の表1，2のとおり定める。

表1　投稿原稿区分：経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所及び人文科学研究所

⑴論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
⑵研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む。
⑶抄録	経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，人文科学研究所の研究助成要領第10項（2）に該当するもの。
⑷その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

表2　投稿原稿区別：理工学総合研究所

⑴論文，⑵研究速報，⑶展望・解説，⑷設計・製図，⑸抄録（発表作品の概要を含む），⑹その他（公開講座記録等）

2　投稿原稿区分は，投稿者が選定する。

ただし，紀要への掲載にあたっては，査読結果に基づいて，編集委員会の議を以て，投稿者に掲載の可否等を通知する。

3　紀要への投稿が決定した場合には，投稿者は600字以内で要旨を作成し，投稿した原稿のキーワードを3〜5個選定する。ただし，要旨には，図・表や文献の使用あるいは引用は，認めない。

4　研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は，原則として論文とする。

5　研究所研究助成を受けた研究所員が，既に学会等で発表した研究成果（原稿）は，抄録として掲載することができる。

（投稿料他）

第7条　投稿者には，一切の原稿料を支払わない。

2　投稿者には，紀要3部を贈呈する。

3　投稿者が研究所員の場合には，掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は，超過分について有料とする。

（リポジトリへの公開の停止及び削除）

第8条　投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には，リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

（その他）

第9条　本投稿規則に規定されていない事柄については，編集委員会の議を以て決定する。

（改廃）

第10条　この規則の改廃は，研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

拓殖大学政治経済研究所紀要
『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は，原則として年 2 回発行する。その発行のため，以下の原稿提出締切日を厳守する。

⑴	原稿は，　6 月末日締切　－　10 月発行
⑵	原稿は，　10 月末日締切　－　3 月発行

2. 使用言語

言語は，日本語又は英語とする。

ただし，これら以外の言語での執筆を希望する場合は，事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て，その承諾を得たときは，使用可能とするが，必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受け，日本語訳も添付する。

3. 様式

投稿原稿は，完成原稿とし，原則としてワープロ原稿（A4 用紙を使用し，横書き，1 行 43 字×34 行でプリント）2 部を編集委員会宛に提出する。

⑴　数字は，アラビア数字を用いる。

⑵　ローマ字（及び欧文）の場合は，ダブルスペースで 43 行。1 行の語数は日本語 43 文字分。

⑶　原稿の分量は，本文と注及び図・表を含め，原則として，以下のとおりとする。

なお，日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

①	論文	40,000 字（1 行 43 字×34 行で 27 頁）以内	A4 縦版・横書
②	上記以外のもの	20,000 字（1 行 43 字×34 行で 14 頁）以内	

上記分量を超えた投稿原稿は，編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で，本紀要の複数号にわたって，同一タイトルで投稿することはできない。

ただし，編集委員会が許可した場合に限り，同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は，最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

⑷　上記以外の様式にて，投稿原稿の提出する場合には，編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿

⑴　原稿区分は，「拓殖大学　研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが，「その他」の区分，定義については付記のとおりとする。

⑵　投稿原稿の受理日は，編集委員会に到着した日とする。

⑶　投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し，原本を編集委員会宛とする。

⑷　投稿原稿数の関係で，紀要に掲載できない場合には，拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より，その旨を執筆者に通達する。

5. 図・表・数式の表示

⑴　図・表の使用は，必要最小限にし，それぞれに通し番号と図・表名を付けて，本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。

⑵　図および表は，コンピューター等を使って，きれいに作成すること。

⑶　数式は，専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

⑴ 注は，本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし，後注方式により本文の最後に一括して記載する。

ただし，脚注が相応しいと判断する場合，それも可とする。また，引用，参考文献の表記についても同様とする。

⑵ 英文表記の場合は，例えば，*The Chicago Manual of Style* 等を参考にする。

7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは，『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』執筆予定表を決められた日までに研究所に提出する。

8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に，『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入，「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印し，原稿提出期日までに添付する。

9. 原稿の審査・変更・再提出

⑴ 投稿原稿の採否は，編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて，編集委員会が決定する。編集委員会は，原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。

⑵ 提出された投稿原稿は，編集委員会の許可なしに変更してはならない。

⑶ 編集委員会は，投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。

⑷ 編集委員会は，紀要に掲載しない事を決定した場合は，所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は，編集委員会の査読を経て，修正・加筆などが済み次第，A4 版用紙（縦版，横書き）にプリントした完成原稿 1 部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には，コンピューターの機種名と使用 OS とソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお，手元には，必ずオリジナルの投稿原稿のデータを保管しておくこと。

11. 校正

投稿原稿の校正については，投稿者が初校および再校を行い，所長が三校を行う。

この際の校正は，最小限の字句に限り，版組後の書き換え，追補は認めない。

校正は，所長の指示に従い，迅速に行う。

校正が，決められた期日までに行われない場合には，紀要に掲載できないこともある。

12. 改廃

この要領の改廃は，政治経済研究所会議の議を経て，所長が決定する。

附則

この要領は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

①	判例研究：	裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
②	解説論文：	他の専門分野の人々にも分かるように，研究内容を解説したもの。
③	講　　演：	研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
④	シンポジウム：	研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。紙上のシンポジウムを含む。
⑤	書　　評：	専門領域の学術図書についての書評。
⑥	随　　想：	自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
⑦	通　　信：	個人，特定の団体に向けて書かれた通信文。教育・研究に関する主題に限る。
⑧	報　　告：	学界展望など。研究所からの通知を含む。
⑨	資　　料：	上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

以　上

執筆者紹介（目次掲載順）

高橋　智彦（たかはし・ともひこ）	政経学部教授	国際金融，金融
澤田　次郎（さわだ・じろう）	政経学部教授	近代日本政治史，近代日本政治思想史
大倉　正雄（おおくら・まさお）	拓殖大学名誉教授	経済学，経済思想史
小林　秀高（こばやし・ひでたか）	拓殖大学北海道短期大学准教授	政治学，比較政治学
長島　光一（ながしま・こういち）	政経学部非常勤講師	民事訴訟法，環境法
工　　一仁（たくみ・かずひと）	別科准教授	日本事情，日本語
長　　友昭（ちょう・ともあき）	政経学部准教授	中国法，民法

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は，昭和 30 年（1955 年）の第 9 号を「創立 55 周年記念」とするに際して，本学第 10 代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

拓殖大学論集　政治・経済・法律研究　第 22 巻第 2 号　ISSN 1344-6630

（拓殖大学論集 317）ISSN 0288-6650

2020 年（令和 2 年）3 月 19 日　印　刷
2020 年（令和 2 年）3 月 25 日　発　行

編　　集　拓殖大学政治経済研究所編集委員会
編集委員　白石浩介　岡崎哲郎　小竹聡　近藤和貴　益田直子
発 行 者　拓殖大学政治経済研究所長　白石　浩介
発 行 所　拓殖大学政治経済研究所
〒112-8585　東京都文京区小日向 3 丁目 4 番 14 号
Tel. 03-3947-7595
印 刷 所　㈱外為印刷

THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

Vol. 22 No. 2 March 2020

Articles

Tomohiko TAKAHASHI — Financial Institution after Maidan Revolution in Ukraine (1)

Jiro SAWADA — Imperial Japanese Army's Intelligence Activities against China during the 1880s: Focusing on Yasumasa Fukushima (19)

Masao OKURA — Sir William Petty's Political Arithmetic: A Baconian Economic Science (77)

Hidetaka KOBAYASHI — The Characteristics of Political Institutions in Mongolia: Parliamentary and Presidential Elections (139)

Koichi NAGASHIMA — Significance of Verification in Environmental Litigation (163)

Study Note

Kazuhito TAKUMI — Coltivation in Manchuria and Takushoku University (185)

Material

Tomoaki CHO — An Introduction of Rural Land Contract Law (2018 Revised) and Related Matters; From the "Distribution" Law to "The-Three-Rights" Law (197)

The Curriculum Vitae and Works of Retiring Professor Takahisa OISHI ……(215)

Submission of Manuscript ……(221)

Instructions for Contributors ……(223)

Edited and Published by
INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS
TAKUSHOKU UNIVERSITY
Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112–8585, JAPAN